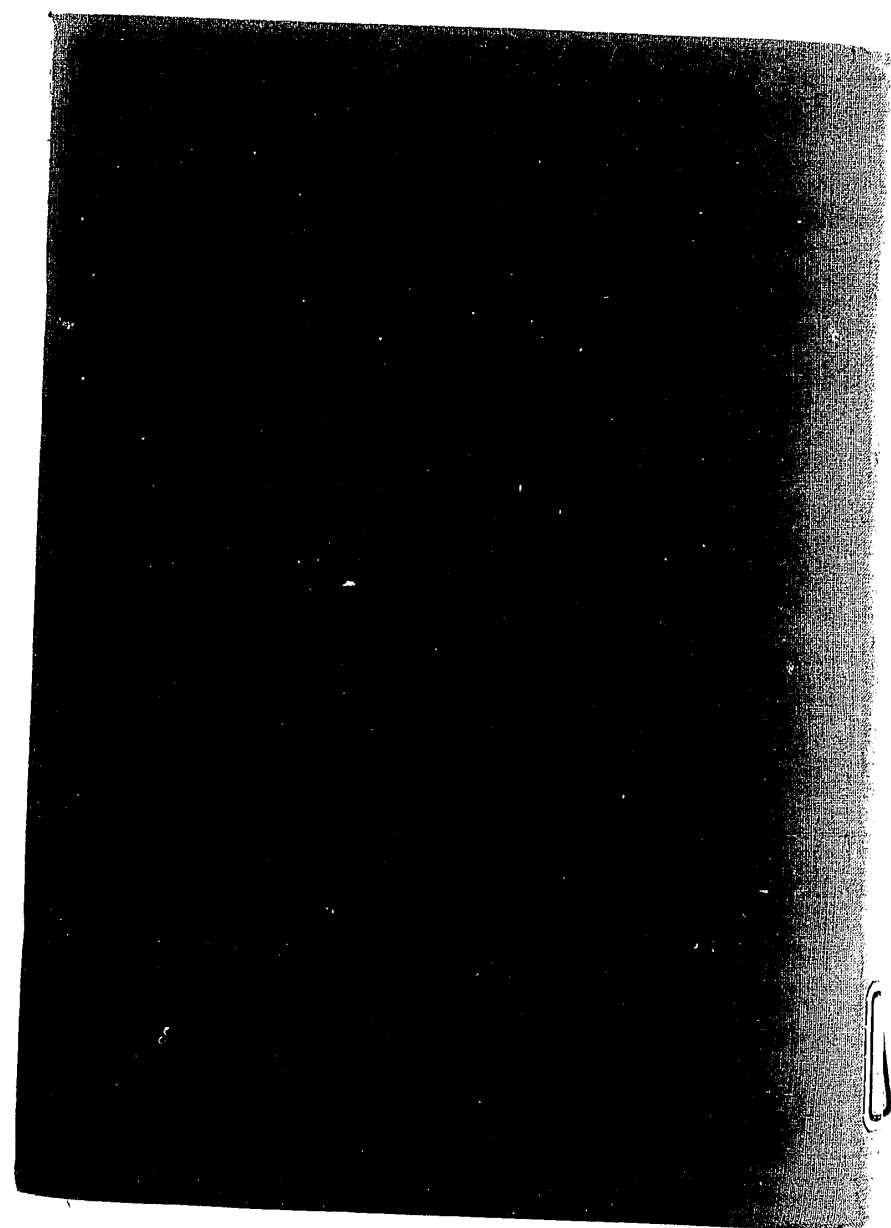


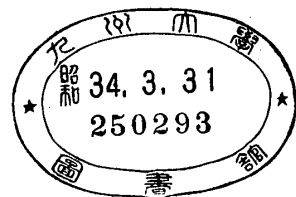
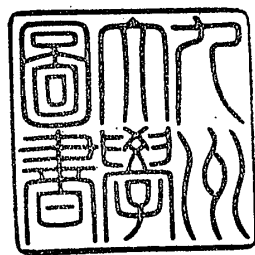
文書名	明治四年 久留米藩難記 No.
所蔵者 住所・氏名	九州大学文化史研究施設
撮影年月日	昭和56年 7月 14日
福岡県文化会館	



文化文
下

明治
四年
久苗米藩難記

箭内健次 著



凡例

久留米藩の歴史

久留米藩とは元和年間有馬豊氏が、幕府の命で筑前守として入封し、藩政を治めた。藩政の中心は、藩主と藩臣の間にあり、藩主は藩政の最高権威であり、藩臣は藩主の命に服する。藩政の中心は、藩主と藩臣の間にあり、藩主は藩政の最高権威であり、藩臣は藩主の命に服する。藩政の中心は、藩主と藩臣の間にあり、藩主は藩政の最高権威であり、藩臣は藩主の命に服する。

凡例

○動物用狂犬病予防液(不活化)検査特
殊基準 (昭和二十二年五月六日)
衛生部(農林省)第五百六十七号
衛生部(農林省)第五百六十七号
衛生部(農林省)第五百六十七号
衛生部(農林省)第五百六十七号

○豚コレラ予防液(不活化)検査特
殊基準 (昭和二十二年五月六日)
衛生部(農林省)第五百六十七号
衛生部(農林省)第五百六十七号
衛生部(農林省)第五百六十七号
衛生部(農林省)第五百六十七号

明治四年 久留米藩難記

凡例

久留米藩 米 留 久

久留米藩とは元和年間有馬豊氏が筑後國生葉竹野山本御井御原の五郡と上妻下妻三藩の三郡内に在る町村を合せ都て五百三十箇町村の土地に封せられ采地二十一萬石餘の國主と成り、生殺與奪の權を握つて國家の藩屏となられたから藩と唱へ、而して此八郡五百三十ヶ町村を御領内と稱し、之れに住する二十四五萬の人民は、一致共同して藩主と君臣の義を結び、情誼を厚し、藩主を殿様と呼び、藩士領民は臣と唱へたのである。明治二年に藩籍奉還となり、領土人民を支配する權は悉く朝廷に返納せられ、藩主は藩知事と云ふ名義に改り、大變動が來て、藩主と藩臣民の關係は全く絶へたから、消へさせて仕まはねばならぬ筈なれども、何さま二百餘年間も引き續き、君臣の契を結び、先天的三世相承の情誼は斯く速かに消え失せ難く、矢張り君臣であつた時と同様の考へて、あれは其情を酌み、誼を察し、本編を編いて讀んで貰はねば、吾々が生命を賭してやつた譯は解り兼ねるであらうと思ふから、先づ第一に其情を酌んで見て貰はねばならぬ。

凡例

然るに藩難とは如何の事柄が有つて之れに與へた名であるかと言へば明治四年の春有栖川の宮は大總督となつて大阪迄下向せられ、四條少將隆誦は巡察使と言ふ名義で山口熊本兩藩の兵を率ゐて日田に下り、九州各藩の兵は最寄り〱の方面より四境に蒞み、今にも討入らんとする威容を示して、久留米を壓迫し、既に兵端を開かうとしたけれども、久留米藩は恭順を表し、終に山口藩の脱人大樂源太郎等四人を殺害して其局を結んだのである。其爲め藩知事公は謹慎の身となられ、小河眞文氏は死罪に、水野大參事初め他の人々は罪の輕重に依り夫れ〱罰を蒙つたのであるが、其源を釋ねて見れば、封建制度止熄して將に郡縣となり、王政となり、王政を彌々布かれ、大義名分も明かに成り懸りしに、華夷混淆せんとしたのであれば、之れを明かにせんと欲し、久留米藩は天下に先ち大義を唱導し、當時の政策に反抗して、要路の人々を悉く難き倒し、以て君側を清め、吾々が意思を實際に施し行ふとして、壽を運らしたけれども、其運否にして、事破れ策蹶き、失敗して禍を被つた其時に與へた名である。

藩難の主人公は小河眞文氏で、其參謀は古松簡二氏と言ふて宜しい。然るに水野正名氏は大參事で、藩知事公に次ぐ執權者でありしが、其當時留守番役であつたから、終に其衝に當り責に任せられたと言ふ事に成つて居る。然るに此藩難の主人公は小河先生であ

ると言ふなら、氏の事を専ら主に立て、其事歴を擧げ、之を明かにして、後其他に及ぼすのが順序である。是非さうせねば順序が立たぬやうに思ふけれども、自分も明治二年の末つ方より、初めて同氏の知遇を蒙り、漸く國事に奔走した位の事なれば、其以前の事は些しも知らぬ又話にも聞いたことが無かつたから、氏の成長時代の境遇、状態、言行等は詳かにする事が出来ぬ。故に遺憾ながらも先生を主人公として書く譯には行かなかつたから、已むを得ず、自分が自儘に主人公のやうに僭越して、境遇を記述した其譯は當時の形勢状態を最も詳かに擧げて置かねば、藩難でうものゝ顛末は、どうしても明になり兼ねるのであれば、是又已むを得ず、斯くしたのであるから、之も亦恕して貰はねばならぬ。然るに藩難記と題する以上は、當時ありとあらゆる出来事は、悉く網羅して以て、一つも餘す所無く、寄せ集めて後ち、其の名を與へねばならぬのに、未だ夫れ迄には進ばず、僅に一斑に過ぎ無い者に對し、藩難記など、過當な名を與へたのは、穩當を缺き、僭越の罪を犯した事と成つたのも亦甚しいと言ふ事は、自分ながらもさう感じて居るのであれば、如何したならば好いかと、再三再四思惟したけれども、別に好名義もなく、已むを得ず與へた名である。然れども、此記述は悉く藩難に關した事と之れを明かにする爲めに最も適切なる者のみを書いたのであれば、別に是れと言ふべき名を設けて、嫌を避るに及ぶ

まいと思ふ花から、惜越ながらも名けて置いたのである。
 此記に藩雜と言ふ名を興へ、又自ら主人公のやうに成り、己の境遇を最も詳かに述べ、當時の形勢状態を明かにして人に知らしめやうとした衷情は、世人も尤めず許容して貰ふ事が出来たとしても、自分が自ら此身を顧み、當時の事に照し合せて見れば、衷心自ら忸怩の情湧いて禁する事が出来ぬ故に筆を執て幾回か脚躑躅巡決せずして空しく歳月を送り、徒らに思ひを潜め、苦慮した事の次第は、發端自叙の中に詳かに記して置いたのであれば、一讀其情を酌み、苦心の在る所を諒察して貰はねばならぬ。
 本書は當初草按として記述し、之を同志の士に頒つは勿論、其他反對者若くは傍觀した人々迄にも送り、廣く意見を徵し、内外左右前後上下より見た當時の事を、一々舉げ、其意見を具さに述べて貰つた後之を集めて大成し、少しの遺漏も無く、完全無缺のものとなして世に廣め、一般の閱覽に供したならば、當時の事が彌々明かになるであらうと豫め期したのでありしかども、歳月は流るゝ如く去て止まらず、去年を送り今年を迎へし其間に朋友知人は日々に凋落して亡き人の數に入り、今は我が身の上にも及ばんとして居るのであれば、何時鬼籍に入り此娑婆世界を辭し去る人とな成るのであらうかと思へば、甚だ心細く成り前途も亦望み寡くなつて來たからして、餘り安閑として居る隙

には行かず心急がるゝまゝ速成を期し、豫期を變じ草按の儘一般に發表したのであるが、天若し年を我れに假して、初志を貫かしむる日を與へらるゝ事と成つたならば、其時は必ず完全なるものとなして、諸君に見ゆることを得るであらうと、今から實に楽しんで居る。
 故に本編を繕き閱覽して與るゝ人々に冀ふ所のものは、等閑に看過せず、必ず熟讀玩味、當時の事實は果して然るや否や、或は相違誤謬遺漏の點は無きかと穿つて見若しくは文章拙ふして意味通せず、難解の箇所も亦多々あるべきに付、是等のものに對しては、一々其箇所を指摘して、明かに示すの勞を惜しまず、書き送り惠まれ給はらば、獨り著者の光榮として感佩するのみならず、其ものが積んで、章をなし、集めて編をなすに至らば、郷土史の上に、一大異彩を發揮し、世を裨益するに至らんかと思へば、偏に諸氏の好意と勞を待ち、著者は更らに是等の者を集め、補缺拾遺加除訂正して、藩雜の顛末と、當時の状態を最も明かにして後世に傳へ、久留米の地には斯かることが有つたと言ふ事を、何時までも此世に貽し置き度いと祈り願ふのである。庶幾くは本書の何頁に何々あるは、何々の間違ひ、若くは何は何々、其箇所々々を詳かに示し、又疑の處も舉げ、不審の點は、もし若しくは批評を加へ、批難をも興へて、惠まるゝならば、望外の至りであるから、著者の

凡例
哀情を酌み各自の奮見を垂れ給はらば之れを集めて再び見ゆるときを期するの
ると云

明治四十四年九月

著者謹識

明治四年 久留米藩難記

目次

發端 自叙……………一

第一 兵隊となり御供して上京す……………三九

第二 奥州より凱旋す……………六五

第三 國事に關係したる濫觴……………七四

第四 山口藩に使す……………一三四

第五 當時の狀態及征韓論……………一四四

第六 高良山御殿に封事を上る……………一七八

第七 豊後鶴崎に高田源兵衛を訪ふ……………二〇一

第八 遊學の蹊蹟……………二一〇

口次
銳山紀伊守を熊本に追ふ——同志若津の先後屋を捕ふ

第九	同志士米屋町莫屋庄助を斬る	二二七
第十	山口藩脱人の潜匿竝に助命論	二四七
第十一	藩命を奉じ豊後各藩の形勢を探る	二六三
第十二	吉田權大參事に隨從して藩知事公の御上京に御供す	二七九
第十三	東京より歸國の途次船中に於て水野大參事の經綸談	二九四
第十四	山口藩脱人大樂源太郎等四人を殺す事	三〇九
第十五	同志士皆縛に就く	三三九
第十六	檻車東京に送らる	三六一
第十七	東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預けとなる	三七八
第十八	結	四七三

明治四年 久留米藩雜記

來目川嶋澄之助著

發端自叙

明治三十五年十一月浮羽郡吉井町和鳴館に於て種子交換會を開き其の傍らに農産物の品評會をも併せ催して其褒賞授與式を舉げ既に結了を告げたるを以て小宴會に移り之を大廣間に開き居りし際小使が周章しく走せ來て主任郡書記に向ひ『今玄關に登り川島は何處に居るか尋ねらるゝ方があるから誰方であるかと其御名前を聞きましたけれども何とも御答は無く只俺ぢやと云はれそう言へ直に解るからと言はれて御名前は一向におつしやらぬどう致しましたなら好ひでせうか』と最も心配氣に陳べて居るのを自分がチラと聞たから『好しく俺れが行く』と云ひつゝ玄關の方に出て見れば鹿野淳二は其邊一面引き散らかし有る品物を兎見斯見つゝ本館の方に向ひ徐々と歩を進めて來るのにハタと出逢ふたからヤアと聲を掛け『よう來たねへ』と言へば鹿野は此方を振り向き『今郡役所に往て聞て見ると此所に來て居るとのこと

とであつたから、来て見れば取り次ぐ人も無く唯ゴタ／＼して居る。一體爰はどう云ふ所であるか。此間久留米であるの通り約束したから、直に來る積りで有つたけれども、宮殿下の御滞在も案外に永引ひたから、御亭主の公はひどく御心配に成り、一から十迄鹿野鹿野と御呼びに成り色々なことを申付けらるゝから、何にや角やと口手を出し立働きの駈け廻り御用專一に務めたので、殊の外忙しかつた然るに宮殿下も彌々御出發に成り途中太宰府に御立寄りに成つて小野隆助が定遠館にも御台臨が有り、滞り無く御歸京になることゝなつたから、下の關まで御見送り申上げた處が、宮殿下にも殊の外御満足遊ばされて御詞をも給つたから、公は勿論吾々に至る迄精出して従事した其甲斐も見へ張り込んだ効も立ち大に面目を施した畢竟吾久留米人士が一致共同精神籠めて御款待申上げた結果、何一つ不都合無く見事に済んだのである。然るに韓國の方からは電報が來て直に歸れ用事がたまつて居ると、矢の如き催促が屢來るけれども、あの通り約束も仕たから、君の妻君にも逢ひ又子供が大きく成つたで有らうから之れにも逢ひ夫れから妹川には中村の姉も居るので、是れにも亦逢度いから旁々來たが、妹川は路が遠ひと云ふことであるから、今から歩いては間に合はぬどこにか乗り馬が有らう借りて呉れろ、乗つて行くから」と我が事計り並べ立て注文するけれども、主客の別も有り且

態々來て訪ふて呉れた事と云ひ殊に前途を急ぐ身であれば、言ふが儘に夫れ／＼手筈を立てたから、其用意の整ふ迄自分か宅に來ひと云ふて一所に連れ立ち途々話し乍ら歩ひて居ると、間も無く若宮の寓所に歸り着た處が鹿野は玄關に登りて直に奥さん／＼と聲高く喚び「アアお燭を付けなさい早う／＼今日は急いで居るから」と云ひつゝ、座敷の方に進み行き、椽側に立ち乍ら障子を瓦落裡と引き明け、庭の外面を打ち詠め、彼地此地を見廻し、嗚呼と小聲を發して居たが、忽ち「コリヤアえ／＼」と連呼し幾度となく之を繰り返して、最も羨し氣に嗟嘆して居たが、俄に川島やいと呼び「豫々聞ては居つたが、來て見れば聞たよりかまだ／＼ズツとえへ斯う云ふえへ處をどうして借り出したか、水が庭の真中を繋り廻つて流れ行く様子は、大にえへア、あすこに緋鯉が澤山廻り立て泳いで來た、一番太い奴は、貳尺たあ言はんね、外の奴も小さうは無い、皆な大きな奴計り撰つて澤山に入れてある、そうして庭は潤々と構へ樹木も一面に植へ込んで有つて其造り方も念が入つて見事である、そうして樹の裏が皆な止つて居るから、跡で植へ込んだ者で有らう斯う言ふ風に水を引き入れ庭造りしうてちや中々手が込んで金が入つて居らう、久留米ぢや到底も眞似することあ出けんばい、元の田中郡長が居つた處は、憶が此近邊で有つたらうね、あすこの内の庭にも大きな泉水が造ら

れ水は矢張り綺麗で魚も亦澤山に飼て有つた併し庭造の工合などはとても比較にや
あ成らぬ全體愛はどうか吉井町で一番えへ金持の別荘ぢやらう
と言ひつゝ首傾け『吉井で一番えへ金持はどうか言よつたねへ』と尋ぬる者の如
く言ひつゝ考へ込んだ容子で有つたが終に其名前を思ひ出さ無かつた者と見へ其名
を挙げずに『吉井には金持が澤山寄つて居るから此様な別荘は外に幾個も有るぢや
らう』と自問自答して居る内自分も洋服を脱ぎ和服に着替へたから鹿野が側に寄り
『いんにやあ』と軽く答へ『此家は吉井で一番えへ金持の別荘ぢやあねへ併し屈指
の金満家の別荘ぢやぬしや知て居るめへが虎屋と云ふ家がある其本家に古賀仁三郎
と云ふ老人が居る其人が隠居する積りで拵へたものゝまだ達者で隠居するに及ばぬ
から不用に成つたと云うことで常々締め切り誰にも貸さぬと云ふて大事がつておつ
た家である自分が此郡に赴任した所借りる家が無い夫れで無理に相談して貸して貰
つた然るに一昨年の春赤十字委員部總會を郡で催した時久留米第廿四旅團長西島少
將が臨席されたのであつたが式が済んだ後此東隣に在る若宮八幡宮の境内で園遊會
を催すこととして居たのに其式が餘り早く済み過ぎ園遊會の準備はまだ整ふて居ら
無かつたから其間鳥渡間に合はせの爲め爰で茶菓を差出すこととして少將を招待し

續編自叙

四

た處が少將が庭内を徜徉して言はるゝに庭造や水掛りの工合と云ひ家の構造と云ひ
實に愉快に感ぜらるゝと云ひつゝ西の方を望んであの遙かに見ゆる山は肥前の脊振
で右の方は筑前の古處冷水寶滿と順序正しく諸山が續いて居る天拜山は其の向ひ合
せに成つて居るが左りの方近く迫つて居るのは水繩山で眞に屏風を建て列ねたもの
ゝ如く實に其の名に背かぬ山であるとして中間の平野や萬頃の田園村邑を一眸の下
に收め眼界の開闊なる事實に何とも言へぬ眺望を有して居る此様な好位置を占め樹
木鬱蒼の間に家居して居る郡長は他に復と有るまい君は仕合せ者ぞと頻りに稱賛せ
られた眞逆少將の言はるゝ如く他に類似の者が無いと云ひ切る事は出来ぬけれども
餘程えへ處であると云ふ丈けは間違ひは有まい』などと打ち解けて談しい居る内酒
肴の用意も既に整つたと見へ妻が之を持ち運び鹿野さん『運うなりました』と謝し
て『サアおあがんなさい』と云ひつゝ膳部を并べたから俱に火鉢の際に倚り添ひ銅
壺の中に在る徳利を引き揚げ烟酒を盃に注げば鹿野は之を飲み乍ら妻に向ひ『今日
はのう是れから妹川の中村長之進が宅に行て姉に逢はねばならぬ長話はせんばい只
一杯飲で行くから構ひなさんな爰にちやんと座つて招待しなさいサア上げる』と云
ふて其杯を妻に渡し『久し振りに逢つたのうコウトもふ何年前で有つたらうか』と

續編自叙

五

云つゝ妻が顔をじろく、打ち鉢めおかよさんと呼び「あなたももう敏だらけの婆さんに成つて仕舞ふたな」と其聲を一段高くして呵々と笑ひ興じ、自分獨り悦に入て頻りと喜ぶので、妻も負けぬ氣になり「私も昔したあ違つて年も取りましたもふ詰りませぬ併し貴下の御頭もモウ白髪だらけで黒ひ毛は餘り見へませぬのう、あなたも昔の鹿野さんたあ打て代つて違つて居りなされるのう」と云へば鹿野はいんにやと遮り又輝を太ふして言ふには「見掛やあ斯げんしとるばつてんから、體はまだ達者でピンピンして跳ね廻り朝鮮三界迄も飛び出して國の爲めに働ひて居るばい、愛の澄さんはモウ詰らぬ内に計り腐れ付て餘所には一向に出きらぬ又何にもせず愚圖々々して居つた其内にモウ頭は禿げて氣は弱り、昔の元氣は何處に逃げて仕舞ふたか、モウ奮發も何も仕切るめへ」と云ひつゝ、何か考へ出した者と見へ一寸詞が止んだが、直に又おかよさんと此度は柔かに言ふて「あの福岡に初めて來た時きやあ一所に連れ立て、ごことも見物して愉快に遊び廻つたのう、モウ一と昔に成るばい、モウ何年前であつたらうか」と首傾げ「ソウ、もう二十年前であつたのう」と言ひつゝ、尙ほも感懐の情に打たれた模様で、盃を手にした儘其酒を飲みもせずいと沈んだ態で居るのを、妻は其の心を察知した者と見へ「あの鹿野さん」と呼び掛け「あのお千代さんはどうし

て居なさるか、あの時きやあ東公園の出來鼻で、見物に出て夫れから箱崎に參り海邊に出て遊び回り日の暮れ頃に漸く歸りましたので、宿が小言を並べてあなたに迄當擦りしましたから私も心配しました想ふて見ますと早い者で、モウ廿何年に成りませうか、其時迄はまだ此が生れては居りませんでした」と長女を顧み又鹿野に向ひ「お千代さんの事を折々思ひ出しますから、宿に聞て見ますけれども、何時も知らん知らんと言ふて打ち合はは呉れませぬから、氣に掛かりますが、今は何して居りなされるか」と言へば鹿野は漸く口を開き「あのお千代は、あゝして里方に返すことゝしたが、家も屋敷も田畑も皆買戻してお千代が名前にしたから、一生涯樂に暮らさるゝ様に成つて居る、此間一寸隙を拵へ逢ひに行て見たが、ひどく達者で立働き、弟に加勢してモウ家持に成つて居るからあなたも安心して呉れなさい」と打ち解けた昔話をした、其次第を摘み擧げて書て見れば何事も無く思はるゝけれども、其間の詞遣ひ話し振りは吾々夫婦が是迄各地に呻吟して居た時の談話振りととは全然趣きが違つて居る、其三人の詞が眞に久留米訛りの丸剣き出しであつたが、殊に鹿野の詞遣ひは前後不揃聯續も付かぬ謂はゞ辻褄も合はぬ言ひ振りであるから、猶更妙に感ぜらるゝので有つた、其上矢鱈に物言ふて獨り興に入り、得意となつて話すべきは、何とも形容されぬ程に思はるゝ、夫れ

に自分等三人も平素言ふて居た詞とは違ひ久留米の訛りで互に相槌を打つのであれ
ば聞慣れぬ子供等の耳には狂人の互に言語り合ふ有様のやうで有つた者と見へ二人
の娘は始終鹿野が顔計り觀ては互に顔見合せ痛かにクス／＼と笑ひ何やら言ふて居
たのが鹿野の耳に這入り眼にも亦映じて氣が付いた模様で娘等を顧みフ、ンと鼻で
もの言ふものゝ如く妙な素振りを爲て『ぬしだん』と語尾を最も強くして『よう太
つたねへ』と言ひ『コリヤ飲め』と手にした杯を長女に差付け『年はもう幾つに成
つたか名はどうろう言ひよつたねへ儘か妙な名が付て居つたねへ』と問ひ杯を渡さ
うとしたけれど長女は黙して答へず只笑ひ乍ら鹿野が顔をじろ／＼と見詰て居た
ので妻は脇から『ごりが長女で旅癪と云ひますたひもふ二十歳は超へましたけれど
も眼が行き届ひて居りませぬからあんな風して失敬を働きます』と會釋して其杯を
受取り長女に渡すと鹿野は又口を開き『嚙領娘ねへ養子をする積りであらうえへ奴
が居らうからいなま見付てやらうねへ其次ぎのが女子醫者に成る筈でモウ前期の試
験には及第したが全科卒業して免狀が取れたならば朝鮮に遣れ世話してやる朝
鮮の女子は男子に一切逢はぬから病氣に罹つても醫者に見て貰はぬ夫れで女子醫者
は朝鮮に限る其次があつちに居る奴ぢやらうコリアもう幾年に成るか名は』と詞柔

久留米藩雜記

八

らかに言ふて末女に問ふたけれども是れ又何とも答へず只眼を返つて鹿野を白眼み
詰め怪訝な顔付きして居るから妻は又見兼て『いゝへこりが上に今一人居りますか
ら醫者に成り掛けて居る真香と其次ぎに秋と云ふ子が居りますから都合四人に成り
ます其の秋と云ふ三番目の娘は今東京の一ツ橋に在る女子職業學校に遣つて置き
ましたが來年の三月になれば卒業して歸つて來ますからえへ處有るなら世話して
呉れなさい』と言ひぞうして末女の方を向き『其次がこりでありませぬ』と云へば鹿
野は又末女に向ひ『名はどう言ひよつたねへぞうして高等校はもふ卒業したぢやあ
らうね』と言へば此度は鹿野の顔を猶更強々白眼み詰め『まあだ高等校は卒業せん
もん』と答へぞうして最も不興氣な顔付で『私しやお愛ても言ひませぬ』と摘み切
つた様に言切り猶ほも顔を見詰めて居たから鹿野はワハ、と笑ひ出しぬしだんと叱
り付けたやうな詞で『まあだ何事も知るめへねへ知らんけんぞうして居るぢ
やらう愛の親爺たあねへ牢の中で盛相飯と云ふ切り飯を一所に喰ふて同じ蒲團の中
に這入り込み寝轉んで七年間も苦勞して暮したばい隙が有つたらねへ其譯をヨウト
言ふて聞かせうもん聞たならば成る程と思ふて安心するぢやらうぞうする暇が無
へたいいなま親父さんに其話を聞て見る親の爲た事を知らずうか／＼しどる子供が

久留米藩雜記

九

この世の中に居るか女子と云ふ奴は何の役にも立ぬ男子ならば國家の爲にも成らうが女子は世の中の殺潰しと散々に罵り輕蔑した詞を述べ而して、どうも何にか思ひ出して、おかよさんと呼び「是りやあヨウト聞て置て呉れなさい、愛の澄さんたお七ヶ年間も一所に朝から晩迄書物の中に埋まつて勉強したと云ふも、今一度は此娑婆世界に出て、國の爲めに盡さうと思ふ一念で辛抱もしたのがう」と述べ「ねへ川島」と呼び自分に向ひ「あの西郷騒動の時熊本での通り酷い目に逢はせられたが、あの時彌々遣られて仕舞ふて居たならば斯う言ふ娘も子供も有つた者では無かつたらうが、不幸の内にもまだ運が強ふて助かつたから二人共斯うして居るがねへ」と言ひ又「おかよさんと呼び「一寸聞きなさい」と殊更注意を促し「あの西郷騒動の時解放に成つたから、皆々久留米に歸ることに話しを取極めたのに、愛の澄さん獨りはどうしても背かぬ是非熊本に残つて戦を見る」と云ひ出して歸らぬから、一人では氣遣はしひから、本山が一所に残ることゝなり夫れで二人を跡に残して別るゝことゝしたが、牢から出て赦された計りの身であれば金と云ふ者は餘計に無い、僅か計り預けて置た金が渡つたから、其内を分けて與へ跡は久留米から送ると云ふことに話を極めて互に別れたが、久留米に歸り着て金策は直に調ふたものゝ、あの混雜中金を持って熊本迄態々行くど

云ふ者は一人も無かつた、此の鹿野にしても七年振り漸く國に歸り、親兄弟にも喜ぶる其中に、又た復外づして戦さの有る真最中道も塞つて居る熊本に向つて行くど云ふのは、中々危険な者であれば皆々から止められたけれども、澄さん達は旅の空疎に戦のある最中に金も無く迂路付き廻つて居るのは、嘸難儀で有らうと思へば、どうしてもソとして居る譯に行か無かつたから、おりが持て行くど云ふて久留米を踏み出し、熊本に向つて行き懸けたが、山鹿最寄は勿論各所の戦も酷で、田原坂の戦は中々劇しき最中であつたから、當り前の途は皆塞つて通られぬ、其中を通り抜けて敵にも出逢はず、又官軍にも知られぬ様にと間道を潜り脱け、ヤットの事で熊本に行き着き、心當りの箇所所彼地此地と探し索め、漸く田井島村の匿れ家に辿り付た處が、澄さんは湯に行て居る留守と云ふことであつたから、一刻も早よう逢ふて見度ひと思ひ、其宿を出て湯屋の方に行き掛けると、向ふの方から賊兵が十人計り思せき切つて走り來るのが見へたから、之れに行き逢へば面倒を見るで有らうと思ひ、道端の茶店に這入り、何食はぬ顔して、黙めて居つたが、前を通り抜けて間も無く直に引き返し、店の前に來懸る途端、澄さんは湯の歸りにハタと出喰したので、兵隊に取り巻かれ繩を掛けられ様とするのを拒んで推し問答して居る顔は互に見合はせたものゝ、知らぬ振りをして居た處が案内した訴人

が、あの人も指差し示したので、到頭御招伴して捕められ、春日迄連れて行かれた澄さんが捕められたことは、ヨット聞て呉れなさい、餘り横着なことをしたから、然う成つた、其譯は澄さんが潜伏した家の娘は、俳優の嫡で、三味線が上手と自慢もして居た、この事であつたが、捕めらるゝ前夜、牢屋の役人が見舞に來て酒となり、其席上で彈かせたと云ふ事であつたが、何れ忍び音であつたで、有ろうとは思ふけれども、戦争が始つてからと云ふ者は、銃砲彈藥の音計りで、外の鳴物音曲の聲は一つも無い、至つて静な時に三味線を彈かせて近邊を驚かし、人々の怯みを招いて、終に訴人を作り出した、あの戦争中、熊本城の最寄で豫ねては、好きもせぬ三味線を彈かせ、歌を唄はせたと云ふは、餘り横着過ぎた仕方であつた、と冷評を加へ、又自分に向ひ、『ねへ川島春日屯所でぬし一人は吟味を受けたが、あの時向ふの尋ねる事に對して餘りすら』言ふて答へたから、小隊長が夫りやあ、嘘ぢやと云ふて怒り出し、聲で言ひ付けたから、兵隊が杖振り上げ尻を叩かうとしたとき、足を舉げ草履の裏で受け留めて尻を叩かせ無かつたから、小隊長は益々怒り出し、引倒して打てと怒鳴り散らしたので、兵隊が引き倒して既に打擲し様としたとき、後ろの方から隊長が出て來て、然うするには及ばぬと押留めたから、漸く免れた、夫れに俺はどうしても吟味仕て呉れぬから、仕て呉れ』と幾度となく催促したけれど

發端自叙

二三

も仕はせぬ唯打遣て置かれた後には、家の内の土間にネコボクを敷き、其上に坐らせられた處が、夜更けるに従ひ寒氣は次第々々に募つて、肌は殆ど劈かるゝ心地するから、寒い』と云つて居た處が、蓆を幾枚も持て來て、脊中に打ち掛け、又は膝の上にも乗せて呉れた、然るに疊の上に居た兵隊等は、寐轉んで居ながら番して居たが、其中に俺があいつをやる』と言ひ、いんにやあ、わい、さんはあつち居る奴がえへと、勤め貴公は慣れて居るから、どうか何にぞか言ふて居る、其譯は能く解からぬけれども、吾々の方を覗き見ては、竊かに私語き合ふ、其詞は千切れ葉切れに漏れ聞へるから、薄氣味も悪くなり、殘念にも思はるゝから、番兵に向ひたつた一事言ひ度、ことが有るから呼び出して吟味して呉れと幾度も願ふ様に言ふたけれども、一向取次をして呉れぬ、而してモウ駄目だ』と言ふ計りであつたが、後にはモウ歸らめると云ふて打ち合ふて呉れる者は一人も無いから、どうぞかして逃げたらばと思ひぬしにも相談して見やうとして、側に依り口を利かせよとすれば、番兵が直に尤めるから仕方が無い、夫で一人逃げやうかと思ひ、幾度も便所に通つて考へて見たけれども、獨り逃げたならば跡に残つたぬしは、屹度遣られて仕舞ふに相違は有るまいと思へば、一人逃ぐる譯にも行かぬ、エ、儘よ、モウ是れ切りの天命かと諦めて逃ぐる考へは、漸く止めて仕舞ふたが、四隣寂として聲なく早や丑滿頭

發端自叙

二三

になつた時本陣に御用がある連れて行くから仕度せろと言はれた時は、モウ彌々是れ
造か互に顔見合せ何の詞も無く立ち上つたが兵隊が言ふには君等はまだそうせん
でもえへ此地の方に居る者許りで有ると言ふて儘か三人を連れ出し吾々は跡に残さ
れたものゝどうなる者であるかと思ふて居る間も無く其兵隊等は歸り来て刀を抜き
之を拭ひつゝ何やら私語して居たが其聲は低くつて聞へ無かつた併し其三人は彌々
やられたに相違は無いと云ふ事丈けは察知せられたが吾々は夫れ切りで何の沙汰も
無く打遣て置かるゝから、ハテ妙な事ぢやと不審を懐き乍らウトと假睡だが、フト
耳許で何か騒ぎ立たのに驚き氣を付けて見れば早や東雲の明け行く空となり隊長が
歸つたと云ふ聲が喧ましく聞へた間も無く兵隊が吾々の傍に來て腰に掛けられた細
を解き上に登れと云ふて案内するから其尾に従つて座敷に通れば隊長が居て丁寧な
挨拶があり而して言ふに君等が爰に居る事が早く分つて居たならば此様なことには
成らず又しもせ無いのに君等の手落の爲めに斯んなに成つたのであれば決して兵隊
を怨んで貰つては成らぬと有め勞りぞうして言ふに何か用事があるならば何日迄滞
留してもえへ差支の無い様に夫れ〱手筈を立て置たと最も親切に言ふて呉れた
且モウ朝飯時である何の用意も無けれど食て行けと懇に勸めて呉れたのを斷つて

發端自叙

喰は無かつたら終に握り飯にして包んで與へ此戦争中用心の爲めに持つて行けと云
はれたから貰つて別れを告げ夫れより春日の本陣に進入り込み西郷先生に是非逢は
せて呉れろと述べ面會を乞ふたけれどもどうしても逢はれぬ何の用であるか自分が
取次をするからと云つて出て來たのは誰れぢやつたねと云ふ内に思出したもの
と見へ〱ソツソツ〱淵邊高照と云ふたあの應接所は西郷の居たと云ふ座敷の次の間に
有つたから聞ゆる様にと聲を高ふして意見を述べた其意見は参考の爲にも成るから
爰に擧げて置くが其大要は熊本堅城の下に空しく日を送らんよりか寧ろ間道より早
く兵を進めて筑後の平野に打ち出で直に久留米に入り目下御滞在に成つて居る有栖
川の宮を擁して號令を下せば筑後筑前は無論其他の者も屹度之れに應ずるであらう
から山鹿田原坂の官軍は腹背に敵を受け狹撃せらるゝ事となるから潰散するか降伏
するか二つの内必ず一つに出るで有らう然らば熊本は打遣つても善い九州を一
と纏めにするには此策の外に明案は無いと信ずるからと述べ會て菊池氏が筑後に往
返した間道より只一大隊の兵を出して貰へば其先は吾々がやると云ふた處が淵邊が
言ふに然らば名策が有るなら久留米人で御遣りなさつたらどうかとの事であるか
ら夫れは到底見込が無い一大隊の兵丈けは是非借らねばどうしても任事は出来ぬか

發端自叙

らと反覆述べたけれども終に行はれ無かつたのである。是れが乃ち其時のことであつた。鹿野は猶も其の先きを述べて言ふに、『あゝ言ふたけれども淵邊が聞か無かつたから彌々断念して是れまでと思ひ切り國に歸る氣に漸く成つた夫れからあの書物は獄中で生命にも替へる位ひ大切にしたのであるから、ぬしが取り片付けて後から歸ると云ふので、俺れ獨り一と足先さへ本山と一所に歸つた』と、續々數千言益々興を添へ悦に入て話すのであれば一寸と云つて立寄つた末往事談に實が入り酒の元氣が出て尻は彌々落付て長坐となり殆んど立ち去ることを打ち忘れた鹽梅で一杯々々と酒量益々加つて時刻の過ぎるのも忘れ、日は既に西山に傾いて入相間近に成りしに、最初手當した乗馬は終に借り出せ無かつたから、更に人挽きの車を用意したのに、其車夫等も疾く來て待ち詫び、幾度か乗車を促したれども、得意の談に實が入つて居たので有れば、車夫等の言は耳にも入ら無かつた様であつたので、車夫は車を挽て既に歸り掛つた鹿野も漸く立上り、『夫れならモツ歸る又逢ふ』と述べ、『皆違者にして居れ』と捨詞を殘し其儘立て行くのを自分と妻は表逆見送り、別れを告げて座に返り、妻は其邊一面引散かし有る杯盤を取片付け、自分に向ひ、『鹿野さんは何時逢ふて見ても元氣な御方で、何處に行きなかつてもあの通り構ひ無しで有う、徳な御方貴郎ももつたあ真似

世編自叙

なかつた方が徳に成らう』と言ふて居ると末女が進み出で、『お母さん今の鹿野さんちう人はどうした人ぢやろうか親父さんは何故あげな可笑い人と友達になりなかつたぢやろうか、然うして牢の中には、どう言ふ譯で一所に入りなかつたのう、又何にか惡い事仕なかつたのう、私しや一度も聞いたことあねへのう、本當ぢやろうか、ぞうして親の爲たごを子供が知らんで済むか、女子は役に立ぬと何遍も言ふて私の顔をじみじみ見て滅多笑ひしなかつた又西郷騒動のとき一所に殺されやうとしたと言なかつたが、言ふ譯ぢやろうか、お母さん』と不審の廉々并べ立て妻に向ひ問ひ掛けたが、妻は『どうだい』と只相繼打て居た計りで、其事の顛末を一向言ひ解か無かつたから、末女は承知せぬ。『その譯けを言ふて聞かせなさい』と強く言ひ做し、『言はんのう』と段々追つて問ひ掛けたので、妻も其答に窮し、『私もようたあ知らんも、ん國の爲めに殿様に忠義を盡しなかつたげなだい』と言へば、末女は猶々不審の廉が増した模様で冷やかな詞で、『殿様たお誰ぢや、ちやうか忠義を盡すのは牢の中に又にやあ出来んぢや、ちやうか』と妙に考へた者と見へ側に居た長女に向ひ、『姉さん、あなたは何事であん知つざるぢや、ちやうか、何うした譯で親父さんは牢の中に入りなかつたぢや、ちやうか、話をして聞かせなさいのう、姉さん』と幾度か繰り返して、睦まじき詞で尋ねて居

世編自叙

たが後には其の詞が些しく強くなり惱りを含んだ語氣で「親父さんが牢の中に入りなされたあ人に言ちや悪いけん言はれぬぢやろふのう」と怨言を交へ又妻に向ひ「國の爲めに忠義を盡した者が何の爲めに牢の中に入れられ様か」と猶更冷やかに述べ猶ほも詞を續けて「鹿野さんのごたる人と一所に成つて何にか悪いこつして牢の中に入なされたぢやらう」と言募るから妻と長女は口を揃へ「何んのそげんこつぢやうのう」と言ふて之を打ち消し「親父さんにヨウト聞て見なさい」と云へば末女は堰き込み「私にやあ何んでん言ふちやあ聞かせなならぬのう」と言ひつゝツツと泣き出し涙をすゝり乍ら尙ほも怨言を吐き打ち沈んだから妻は自分に向ひ「お愛も可愛相におげん言ふで居りますたい納得する様にヨウト言ふて聞かせなならんかあなたも餘り押し強ひ」と述べ且つ言ふに「私が愛へ貰はるゝとき牢の中に七年も入で國の爲めに苦勞なされた方で有ると云ふこと丈けはあの媒介しなされた下川籠介さんが母にそう話しなされたのを私も聞ては居りましたが唯國の爲めにしなされた云ふ事丈けで委しい事は知りませぬ何日か聞て見度い」と思ふて居りましたものゝ直に子供が出来て一人殖へ二人加り、到頭聞く暇も無く此歳月を空しく送りましたが私も一通りは聞て置き度ひと思ひますが、子供の身に取りましては猶更聞て

秋田自叙

見度いと思ひますぢやらうと考へますが牢の中に入たと云ふ親を持た子は餘り餘計に有りはしますまい、忠義の話と西郷騷動の時捕められて命からんゝな目を見なされた譯を一通り話して聞かせなさい」と此度は妻も一つ口に成り往事の談を聞き度いと迫ることゝ成つた
回顧すれば慶應四年の春殿様の御供して京都に上り其九月奥州出兵軍の中に入り翌二年の秋久留米に凱旋し間も無く小河古松兩先生の門に出入して有志者の中間入りして終に大樂源太郎を殺害し熊本藩に預けられ十年の春西郷騷動のとき特赦に逢ひ其冬は上京して志す所に従ひしも諸事意の如くならず十一年大阪に於て愛國社の起るや之に加擔し國會開設の事等に奔走し久留米に於ては私學校を起し根底を固め大に盡す所あらんことを期したりしに時の縣令渡邊清と意見を異して大に争ふた其譯は茲に些しく述べねばならぬ其頃久留米士族一般の有と成りし歩一金と云ふ者を悉く取り上げて縣の所有とすると云ふ處分が有つた其時の區長鶴飼廣登は事の意外なるに驚き憂慮措く事能はず自分に内々相談があつた自分は其頃大に民権と云事を唱へて居た矢先で有たから直に其衝に當り縣令に面陳して處分不當を鳴し縣有と爲すべからざる理由を陳べて處分取消の事を反覆詳論したけれども容るゝ所と成らず加

秋田自叙

之ず人民として入らざる事に嘆を容れ縣治の妨げを爲すと叱り却けられたので、自ずも之には激然として激昂し、只さへ官吏が威權を弄し、動もすれば人民を土芥の如く見るの嫌が有たのを豫て憤んで居たのに、如斯事に出喰したから縣令に向ひ「御前は」
 と言へば「汝民官の職に在り乍ら土地の人民の爲めに成らぬ事をして善いと思ふて居らるゝか決して然うでは有まひ然らば人の言ふ事には腹襟を開いて之を聽き其理否を明にして人民の爲めに成る様に努むるのが職分では有らう然るに理否も糺さず人の言を却け且威容を示して職權を笠に着て叱り付ける如き詞を遣ふのは以ての外のことである。爾を然うする氣ならば仕て見なさい。爰は福岡縣である。私は福岡縣の者御前は餘所から来た者で有から進出して見する若し萬一追ひ出す事が出来無かつた其時は私が福岡縣を出て仕舞ふ夫れで御前を追ひ出すか私が出るか二つの内何れか一つに成る様に今から輪扇を試みるから」と言放ち、憤然として席を蹴立て、起ち上り挨拶もせず歸つて仕舞つた。其後間も無く東京から森尾茂助太田茂の兩人が政府保護の下に福島縣安積郡に開墾事業を思ひ立ち、土族授産の嚆矢と成て官民調和の策を實地に行ひ、大に驥足を伸べやうと目論見を立て、歸途渡邊縣令の賛成を得、久留米土族一致を以て彌を遣ると云ふ事と成たが、誰れが告げたものか、縣令が言ふには森尾太田の兩人

と川島は藩難の衝に當り、一所に仕事をして七年間も同じ牢の中に入りし同志者であり乍ら、一は政府の保護を得て國に盡さうとして力を致して居るに、一は官に抵抗する民權を唱へ且縣令の旨に背くのは共同とは云はれぬ然るを共同と云て仕事を爲やうとして居るのは、只表面を取り繕ふた名で、其實は官を欺き爲にせんとする詐術に外ならぬので、在らうと臆言した者が有たので、縣令は之を口に籍き是迄の通り盡力はせずして、陰に拒みし模様で折角劃策せられた事も、頓き或は水泡に歸しはせぬかと、鶴伺初め皆々心配する事となり、森尾も當惑した結果、自分に對し郷里の爲め同志の爲且つは國家の爲めに行き懸りの事を悉く思ひ止り、枉げて吾々の意に従つて縣令に謝し、事業を助けるに實に逃引ならぬ事となり、奈何とも爲し難き苦境に陥つたが、相手は長者計りの多勢で、吾れは唯一人となり、殊に森尾とは切ても離れられぬ關係も有たので、遂に森尾等の意見に従ひ、縣令に反抗する心は全く翻し、行き懸りも悉く棄てると云ふ事にしたが、一旦反抗すると云ふ事を縣令に向ひ直接に言ふたので有れば、此度も亦縣令に逢ふて親しく述べると云ふのであるから、稍々躊躇逡巡したので有つたけれども、今更嫌だと云ふ譯にも行かぬので、終に縣令に逢ふて反抗すると云ふ事を取消し、失言を謝した處が、縣令が彌々其氣に成たならば、官吏に成れ成らぬならば、また歸りが解けぬか

らと云ふことになり友人の鶴岡も森尾と共に就職を勧めるのを無碍にも却け難く到頭小役人と成つた始末である然るに歩一金と云ふは久留米士族に取ては重大な關係を持た事であれば其概略を擧げて置くが十年の戦役に出兵の事を區役所で取扱ふた其費用は夫貸錢の内十分の一を以て之に充てたので有るが決算の時に至り五百圓で有つたか千五百圓であつたか其金額は體に覺へては居らぬが何でも五百と云ふ事は其覺へて居る其金を鶴岡が無利子で或る町人に預け込んで年を経たのであるが之が紛議の基となつて士族の批難を受け始末に了えぬ事となり縣治の妨害にも成り兼ね間敷勢を呈し掛けたので縣當局者は禍根を絶ち紛議の本を滅するには其金員を悉く引き上げ縣有とすれば善いと云ふ考から然うしたので有つたらうが自分が喉を容れた後縣も之を遂行する事を止め元々の通り久留米士族の有に歸したのである其頃有馬孝三郎氏が其衝に當り私立學校を明善堂臨講武所と唱へられた建家の中に起られた其後閉校となり是れに在つた書籍は儘か圖書館に引繼たであらうと思ふ果して然らば自分が主となつて建てた私立學校に在つた書籍も亦是れに混入して居るで有らう夫ならば其書籍は吾々が熊本禁獄中數年間手にして艱難を俱にした品物で戰爭中一旦盜難に罹つた物を戰爭中自分が千辛萬苦の末漸く搜索して取り返し之を熊本

久留米藩雜記

三

廉藏の宅に置た物の内から私立學校に要するだけの物を之に移したのであれば今の圖書館中には是等の書籍が加はり居るかも知れぬ調らべたならば分るであらう扱自分官吏となり福岡に尻を据へ妻を迎へて家を立てたのは丁度十二年の冬で爾來福岡に居つた頃同囚の者が時有ては偶々來り訪ふ者があつたけれど牢に入た話は滅多にせぬ假令するとしても夫れは断片隻語で纏つた話としては一つも無かつたから藩難に關した事柄の概略も妻等に對して一度も話しを仕た事は無い又自分が立場として主持した考は人が自ら既往の履歷を喋々談話する様に成れば其人は夫れ切りで先きに進む考を些しも持たぬ人で其處に止まると言ふ事を自ら言ふて證據を出すので有るとチャシと自分で然う極めて居るからして自分は未だ曾て人に向つて履歷を談じた事は無い獨り自分がせぬのみならず人がして居る履歷談は餘り聴たく無い心地がするので有れば自分が是れ迄爲た所のことを人から尋ねられても大概なことは倉卒にして居た工合であつた殊に十八年の春大藏省に轉任し廿三年には又熊本に轉じ其地々々に衣食して歲月を送る間子供が四人出來何れも女子で其内二人は福岡で一人は東京末の一人は熊本と云ふ鹽梅で夫々呱呱の聲を揚げ他郷の水に産湯を便はせ育て上げて成長させたので一定の居處も無く郷里と云ふ觀念は至つて乏しく只其地其

久留米藩雜記

三

地の風俗に化せられ其間自ら役人家族振つて成長もしたので三十年の冬熊本縣菊池郡長を休められ浮羽郡長となり吉井町に赴任したので自分等夫妻は二十餘年振りで生れ故郷に歸り着た心地がしたので有たけれども子供等に取ては初めて来た土地であれば是迄移り易り歩行き回つた所と餘り違つた考へも無かつた様である殊に吉井町は元々久留米藩の領内では在るが久留米城下を東に相距ると七里其道路は至て平坦で殆んど磁の如く交通至便往來頻繁なる所と言ふもの、今は既に各地各所共交通機關の具は皆備はつた時代で有れば僅かに七里の路程とは云へ人力車の上に採まれば遙かれ半日程も費して幾々訪ひ来る朋友は甚だ稀である殊に熊本で六ヶ年間も同じ半の中に一所に起臥した莫逆の朋友は殆んど来た者は無い夫れと云ふのも熊本で一所に居た十二人の内大島居管吉は入獄中病に罹つて死去し島田莊太郎は十年戦役の初め一旦は解放されたが大坂に出て爲す事あらんと爲たので又囚れて死去し本山岩之丞も赦された後熊本に連れ往かれた際死去し残り九人の内井上達也は福島開墾地に於て死去し徳本康藏は久留米に於て死去したので此五人の者は最早此世の人では無い残り七人の内樋口良臣は元御原郡井上村の産で有たから其の最寄に隱遁して風塵の煩を避け滅多に他出せぬ吉田足穂は曾て浮羽郡長となつて吉井に住で居た

が二十一年の頃難治の症に罹り病床に臥した儘で十年間も起き出でぬ森尾茂助は臺灣に奉職し太田茂と川口誠夫の二人は福島縣の開墾地に居る唯鹿野淳二人は久留米に居たが未だ一度も来た事は無かつた其上一昨年より朝鮮開城に移住した其他曾て刻限の交り結び國家の爲に命懸けてやつた朋友が時折來ると云ふ事は有たが其共遠慮會釋も無く家族團樂の席上で共に酒杯を酌み換し『をりがわがの』と眞に久留米詞丸割出の訛詞で打ち解け寛き合ひ立隔て無く笑ひ興じて天眞爛漫往事を談化たて云ふ事は子供等の身に取ては臍の緒切て爾來初めて接したことである上に其語は世に有つた事柄とも違ひ不審の點も起つたので有らう而して其詞は聞き馴れぬ野鄙な訛り詞で互に言ひ募り罵る様子は怪訝に堪へず疑念を起したと言ふのも無理ならぬ事と思ひ坐ろに子供等の情を酌み取る心が湧き出たから晩餐の折り淺酌の夕べ有りし事の次第を臆びな記憶を辿り『思ひ出しては言ひ話しては考へず事柄を合はせて言はねば解りかねる又封建制度は悉く壊れて跡方も留らぬ今日其上郡縣王政に復治し又文明の世と成り憲政迄も布かれた御世に生息した婦女に對し過渡時代の變遷に際し之に處した吾々の仕事は我國史上には未だ曾て其類例も無き大

變動で有たのだから思ひ様では忠義にも成るが取り様考へ様ではそうならぬのであるから其譯を詳かに述べやうとするけれども今現に在る事柄とは全然違ふて殆んど隔世の夢物語をする様な鹽梅で殿様と崇めた藩主は華族と成つて關係も薄らいたが當時吾々が身に關係を及ぼして居たのは殆んど君臣の間柄で有つた事又は武士の意氣地と云ふ者は一旦信じた事は命を捨てても遣り遂げねばならぬと云ふのが當時の教へでありし事及び自分等が此教を真正に引受け實地に之を行ふた事の跡杯が解かるやうにと思ふて其次第を擧げて言へば言ふ程疑は益々増長すると云ふ工合で有たから其譯けは斯うで先から先に移り又は脇道に這入り込み後には取り留め難き空漠の語見た様になり要領も何も失ひ肝心の語は何れに行きしやと思はるゝ位にいづも成り行たので如何したならばと當惑して居たのに或る宴會の席上端無くも藩難當時の談となつた所或る人々はある無惨な目に逢はせぬでも他に仕方が有たらうのにと批難する者もあり又は命を懸けて遣るなら未だ善い智恵が出たらうのにと攻撃する者も有つたので吾々は否夫は斯うと口を出し言ひ掛けて見たが向ふの人々は口々に色々の話をするのであれば何れに向ふてどう言ふて善いか見當も何も付かぬことゝなつた時久留米高等女學校長細見保氏は丁度自分の隣席で有つ

たが自分に向ひ「藩難の生じた時はまだ年も取らず關係した事が無かつたから何が何やら一向知らぬ又覺へても居らぬ併し他藩の兵隊が大勢御城下に入り込み傍若無人の振舞をなして市中を徘徊し威張り散らしたのは實に憎くたらし思はれた事と家中一般門戸を嚴鎖し謹慎を表したので門外に出て遊ぶことも出来無かつたのに困つた事だけは能く覺へて居る其他の事は噂取り〜風聞も區々で批難の聲も聞き又是非の論も色々有た様であつたが夫れ等の事は今は覺へて居らぬ何様彼時のことに親しく關係した人に逢つて話を聞いたらば事由も能く解り内情も知れるのであらうと思ふが、あゝせねばならぬ事と成たのは想ふに善い事があつたから大樂源太郎等四人を一夜の中に殺して仕舞ふたので有らう又久留米藩が各藩の兵を四境に引き受け然も兵端を既に開かうとするに至り多數の兵隊が終に城下に這入り込み久留米藩をば慮めたと云ふことは事實ありしことと親しく目撃したので有れば嘘では無い是等の事が有た以上は夫れ相當の譯も有るに違ひは無いから聞て見度い々々と思ふて居たけれども是迄其機會が無いので遺憾乍らも其儘にして居たが幸に話が出たから内端の事情を聞度い全體久留米藩三百年間有馬家の治世中他に對し際立た仕事の有つた事は餘り無いから事の好悪得喪は兎も角とし唯有つた事の真相だけは明か

にせぬは矢張り久留米藩歴史の一大缺點と成るので有から君等も包み藏さず其顛末を語せしと衷情を披露しての語で有た其際鹿野も其側に來たので諸共に口を開き交る代る答へた其裏額を摘て言へば彼時の事は極秘密に付し決して口外はせぬと互に約束して心に誓て居たので有ればあの時の事に關係した者の内でも明かに斯うぞ其始末を知らぬ人もあるのでは其譯が世間に漏れ又は流布して人の口の端に乗る譯が無いのには色々言確され又は攻撃的の言語を弄して批難を爲す者も有ると云ふ事は屢々耳にしたのであるから時有らば之に對して辯解もし度いと云ふ考が起つた事も有たけれど元々口外せぬと誓ふて居たのであれば聽流しにして居たが最早秘密に付すべき必要も無いから言ても善いが其時に吾々が命に懸けても言は無かつた譯はどう言ふ事有たかと言へば大樂が捕められて久留米で有りし事の一部分始終を悉く言ふたならば第一藩知事公が御逢ひに成た事も皆露顯して禍は忽ち御身の上を迫り如何なる事に成り行く哉も計られ無かつたからどうしても生かして置く譯に行かぬので終に涙を振つて彼等を殺し口を滅したので有るが猶ほ其死骸を隠蔽し一切人に知れぬ様に努め徐ろに策を施す考へであつたが事は悉く露顯して吾々は皆捕へられて吟味を受ける事となり東京迄送られ如何に嚴重な吟味に遭ても知事公に關した事は

一切言は無かつたのであの國事犯いぢめの王乃世履も吾々に對しては餘程心を用ひて居た者を見へ態に利害を説き示し而して云ふに大樂を殺したの事は畢竟口を滅する爲めにしたのに相違は有るまいが併し其方等はさうしても其事を割らぬのは關係する所の者が大なるから言はぬのであらう其内情は察せらるゝが其方等が藩主に盡す衷情を酌み取り此上は武士の面目を保たせて遣ると云ふて吟味の末夫れ切手で終に處分を受けたので藩知事公の御身上に大した煩累を及ぼさ無かつたのである其時の事は斯言ふ工合で一切誠懇して口外し無かつたけれども事實の埋滅するものも亦面白く有るまい且つは歴史上に關係を及ぼすのであればも言ふても善いと云ふ事は吾々に於ても既に話し合つた事も有るからと答へた同校長は又「大樂を殺した荒増は略聞く事が出来たが其前後の出来事は必ず複雑して居るであらうから其事の狀態も詳かにして置か無くては藩難を醸すことゝ成つた譯が解り兼ねるであらうあの藩難は久留米藩の末造榊尾の出来事であれば久留米地方に取ては大なる關係を持つて居ると共に過渡時代の出来事は我國の歴史にも及ぼす事柄であるから苟も久留米に居る者は斯言ふ事が會て有たと云ふ事位は如何に文盲な者と雖ども知て居る必要が有る事と思ふからして調べて見度と思つて居たが在昔歲月を送つて今日に及んだ今の

話を聞て見れば猶更其考へが強くなり且つ吾々と同感の人も多々有つた様で有るが、今後生れ出た人々の爲めにも成るのであれば有りし事の概略なりとも筆を執て書たならばと著書の事を頻に慫慂せられたから、自分も世で見やうと云ふ氣になり其話に移つて居る際、献酬の坐は亂れて人が入り狂ふたから其儘分れた後で考へて見れば、自分も今は人並々の中に立ち交り嗚呼々間敷も當時の事を物知り顔に言ふて長者振る様で有るけれど其當時の事を思へば身は下賤の家に生れ年は漸く廿一であつたのに唯小河古松兩先生の知遇と眷顧を荷ひ其願使に従ひ尻軽く飛び廻り各地を奔走して交りを弘く求め内に在りては常に機密の席にも列つた事が多いので他の人々に較べて見たならば割合に多く知つて居ると云ふ事だけは、自負することが出来る様であるけれども、素々學問は無し力量は人に劣り才も智も無く殊に文字に憚はぬので文章は猶更下手と來て居るから有りし事蹟の眞狀を寫し出すと云ふ事は到底出来無い其手で書たならば却て同志の顔汚し又借越の謗りも免れぬで有らうと思へば折角奮發して見やうと思ふた事も、脚躰逡巡したのである、是に付き思ひ出すのは古松先生の事である、先生は草稿も起さず文章は立ち所に就ると云ふ才能と技量を持って、藩難の衝に當られたので有れば其當時の出来事は必ず書かれた者が有るに違ひは無いと云ふ事

は萬口一致で有たから所々方々捜し索めなければ一寸見當ら無かつた處が少々手掛りが出來て斯人に就て取調べたならば屹度分るで有らうと云ふ事では有たから明治十八年東京に居た頃暑中休暇を利用して太田茂と同行して静岡縣濱松警察署長を勤めて居た警部で丹波某と云ふ人を訪ふた此丹波と云ふ人は名古屋人で西南騷擾の際之れに應せん事を謀り、東京最寄に於て何か犯したとの事で獄に下り、久しく先生に親交して其薰陶を受け大に得る所ありしとの事で、殆んど先生の衣鉢を繼承したと迄云はれた位の人であれば道も達しとせず二人連立も遙に濱松まで行き取調べて見たけれども、同人も慥に覺へては居らぬ併し先生の著書は山成す如く數多く有る、其中に其様な者が有るに相違は有るまいが先生の著書は出獄する者がかつが之れを携へ去り持ち出して仕舞たので、慥に斯うと云ふ事は知らぬと、漠然たる話には大に失望したのであつた然るに自分は其後程程で、三十年の冬熊本縣菊地郡長を休められたので、東京に出て松村雄之進が宅に寄寓した時、荒巻義雄と云ふ者と一所に居たが、同人は三浦郡の者と云ふて居たけれども、自分は一度も逢た事の無い人で、其姓名をも知らぬ位であつたが、斯人は十年の西郷騷動の時には餘程働いたと云ふ事で、永い間入獄して古松先生とも久しく一所に居たと云ふ事では有つた而して先生の著書は丹波の言ふ如く實に

澤山な者で有つたが其大部分の者は鹿兒島の人々の手に渡つて居るとの事有たから其關へ方を同人に托して置たのである定めて見當らぬから今に消息は無いので有らうと思ふ先生は實に筆まめな達者で有るからして當時の事を書かれた者が屹度有るに相違は無いと自分は信じて居るから之れを見付け出し度いのであるが今日迄埋没して居るのは郷里の爲め同志者の爲め甚だ惜まるるのである然るに吾々同志者の爲めに著はされた西海忠士小傳は先輩山内實内藤新吾等の人々の手に成た者で廿五六年頃篠山神社の前面石段の登り口左りの方の上手を望み見れば一段小高く成て筑後川を眼下に瞰した處常盤に空高く聳へ堅牢に築かれた石碑に西海忠士の碑と刻じた者がある之れは勤王諸氏が維新前後斃れた者若くは其系統を踐んだ吾々同志者が既に死去せし人々の神靈をも慰むる爲めに設けられたのであるから之れと共に其天々の行爲中最も顯著にして重なる者を摘み取り編纂せられた小傳であるが諸々の小傳と成て居るから事の顛末又は當時の状態等之を闡明して關係した所の者をも詳知せしめる譯には行かぬ従つて藩難當時の出來事をも亦之を詳かに知る譯に行かぬ又吉田足穂が記した著書も有る然るに同人は藩難の起る前は東京の聖堂に入つて學問して居たが彌々混雜を來たす些し前に歸國して軍務の大屬となり専ら吏務に従事した

のであれば民間有志者の舉動又は横議若くは山口藩脱人に關係した事柄の顛末は同人が關知した事では無かつたから書ては無い故に此兩書のみにては藩難當時の出來事を悉く窺ひ知ると云ふことは出來ぬ是れは甚だ以て遺憾の至りに思はるゝので有るから自分も出來る事ならば何とかして書て見度いと考へる者の前に述べた次第も有るので未だ決心が付き兼ねて居たのであつたが或時寺町遍照院に詣で高山先生の墓を拜し其の隣に在る歌介の碑を見たが大樂等の遺骨は爰に改葬せられて其上に建てたのであれば地下の靈今如何の感が有る杯と想起し轉た悽愴の念に沈み頻りに當時の事を追想しながら碑の前に進めば感慨は猶更強く増す計りで吾々が師と崇め又先生と尊び或は手を携へ共に俱に國事に盡瘁し或は同じ牢の中に七年間も起臥を共にした朋友の靈をも爰に合せ鎮めたので有るかと思ふに連れ昔に變りし有様は鹿野松村江頭等が發起と成つて其衝に當り舊様を全く變して此の姿と爲したのである其時自分は舊様を變する事に大不同意を唱へて争ふたので有るが松村等は實に思ひ切つた者で本堂も脇の方に引き直し門を入れれば眞直に墓所及び碑の前に行かるゝやうに道を拵へ樹木を植付け高山先生の墓の際に在りし墓は悉く他に改葬して地域を擴充し而して石垣を高く築き上げ其上に元の墓を持ち上げたのであるから何時見

丁諸釣合器く妙に成せぬる事ので見人毎に佐み又維持上も困難有るその事不審
々批難の聲起り又元の通り仕やうか云ふ人も有ると聞くが無理ならぬ話では
有るもの、一旦更めぬものを又々何うかすると云へば過ちを再び重ね翻弄するの
嫌もあるから眞逆をんな事を敢てする様な者も有まい否々世の中には人の美を濟す
事を果たさ難い性質を有した人も有るのであれば其人は手柄振て種々な事を思ひ立
つ人が無いとも限られぬから後々は如何に成るか杞人の憂を懐き乍ら却歩して本
堂に還り階段を昇つて本尊を拜み如何なる困難なれば高山先生の遺骸を象に葬りし
か又吾々同志の者とは如何なる關係を結ばれ又行動を共にせられた事でも有たかな
と、獨語しつつ其隣りの間に進み行き柵の上を覗き覗れば同志の士で故人になつた
者を一つ、位牌にして表に其姓名がもやんと書き載せてあるそれがズラリと並べ
立てられて最早や敷へ切らぬ程深山に成つて居ると獨語しつつ之に對して其姓名を
一々讀み首を垂れては黙禮し拜しては其人を偲びつゝ次第々々に眼を其隣りに移し
行く内何となく其人々の佛が眼前に髣髴し曾て一所に爲した時の事も忽ち胸に浮び
出てあの時は斯うして一所にやつた其時斯う言ふ事も在つたと宛然位牌に向つて往
事を談ずる心がして其人々の爲人人物行爲まで思ひ出されて若しも此人々が今日迄

生き長らへて居たならば自分の如き齋鈍の者と雖も斯迄落ちぶれ愚圖付ては居るま
い或は驢尾に付して至る處迄には到つて居たのでは有まいかと思ふに連れ生きては
暗等と伍たりと歎じた人のこと迄も思ひ出し同じ思ひに沈んだと言ふのでは無いけ
れども、ちやに思ひを碎き愚痴の有り丈けを心の内に繰り返し益々昔戀しく成りしと
俱に斯くも長らへ居る吾身はと不圖自分の身の上に氣が付て何となく裏耻しく身も
世も有られぬ心地がして先き立し人々の身を羨しく思はれ靈時が程は茫然として自
失し殆んど吾れを忘れて居たのであつたが漸く我れに立ち返り心を取り直し熟々思
ふには扱も此人々と共に世に在りし時國家の爲めに盡した其の事蹟は今も早や有邪
無邪の中に葬り去られ僅か三十餘年を経た短年月の間に郷里の人々にすら忘れられ
其事蹟も殆んど堰滅に歸し去らんとする今日なれば今後幾年月過ぎたならば彼の兩
個の石碑も爰に置か必要は無い杯と言ひ出す人も有う又之に同意する者が多くなつ
て勢力を得る事とならば此佛間の隅に有る位牌をも必ず高山先生には何の因縁由緒
も無い真に無縁の者杯と唱へ出して無用の長物視せられて他に移さるゝ不幸を見る
様な事が近き將來に有りはせぬかと入らぬ事まで想ひやらるゝので有る然れば自分
の如き數ならぬ身では有るが賣めては當時有し事の一斑なりとも書き残して置たな



らば編見氏の徳懸せられた忠言も空うせず且は子女の望みも充たし或は千歳の下知
己に遇ふて吾々が仕た事は虚飾ではなく赤誠の至り高不得已したのであると其哀愍
も酌み取りて與るゝ人が出る時も有らうかと一棧の望みを懸け筆を執て書くと
云ふ事に決心したので有るが扱書くと云ふことに彌々決心は付けたものゝどう云ふ
風に書たら善いか其書き方體裁も有り且有りし事の次第を詳細遺漏なく擧げ盡さう
とするに今生き長らへて居る同志者の内に誰れ彼れと打ち合はせ相談したならば善
い工夫も付き是れならば誰れが見ても當時の事は殆んど網羅して餘蘊なく完璧に近
い者と思はるゝ迄方を盡し度のであれば其人々に就き教を受け助けを求め而て道り
掛けたならばと幾度と無く考へて見たけれども自分も公務の餘暇僅か計りの時間を
日々竊み得て之を書き事としたので有れば然うする丈けの隙も無く其上平素嗜み好
む園藝蔬菜花卉の栽培は一日も之を空うする氣に成らぬ又空うすれば忽ち健康を
害し頭腦は直に狂ひを生じ自適の樂も無くなるので有れば是又棄てるに忍びぬ故
に盗み得らるゝ時間は實に僅少となり朝な夕な暇に少しづつ書て見るので有れば朋
友を遠方に訪ふとか又は文書を走らして往復問難する等の事は到底出来難いのであ
る殊に三十餘年も過ぎ去つた昔の事跡を今から遡つて尋ね問ひ聞かして見れば是

悉く之を記憶した人計りでも有まい其中には覺へ違ひの人もあり或は又忘れて思ひ
出さず問はれて初めて知ると云ふ人も有らう又其當時居る所と場所を異にした爲め
關係に厚薄の差違もあり現在の事でも見様聞様考へ様によては色々に分れ様々に異
りて相一致せぬと云ふ事は世上有勝のことである況て過ぎ去つた昔の事に於ては猶
更多く有り勝ちのことと思はるゝから是れ等の者に向て調へ立てたならば何れを
何れと定めて善いか眞偽を分つべきよすがも狂ひ其選擇に苦んで筆は下だされぬ様
に成りはせぬかと思へば折角思ひ立つた此事業も其爲に頭を痛め却て抄取らぬ事と
なり在昔歲月を経過して自分も此世を辭し去らねばならぬ事が無いにも限らぬ死ん
だと思へば今更面倒臭ひこと迄もして書かうと云ふ氣には何うしても成り兼ねたの
である加之自分も生き長らへて居ればこそそんな事を考へたり思ふたり言ふたり
するので有らうが不幸にして殺されても居たならば今は既に仇し野の露と消へ亡
て無き人の數に入り或は温照院の佛間の隅に幾個も並べ立られた位牌の中に交つて
あれが川島の位牌と見らるゝ身とも成つて居たならば自分は既に此の世の人で無い
から如何に思ふても最早取り返しは付かぬ故に自分も既に死んだ者と思ひ諦めて書
く事としたので有れば嘘であらうが眞であらうが其邊のことは些しも頓着せず記憶

の内存在して居る者は一つ二つと少しづつ、書くことゝしたのであるから、記述の體裁も無く、無茶苦茶書きと成て文章も前後不揃になり支離滅裂の嫌は素より免れ難く、意思も亦通じ兼ねる箇所が有らうとは素より覺悟の前とは言ふものゝ成るべくは解かる様に筋道立てて書て見度いと思ふ併し當時爲た事の顛末事項は細夫漏さず自分が關知した事を悉く網羅して書く事としたのであれば中には露骨に失し如何はしと思はるゝ箇所や今些し婉曲に書たならは上品になり失禮に渉る事も無く又穩やかに成るで存らうと思ふ節々も有るけれども事實は露骨に書た方が却て明に成りはせぬかと信じたから、一つも斟酌を加へず有りの儘筆を立てたのである、併し其中には覺違ひや誤解や又忘れて居るので書き漏した事も間々有らうと思はるゝから、本書を繕ひて見る人々に對し、庶幾くは氣の付た處々は腹藏なく指摘して其箇所を挙げ示し、教を垂れ給つたならば更らに加除訂正補闕拾遺して藩難の顛末を彌々明にして完全の者となし以て正史の資料に供し度いのであると爾云

第一 兵隊となり御供して上京す

慶應四年正月是より先勤王正義の諸氏が皆赦されて家に歸つたので勤王佐幕兩派の關係も一寸一段落が付た様であつたけれども、池尻先生獨りは儘か入獄の儘赦され無つたやうである、然るに時勢は彌々變動して、上方では戦争があつたとか何とかが角とか、風聞區々噂取り々であつたけれども、藩廳に於ては餘程之れを秘密にして、一切他に漏れ無い様に努められた者と見へ、吾れ々々如き國事に關係したことの無い者の耳には其詳細なる事は一向に解から無かつた、然るに時日は覺へて居らぬが、筑後川を君津の方より船に乗り廻り來て住吉に上陸し、其儘久留米最寄を通り抜け東の方日田に向つて行く兵隊があつた其出立の有様は尋常普通の姿で無く戦争が起れば直に取り懸らるゝ様な身なりで、各々小銃を肩にし其下には肩からケツトを着て居たケツトを着たのは吾等は初めて見たのであるが、其兵は鹿兒島藩士と云ふことで有つたから、モウ今にも戦争が初まるやうに一時は騒ぎ立て安き心も無つたのであるが、只評判計りで先づ無事に済んで仕舞つた其兵數は僅な者であつたけれども、藩廳にては俄かに騒ぎ出し、大砲を高良山に引き上げて据へ付けるやら中々の騒ぎであつたから、人心は次

等に不穩に成り又は日は確かと記憶しないが或る夜御用人の不敏美作と云ふ人を其門前に待ち伏せて大勢の侍衆が之を斬殺したことがある其夜は奪取りして佐幕家の人々が復讐するであらうと云ふ風説も有た位である其不破と云ふ人は御家老職を除けば當時出頭第一の役人で御用席を勤め御用人と云ふて藩政を左右し羽振りも亦随分な者で威權を内外に振て居られた様であつた自分は其頃迄國事と云ふことには頓と興り知らぬ下輩の者であつたから其夜の出来事も其内情も何も知らず只斬奸状を見たとに過ぎなかつたのである何に様此人を生かして置けば國の爲めに不利益だから殺したと云つたやうな主旨で有たと覺へて居る然うして其斬奸状は藩主に差出したと言ふ事であつたけれども何時の間にか一般に流布せられたので吾々迄も直に之を見る事が出来た(自分は其斬奸状一本を寫して家に藏して居たのであるが篋底に見當らぬので島田莊太郎所藏の分を弟義太郎より借受け參考の爲め此章の終に掲げて置く)なに様手を下した人々は當時侍の内でも名垂る若手の人々で其人数は凡そ二十餘人であつた様に思はるゝが其内には既に故人となつた人もある小河先生は其内の主唱者で佐々金平川村作摩島田吉田篠本等も亦其内である自分も永の歳月同一所に暮したので其時の話しを折々聞たこともあつたけれども今は僅かに記憶して居

第一 兵隊となり御供して上京す

四〇

ないから書き載する譯に行かないに様今尙ほ生存して居らるゝ早川重高林田守隆松下彌助吉村百助山田義臣板垣太郎等はまだ達者であるから聞て見たならば其顛末も解り斯々云ふ次第であつた書き載せて置たならば藩難の前提ともなるべき必要の廉々も明るくなるであらうとは思ふものゝ一切聞かぬと極めて書き掛けたのであるから先づ此儘で置くがなに様此斬奸が有つた後久留米の城下に一大變動を來たし是迄佐幕論に打ち固められた久留米藩論は瓦解と打頼れて今迄政府に立ち佐幕論を唱へて居た人々は皆々退けられ之に引き替へ是れ迄幽囚の身となり手も足も出され無かつた勤王家の連中が出て要路に當るに至つた願ひは久留米藩に於て義源院公御逝去の後近從恩顧の人々が一致を缺き議論が分裂して兩者に分れ前者は勤王正義の論を唱へ後者は之に反して佐幕論を主張し兩者軋軋して相容れぬ事となつた其原因は何れに在りしか其事を詳にしたいと思ひ色々研究して見たけれども何が何やら要領を得ずに終つた只村上守太郎と云ふ人が殿中に於て馬淵貞と云ふ人に後ろから斬り付けたのを有馬主膳と云ふ家老が直に其場で斬り殺した之が分立の初めと成つたのであるか又は廢立論が起つた爲軋軋を生ずる事と成たのであるか又稻次因幡と云ふ人が殿様に謁して容易ならざる大事を言上したと云ふのが水野兄弟眞木泉州

第一 兵隊となり御供して上京す

四一

木村三郎氏等の入々が幽囚せられた本と成つたのであらうと思ふ、何様村上の廢立論は頼成公を廢して川越公を立てんとしたのが蹙跌したから起つたが、財政上の問題で御任居様の下嫁を拒んで其議が行はれざる爲め刃傷に及んだが、其系統を酌んだ人々が廢じやうとした主公に容れられて要路に立ち政を執つた云ふことななり之に反以其主公を守立てやうとした水野氏初め其他の人々は却て幽閉の身となり、干渉の間も謹慎した果てに稻次氏の如き不慮の死を遂げた云ふ事もあり、疑へば疑ふ程何とも言ひ難き奇觀を呈するのであるから、自分等の如き何も知らぬ門外漢は判断が付き兼ねる然るに村主守太郎と云ふ人は、勤王家で、義源院公の寵遇を辱し御信任も亦厚き大志あつたのに、其流れを酌んだ吉村辰之丞、今井榮松、岡田千郎、北川互、北村彌六、久徳與十郎と云ふ人々は皆佐幕論者となつて會桑の人々を手に握り連絡を付け謀議を爲した杯と云ふは如何なる次第であつたか、其邊の事情を篇と調べて見度いと考へるけれども、舊藩の事は秘密々々と秘密の内に聞かぬに何事も葬り去らるゝ事計りであるので、國辱に成るからと云ふ名の下に、現に有た事も無いと言ひ無き事も有つたと言ひ人に知らせ又は知れぬやうに努めるのが藩々の風と成たのであるれば、國辱に成ることば色々と言觸らさせた事も聞か有たと云へば、其當時の眞偽は詳になり兼ねるのではある

第一 兵隊となり御供して上表す

四二

う、又吾々の如き非才の者在ては、其間の消息を明にする事は到底六ヶ敷事であらうと考へて調査を止めたのである、何様維新前兩黨分立の頃自分等が親しく見聞した者を言へば、勤王家自身では正義々々と稱して人も亦之を許し、彼の人は正義家なりと云ふ風であつたが、備問では其人々を指して彼は『尖り』である云と云て居つた併し勤王家は天保學々々と唱へられて居たので、あれは何知らぬ者の間では天保學と云へば魔法でも使ふ者の様に言囃され不思議な事計りする者と言做され、一般人に忌み嫌はれ、遠ざけられる様に役人等が言觸らして居たのである、之に反し佐幕論者に對しては、裏尖り又因循家と稱して居つた想ふに、當時の侍は、概ね裏尖り因循家の佐幕論者であつたが、其中に水野兄弟、木村三郎、西原漢と云ふ様な人々が一と廓の内に入つて、二人と云ふ様に點々として出て居るのは、餘程見識が確かで有たと言はねばならぬ、其他は自分が見聞した人の中には、餘り無つた様である、庄島の從士中小姓の中には、池尻先生及其身内十門の人々、其は其教を受けた人達が僅にあつたが、其他は眞木泉州翁の薫陶を受けた神主、醫者、倍臣、輕輩若くは在地に居住した者等が大部分であつたから、自分が成長の頃の状況を言へば、侍は必ず佐幕家で、其以下の者が乃勤王家と云ふ様に、劃然區分が設けられて居た様であつた故に、勤王家は藩の政治上には力の及ぶ筈も無かつたのに、

第一 兵隊となり御供して上表す

四三

此度の斬奸は久留米藩に於ては未曾有の出来事で侍の人々が非常の手段に出た様であつたから藩論は直に一變して中流以上の侍で純粹の佐幕家の外は皆勤王論に化せられたのは時勢の然らしむる所と言ひ乍ら斯くも一時に變じたかと思へば實に人の耳目を驚かしたのである夫から殿様は直に御上京に成り二月の中句であつたか又は下旬であつたか其日時は憶かに記憶せぬけれども多分二月であつたと覺へて居るが自分も御供の兵隊の中に編入せられ國元を出發して博多より和船に乗り込み蒸汽船に曳かれて瀬戸内海に二三泊して大阪中の島藏屋敷の裏手に着船した其時驚いたのは水野溪雲齋が洋服を着て帽子を冠り岸上に行立して殿様の御上陸を迎へられた事である吾々一同は御一新に成つた以上は直に攘夷があるで有らうと思ふて居た位であつたのに水野氏が洋服の扮装を見て妙に感じた夫より京都に上り妙心寺の本坊に御宿陣に成つたから吾々も亦其最寄に宿り警衛して居た其中に主上が二條城に行幸に成つた其時初めて鳳輦を拜んで有難き感じを益々深くしたのである或時鹿野淳二に逢ふたが同人は去年三條公等の太宰府を發して歸洛せらるゝに際し水野溪雲齋も亦隨從して上京せらるゝ事となりし爲めに天下の形勢は彌動搖したとの事で何れの藩も其用意をしたのであるが久留米藩に於ては之れに應せず頑として佐幕論を持

第一 兵隊となり御供して上京す

四四

して居た其頃中田九一と云ふて庄島に生れて久しく江戸に居り齋藤彌九郎と云ふ擊劍家の門に遊び擊劍の達人と云ふ名を得て歸國し津福村に於て道場を設け子弟に教授をして居た人があつたが矢張勤王論者であるから形勢が彌々切迫して來たと云ふので淳二の外井上達也川口誠夫本山岩之丞の三人を引連れ子弟五人一所に國を出發し上京したのである其道中にて大に困難を嘗めた話も聞いたのであるけれども今は記憶に浮ばぬ其後主上は御親征に成り大阪に行幸に成つた爲に殿様も亦其供奉の列に加へられ大阪に下られて同地に御滞在に成り吾々兵士は本願寺の行在所を警衛することとなり一日置き又は二日置きに出で最寄を警衛したが非番の折は中の島の藏屋敷内空地の廣庭に於て英式の歩兵操練の稽古をさせられ終日交代で絶へ間なく右を向け進めとか廻れ左りに又旋れとか何とか其の號令に従ひ未だ曾て見聞したことも無い仕事を始め何が何やら譯が解らなかつた其の兵士の中には年既に四十又は五十位の人も居たからして號令の受取り方が鈍で幾度も繰り返して練習させられても猶會得しない其傍では大太鼓小太鼓を叩き立て笛喇叭を吹鳴し喧しく稽古したのである當時の様様を記憶の内に辿つて記載すれば當初吾々が御供して久留米を出立した其時の服装は已に筒袖の着物には成つて居たものゝ上着はぶつ裂羽織で背中

第一 兵隊となり御供して上京す

四五

に在る縫目を腰の當り迄に縫ひ止め、其以下は二つになる様に割つてあつた其の割れ目は何の爲めに設けられたのであるかと云へば、太刀を指した時、両方に割れて垂るゝやうにしてあるもので有た。又頭には所謂陣笠を冠り、其陣笠は小く、丸く高く、喰ひく尖た者に金地に黒漆塗りの釘貫の紋、是は有馬家の定紋を付けたのである。夫れに裾短かき袴を着け、其下には脚絆を履き、足袋にわらぢの扮装であつたが、腰には両刃を指し、其上に小銃の彈藥を入れたるブリツキ製の角長箱作りの上に、草を冠らせた脚亂に草紐を付けた物を腰に纏ひ、鐵砲を肩に擔つたので有つたが、鐵砲が陣笠に障り、大に難澁したので後には、並山笠と云へる、前後に長く、左右に狭く、平常は之をたゝむで宜しき様にしてある者を用ひた。是等の實物種類は今見たいと思つても容易に見難いのであらうと思ふ。又袴は種々様々であつたが、多くは義經袴と稱する者を穿ちたものが多かつた。其地質は小倉織若くは金巾に紋散らしと云ふ様に染め抜た者もあり、又は無地の吳呂服で作つた者もある。其仕立方は別に變つた様では無かつたが、箱には平打の大きな紐を以て、女針男針を使ふて引締むる様にしてあつた。是れは眞逆のときに引き締めて、之を膝の下にくゝり付くる爲にしたのである。扱て行在所に日々交代して警衛に出るのに、中の島より本願寺迄は町廻りで、市内を通行するに小銃を肩にし、乍ら下駄を穿てるの

第一 兵隊となり御供して上京す

四七

で甚だ不體裁な姿であつた。草履を穿て行けば兎も角であつたが、雨天には用に立たず、草鞋は何時でも差支ないが見苦しく、又最寄の町家に賣る家も無いから、誰も穿くことを好まぬ。其上、藏屋敷で英式操練を稽古する時、初めの程は素足でやつて居たが、町家に靴屋が段々出来てきたので、吾々の内にも靴を穿く者が日に殖へたから、自分もなにかなく靴を足買ひ求めて、宿に歸つた處が、同宿の永延辰太郎が之を見て、大に怒り、脇差を膝元に引寄せ、血相を替へて自分に向ひ、君は豫て尊攘の大義を辨へ、勤王の志もあるから、未頼母敷く思ひ、是まで親ぐ交つて居つたのに、靴とは何事を穿くなら穿て見よ、例令人は穿くにしても、君は之を留めねばならぬのに、自ら人より先に靴を買ひ求めたと云ふのは、最早心が腐れ果て、役には立たぬと、怒氣満面罵るやうに責められたから、殆んど之には窮して、徐ろに口を開き、水野先生は久留米一藩の望みを維新の勤王家の隨一と迄云はれた人であるのに、筒袖にズボン靴を穿ち、見慣れぬ帽子を冠られ、尤も夷人見た様に成つて居るゝでは無いか、吾々も終にはあの通りにせねばならぬ。靴位は今から穿て居やうぢやないかと辨じ、且慰めて見たけれども、何様言ひ出せば迹には曳かぬ性分である。其上、既に勢一杯に怒て居たのであつたから、中々耳に這入りさうも無い。只自分に向ひ穿くなら穿て見よと白眼み付るので、穿く譯にも行かず、其儘に打遣て置くと同

第一 兵隊となり御供して上京す

四七

僚の人々が追々買ひ求め来て靴を穿く者が次第に多くなる跡に残りし者は僅かな人数に成つたから、永延も遂に我を折つたものと見へ、或日外より内に這入るなり、高聲に川島々々と呼ぶから、何であるかと思ふて見れば、永延は靴を提げて居る、而して言ふには、モウ駄目だ俺れも買つて来た一所に穿けと云つて、終に笑ひ話となつて其一件は落着した、其時分迄は斯云ふ風であつたのに、今から想ひ見れば、殆んど隔世の夢の如しである、其内に主上も大阪御登壇還幸に成つたから、殿様も一と先歸國せらるゝ事となり、吾々も亦御供して國に歸つたが、間も無く又御上京になり、自分も亦御供兵の内に加り、上京した此度は殿様が智恩院の方丈に宿陣せらるゝ事となり、吾々も本坊の下に在る小寺院に宿營して居た、然るに九月になり、奥羽の方に兵隊を繰り出さるゝ事となつたから、行く兵と残る兵が組々内定せられ、自分が屬した隊は、英式操練を當初より稽古して熟練して居たのであるから、殿様が外に御出になる時は、何時も途中の警衛兵となり、何處に押出しても、先づ以て引けは取らぬ丈けに揃ふて、見榮も亦宜いので、遂に残る事と成つた、此事が竊かに漏れ聞へたから、一隊擧つて出兵を願ふたけれども、聞届けられぬから、仕方が無かつた者の自分獨りは何とか工夫して、出兵の隊の中に繰り込んで貰ひたいと色々考へて居る内、幸に弟の義之助が屬した隊は、出兵隊の内に加つて居る

から出兵をせねばならぬのに、其弟は病氣に罹り、大阪に残り、既に全快しては居るもの、病後出兵も爲し難い、そこで是れ屈竟のこと、思ひ付き、入れ代りのことを隊長に内願した、然るに兄弟の間柄尤の願ひと却て稱賛に預り、内々聞届けにはなつたけれども、表立て言へば、外々の者の猜みを受けるから、秘密にされて有たが、彌々出立の前夜、公然聞き届けられたから、是迄一所に願た者の内、自分一人のみが出兵すること、成り、殆んど出し抜けに願つた様な工合になつて、大に批難を加へられ、殊に永延は大不服を唱へて、隊長迄迫つたけれども、遂に仕方無く、後には互に快く訣別して出立した、時に九月九日重陽の佳節であつた、其時の惣大將は岸相模と云ふ御家老職を務めた人である、夫れに近従の侍隊と自分等が屬した御側方で、是れは前驅隊と唱へた、又星野の山筒隊も一所であつた、其外に浮浪の士當時は草莽と唱へた者で、是れは各藩の人々が京都に出て、色々なことを爲たり言つたりした者を募り集め、狩り立て、一時久留米藩士に召抱へ兵隊として採用した者で、神撃隊と唱へ、其兵員は凡百名餘で有た、此神撃隊を久留米藩に召抱へらるゝこと、成つたことには、定めて由來が有つたのであらうとは思はるゝけれども、其顛末は些しも知らない、此一行の惣人員は凡そ五百餘名と數へられ、東海道を経て江戸に行くこととなり、各藩の兵も皆な朝命を奉じて、逐次に進軍して行くから、宿驛

其順序に従ひて宿泊し先きを追越して行くことも出来ぬ又先きの者が跡に後ることも出来ぬので飛越すことも出来ぬ又後れもされず順序正しく行たと云はねばならぬが宿驛の混雑人馬の不足又は不揃を來たし駕籠も穿く馬も足らず足を痛めても歩行ねはならぬのであるから中には小銃を杖にして漸く泊るべき宿驛に達したと云ふ有様であつた其辯東海道五十三次僅か百里餘の道程を二十一度も泊つて九月の末つ方江戸は赤羽の上屋敷に着た爰に居ること五六日其間其足休めを與へられて後濱海道を経て奥州に進軍することとなり赤羽を出發し日本橋を過ぎし頃又命が下り水戸城に賊徒が侵し來り今は戦争の最中なれば應援の爲め途を急ぎ進軍せよと云ふことであつたから其積りて進み行きしに淺草を経た頃又命が下つて水戸の賊は既に敗れて上總房州方面に向ひ潰散したから其方面に向ひ進軍せよとのことでありしが其日は既に暮れ方であつたので全軍は江戸を離れて間もなく泊ることゝ成つた自分等は永松與兵衛が全軍に先ち事情探偵の爲め千葉町に直に夜行すると云ふことで同行せよと云ふ命令を受け早駕籠に打ち乗つて千葉町に行き取調べたけれども何ごともなく無事であつた其翌日吉田足穂と中村虎彦の兩人が又全軍に先ち千葉に來て賊情を探り地理も亦取調べたが之れも濟んだので猶ほも進んで佐倉藩に行き諸事を打

第一兵隊を御供して上京す

五〇

合すると云ふ事になり自分も亦其列に加へられ四人一所に連れ立ち早駕籠を仕立て共に急行して佐倉藩に行き取調べを遂げたのであるが水戸を侵した賊徒は既に潰走散亂し此附近にも三々五々出沒して思ひ／＼に落ち行く模様で一所に屯して根據を作つて居る有様は見受け無いら其趣を千葉に在る本陣に詳細復命せよとの命令であつたので佐倉を辭し急いで千葉に歸ることゝ成つたが夜は既に更け行くのに往く手物騒な話し計りを聞かぬならぬのであれば佐倉藩の役人等も前途を危ぶみ氣遣ふて我々の出發を頻りに止めたけれども吾々は血氣盛な時代で負けぬ氣を推し通す年輩の者計りで有たから其役人等に向ひ九州男兒はそんな事に辟易する者ではないと威張り散らして別れを告げ又早駕籠に打ち乗り佐倉を離れ千葉に向ふて歸つたがな様四挺の早駕籠が連れ立つて夜通しエンサアエンサアの掛聲張り上げ急ぎ行く夜道は中々喧しく其の一行中で自分が一番後尾であつたが如何なる調子か其の譯は分らぬが小金ヶ原の廣き野原を通り掛つた時駕籠の底がヒョイと抜けて體は地に放離出され自分は顛倒して道端に横はつたので人夫も魂消て走り逃げた者もあり又忙然自失して呆れ返つて佇立した者もある其人夫等は佐倉の者であつたから噂風聞を蕩知しこわ／＼乍らも御用と云ふので止むを得ず濫々出て來て居たのに

第一兵隊を御供して上京す

夜は深々として更け行く丑滿頭不意の出奔事に出會したので驚き魂消たのも無理な
らぬことであつた。駕籠の底が抜けたから待てと言ふて皆々聲張上げ先きに行きし駕
籠を呼び止め様と叫んだけれども其時分の早駕籠一挺には、昇き手が前後に各々二人
づゝと夫れに手代りが各々二人づゝなれば一挺に六人三挺の駕籠には十八人揃つて
居る是れ等の者が一齊に呼び立てる其掛け聲を調子に昇るで走るのであれば如何に
呼んでも其聲は一向に通じないと言ふのも無理では無いが無暗に呼び立てたので其
聲が漸く通じ皆々引き返し、大勢掛つて駕籠の底を入れて呉れたので、自分も之に復乗
ることが出来て同行四人一所に千葉町に歸り着たのである。此時のことが話の種とな
り、後々迄一所に寄ると隙ると坐輿の談に供せられ中村虎彦は何時大勢の中でねえ
川島と自分の名を呼び掛け、あの駕籠の底の抜けたとき、黄色い聲を張り揚げて高く呼
んだから漸く耳に這入つたあの時の聲はどうか、と一坐の賑をなしたのであるが自分
は知らずして發した聲であつたけれども、人が聞たならば其時の聲は平常の聲とは違
ふて居たのであらう、扱千葉の本陣に歸り着て聞けば、晝間行軍の途中に於て姿を變じ
妙な成振りをして、恠し氣な風采で行く者があるから、捕へて見ると小銃を匿し又大小
を差したのを發見したから、嚴しく取亂したるに、賊たることを自白したとのことで、其

第一 兵隊さなり御供して上京す

人員は都合四人であつたが翌日は軍隊が皆千葉町を出發した跡で、此者等を皆斬り捨
てようと言ふことになり、吉田が之を檢視する役目を申付けられ自分は之に隨從する
こととなり、吉田と共に跡に残り、其場に立合て見分したが、道は水戸の黨争烈しき中
成長した者丈あつて、斷頭場裏に登り乍ら、些しもあるびれた模様もない、夫れは、落
ちついた者で、些し心も動かさぬ其状態は實に見上げた者で、四人が四人共揃ひも揃
つて未練ヶ間敷振舞言語は、些しも無かつた只、命を待つと云ふ風情を呈して居た
のに對し、斬り捨つると云ふことを申付け、處が切腹させて呉れよと言ふたけれども、
許可する譯に行かぬので、矢張り首を切り捨ると云ふことになり、一人づゝ引出して切
り捨てたが、中には手を伸ばし、頸に垂れ掛つた髪毛を撫で上げ、首を前に差出し、宜しいと
會釋し、靜に太刀を受けた然るに、斬り度いと望んだ者は、餘り人数が多かつたので、終に
捕へた者に斬らると云ふ事になつたが、捕へた者の中にも元氣な者もあれば中には
温厚な人もあつたので、實際には迷惑を仕た様に思はれた人も有たけれども、極つたと
云ふことで、奈何ともなし難く極りの通りにやり掛けて見ると、初めのことであるか
ら思ふ様に手が働かぬ併し、見事に首を斬り落した人もあり、思ひ／＼に成つたが、或る
人が太刀振り上げ、一刀の下に首を刎ね飛ばさうとして、ヤツと云ふ掛け聲と諸共、打卸

第一 兵隊さなり御供して上京す

した太刀が思ふ所には當らず、手が狂うて肩に斬掛けたから、首が前には墜ちぬ、其賊は後ろの方を振返つてどうぞ静にして下さいと、首も頰さず、藩付拂つて言ふた鹽梅は實に何とも言へ無かつた、平素の心掛けが今端の時に至る迄些しも狂はないのには、皆坐ろに威嚇を催したのである、想ふに其時分迄は、皆々心も強く氣は振り立て、愛忍なこともあり又色々なことを試めすと云ふ一般の氣風であつたからして、誰れであつたか、生膽を取らうと云ふて、首を打も落すと直に腹を裁ち割り、臍腑の中に手を入れて、所々方々探つて見たけれども、皆素人の出逢で、終に眞正の物には探り當らず、其儘に尙ほも開試し仕やうと言ふ者も有たけれども、吉田が差止め、死骸は地元の方に引渡し、夫々埋葬する事に申付け、同連立も本隊の跡を追ふて佐倉に行き、夫れより成田不動、其他の地に一二泊して、水戸に着き、下町と云へる町に泊つたが、弘道館は一度見て置き度と思ひ、四五人連れ立ち、行て見るに、大門が有て之を入れば、左手に生首を棚の上にズラリと並べ立て、幾階にも段を作つて有たが、其首には名札が一つ一つふら下つて居た、其内の者を一つ一つは覺へて居るが、其姓名は市川三左衛門、朝比奈彌太郎と云ふ名前であつた、此兩人は賊の主謀者との事であつたが、其頭は色々な名があつて、勤王黨を水戸にては天狗と唱へ之に反對した者を書生派と云つて、佐幕論を唱へた者であつたが、幕府の瓦

第一 兵隊をり御供して上京す

壞するや、水戸を脱け出して、各所に轉戦し、遂に會津藩に行て居たが、會津藩が全く降伏するに及び、又々水戸に引返し、回復を謀つたが、終に勝つ事能はずして、皆討死したとの事、其首を斬て、如此鼻首したとのこと、其数は凡そ七八十は有つたであらうと思はれた、夫より濱海道を進み、勿來關を通れば、八幡太郎義家が詠じた歌の「吹風をなこそこの關と思へども、道もせにちる山櫻かな」と言ふのを彫た石碑が建て、有る、其傍に加茂季鷹の詠じた「千萬のあだに向かへるものゝふも、花さそふ風はすへなかりけり」と云ふ歌も刻てあつたが、爰は奥州の入り口で、一方は山嶺にして、一方は太平洋に面し、絶壁となれる要害の地であるから、往昔は之れに關所を設けたと云ふが、自分等は是れより七八里計り奥の方に在る、磐城平に止まり、此處で番兵することゝなつた、磐城平は安藤對馬守の居城で、奥州の咽喉地と云はれた處である、吾々が爰に番兵をして居る内に、官軍となつて進撃した各藩の兵は各地に轉戦して功を奏し、威勢よく凱歌を揚げて、京師に還り行く人々を空しく詠めて、其年を送つた、明れば二年の春となり、彌々函館の賊徒を攻めらるゝ事となつたから、海岸を固め置く必要があるとのことで、吾々の屬した兵隊は、磐城平を引揚げ、二た手に分れ、一は小名濱と云ふ所に、一は常陸の平潟港に引移り、之に屯したのであるが、兩地共太平洋に面して、大灣形をなした其の兩岸に沿ふたも

第一 兵隊をり御供して上京す

のであるが、小名濱と云ふは一漁村で、曾て神樂隊が守つて居た所であるが吾々が之れに代つたのである。此地は遙かに常陸の平潟港に對峙した要港で、船舶の出入多き所であるから、此兩所に守衛して居たのであつたが、函館の賊軍も降伏したと云ふことで五月五日端午の節句に、此地を出立することとなり、又濱海道を経て江戸に凱旋した。此時江戸は既に東京と改稱せられ、皇居を西之丸に移され、主上は之れに居らるゝ事となり、百官有司の面々も皆東京に集り、市民安堵の思をなし、市街の有様も稍々舊觀に復し掛つたのである。然るに吾々も久しく番兵したと云ふことで、其慰勞の爲め、東京に滞在することゝなつたから、日々各地に徘徊し、物見見物に出掛け楽しんで居たのに、自分は俄に公用人の下役見習と云ふ者を申付けられた。其時公用人を勤めた人は、早川重高氏で、其次が吉田足穂で、前田九一は其下役であつた。前田は自分が成長の頃から知て居た先輩で有たから、萬事心を添へ、なにくれと無く教へて貰つたので、漸く其役儀をも勤められたのである。公用人と云へば、以前の御留守居役見た様な者で、藩を代表し、大政官始め其他の各省と藩の中間に立ち、事務を處理し、其傍ら各藩に交際して、諸事を斡旋する等、吏務に長じ、世故に老練、雄能の技を有したる者の勤むべき役柄で有から、之に従ふ下役にしても、其技倆を有し、老練なる者なら、では、勤め難き役であるのに、自分の如き、書生上り

第一 兵隊となり御供して上京す

の者で、未だ曾て俗事務に従つたことも無く、又交際上に要する文字にも憚はなかつた爲に、當時諸侯相互の間に往復する所の書狀に用ふる殿様御の字等の字畫、崩し工合、文例等には、夫れ／＼前規がチャンと定り、一糸紊るべからざるものゝある事をも知らず、無暗矢鱈に書き散し、其儘に出したと云ふので、彼處からも此處からも攻撃せられ、又折節は殿様からも其御沙汰を蒙つたと云ふ工合で、其度毎に、上役の早川氏は失體を詫び、不都合を謝せられたことが多々あつたのは、必竟自分が今迄兵隊を勤め、交際杯と云ふ事は一つも知て居無かつたから、さう成つたのであるが、自分も樽俎の間に折衝して、仕事を遣らうと云ふ手腕を養成しなければならぬと云ふ考も無かつたから、其勤め方に實も入らず、只苦しく思ふた計りであるから、何事も行き届か無かつたと云ふも、無理ならぬことである。且、又此様な役人になるのは、また早や過ぎると云ふ考も持て居たのであつたから、役儀を免せられ、度きことを幾度か申し出たのであつたが、早川氏は容易に同意をさせられぬから、其の儘勤めて居たのに、島田莊太郎と吉田足穂の兩人は、豊堂の大學に入り、學問することゝなつたから、自分も之れと同様に成り度いと、幾度となく内願したので、早川吉田の兩氏は、大に盡力されたけれども、悲ひことには、足輕と云ふ身分賤しき身柄であつたから、終に詮議にならぬと云ふことゝなつた。足輕と云ふ者は、斯く

第一 兵隊となり御供して上京す

も分隔てさるゝのであるかと憤懣に堪へず、直に足輕御奉公を休めて、素浪人となり思ふ存分學問なり仕事なり、自分勝手に仕て見度いと云ふ考へを起したが、其時幸に兄の紋次郎も殿様の御供して上京して居たのであれば、其決心の次第を述べ、同意を求めたところが、兄も大體には賛成して呉れたものゝ、其詞に、國元の母上は、戦が濟んだと云ふので、指折り數へて歸國を待て居らるゝのであれば、一應歸つて、母上に安心させ、其許を受けて後仕掛けるがよい、且遊學するとしても、第一に金が入用であるから、養子を貰ひ受け、御奉公の株を譲り、其金を以て遊學すれば、一舉兩全であるからとの教に、尤もと考へ、歸國孝養を名とし、役儀御免を願ひ出で、其許可を受けたので、今迄一所に居た兵隊の中に又加り、共に凱旋する事となり、歸國の途に就たのは、六月末方であつたと覺へて居るが、大勢の兵隊と共に品川の海岸にて、藩の蒸汽船千歳丸に乗り込み、出帆して、遠州灘を過ぎ、紀州の鼻を廻り、瀬戸内海に這入り、掛らうとした處が、神戸の方に廻つて行けば、海上の路程が、非常に遠く、之に反して名にし負ふ阿波の鳴門の海峡を経て内海に入れば、甚だ短いと云ふ、併し此航路を蒸汽船で通過すると云ふ事は、至て六ヶしき注文で、船員も亦た初めてと云ふのであれば、評議區々の末漸く造ることに決定したと云ふので、彌々鳴門に差掛る手前の港で、水先案内者を雇入れ、直に船を遣り掛けたのであつたが

自分は甲板の上に出て、始終進路を打詠めて居たが、其時は丁度満潮であつたから、船の進み行く前後左右には、湧き出る潮が圓くなり、其真中は平かに高く、周圍は漣が立て、じよぶ／＼と響き渡る音は、高く聞こゆる様で、右も左も幾個となく、同じものが並んで船を圍み居る、其中を右に向け、左に繞つて航するのであれば、船の方向は屢々變換し、其度毎に、船は右に傾いたと思へば、又忽ち左りとなり、船底は、ぶく／＼と下から持ち上がる様で、始終搖り動き遅々として進んだのであつたから、此航路は實に奇觀を極め、珍しき所を過ぎた心地がした間も、無く内海に這入り、込んだか瀬戸内海は至て穩に靜かに、大小の島嶼に送迎せられ、移り代り行く状態、景色は筆紙に盡し難い、然るに暑中の航海にして、余は日數を重ね湯も浴びずして、久しく苦んだから、安藝の御手洗島に船掛りして、湯浴の暇を一日賜つた、此島は有名な桃の産地で、有て、満島傾斜の畑地は、桃の木計りであるが、惜ひことには、季節が早過ぎた爲めに、青葉陰れに青實が曇々として下り、未だ熟するに至らざりし時であつた、夫より周防灘を経て、門司海峡に這入り、又出ては、玄海灘を過ぎ、長崎の沖野母の岬を旋り、早崎の瀬戸を経て、有明内海に這入り、高良山を遙か向ふの方に、眺め、餘り遠くも無い所迄進んだけれども、潮時が悪いと云ふので、川口迄進み難く、三本杭の遙かに沖の方、ガンドヲとか唱へられた最寄に、錨を卸し、而して迎ひ船を呼び寄せ

百餘人の兵隊が五六人づゝ分れて其小船に打ち乗て、上陸する事となつた其の小船は
君津で俄に仕立た通船で、其船頭等は、只船を押すこと丈けは知て居ると云ふ者計り
あつたのに、吾々が其の解船に、分乗して千歳丸を離れた其時は、既に夜に入つた後で、生
憎引沙時で如何に櫂を押して見ても、逆流に向ひ、上り行くのであれば、船は一向進まぬ
中には却て押し流さるゝと云ふ事となり、沖の真中に船を御して休んだのであつたが、何時
ので、出潮を待て上ると云ふ事となり、沖の真中に船を御して休んだのであつたが、何時
しか華胥の國に遊び、一睡して目を醒ませば、潮は既に満々と満ちて、烈しく流れ去り行
くので、いざ船を出さんと、櫂を抜き、船を推し掛けたが、初め船掛りした時は、北を枕に南
を軸にしたのであつたが、潮が満ちて来た後は、方角は初めに變り、空は何時しかかき曇
つて、星の居所だも知れぬ、海上は一面に深い霧が立罩めて、山の姿も見へ別たぬのに、何
れを東とし、又西は何れの方であつたか、と見定めることは、猶更出来ぬので、舟子は思ひ
思ひに見當を付け、各漕ぎ行く内一人の船頭が、聲張り上げ、潮は下から来るので、流れ行
く儘に漕ぎ行けば、川口に這入るぞと、言ふ其詞は尤の様に聞へたけれ共、漫々たる海の
上に流れ行く其方角は、夜の目に色々見へた者と思はれ、彼方に流れ行くと呼ぶ者あり、
いや此方にと、言ふて思ひ／＼に言ひ罵り、各其方角を争ひ、爰に四分五裂となり、後には

第一 兵隊となり御供して上京す

互に呼合ふ聲だも聞へぬやうになり、離れて了ふたが、自分等が乗つた船は、夜が明けて
陸の方を見れば、佐賀の牛津沖合にあつたから、直に方向を變へて、川口に向つたが、其の
時は、はや引沙となつて、船は進み兼ねたので、晝過ぎになり、漸く君津に上陸したのであ
る。然るに、最初千歳丸より、解け舟に分れ乗りしものゝ内、潮待せず其儘漕ぎ行つた船は、
夜の明けぬ間に、君津に上陸したと云ふのであつたが、船掛り潮待ちした船の内でも、吾
等は晝過ぎに着たが、或は晩に成つて来る者もあり、夜に成る者又は翌朝と次第に着船
したのであれば、之を待ち合はする爲め、一日は君津に停つたが、尙ほ來ない者は、跡に残
し、吾々は久留米に凱旋したのである。跡に残つた其船は、肥前の多羅山地方若くは島原
甚しきは、肥後の百貨を過ぎて、三角天草の最寄に迄漂つて、終日絶食したと云ふ者もあ
つた。是等のことは、何の役にも立たぬ事であるけれども、當時は如此ことも有たと云ふ
事を知らないのである。

不破美作の斬奸状 (三十九頁四十五頁参照)

後等再拜頓首奉歎願候今般天下之形勢一變致し京攝間之模様追々解り候處薩長土
等之御藩専ら尊 王御唱幕府は大阪え御引取にて其後關東え御下向之風聞御座候

第一 兵隊となり御供して上京す

右に付而者私共草莽蠅蟻の小臣故御願議可奉何得筋者無御座候得共貳百餘年之御
鴻恩を蒙り居り兼々尊攘之大義承り居候故乍恐奉奏言候今般 御前 寂慮御違奉
之御實意徹底不仕義は畢竟不彼美作先年来真木和泉一黨に構怨候故必ず其報ひ可
有之と覺悟致し候私心より益固結致し 御前勤王の御志只管取消候儀と奉存候
御前の義者 御聰明に被爲 在候を中途に而奉擁蔽候故如何様申上候而も言路は
相塞り御用ひ無之義は必定の事に付不堪切齒血泣痛哭之至身命を抛此一舉指迫り
申候先其罪條の概略を擧るに己の私黨を樞要の地に連ね置 御前の耳目を掩蔽致
し正論の人一二有之候得は隠謀を以令貶謫身家の私計を營み亂國家其罪壹つ尊攘
の大義を以幕府え御勸可申上の處却而會賊に附従ひ不考天下の治安勸征長興無名
の師幕府の滅亡相招其罪二つ一昨寅年の冬 天幕へ何も無之候而腥膻の醜夷を
御城近くに呼寄候所業不届の至り、令我 君有蔑視 天幕之名其罪三つ不量國勢の強
弱構妬於四隣貪小利取四日市近來の擾亂に至らしむ其罪四つ開物開成杯の役取立
被人民の膏血専ら務聚欲令至貧害の困窮其罪五つ天下紛亂の際指詰候故南薰御普
請之義は巨大の御入費故譬へ 思召に出候共可奉忠諫況や逢迎致し御勸申候而且
又御遊宴の事杯申上敗君徳大に極奢美其罪六つ外夷の奇技淫巧を範稱し夷域の廣

第一 兵隊となり御供して上京す

六三

大富強を街述し敵の先聲に畏服し戰の勝敗を較べて奉惑亂其罪七つ海内の亂離の
際に至り候而只々財用吝嗇を致し大に失人心其罪八つ兵備の事は兼々今日の際に
至り候故諸隊作り立諸方へ配分士に兵あり兵に士あり候様可致置の處其儀茫然に
て此際相成狼狽致し俄に良山に兵士差出し勦 王の諸藩に示割據の體其罪九つ
薩長は御親縁中の御事故譬へ 天朝而已御違奉に而幕府違奉無之共御好信可有之
處遂に離間致し御疑念相生其罪十參政府の義は兼々萬機に關係致し候得共國家の
大綱大計に至ては元老職中え相談可有之所獨逞威權冠履倒置大に僭越致す其罪十
一今般 王政御復古の初早々御上京有之 寂慮御違奉の御實功可被行候處御上京
差留 御前御忠節の御志奉撓其罪十二右の通成大罪件故何卒此上者回天の大御猛
斷を以賞罰黜陟の御所置被爲行御國論御一定の上 御直書御觸出し被遊日田表の
儀は 王室へ御返上四日市御人數御引拂一新の所にて薩長へ御使節御相立早速
御上京有之度儀と乍恐奉仰望候然上は何卒諸兵隊御作り立築城儲米杯追々綱目共
に御舉被遊候様奉存候若し此儘御打過被遊候時者問罪の師 京師より御下向に相
成千歳の汚名を遺し無窮の國辱を招必然の勢奏鑑を以照見るが如く不堪杞憂何卒
御家存亡の機に御座候間能々御省察にて御改革の義奉懇訴懇願候然上は私共

第一 兵隊となり御供して上京す

六三

第一 兵隊をなす御供して止軍す

如何程の罪科に被爲行候而も不苦と奉存候御情御恩奉被下候得は千謝萬感不盡結

草の思買萬死奉待罪候誠謹敬白

此書付の裏に

君が爲國を守りの御太刀あたにははかしますら武夫は

武士の道と斗りを一筋に死ぬの山路に思ひ立ぬる

藤原隆功 書判

右は島田が辭世の積りて書たのであらう

六五

第二 奥州より凱旋す

明治二年は秋となり奥州より東京を経て久留米に凱旋したのは、僅か孟蘭盆會の頃と覺へて居る然るに東京に居た當時國元から上京せる友人の御國土産話に爾々斯々の中々盛なる事計り聞たのであつたけれども、例の田舎者の御國自慢と聞流し吾々は戦争の場所も踐み東京の形勢をも親しく視察して、多少得る所もあり又考へ及ぼした次第は夫々取調をなして居たのであれば、自負の念も起り且つは御一新に成つて王政の基礎も彌々立ち東京の繁華も昔に立返り居たのであれば別に騒ぐ必要もないのになせ左様な事があるのかと半ば疑ひ半ば訝り其人々の言ふ所を異とは信じ無かつたのである然るに歸國して實際の有様を見れば聞きしに優る事のみ多く想像よりもまだ一すつと上の騒でなせ此様な事と成つたのであるかと初めの程は大に驚た位であつた其梗概を愛に擧げて言へば會て神佛混淆の當時其神社に奉仕したる天台眞言の兩宗派に屬した寺院は分離する事となつて其名義の下に會て尊崇せられたる高良山の蓮臺院並びに在地に在りては東林寺大善寺の如き者城下に在ては城内の祇園寺通り外町では圓通寺等何れの寺院も知行俸祿を戴いて家老職とか又は中老番頭

第二 奥州より凱旋す

六五

の格式に準じ夫れ相當の資格を以て優遇せられ上下の尊崇も嘗ならず嚴然たる寺院
なりし者を一朝に之を廢止し知行俸祿も悉く沒取し其の堂宇佛像の類は皆取り毀た
れ僧侶は還俗を命せられたが若しも之に背せず兎角の意見を申募れば乍ち追ひ出さ
れ傘一本で其寺院を跡にせねばならぬ之に反し上命に服し還俗したもの、今迄着た
衣と袈裟を脱ぎ捨て羽織袴となり頭には毛髮を蓄へ腰には大小刀を手狭み見慣れぬ
姿でおかしき腰付して徘徊するのを見ると曾て其人々の昔の有様を知りし吾々の目
には何んとなく憐れにも亦痛ましく思はれ其變遷の速かなるには實に驚いたのであ
る加ふるに精進ものに生活を爲た者が忽ち肉食妻帯となり御經を讀みし口に高天原
を唱へ神鏡御幣を飾ることゝなりし故今迄莊嚴に裝つてありし佛像佛具佛畫の類は
他に移し又は取毀ち燒棄て其地其場を淨めたのである事茲に至りしは神佛混淆は國
體に原かぬと云ふ議論に出たのであるが根元王政復古維新の政を布かるゝことゝな
りしは尊王攘夷の論出で大義名分を天下に明にし君臣の義を全ふせんとした勤王の
志士が其身命を抛ち之を犠牲に供して以て終に彼大偉業を成し遂げたのである而し
て其事に重に與りし者は皆な我國の國體を知り之を昔の通にして盛なる御世となら
しめ様としたのであれば外國より入來りしものは之を排斥しよう云ふ考から分離

第二 奥州より歸來す

論となりしが此主動者は重に國學を修めた國學者夫に各藩士の内に漢學を學んで常
に國體を重じ大義名分を明にした人々で佛教を不用の者として之を惡み彼の本地垂
跡の論は常に之を非として居たのであれば此變動に乗じ素懷を遂げたのである其
甚しきに至つては道端に建てある石の地蔵尊など罪も何も無いのに對して迄侮辱を
加へた加之其首は大概ね打ち落とされ身首は所を異にした者計りであつた位であ
る其他寺院僧侶に關した事を述べたならばとても枚舉に暇なき程多いのであるが何
に様登ヶ年餘の短日月間に變遷して居た有様には實に心を驚かされた又通り外町裏
五穀神社の北隣り南蕪の地域内に三四年前より大土木工事が始つて大工左官石工庭
師の諸職人等が大勢這入り込み殆んど夜を日に續で拮据經營工事に取掛り大に急が
れた模様であつたけれども思ふ様には運ばなかつたものと見へ御一新の間際迄に漸
く建家の要部即ち御殿に充てらるゝ部分だけ成就して居た様であつたが附屬建家が
悉く成就した曉には殿様が御引き移りになるとか離れ御殿になりて折り〱御遊び
の爲めに御成りになる爲めに設けられたとか取り〱な風聞があつたが何様久留米
城下に於ては他に比類稀なる好地位を占め萬頃の田畑を隔て東の方は我九十九峰の
屏風山を近く右の方斜めに其嬌態を眺望し前の方山脈の盡る所は乃ち吉見ヶ嶽にし

第二 奥州より歸來す

で櫻花の昔を偲ばせ其上に重り秀でたる者は乃ち高良山にして樹林鬱蒼殆ど目眩の
脚に迫り焔を呈し明星ヶ嶽は又其後ろ斜めに秀で其山脈は上妻の諸峰に連なり山門
三池の諸山も亦其起伏の間に收め其盡る所は乃ち内海にして有明の池である之を隔
て海中突兀と聳へたるは島原温泉岳にして雲烟縹緲の間一と際高く其姿を現すの
である又左の方東北を望めば北筑の電門冷水古處の峻嶺は遠く近く或は高く低く各
其姿を恣にして空に聳へ點々指顧の間に數へられる正東の方は豊後の諸山にして正
しく向き合した山は大たをりをなした山で其の窪みの上に上る月は實に何とも言へぬ
有様で觀月の名所として鏡臺山の名あり其脇き左は後の方遙かに雲表に聳へ一と際
高く諸山に抽ん出たる者は豊前の英彦山にして豊筑諸山の宗とする所又前面近く萬頃
の田圃内を貫流する者は筑後川にして其兩岸に沿ひ開けた者は沃野の田地にして殆
んど碁の如く平にして殷富の箇所とす而して橋内の庭には泉湧き出で水清く流れ去
る者を湛へた者は池となり假山は其間に小起伏して山脈を作り爲して趣きを添へた
工合杯は天然を欺く者の如く而も泉水には魚を跳らしめて四時の樂みに供したる杯
は實に何とも形容し難き好樂の位置を占め得たる土地なりしに御殿造營の結構も亦
宏壯にして美を盡し善も亦殆んど盡くしたのでは無いかと迄評判された御殿なりし

第二奥州より歸來す

が未だ全く建て揃はざりしに御一新となりしかば當路其人を異にした爲めか其御殿
の本建物は滅茶苦茶に取り毀はされ其用材も焚き棄てたとか何とかで殘る物は一つ
も無い只書を偲ばする條に礎石の大なるものが點々残りしと庭石築山泉水は尙ほ其
條を止めて芝を改めず其儘に存在した者の如く人をして轉た心を傷ましめたのであ
る然るに表門は長屋に作つて之に續き建て進らねたるものと東北の一隅に長屋建て
の家屋が儘が二棟か三棟ありしは奥女中の棲むべき部屋又は局に充てられた者で其
建物は皆三階付きの著にして東西に長く連り南北より明りを取り風通しも能く間取
り部屋の按排各々別々にして夫れ夫れ仕切りをなした杯彼此相混せぬ區劃の立て方
等には大に注意を加へ其作り方周到にして殘る所なきものゝ如し然るに内部の諸飾
り付の類は未だ施さずして工事を取り止められたのであらうか本殿は既に取毀され
たけれども此長屋だけは其儘となり之に應變隊と云ふ兵が常に屯して居たが此應變
隊の組織せられた當初の總督は水野又藏と云ふ人で水野家の相續者であつた其他參
謀隊長會計等の要部を占めた顯職の人々は會て勤王を唱へ奔走した爲め押込められ
た人又は不被美作を途に要撃して斃した人々であつた此兵隊の成立つた初は自分等
が御上京の御供して京都に在りし頃であつた様であるが此兵隊が成立つて間も無く

第二奥州より歸來す

二小隊斗りの兵を率き連れ時の參謀であつた佐々金平と云ふ人が函館に出で、五稜郭の戦に功を奏し、藩の面目を施したと云ふことでありしに、惜哉此戦に打死せられた、然るに兵卒は凱旋した後も、又々元の通り隊に入つて屯することゝなり、其他人員は凡五百名もありしと思はるゝ位、大勢の人数であつたが、其人々は蓬頭亂髮、腰には朱鞘の大剣を横へ、袖引きまくり腕を出し、袴は短く着て、高下駄を穿き、肩は怒らせ、肘は張り出し、大手を振つて、濁歩し、三々五々連れ立て、市中を徘徊し、人に逢へば殊更に行き當ると云ふ工合でありしかば、一寸打見れば、實に傍若無人で、行き逢へば直に喧嘩を仕掛けること云ふ感想を人々に與へた位であつたから、途行く人々も、應變隊の來るのを望み見て、避ける者もあり、又他の道に這入る者もあり、障らぬ神に祟りなしと云ふ鹽梅で、人皆道を讓つて居たのである。故に彼等は益々威張り散らして、色々な事を爲た様である。曾て鐵砲小路に星野某、是れは御先手足輕の組頭を勤めた者であつたが、或る料理屋で飲酒し、雜談中、應變隊のことを悪口したとやら、其詳なることは聞か無かつたが、其隣席に應變隊が居て、之を聞き、吾々の事を誹り、悪口したのは取りも直さず、隊を辱かしめる者である。怒り出し、其席に踏み込み、其人を捕へて、引立行かんとするので、皆々其失言を詫び、無禮を謝したれども、一切聞き入れず、到頭引出して、其人を斬り殺して仕舞つた。其次第

第二 奥州より歸旋す

頭末は、左したることで無かつたとの事でありしも、斬つて仕舞つた跡ごとければ、政府にても之を罪する譯にも行か無かつたのであらう。終に其儘になつたが、應變隊は之を鼻に掛けて威張散らしたと云ふ譯でも無かつたらうが、他の人々は、大に恐れて居た。其他同隊中の者と雖も、不始末の事があるか、又不品行の事跡があつて、武士の面目を汚したとか、又は異論を唱へ出し、人を感したとか云ふので、切腹させられた者が幾人もあつた。自分が加藤幾次郎先生の門に通つて、莊子の講釋を一所に聞て居た者の内に、飯田大三郎と云ふ人があつたが、此人が應變隊の兵の内、二三人を誘ひ出し、國を脱け出で、他に行かうと企た事が露顯して、其罪で、以て飯田は勿論、同意した者も共に切腹申付けられた。全體其頃の有志者は、氣が立ち、殊に強くやると云ふ風であつたから、斬らば突かう當らば撃たうと、向ふに負けぬ氣を養ひ、張合て居る時、なに様劍呑の次第であつたが、應變隊の外にも、亦侍の若手連中が同志糾合して、七生隊と唱へ、一時は瀬の下町西岸寺と云ふ寺に寄り集り、之に宿泊して、文武兩道を勵み、其技術を磨き、心志を養ふて、時勢に應ずると云ふことであつた。其發起主謀者は、小河古松の兩先生が重なる人であつた。このことで有つたけれど、自分は其頃迄は兩先生に接したことも無い、見ず知らずの事なれば、どんな譯で組織せられしか、又は、解散に成つたのでありしか、其末は終に散り散

第二 奥州より歸旋す

りに成つたところであるけれども後々其名も残り吾々も其相續者に成つた様に人に思はれ且吾々が兩先生の門に遊び國事に奔走して各藩の士に交り往復したときは七生隊々々其の名は各藩の間に響き渡り大に稱揚せられた名であつたが吾々は未だ會て一度も之に關係した事は無かつたけれども他藩の人々からは七生隊の内者と思はれた位であるから自分が有志者の中間入りせぬ前一時は餘程盛な者であつたかと思ひやう、其他町方には飲承隊と唱へ在方では殉國隊と唱へ各々隊伍を組み立て英式の操練をやり喇叭と笛に大太鼓小太鼓打ち鳴し囃子立て足拍子を取て歩き行く有様は面白半分にやつたのでは有うが其様を見れば恰も戦争が今にも初りはせぬかと思はれ其殺氣は實に御領内に充ち満ち居たのには東京から歸つた朝りは之に驚きあきれ返り實に想像よりもまだ一以上で夢想にも及ばぬ位であつた又目撃したのには漸の下の松屋喜藏と云ひ佐幕派全盛の頃町人より拔擢せられて二本差しとなり藩の御用をも聞て大に手腕を伸ばした人があつた自分も屢々此人に逢ふて風采も知て居た其の人となり人物も至極立派で伶俐な人と云ふ評判もあつたので一と廉御用便に成つたのであらうが此人が何かの間違から庄島村の白角神社の西裏手池町川の下梳士手の上に殺害せられたと云ふ事で見物に行たが死骸は到頭見無かつたな

第二 奥州より歸還す

七三

様之れを斬つた人々は皆七生隊の人であつた此ことに關して何時であつたか何かの難談の内に小川先生が言はるゝには俺れが吩咐て若手にやらせたこと其譯は西岸寺に居た頭ありし出來事に依つたと言はれたけれども其事の次第は耳底に残つて居らぬが斯く言ふ工合の状勢であつたから自分の如き臆病人は有志の中間入り杯と云ふことは其當時に於ては愈想内に些しも浮んでは居らなかつた。

第二 奥州より歸還す

七三

第三 國事に關係せし濫觴

奥州から引き揚げて東京に出た時は維新の政も既に緒に就き基礎は既に立ち掛つて居たのであつたから此處で身の振り方をも付け志を伸べ様と考へて手を盡したけれども終に行はれ無かつたので又出直さうと云ふことにして國に歸つたのであるが國の様子は前に述べた通り寄りも付けぬ勢であれば一日も早く東京に行き度と思ひ何事にも當らず隙らす只兄の紋次郎の歸り來るのを一日千秋の思ひをして待つてゐたのである然るに自分が遊學を思ひ立て切に其志を遂げ様と熱望したる譯と身の境遇とを陳べねば國事に關係した譯も明になり兼ね當時の状態をも類推することが出来ないのであろうかと思ふから先づ自分のことを述べ其傍らに當時の状態をも合せて述べる事とする自分は元來足輕の家に生れて兄弟は七人あつた其の内兄が四人で姉が一人自分は六番目に生れたる五男で外に弟が一人あつて夫れで都合七人と云ふ大勢の兄弟であつた而て父上の受けられた扶持米乃ち御完行と唱へられた者は至て僅少な者であるにも拘はらず此七人の子供に食はせ飢寒を凌がする丈けでも大義であるのに目付役と云ふ者を勤め御奉公にも殊の外心勞せられた故か自分が漸く十歳に

なつた春父上は果敢無く成られたので跡は兄貴一人を杖とも柱とも頼んだのであれば家は益々貧苦に陥り一人の力にては到底弟二人を育て母上に奉養する事も覺束無く思はるゝこととなり自分が十一歳の冬今迄通ふた手習も既に三年は經たと云ふことで口減し勞々寺に遣らるゝ事となり行々は坊主にでもなして亡き父上の菩提も弔はせ立身をもさせ様と母親の下心から御井郡光勝寺村に在つた東林寺と云ふ寺は由緒正しき眞言宗の寺で之に若黨奉公することとなり足掛三年之に辛抱した處が十三の春東林寺と同宗派で密接の關係ある長崎清水寺に行く事と成つたが其和尙は父上が會て世話したと云ふ縁故が元と成り之に行くこととなりしが其實は爰で愈々出家をさせる積りであつた様である然るに自分は出家すると云ふことは真から嫌でならぬから和尙の言ひ付けも聽かず只朝夕隙があれば町に出て子供と遊び折々喧嘩して居らるゝ度毎に寺は迷惑する鹽梅で和尙も到頭堪忍し切れず終に其年の夏に至り久留米に送り還へされた家に還ればたつた一人持つた姉が死亡してまだ日も晴れぬ内でありしかば母上には憂思ひに沈んで居られた際自分が歸り來たのは稍々悦ばれたけれども俄かに歸つて來たのだから何か都合は無かつたが折角立身させやうとして仕たことも皆水泡となり且つは人が増せば水増す譬の如く差當り食ふべき米も

不足すると云ふことになり、目途も無く遊ばして置く譯には行かぬと云ふことで、沁み染み悔まれた親の心配には、子供ながらも如何したならばと切なる思ひが生じた其時のことば、今も尙ほ忘れられぬが、足輕と云ふ者の内にも、色々の名目があつて、小役人を勤むるのであるが、自分の祖父及び父上は共に目付と云ふ役であつたから、普通の足輕よりも些しは餘分に扶持米も貰つて居られたから、暮し向もどれ丈けかよい方であつたと云ふ事であつたが、自分が御側足輕と云ふ者に召抱へられたときに戴いた者を言へば、二人扶持に六石四斗と云ふが御定りて親の死んだ跡を子が相続すると云ふ事は、侍と同様であるが、次男以下も亦同様であるが、足輕の株は金を出して内を賣買することが出米たのであるが、其扶持米とは一日に玄米が六合と云ふのであれば、二人扶持は乃ち一升二合となる月の大小に依りて少しづつ増減があるけれども、概するに三斗四五升づゝしが無かつた様である、其内より人足給又は何とかが角とかが掛り者が引けるから、正味の處は月に三斗が若くば些し越した位であつた、其給米を以て月々の兵糧に充て、雜費は他は財源を見付け出して、其不足を補なはねばならぬが、役人になれば、其二人扶持が三人扶持と云ふ權になり、宛行は八石位迄は増さるゝことゝ成つて居たが、拾石三人扶持となれば、徒士の取前となるので、資格も之に準じて進めらるゝ、然るに六石四斗と

行ふ宛行アテガイと讀むは、益と暮の兩度に半分づゝを與へらるゝので、之を町人に賣り渡し、日常の負ひ目不足の足に充て、又は借銀の利拂ひ或は衣類高端調度費に充たのである、其六石四斗と云ふのも、亦正味は夫れ丈けは無い矢張り、其の内から何かと引き去らるゝから、一期に三斗六升入りの米俵にして、凡八俵未滿づゝ戴いた様に覺へて居る、如此扶持方と宛行ひが穿き上に勤め方と云へば、役人は一六休み日の外は毎日、其役所に出勤して働かねばならぬ、自分等の如き役人で無い者の勤め方は、どんな者かと云へば、隔日又は泊り番をして勤むれば、二日間暇が貰へると云ふ工合である、其状態は色々區々に成つて居たから、一概に斯うと陳ぶる譯には行かぬけれども、兎も角僅かの扶持米を宛行で女房子供を育て、父母にも仕へ養はねばならぬと云ふのは、並大抵の骨折苦心では、とても暮され無かつたから、皆々内職と稱へて、公務の餘暇家の主人は勿論、家族の者に至る迄、皆打掛つて夫れ相應の金取り仕事を脚んで、衣食の不足を補ひ漸々其日々を送つたと云ふが、足輕の境遇であつた其上、殿様が江戸に參勤交代さるゝ其都度には、足輕が大勢御供して、三日路中、國筋東海道と三十日間も掛る長道中を弓鐵砲を擔ぎ御供をする、然うして、九一年間は赤羽の上屋敷に詰り、其間別個に食料を給せらるゝと云ふのでは無く、皆貰つた扶持米の内を割つて之を持ち行き、夫れ下衣

食の用に供せねばならぬのであるから、江戸詰の勤番をしたならば首も廻らぬ程借財を負ふて歸る、夫れで妻帯して居る丈けでも、中々の事であつたと云はねばならぬ其上子供が多い親の心は如何であつたらうか其子が段々成長するに連れ行末が思ひやられて苦慮に沈み痛心した人も必ずあつたのであろうが、自分の母親は子煩悩で此窮境の内にも有り乍ら又成らぬ中より子供七人も生み落し、一人も夭折し無い様に育て、居らるゝ内父上は五十八を一期とし、幼少の吾々を跡に残して亡き人の數に入られた其後は男子の兒計りを相手に育てられた母の苦勞心配は如何でありしか常々云はるゝには御前一人なりとも寺に行て坊さんに成り親の爲め家の爲め、且は祖先の菩提をも弔ひ其内に出世次第では方丈さんにも成られ侍衆の上にも座つて立派な身分に成らるゝからと云はるゝのが寺へ遣らるゝ譯で有たが魚は食ひ度と云ふ工合で到頭辛抱がし切れず歸つて居候となり、復兄に迷惑をかけて母親にも心配を掛けた其の末が、何にか手仕事して食ふ丈けのことはせよと云ふ事になり、太刀の鞘塗り、即ち漆仕事、弟子に行く事となつて辨當携へ日々之に通ふて居た然るに其頃は明善堂が今の中學校の處に新築になり、皆々之に通ふて習ふ事になつて居たから、自分も朝は早く起き出で素讀習ひに出て居つたが終に書物を讀む方が好きになりて、鞘塗りはツクツク嫌にな

り終に止めて仕舞つたが此度は兄貴達が皆寄り集つて評議となり、好きなことをやらせたならば止めはせんであらうと言ふことで、其事を問はれたから、自分は是非書物を讀んで一人前になり度いと企望の旨を述べて許しを乞ふたれども、其頃書物讀みご云へば自分が住て居た庄島南郭乃ち新屋敷と云ふ六十戸餘りの所で、誰れが書物を讀んだかと云へば只先輩の武田良造先生と直に隣りに居た森山元次の二人切りであつた様である、森山元次と云ふは今、江崎藩と姓名を更へ、明善中學の教官に成つて居る人である、當時は如此状態であつたからして、母上初め四人の兄共も終に同意して呉れ無い、武藝は父上も嗜まれ、淺野樂劍道場今の彰太及び弟の一庵の家であるが、其祖父が水道町に道場を設けて子弟に教授した、其頃父上は印可を得られた人であつたから、道場の肝煎役をして日々行かると、とき之に連れられ、子供乍らも面を冠り、小手を付け立ち合ふことが面白かつたからして、之れを仕て見様と乞ふたれども、其稽古道具を新調する丈けの費用が調ひ兼ねると云ふので、是復同意を得ず、終に弓術は費用も入らず、幸に兄の持ち古した弓もあるから、之で間に合せ矢及び其他の雜費の用途には、内の食料に充つる、米を搗け其搗賃として錢を與ふるから、是れでやられる丈けのことをやれと云つて弓術の稽古と云ふことになり、書物讀みは取り止められた、弓術は庄島町にある

石橋源吾先生の門に入り、其道場に通つて居たが、切角武藝の稽古を仕初めたのであれ
ば、最一つ位はやり度いと母にねだりて稽古着一枚作つて貰つて柔術の稽古を仕掛け
た最も亦別段之れと云ふべき費用が入るでは無く、只稽古着と猿股と帯壹筋あれば、夫
れで済むから、此二た仕事に精出し、専ら勉強して居たので二つ乍ら少しは手に入り、人
中に出て年想應には幅も利かせたのである、其爲で云ふのでは有るまいが、世の中が
騒々敷成つたから、人を要すると云ふこと、成りしに由りしものか、自分が十五歳に成
た冬、僥倖にも五俵取りと云ふ者に召出された御側足輕の見習と言た様な者で、一ヶ年
に三斗六升入りの米俵を五俵づゝ貰へることゝなつた謂は、稽古扶持である、其勤め
方は本者と同様にならねばならぬ、又自分も此稽古扶持に有り付いた後は、愈々稽古に實
が入り精出したので翌年の冬十六歳の時御側足輕に召出され、新に二人扶持六石四斗
と云ふ宛行を受くることゝ成つた、普通無事の時であつたならば、莫大の金を出して其
株を買はねば手に入り兼ねるのに、世間が物騒になつた爲め、人數増の必要上、武藝の嬉
あり専ら精出して居る者の中より五十人丈け選り出して召し出されたのに、自分は其
中に加はることを得たのは仕合せで有つたが、之れに就て思ひ出すのは、當時のこと
ある、其時は何事も極り切つたこと計りて、他に働いて食ふ道は無く、奉公人と云へば只

第三 國事に關係せし藩士

御上より給せらるゝ扶持米を土臺にして内職をなして、其不足を補ふのである、自分も
知行取りの内にも生れたか、左も無くば、今些し成長して居たならば、食ふ支けなりとも心
配は仕舞ひものと考へたのであつた、當時藩の状態は何れの家も同様で、其家の惣領方
ち嫡子に生れ出た者は、實に仕合せ者で、其人は假令智慧が無く、才藝が人に劣つて居て
も、體が達者で無難に成長すれば、必ず相續者となり、人々よりは、旦那主人と仰がれ、世間
に出ても、威張り散らして幅を利かせ、心配なしに暮す事が出来るのである、扱て其次に
生れ出た者は、二番生へ三番生へと人に卑まれ、實に話に成つた者では無かつたから、子
供を澤山に生むた親の心と云ふ者は、並大抵の苦勞では無かつたのであらう、生んで養
て、成長させる、支けでも、夫々手が入るのに、増して成長の後は、どうしたならばと善心
して、他家にでも養子に遣す工夫をせねばならぬ、又左もなくば、新に知行取り若くは扶
持米でも貰ふ様にと、心を配るのであらうが、新に召出されて、扶持に有付くのに、武藝
が人並々勝れて、腕前は屹度際立つ支けに成つて居無くては、其選に與る事は出来ぬ、又
新規に家を興す杯と云ふ事は、中々六箇敷き事で、先づ以て断念せねばならぬ、之れに反
して養子と云ふことは、大に行はれた事柄であつた、何となれば、家中當時侍の家を呼ん

第三 國事に關係せし藩士

三 國事に關係せし義婦
八二
で御家中々々唱へたは勿論其以下輕輩に至る迄其家に子供が無いときは勿論であ
るが假令在つても其子が女子計りであれば相續は出来ぬのであるから其家は断絶し
て知行食祿は悉く没取せらるゝことになり家も屋敷も皆没收せられ一家分散の不幸
に陥らねばならぬ故に其場合には養子を貰ふて家督相續を願へば許さるゝのである
是れ等の有り餘る不足の埋め合せをなす爲子供を深山持つた者も兎や角間に合ふこ
とゝなり餘り心配するにも及ばぬと云ふ事が聞々あつた様であるけれども家柄資格
の釣合年齢の關係又は血統の清濁其他種々な事情や適否好悪も其間に生ずるのであ
れば眺向と来て善い鹽梅に符り込み直に呼び取ると云ふ工合には行かなかつたこと
が往々あり夫れで子供を深山生むだ親は豫め夫れ是れの事に心を配り長し短し好嫌
ひの出で來無い様に何れの家に遣しても之れに適することにし様と思ひ只々穩かな
一方に専ら其子を育てたので其人は出す入らず普通の者で無ければならぬから學問
杯と云ふことをやらすに及ばぬ若しもやらせて物心の生じ志でも立て故舊習風に
安せず生智恵が出來て種々な事でも目論見又は仕出かして家に傷け或は身を誤る様
なことでもすれば家は忽ち亡びるのであれば侍の家の子には餘り學問をさせるに及
ばぬと云ふのが久留米の侍の家の一般の輿論であつた夫れに付面白い話があるので

參考の爲に書いて置くが吾々が幼少の頃専ら持て囃された話であるが夫れは或侍の
家の祖先が名垂る智恵者で其功勞の顯れた爲め千石と云ふ大祿を戴き其資格は馬廻
りの平士であつた久留米藩の制度は之を大別して言へば家老職と唱へた者が一番上
の柳で其次が中老番頭馬廻り竹の間大小姓中小姓徒士足輕中間又者と云ふ工合に階級
が設けられて居たのであるが其馬廻りと云へば穿きは百石其以上は五百石位に止まつ
て居たのに千石と云ふ知行は他に比類なき高祿で其馬廻りを支配する番頭よりも多
き大祿を食み且代々削られたことも無く無事息災に其俸祿を維持したのであつたか
らして造り設けた話して有つたかも知らぬが夫れは夫れとして吾々が聞いた所を述
ぶれば其先祖の智恵者が高良山の玉垂宮に詣で祈願をかけ自分が子孫は世々代々馬
鹿者が出來るよ様に馬鹿でさへあれば決して家に璫を付けぬ又は知行を減さるゝ様
な事は決して仕出かさぬに相違は無いから家祿を全ふることが出来るのであれば
神の力を以て禱して貰ひ度いと祈誓を籠め七晝夜間も通夜して購つたと云ふ事で其
御願成就の爲めに石の塔を本坂の登り口鳥居の前に最も堅固に一基を建てた處が間
もなく倒れて仕舞つたから神靈の感應なき微であらうと心竊かに憂慮し又々祈誓を
籠め購りて建てた處が復倒れたのであれば復購り丁度三度目に至り漸く倒れぬこと

三 國事に關係せし流傳
八四
ぞ成つた云ふ其塔は今尙現存して居る此語は久留米人にして吾々と同じ年輩以上の人々は皆な聞き知つて居る事であらう異逆端では有舞い去迎又實際に其様な事があるに信する譯にも行く舞いけれども吾々が成長の初は専ら聞た話であるが常に高良山に參り本坂に登り掛る前には必ず此石塔をぐるりと廻つて後鳥居に這入る其度毎に此語を父兄先輩の人々から聞かされたことである又其事の次第は彼の石の塔の礎石の表面に書付てあつた様にも思はるゝから虚説捏造の事とは言はれぬ併し此事の眞偽は今之を札すにも及ぶ舞ひが只如此語が當時専ら行はれたと云ふのは一般の狀態で四圍の境遇も亦推知する事が出来る且人の意向も亦此語を實にした様であつた全體人の智慧付き物知りと成つて身を立ると云ふは世の爲にもなり身の仕合せにもなるべき事であるのに夫をさうせぬ様にど努め何事も知らぬ様にすると云ふは中々六箇敷注文であるのを務めてさうしたと云ふは只舊例古格に拘束せられ一歩も他に逸出し得ない様に専ら務めた世の中でありしかば生活も亦容易な業では無かつたが自分も愈々以て獨立の身と成り自由も利く様に成つたから豫々望んだ通りやることゝ成り可も柔術も皆な取り止めて只書物を讀む事に専ら打掛つたから勤めの餘暇には各所を駆け廻つて素讀を習つた其中にも庄島の古町に堤儀右衛門と云ふ先生

の下には久しく通つた又三浦郡津福村寺山と云ふ空閑の地内に武田良造先生が居られたから其傍らに自分も主唱者の一人に加り共に醜金して藝一棟を作り之に詰め切つた様にして大いに勉強した其他にも二三軒駆け廻つて教を受けたから四書五經小學古文彙求十八史略文選と云ふ工合に順序を踏み漸く習ひ覺へ其傍ら講義を聽き輪講會讀の席に連つたが三原得次郎先生の門にも入り又加藤幾次郎先生の門では他の先生の内で滅多に讀まれぬ莊子と云ふものゝ講義があつたから之を聞きに行つた先生は莊子を讀むのが最も得意で郭註で以て讀まれたが自分が通つた時は専ら外篇夾板でありしが得意の所に至れば先生は覺へず膝を動かして手を以て之を叩き乍ら又體をも振り動かして講義せらるゝ時は聞く吾れゝも覺へず其氣に成つて聞た其他左國史漢の會は何れの處にもあつた其頃の輪講會讀と云ふ物は同弟子中に於て四聲平韻の字を籤に作つたものを振り出して番順と箇所を極め其當りし處に對し先づ講義をする而て人の質問あれば之に答へて解決を與へねばならなかつたが其解釋上幾通りにも讀まるゝと云ふ所に至れば互に言慕り争ふて口角泡を沫する勢を呈し互に鑄を削り合ひ負けず劣らず研鑽したのであれば其に力が入るので會に先も十分に考へを付けて會に出なければ受け答へが出来ぬと云ふやり方で今の仕方に比べたな

第三 國事に關係せし雜記
らば、大に差がある、何れが是非と、其の得失は容易に定め難きことではあらうが、此や、方でやれば、讀み方と解釋上には、餘程實が通入る様に考へらるゝ、又藤原云ふ仕方もあつたと云ふ事であるが、久留米城下に在る先生の門では、一切之をやらなかつた様である、扱各所を奔走して勉強はして居たもの、御用は次第に増し、勤め方は益々繁げ、只忙しくなる計りで、思ふ様に勉強もされ無かつた、其頃幸に輪番長屋の警衛を御側方ですることゝなつた、夫で自分は内々願出で、其番をする事と成つたのであるが、輪番長屋とは、城内三の丸の外、筑前堀より筑後川に流れ出る様に、其内に長屋が一棟長く、南側に、御那方と云ふ役所があつた、其西隣に、一圍を設けられ、其内に長屋を、之に住んで連ねられたのは、元々江戸定詰の者が、殿様の御入國の御供して來る、其者を、之に住居させる爲に作られたのであつたが、其頃は既に不用となつたから、之に勤王家の中に居る、其關係が最も重き者は、之を掃り屋と稱する牢獄の脇に作られた者に入れられて居たが、輕き人々の内、柴山文平初め水田の大鳥居、菅吉、角大鳥居、照三郎、莊山、寛平、下川根三郎、宮崎士太郎の六人を、之に押籠め幽閉したが、其警衛には初めの程は、御先手足輕が之を受け持て居たのであつたが、長州征伐と云ふ様な戰亂が繁々あり、段々殖へて、此處彼處にも出張すると云ふことに成つて、人不足と成つた爲め、吾々の中間で、其跡を引き受

くることゝ成り、自分は此番人に成つて勤めたので、丁度書物讀みに出たものと同様に、なつた、殊に他の先生の門では、皆漢籍計り讀み、又讀まねばならぬのに、引換へ、此輪番長屋では、柴山先生が、栗山潜峯の保建大記之には、自ら漢文を以て註釋せられた位で、有つたから、得意に成つて、教へて居られた、又水戸藩會澤安の著は、された新論、同藤田東湖の弘道館記、述義杯を委く講義せらるゝのを、聞いて、始めて我國の國體なる者も知り、奮ふ所も明にし、勤王と云ふことも解つたのである、然るに藩學明善堂、其他諸先生の門に於ては、是れ等の書は一切讀まぬ、又讀ませも仕無かつた様であるから、是等の書を讀む者に對しては、天保學天保學と云ふて之を退け、且魔法遣の様に言觸し卑んで、人々に忌み嫌はせ、若しも其人と交はれば、魔法が直に乗り移つて、魔法遣になるのであると、一般の人々の間には、言囃されて居たので、あれば、自分も如何の者であるかと思つて、人に尋ねた事も、屢々在つたけれども、一寸解らなかつたから、其儘に仕て居た處が、此輪番長屋に出で、不審の點を擧げて聞いて見ると、何のことはない、世間で天保學と指し言ふたのは、水戸派の學問を爲して、勤王論を唱へた者に、與へた名稱であつた事が、初めて分つた、夫れから水戸學と云ふものは、如何のものであるかと思つて、新論の講釋を聞て見たところ、が、日本の者は、皆之を奉ずるのが、當り前である、と云ふ氣になつたのが、勤王家の系統を

三國志に關係せし書籍
読み掛つた初めである又自分が獨修したものを舉げて云へば色々な書物もあつたが、
初の程は假名の記録本であつたが漢文章を讀む様に成りてから後は専ら歴史が好き
に成つたから、先づ廿一史だけは早く讀み了へ度いものと思ひ其本を捜し索めた所が、
後漢書迄は和刻の本を借り得たけれど其以下の者は一向手に入ら無かつたから、三國
志と晉書は御納戸に備へ付けあつた唐本を拜借した其手續は兄の紋次郎が御納戸下
役を勤めて居たのであれば兄の手を以て借りて貰つて讀み掛けた其時義源院公の御
手元本として極大切に秘せられた法後叢書と標題を掲げられた本が三十冊の大部に
成つてゐたものがある、是は村上守太郎と云ふ人が自ら手を下し又は人をして寫さし
めた、大部冊の書である、其中には自ら實地に臨んで見聞したことを書き集めた所もあ
つた様であるが、何に様將軍吉宗公の言行治績其他備前の芳烈公細川銀臺公上杉謙山
公其他明君賢相のせられた功績の事も、詳に取調べた物で、之れは義源院公の御側に常
に置かれて、之に則らんとせられ、材料に供せられたと云ふことであつたが、自分も此等
の書を拜讀して、稍々讀書の快味を覺へたけれども、唐本がすらくと讀めぬと云ふて
は、心に耻しき次第であれば、今一層精出して見たならば解ることゝなるであらうと思
ひ、寢食をも忘れて讀んで見たものゝ讀めば讀む程先きの方が暗くなる心地するの

で一度は自得して樂む域には進み度ものと心算かに期待したのであるが、二十歳の春
兵隊となり、御上京の御供して、國を出た切り本を手にすることも出来ず、空しく年月を
送つた想へば、足掛け五年間の勉強位では、彼の三國志や晉書の唐本がすらくと讀めな
かつたと云ふのも、無理では無かつたのであらう併し、切角思ひ立つた學問であれば、今
一度は何とか工夫して、修業したならば、此れ等の本の讀めぬことは有るまいと思ふた
のが、乃遊學を思ひ立ちし發端となつたが、幸にも其一念が届て、兄の許を受け、東京から
國に歸れば、母上も亦許さるゝ事と成つたので、只管兄の歸國を待つて居た其間、空敷遊
ぶも亦益なき事と思ひ、従前の通り武田先生の塾丈けには通ふて見たものゝ、是迄一所
に勵み合ひ、互に就ふた同門の學友は、既に役人に成つた者も有り、又は他に出て居る者
もあり、妹川謙次郎、福田一太郎の兩人は、明善堂の居寮生となり、久留米藩では學問の本
場と云はれた學文所を踏で勉強してゐたので、一際目立て人にも知られ、自らも亦得意
となつて居た様である、何日であつたか、右兩人が訪ね來て言ふに、此頃古松簡二と云ふ
先生が、明善堂の教官となり、講釋もせらるゝが、輪講會讀の時は、會頭にも成り、衆説の亂
れ雜るを取り纏めて解釋せらるゝ手際と其讀み方教へ諭さるゝ、工合は、頓と是迄御互
が遣つて居た久留米流儀のやり方とは、尤る切り違つて居る、君も往て教を受けてはど

うであるかと頻りに勧め誘はれ且今は築島町飯田榮吉の宅に寓居して居らるゝから、一所に行かう今は丁度吾々の爲に、日本外史の講釋をさるゝのであるが、其讀み方議論の立て工合は中々面白い、其話を聞いた計りでも面白さうで有つたから、其俱連れ立ちて先生の門に至り、自分も教へを受ける事となつた然るに其日本外史の會は、彼の外史氏曰く云ふ論贊の所丈は先生が講釋して聞かせらるゝのである、けれども叙事の處に至れば吾々が順番を立て、一人宛讀む其間に質義が起り、論難討議、互に意見を執て言ひ争ひ募り合つて決し兼ねる事がある、けれども先生は、いつも笑ひ乍ら之を聞て居らるゝ計りで、判断は容易に與へられ無かつた而して言はるゝには、君等は未だ外史の原く所の群書を讀まれた事が無いと思はるゝ、若しも原く處の書を讀んで居らるゝならば、そんな詰らぬ議論が出る筈が無い、只外史計り讀んだとて解りはせぬ、外史を本當に讀もうと思ふなら、斯んな本を讀めど、其書目等を擧げて示された事が聞々あつた、之に反し氣を付けて置かねばならぬ要所又は着眼すべき首條の處に至れば種々の問難を設け、吾々の注意を促し、或は所思を叩ひて、其事を言はしめ、應用の手段をも知らしめられた又困難危急の場に蒞み、志士たる者が之に處すべき心得方、若くは平素より心懸けて考へ置かねばならぬこと又は然うして置かねば真逆の時に至り、必ず狼狽する事が

第三 國事に關係せし経緯

ある杯と其邊の心得方となるべきものは懇々説き示され他の先生の教へ振ひ言ひ方とは尤る切り違つて居つた、而して字義音訓の言ひ争ひと其疑義の生じて解り難き者等を擧げて、先生に質した人もあつたが、之に對して言はるゝには、夫々道具があるから豫め調べて置かれたならば直ちに分るのであらう、諸子は此會に臨まるゝ以上は、其位の事は一寸調べて、此會に臨まるゝが宜い然し其處に康熙字典も字彙も玉篇もあるから、調べたならば直に分るであらうと云ふて、打遣られ吾々のするが儘に任せて打ち合はれ無いから、名々手を分けて調べる事とした先生が又言はるゝには、古人の言に書を讀んで甚だ解するを好まぬ、唯咀嚼玩味して、心に會する所のあるに至つては、欣然として食を忘るゝと云ふ事あり、此境涯に至る事を得ば、讀書の妙味は初めて解る、諸子も今日迄の通りに讀書して居られたならば、必ず學者物議りの活字引に安んせねば成らぬ、真逆其通りに成らうと考へ居らるゝでも有まいから、苟も外史を讀むならば、山陽先生が心を用ひて書かれた王家の隆替と大義名分の繁る所と、人心の向背と、成敗の跡を詳にし之に處した人々が苦心の所と、其跡の在る所を知り、己れ之に處したならばと思ふて、其謀計術策をも見て、己れは又如何にするかと考へ、全體を透視して讀まねばならぬ、然るを諸子は之を思はず、何の考も無く、此外史を讀まるゝ様である、著者は地下に

第三 國事に關係せし経緯

於て定めて泣いて居らるゝで有うと斯う云ふ風に折々言つて吾々を謀められた且我が國王家の衰へた事を知らんと欲せば外史計り幾回引繰り返して讀んで見ても當時の異相を看取する事は出来ぬ其處になると外史を讀むよりも新井白石の讀史餘論の方が能く解る様に思はるゝ全體外史は讀史餘論の論旨を摘み取り之を漢文に焼き直し武門の争ひ藩士の取捨杯を一寸委く書き載せ面白く述べた物であるから其積りで讀まねばならぬと教へられた自分も勤王家の流れを酌み志は既に立て居たのでありしが其頃迄は國事に専ら奔走すると云ふ考へではなく只志を持つて慷慨する位であつたのに或る時友人の永延辰太郎が遣て來て言ふに君は近頃ひどく困窮家になり書物盡に成り掛つると云ふ友人間では専らの評判であるが君は如何にして涯分の力を國家に盡し君恩に報する積りであるか人の話を聞いて甚だ感ひが生じたから君の考へを聞きに來たと追つて問ひ掛けられたので不得已遊學の話をして答へた所が永延は以ての外憤りそんな生ぬるい考へを持つて居るか彌々持つて居るなら人の話の通りである今から學問をして何の役に立つか吾々は既に姉川其他誰彼と示し合せ近々東京に出て隨を鑑ひ鍋島閑叟を斬殺して國の害を除き社稷を安する積りである君も定めて同意するであらうと突然たる話に其譯はさう言ふ事であるかと尋ねたところ

が永延が云ふには佐賀藩は御一新に成る迄勤王の爲めに盡したと云ふ事は何一つも無いが御一新と成り復古の政を布かるゝや閑叟は臣下を率ひて廟堂に乗り込み要路々々を陥み占め權勢を恣にし坐して以て天下を制し今にも我が久留米藩に害を及ぼさんとして居るから一刻も早く手を付けて刈り除て置かねば噬臍の悔を招くのであると云ふのであつたから自分が之に答へたのは自分はまだそんな事を知らぬそんな考へは一つも持たぬ夫れで同意はせぬ又加擔する氣も無い君等も亦人を殺すと云ふか斬るとか云ふ事は止めにして自分と一所に學問を修行してまだ立派な人と成つては如何かと勸めて永延が意見を裏し掛り且つ曰く今や閑叟の如き者を一人や二人斬り殺したは國の害を除き去り吾々が望む通りに成ると云ふのでも有まいからと言ひ同意はせぬと拒み互に意見を戦はせ其是非を争ひ各自説を主張する計りで何れとも決せず其儘空しく別れた後幾日か経て又永延が云ふには幸に小河先生が君に逢ふて見度いと言はるゝから一所に行て聞いて見様ぢやないかと頼りに勤むるけれども程善く言ひ紛らかし打遣て置いたのであつたが後にはなせ一所に行かぬか行かぬ譯が有るなら言へ親しき朋友の間柄に分隔する氣であるかと迫られた自分も其頃迄は久留米流儀の朱子學派の末流せゝりの中に養成せられたのが素養の本となつて

野三 國事に關係せし感傷
居たので些しも融通の付かぬ考へ計り持ち、頑固一天眼りの議論をして居た時であつたから、永延に向ひ、君も知つて居る通り、御互が知恩院に居た頃、小河は祇園町の藝妓と
晝日中手を携て遊び歩行ひたあのさまは如何であつたか、荷も國家の重任を荷ふて、其
衝に當り政をやらうと志す者が、あんな自惚落な様で追らるゝものか、とても頼みに成
つた人では無い、併し是等の事は、銘々勝手にする者で、自ら信じた所を執て行へば宜い
から、一概に斯うと定めて、論ずる譯には行くまいのであらうけれども、自分は甚だ嫌う
所の事である、自分は自分の自信を枉げず、思ふ通りにするのであるから、あんな人に逢
ふて話したり聞たりすると言ふは、以ての外の事である、古人も言ふ通り、道同しからざ
れば、相爲めに謀らずとある、小河は小河の考へがあらう、自分は自分の思ふ通りやる積
りであるから、小河に逢ふて聞く必要は何も無い又話をするにも及ばぬから、一所に行
くと云ふ事は、眞平御免と云ふて同行を斷つて居つた然るに、永延が又來て言ふには、小
河先生に逢ふて、君が意見を述べた處が、先生が是非君に逢て見度と云はるゝから、來て
呉れよ、左様すれば俺が面も立つからと云ふ事に成り、永延の氣根に打ち敗けて、到頭小
河に逢ふ事と成つた是が、抑々國事に身を委ね、各所に奔走した濫觴となり、遊學の事も
何も角も、何處に行てしまふたか、是れ迄の考は、滅茶々に壞はれ、到々國事犯の罪人と

迄成つたのである、扱同行して小河先生に初めて逢ふて述べた主旨、願末は今、確に斯
うと云ふ事を覺へては居らぬけれども、平素抱持した考は、學問修業して素力を養ひ、然
る上國家に盡すと云ふ事を述べた様であつたところが、小河先生の言はれたのには、成
る程學問して力を付け、其上で國事に盡すと云ふは、一通り聞へた話で尤の様に思は
れ、筋道立つた議論である、普通の人は、此論に對し、成程と思ふて同意するであらう、
併し是れは、只一身を處する上に就いての話で、實に都合宜き議論で、俗人の考は、皆其通
りに成つて居る、然るに仕事をする上には、必ずしも、學問が無くてはならぬと云ふ事
は、無い、其證據には、今の廟堂に立て要路に居る者若くは各藩々に於て名望家と云はれ、
仕事をして居る者は、皆學者であるかと云へば、左様ではない、多くは無學文盲と云はれ、
た人計り、併し世が太平無事であれば、學問が入用に成るのであらうけれども、今は漸く
復古の政丈けは布かれたものゝ、外夷の爲めに辱めを蒙り、國體の尊嚴も、殆んど地に墜
ちて顧る者無く、廟堂の者等は、只管醜夷の鼻息を窺ひ、國政を料理し、己は只權勢に懸々
たる、邪曲の奴原計りで、互に相比周して、威福を恣にし、畏れ多くも主上の聰明を擁蔽し
奉り、尊攘の大義も、何も滅茶苦茶に打ち壞し、事毎に醜夷の爲す處に倣ひ、彼に致さるゝ
のは、實に悪む可きの至りで、吾々は一日も速く、彼等を追ひ退け、君側を清め、國體を早く

維持せねば終には地に墜るであらうから、正義堂々天下に呼號して、内は君側を清め、外は醜夷を拂ひ、國家を泰山の安きに置く事を努めねば、切角遣り遂げた王政復古の政も此儘打遣りて、年経たならば人心は愈々萎靡し、醜夷の風辱に甘んじて、奈何ともなし難き苦境に陥るのであらう、左様思へば、遊優閑に此通りにしては、どうしても居られぬの

第三 國事に關係せし遊者

冀ふ時では有まい謂は、外憂内患一時に來て、國の害を爲す時である、愚圖々々して居る時では無い殊に吾々も先人の志を繼ぎ、大義名分を天下に明かにして、國家に盡さねばならぬのであれば、共に力を戮はせて、今から一所に遣ると云ふ氣になつて呉れてはどうかと、懇々説き示され、且つ言はるゝには、君も其考へに成つて、遊學を止む事にならば、先第一に藩政の改革を爲し、藩論一致の力を擧げて、事を爲さねばならぬが、幸に水野が大參事で其職に就て居らるゝのは、吾々の仕合せである、大參事は道に天下の名士で、場所も踏み且廣く天下の士に交り、國事に盡瘁せられたので、諸事に揺りも付き、經驗に富んで居らるゝから、何事に付けても、ちやんと見通しが付き、決斷も速か

第三 國事に關係せし遊者

對し自分の素論と意見を述べて其得喪を争ふて見たけれども、いつしか意志は投合し、此人の爲ならばとすつかり其徳に感化せられ其義に薰習したので、如何なる事をも辭せず、忍んでやらうと云ふ氣に成つたのが、乃ち遊學の念も何も角も消へ失せて、藩の爲めに専ら力を盡す事と成つたのである。小河先生名は眞文、初めは吉右衛門と稱し、久留米藩の侍の中では有望家の隨一に數へられた人で、藩の爲めには大に力を盡されたのであるが、惜ひ事には病氣が出て家督を弟の邦彦に譲り、自ら隠居し、後には池田八策と改められた、夫れで四年の冬、東京小傳馬町の牢獄で死刑に處せられた後、遺骸を赤羽上屋敷の最寄麻布の某寺に葬り、石碑を建てた其表面の銘には、矢張り池田八策の墓と書いてあるのである。其時の年齢は確か廿五であれば、自分が初めて逢ふた時は廿三であつた。其居宅は城内今の篠山町祇園社の後ろ通りに成つて居る裏町と云ふ處の北、向の角屋敷に生れ、世々馬廻組の侍で、祖先以來役人を勤め、其祿高は四百石餘で、馬廻り組の侍の中では、中以上の家柄であつたからして、吾々如き身分賤しき足輕輩が之れに近く接して交を爲すと云ふのは、其頃迄はまだ異例の事であつた、まして心胸を開いて國事を談論し、其に一所になつてやつたと云ふ事は、時勢の然らしむる所と思ふ人もあるで、有らうが、當時の状態はまだ、そんな譯には成つて居らぬ、然らば自分が近

第三 國事に關係せし確證

づき接して交りを辱ふし、所に成つて仕事したのは、如何の譯であつたかと云へば、前にも述べた通り、永延と云ふ友人が其中間に介在して、渡しを掛け接近せしめたから出来たのである、然らば永延と云ふ友人は、どうした者かと云へば、矢張り足輕である、其足輕がどうした譯で、小河先生に接近し、又自分を誘致して、知遇を受けしめたこと、なつたかと云へば、其起り譯柄を述べねば、藩論一致となりし状態も詳になり兼ねる、且つは維新前に於て、勤王家の諸氏が、此階級制の廢存した爲め、何程苦心して國家の爲に盡さうとしたのであるか、其迹の事も分り兼ねるのであらうと思ふ、全體人は時處位の境遇に依りて、思慮分別を異にする、と云ふのであれば、其時の状態を明かにせねば、大勢を知悉することは出来ぬ、故に其階級の荒増しを愛に述べて置くのであるが、明治二年は既に王政復古した翌年で、函館の賊も既に亡び、諸般の改革は行はれ、今迄生殺與奪の權を握つた國主、乃ち殿様と唱へられた藩主も、藩知事公と申さねばならぬこと、なり、御城も御殿も明け渡された後、知事公は高良山の座主が居た所に引き移られ、舊習は爰に一掃せらるゝこと、成つたから、上下の區別も、これだけか、壞れ掛り、混同の迹を見た様に成つて居たけれども、侍は士族と唱へ、上中下の三階となり、其以下幾多の足輕と數へられた者は、皆な之を一緒にして、卒と云ふこと、なつたので、昔の如く幾個にも設けられた

第三 國事に關係せし確證

階級段取は無い様になつたもの、矢張り階級は存して居たのであれば、元の階級制の
ときのことを挙げねば當時の状態は、どうしても解らないであらう、其階級制と云ふ者
は實に面白いもので、同じ侍の内にも、其資格の上に段階が幾個にも設けられて、各々別個
の者となり、相犯す事が出来無い、其順序は番臣の出頭が家老職で、其次が同く臨其れよ
り中老番頭となる、之れは大組とも唱へられ、侍大將となる家柄である、其次が中小姓と御徒
侍、夫れから竹の間、大小姓となり、是れ等を總括して本侍と云つた、其次が中小姓と御徒
士で、侍に準せられたが、如此資格と段取が設けられたから、其資格の違ふ者と一所にな
つてすると云ふ仕事は、一切無かつた、加之、其侍も足輕も、廊々に各々割據して、一團
體となり、他に對しては、廊と己の位置を保つて居る、又同じ資格を有した侍同士でも、廊
が異なれば互に往來して交ると云ふ譯には行かなかつた、夫で城内に居る者の内、同
資格の者のみ互に相交り、京隈は京隈を限りとし、櫛原は櫛原と、十間屋敷は十間屋敷切
りである、庄島は又庄島丈けに限られ、各々其小天地の間に踞し、他を顧みず、狭き區
域内に棲息して、狭く交際をなし、廊内に固く團體を結んで、専ら他に拮抗したのである、
猶ほ甚しきに至つては、同廊内の侍でも、資格の上にも異つた者が、馴りて居たならば、其家
は例へ隣接して居ても、互に往來はせぬ、然るに武藝の稽古に至つては、稍其趣きを異に

第三 國事に關係せし藩邸

して階級は其間に嚴守せられ無い姿があつた併し、初の程は其廊々に於て、何も角も先
づは間に合ふ様に組織したのでは無かつたかと思はる、點が間々ある、夫れは同武藝
の道場を廊々に設けた者は、廊を本體にして、どう爲たのでは有舞かと思はれた、然るに
其制度が次第に壞はれて、思ひくりに成り行き、入り亂れとなりしは、想ふに當時の武藝
は、専ら傳授秘法、口傳杯と唱へられ、一旦其門に入れば、流儀流派の申し極めとして、他に
轉ずる事は、嚴に許さ無かつた、夫れに養子の制が行はれ、縁組に原くのであれば、彼地此
地と入り狂ひが出て、廊制も終に破れたのでは無かつたかと思はる、併し武藝の状態
を概して云へば、先づ以て廊に設けられた者に通ふて、修業した様である、細かに言へば、
城内京隈の如き侍の内、割合に高祿を食み、大身者の多く、棲んだ廊の人々は、鑓又は乗
馬と云ふ様な上、美た稽古が行はれ、櫛原、十間屋敷は中程の知行取りであつたから、馬
に乗ると云ふ様な上、美た事を専らやる者は、至て穿く先鋒とか、擊劍柔道の如く、入費
入らず、最も易くやるゝ者が、能く行はれ、其傍には日々暇であるからして、其隙潰しに
は、筑後川に漁し體を練ると共に、衣食の足を竊にした者もある、斯言ふ工合で、侍の居る
廊内の者は、武藝一方に傾き、學問と云ふ事は、頓と御留守で、片隅に押籠んで、之れには一
向に振り向く者どては無かつたから、學問した人は、至て穿く、絶へて無いと云ふてもよ

第三 國事に關係せし藩邸

位であつた之に反し、庄島は皆薄給小祿の者計り居て家計に餘裕は些しも無いから、何も角も積古をすると云ふ譯には行かぬ、又學問すれば遣夫れ丈け入用になると云ふでは無かつたから、先以て加藤田に出て劍術を使ふのが重なる者で、其傍らに書物を少々讀んで居れば役人となり立身もさるゝからと云ふので、普通の文字丈なりとも譯の解る様に成つて居れば舊例古格に係る記録位は能く調べが付くので、直に御用便に成るのであれば庄島に居る者が比較上割合に多く本を讀だと云ふ位であつた、されば書物讀みの居る處と云へば先づ久留米では指を庄島に屈した、其證據には樺島石梁先生は、其號の如く庄島の石橋町から出て侍に取立てられ、榊原に家を移された、榊原兩先生も庄島であつた、近くは池尻葛原先生も其號の如く、かづら堀から出られたから、號とせられた加藤幾次郎先生は、袋町に、三原得次郎先生は法雲寺町に、各々居を占め、其方面々々に於て門戸を開き子弟を教導せられたから、庄島の者と云へば鳥渡一通りは本が讀めると云ふ人計りであつた併し其讀み方と書物は、經書史類廣く涉て語類位で日本の事を述いた者は、餘り讀ま無い、故に我國の國體とか、歴世の沿革王家の隆替杯と云ふ事に、専ら意を用ひぬ、なれども外史位は誰れでも讀んだ様で有たけれども、大日本史の如きは、餘り讀んだ人も無かつた様である、が稀には讀んだと云ふ人もあつたけれ

第三 國事に關係して遊歴

ども、選述の譯を詳かに取調べ、大義名分の在る所又は華夷の分杯を辨へ、慷慨悲憤の心を起して國家の爲めに盡さうと志を立て、身を顧みざりし人は、庄島では僅かに池尻先生の中に育つた、廓々の人計りであれば、只目前の現狀を維持して失はざらんことを維れ、恐れた結果は之を改め様と云ふ人があれば、直ちに抑へ付けて、動かぬ様に努め、只管之を株守し、相率て以て、悉く佐幕論となり、各廓は期せずして之に一致し、終に藩論國是と云ふ結果と成つて、仕舞つたのであらう、故に癸丑甲寅以來、世の中が騒ぎ立ち、國歩艱難の中に當り、各藩に於て勤王の人が奮發して、之に趣きし際、我久留米藩に於ては、其主唱者の内に加り、續々奮起して王事に赴いた人々の人數は、之を藩の大小に照し、其割り合に宛て候めて見たならば、其人員の多きこと、仕事をした事柄の許多ありしことは、決して他の藩々には譲らず、或は藩の割り合よりも過ぎ越へて、多數の人が出た部類に屬したでは有るまいかと思はるゝ位である、然るに侍の内之に加はつて居る者は、誰れ誰れであつたかと問ふて見れば、其類は甚だ寡く、至て稀れな者であらう、加之國を脱け出で、迄も、王事に盡したと云ふものは、真木泉州の薰陶を受けた者で、侍よりも其以外の者が多い而して、侍からは、輕輩々々と卑まれ、人の數の内にも入れられ無かつた

第三 國事に關係して遊歴

第三 國事に關係せし藩將
104
様な待遇を受けた者が却て大義名分を明にして之に赴き盡瘁したのであるが侍の内には絶えて無く僅かに在たと云つてもよい其人は誰であつたかと云へば水野大参事一人であつた様である。大参事の家は番頭と云ふ資格を持つた家柄の内に生れ一旦家督も相続せられた人であつたが久留米藩で番頭と云へば老職に亞ぐ者で資格の上より言へば其類は甚寡ひにも拘はらず曾て十餘年間も幽囚せられ赦されて後直ちに京都に上りて盡瘁せられたが意の如くならずして五卿に隨從し長州に下り終に太宰府迄は來られたけれども國には歸らず之に止まりて志を貫かれたのである。其他の人々は如何なる事情の埋伏して居たかは知らざれども水野大参事の如く思ひ切つた仕事をした者は一人も無く只捕えられて牢の中に打ち込まれ又は役儀を免せられて閑地に就た位であるが彼の勤王家の隨一と呼ばれ世間にも鳴り渡つた真木泉州は、どうした人かと云へば本當の侍では無い、水天宮の神主である。夫れに池尻先生の子息、夫れに加藤常吉の如きは、徒士である。半田門吉原道太荒卷半三郎、江頭種八等其姓名を擧げて數へたならば澤山の人數であらうが之を一々列記する暇は無いから省ひて置くが、何に様其人々は足輕又は倍臣醫者浪人厄介者の類計りで侍と云ふ者は殆んど一人も無いと云つてもよい位であつたから吾々が成長時代乃ち維新前の状態を云へば侍は必

ず佐幕論者となり其以下の者が皆勤王家であつたと心得た位である。尙ほ其當時侍間に専ら傳へられた議論を爰に擧げて置くが其議論に苟も久留米藩の御領内に生れ出で先祖代々三百年間も安穩無事に暮すことが出来たのは乃ち藩主の御蔭である。其御厚恩を久しく蒙りて殿様と仰ぎ奉り國君と敬ひ崇び吾々は臣として之に服従して居た者であれば百姓町人の區別なく皆臣民である。殊に藩主より賜はる食祿扶持米を食む者は猶更のことにて假令其取高に多寡厚薄の差はあるべけれども齊しく之に衣食し安穩無事に此世を送り枕を高くして眠食を全ふした其御厚恩の深き衷心感謝すべきに藩主を差置き國を脱け出で君を後にし直に忠義を天朝に盡さんとするのには抑も順序を取り違へた量見で忠義の仕方が全く間違て居る。是等の者は取りも直さず藩主に對しては國恩を忘却した不忠不義の徒で御國是の妨げなれば手厳しく壓へ付け働きの出来ぬ様にして置かねば如何なる事を仕出かす歟も知れぬから打ち遣て置く譯には行かぬから不得已押込めて置け若し志ありて忠義を盡さん事を思ふならば各其職を守り御奉公を第一に勤めて其力を藩主に致せば藩主は又徳川將軍家を助けて忠義を天朝に盡さんことになる之れが即ち忠義を盡す順序で臣子の本分であること云ふのが侍一般の輿論と成つて居たのであつた。復此んな議論もあつた。突り等勤王家を

指すが言ふ通りにしたならば公家に政事を委す様になる、公家は衣冠長袖の徒で、只管邊幅を飾り、歌物語管弦淫逸に流れ、蹴鞠杯をして其日を送る柔弱者であれば、武門の道は何んにも知らぬ、然るに國は武を以て治めねばならぬのに、武と云ふことは毛頭知らぬ者であるから、之れに國事を任せて政を委ねたならば、復又建武中興の覆轍を繰り返し、世の中は忽ち亂脈となるのであらう、全體公家と云ふ者は信義と云ふことを知らぬから、只賄路を貪り、愛憎を旨とし、姑息の政をなす者である、公家が政を執れば、天下は直に亂れて、奈何とも爲し難きこととなる、政事は武家でやらねば、天下は治まらぬ故に、尖り等が言ふ様にはなれぬと、専ら唱へられた夫れで、吾々が成長の頃は、勤王のことは口に出して言ふことも出来ぬ、若し其人が手を挙げ、足動かさうとすれば、直ちに抑へ付けられ、叩き倒されるやうな都合で有たから、勤王家の諸氏は殆んど四面楚歌の聲裡に葬られ、其心事と志は親にも明かさず、妻子には猶更斯うと言ふて聞かす譯にも行かぬのであれば、只志を同うした朋友と、竊かに示し合せ、終に國を脱け出で、京都に走り、志を貫うとしたのでありしかども、事は志と違ひ、終に王事に斃れた人が多い、幸に其厄難を免れ身を全ふした者は皆縛せられ、囹圄の中に打ち込まれて、久しく之に繋かれ、生死を天に任せ、從容として志を持したのであつた、是れが即ち自分が十七八歳の頃の狀態

第三 國事に關係せし藩藩

であつたが、其頃輪番長屋に勤むる事となり、柴山及其他の諸氏に接し、初めて天保學の入り分けを聞き、正義と云ふ事も解り、日本の人民は日本の國體を知り、臣子の本分を國家に盡さねばならぬと云ふ事も初めて分り掛つたから、是非勤王はせねばならぬと云ふ決心も付たので、如何なる憂目を見ても、邦家の爲めに臣子の本分を盡さうと云ふ志も彌鞏固となり、其方面に向て歩み出したのであれば、自分も矢張り勤王家の流れを酌み、其系統の内に數へらるゝ者であらうと自ら信するけれども、元の勤王家と云はれた人々と交つたと云ふ事は一つも無い、只水野大參事と吉田氏に些しく知られて、使はれた其外は、小河古松兩先生の知遇を受けた計りである、想ひ起せば、維新の改革間際迄は、前述の議論で藩は持ち固められ、其範圍の外には、一步も踏み出されぬ、又動きもされぬ状態と成り、俗論旺盛の時代、自分が新論杯を讀む様に成つたのを、親族は勿論、先輩の人々又は朋友からも、前述した主旨を以て、屢々説諭され、勤王家の旗持になる事は思ひ止まれど、勧められて、大に惱まされた位であつた、其時迄は年も若く、御奉公の傍に、只書物計り讀んで居た間に、時世は何時の間にか進み變じて、御一新と成つた、其後は皆て俗論を唱へて、勤王家を苦しめた主謀者は、途に要せられて斬り殺され、其他重なる者は皆切腹申付けられて、死に果てたので、久留米藩の國是は忽ち一變して、侍の勤王家が殖へた

第三 國事に關係せし藩藩

第三 國事に關係せし藩士
一〇八
ので、吾々が出で、國事を談する時は、今迄侍と輕輩の中間に、勤王佐幕の兩論が階級の階壁として堅固に築かれたものが、此時に當り漸く毀れ終に舉國一致の状態となり、藩難を惹き起す事と成つた譯で有らうと思はるゝが、猶其原因は此の二三に止まらず、外にも亦幾個も有るに相違は有るまいけれ共、當り吾々が氣付た者を擧げて見れば、右に述べた事が本となり、侍も足輕も町人も百姓も皆勤王をせねばならぬ事と成り、且應變隊は四民混淆と云ひ、上下の分ちも取り除かれ、侍も足輕も町人も百姓も醫者も坊主も、誰れ彼の差別無く、皆之を一相にして兵となし、一所に屯らさせ、起臥を共にさせたのであれば、是迄築かれた上下の階級も、表面上に於ては、悉く捨てられたから、一寸一瞥すれば、士庶の區別なく、一進托生の者となり、上下の分隔は些しも無かつた様である。然れども内端に立ち入りて見れば、隊長及上役と云ふ人々は、皆侍で、其以下の小役人が悉く輕輩にやらせられた状態であれば、階級の區別は、自ら陰密の間に殘存して、悉く壊れたとは言はれぬ、其他の方面に於ても、七生隊と云ひ、瀬の下の西岸寺に大勢打寄り、一時は之に屯したと云ふ事であつたけれども、是れ迎も亦侍丈の寄り合で、足輕は餘り加擔しては居ら無かつた様である。是は輕輩を入れ無かつたのであるか、又輕輩が加はら無かつたか、兎も角一所に成つては居ない、尙ほ當時の状態を擧げて云へば、町家には欽承

隊と云ひ、在方には殉國隊と唱へ、各々資格を同じくする者同志の間に組織せられた兵隊が、何處にも出来て各々別々となり、相共に融和一致すると云ふ迄には成つて居らなかつた様である。故に應變隊が四民混淆と云ふ名を揚げた其傍に、矢張り侍は侍計り、以下の者は以下の者、互に分隔て各々其位置を本として仕事をしたものである。然るに小河先生が吾々を近接し、交を結んで國事を談せらるゝこととなつてから、殆んど上下の分隔は壊れ、階級も亦破れ掛つたので、上下融和接近の本は、小河の門に胚胎し、終に擴張せられて、舉國一致の本を醸成し、諸般の事に推し及ぼして、終に藩難をも惹き起こしたと云はねばならぬ。果して然うであつたとすれば、其譯を今些しく述べて置かねば、小河先生の人となり、人物徳操の奈何を想望することが出来ぬ。又小河先生を知らなければ、藩難の本は解り兼ねるのであらうと思ふ。當初自分が小河先生に近づき、知遇を受けることとなつた本は、乃ち前に述べた通り、永延と云ふ友人が、其中間に立ち、彼我の渡しを掛けて接近せしめたから起つたのであるが、其永延は矢張り輕輩であるのに、如何なる譯で小河先生に近づき接して、交り辱くしたかと云へば、永延は初め弓の稽古をして、堂前までも射らうと思ひ立ち、大勉強して居た其頃、自分も同く弓術の稽古に餘程熱心し、毎日々々一緒になり、親しく勵み合つて居たのであるが、自分は少し考ふる事が

第三 國事に關係せし遊歴
おつて柔術をやることゝなりしが其時永延も亦柔術をやる事になつた自分の方が一
つ丈け年が上で其上始めるのも亦少し前であつたから負けず劣らず互に勵み合ひ競
ひしが自分は此二つの武藝を全く止めて學問一方に打掛り専らやることゝなりし故
永延とは分れた然るに永延は止めぬ計りでなく益々勉強して上達を期したのであり
しが我々が通つた時の稽古場は庄島の弓町に設けられ先生は古賀仁右衛門と云ひ幸
扱川裏町中の町に居られた人で弓町の稽古場には懸け隔たり殊に其道場は岩永と云
ふ先生の棒使繩掛け繩扱け取手杯と言ふ者を交へた柔術の流儀を教ゆる者と合ひ持
ちの道場で隔日とか又は隔晩或は一六日とか云ふ様な工合に稽古が設けられて居る
ので掛り切り稽古をやることゝなつた其先生は渡邊七太夫と云ひ城内の土居町に居
稽古場に行つて稽古することゝなつた其先生は進み當時輕輩の内の若
られたのであるが永延は此道場で磨き立てたので技術は大に進み當時輕輩の内の若
手では先づ指を一番に屈せらる程上達したのである其頃小河先生も亦渡邊の門下生
で若手では並びなき程に云はるゝ位で永延と負けず劣らず拮抗して輪流を較べられ
たと云ふ工合で柔術上親密なる間柄となり夫れが縁となり先生に近き遂に自分を
誘ふて先生に引き合はすることゝなつたのである又小河先生の方には家族の様にし

て使はれた中島文藏と云ふ者があつた此人は自分と同廓に生れた人であつた夫れに
又田島清太郎と云ふて自分等と同じ足輕で弓町に住で居つた人と夫れに三牧盛太と
云ふ此兩人が常に出入りして居たのであれば當時足輕中若手で役に立ち相な者を見
立て其人々の名を先生に告げ知らせたこの事であるが先生は一々姓名を記載した姓
名録を作り之を座右に置かれた其姓名名録の中に自分の名も記入されて居たこの事で
先生は永延を促して誘致せしめられたこの事は後で聞いた事である斯云ふ工合で自
分が永延と一緒に先生の門に出入した其時迄は資格違の者が出入して交りを行
し接近して國事を談じたこと云ふことは殆んど吾々が率先者で有た様であるが爾來先
生の指圖に従ひ名簿中に載せられた人々に交り求め其人を連れて小河先生に逢は
する等此手段は先生の考通り着々圖に當り吾々が盡した力も次第に大きくなつて遂
に效を奏する事となつた如此成り行きしは時勢の然らしむる所に出で互に企望を
充たし必要に應じた結果と言ふのではあらうけれども凡そ事は誰れが率先して主唱
し又師を作つて以て人に示し之に據らしむると云ふ者がなくては事は成らぬ小河先
生は乃ち其人であつたであらう且つ前にも縷々述べた通り上下の階級がまだ壞れな
かつた時率先して吾々の如き者を招致し交際を結んで君國の爲に力を盡し又盡さし

むる様に薫育せられた精神は、言語動作の間に見れば、人をして一見之に感動を興へ、又起さしむる等、其徳は何とも形容し難き者があつた様である。故に先生に一度逢ふて、其温容に接した者は、共に俱に力を盡せて、君國の爲に粉骨碎身敢て辭せざる奮勵心が自ら起りて、皆有爲の人となつた。夫れ故、多くの人々は、只先生の警咳に接せんことを冀ひ、吾も吾もと云ふ勢ひで、先生の門に集まり、談論を聞かんとする者相踵ぎ、來客座に滿ちて、人の足跡は絶間なく、町の者も來れば在のものも來る、侍も足輕も思ひ思ひ各々志し望む所を述べ、意見を叩く有様なれば、小河先生の門内においては、身分上下資格の如何を鼻に掛け分るる者は一人も無く、互に打ち解け融和し、彼此相結で一團となり、知らず識らず一致の働きとなつた結果は、乃ち久留米藩の幸福を得ることあたはず、却て禍の本となり、藩難を招き致したので有ると思はねばならぬ。故に藩難を醸もし成した主働者は、小河先生で、古松先生は其參謀となり、我々は即ち指揮命令の下に立働きの活動した従者走卒である。而して藩主に煩の追はぬ様にと、努めて之に當られたのは、乃ち水野大參事で、其罪を一身に引き受け、責任者の地位に立て、罪を受けられたのである。水野大參事名は正名と云ひ、嘗て太宰府に居られた頃迄は、溪雲齋と號し、名聲天下に轟き、三條公に愛せられ、帷幕の參謀となり、諸般のことを劃策せられた事業功績は、後々迄傳ふべ

きものは必ず多々なりし事ならんと思へども、自分が其警咳に接した時は、大參事になられた後の事ゆへ、其以前の事は些しも見聞した事は無いので有る。されば何事も知らぬ。然らば後の事は詳に知つて居るかと思へば、其温容に接した事も、亦甚だ稀にして、其數を數へたならば、凡そ幾度であつたかと云ふに、僅かに指折數へる位の度數である。是迎も亦極親しく接したと言ふでは無いから、詳で無い。只警咳に接した時の事を云へば、眼光鋭くして人を射るので、恰かも炯々たること、殿下の電の如しとありしものは、如此き者を言ふたのでは無いかと思はれた位である。四年の春藩難の起り掛るや、東京より歸國せられた時、自分は随行したので、あれば、其時言はれた事柄の概要を覺へて居る。丈けの事は、後にも擧ぐる事としたのであるが、其氣質性行と、國事に盡瘁せられた事蹟と、顛末は、之れを詳にする事能はぬと云ふのは、甚だ以て遺憾とする所なれども、大參事の知遇を受けて、世に出でた者もあり、又は身を起して居る人も、尠からず、其他太宰府にて、數年間艱難を共にした其人々の内には、必ず其功蹟を詳にし、且つ之れを書き著して、後の世に貽す事とした人もあらうと思はるゝので、あれば、自分は其人々に譲り取調をなす事を止めたのである。然るに、藩難の跡始末を付けることに身を委ね、各々其罪を身に引き受けて、幽囚となつた者は、熊本廣島の兩藩に預けられし十數人の人々でありしが、

全體久留米藩は維新前後人材輩出して手腕を伸べ若くは之を伸べやうとした人々を
數ふれば勤王に佐幕に兩派に分立して互に相容れぬこととなり互に陥阨したのであ
りしが佐幕論者中の人に手腕を振ひ會桑と氣脈を通じ劍策を施し一方に雄飛して大
に手を伸ばさんと試みたけれども惜いことには口に開明を唱へ乍ら心は舊弊を脱す
ること能はず徒らに故きに安じて現狀を保護せん事を努め勤王家を容るること能は
ざりし結果は終りを克くし無かつた要するに境遇の然らしむる所とは言ふものゝ一
方には卓見を持ち乍ら一方には僻見に陥つたと云ふ跡は免れぬ又勤王家の人々の内
にも天王山其他に於て斃れた人々其他生き残り維新後に至る迄立働いた人もあつた
が此派以外新に起つた勤王を唱へたのは侍の人々でありしが其中にも不破參政を要
請した人の中、小河、島田、佐々木と並び稱せられたのであるが其佐々木金平と云ふ人は餘程
の人才であつたらしい、自分とは年齢も違ひ地位も異つて居たのであれば明善堂の講
釋の席上折節同席して其相貌を親しく見たと云ふ位で國事の談を聞たり又は意見を
戦はせたこと云ふ様な事は一度も無かつたから其人物性行の如何は之を詳にすること
は出来ぬのであるが、小河、島田と並び稱せられた人であれば屹度一塵の人物であつた
に相違は有るまい、小河先生は藩難を醸した張本人であつたと云へば久留米では鬼も

第三 國事に關係せし藩

角空前であらう、或は絶後かも知れぬと思はるゝ然るに藩難の跡始末を付けたのは島
田、非末郎を推さねばならぬ、島田も屈指の人物と言ふに躊躇せぬ彼の大業を殺すと首
ふ一段となりしとき吾々が皆一致してあの通りにやつたのは乃ち島田が果斷に出た
で其不屈剛邁の氣象と敢爲の氣魄は殆んど榊原入士の氣風を代表し而して其の粹を
抜て之を一身に集めたものでは有まいかと思はるゝ、彼時島田が居無かつたならば、如
此歩調を揃へば久留米藩掉尾の舉措をやり遂げると云ふことは或は出来無かつたかも知
れぬと思へば、島田の爲人も想望せらるゝのである然るに自分は當初より島田と交つ
たと云ふでは無く、矢張階級が懸隔して居たから、明善堂で顔を見てあれが島田と云ふ
人であるか位であつたが、小河先生の門に入るとに及んで、折節出逢ふて顔は見合せ
なければ、親しく詞を交へて、國事の談をなし又は聞たと云ふことはなかつたが、藩難の
起りて大業のことありしより、初めて密接の關係をなし終に七年間同囚の身となり獄
内に起臥を共にし、日夕相親んで、處世の要務を談論し、互に素力を養ひし者を詳細に記
述し、閑日月と題した者が有るけれども、藩難に關係したと言ふでは無いから、今は之を
省くこととし、其同人が熊本縣令富岡敬明に上りし者は殆んど絶筆に係り其性行を為
人も想見するに足るのであれば、參考の爲めに全文を爰に載せて置く。

第三 國事に關係せし藩

本年三月十六七日の頃鹿兒島縣士西郷隆盛桐野利秋等兵隊召連上京の模様にて同縣下不容易形勢の由懲役場に於て頻りに風聞仕御縣下も何角人情不穩様子に承り同十八日非常の號砲相聞候に付始めて前日の風聞虚説に無之義と相考因て私共一統篤く愚案仕候處方今朝廷内外御多端の際萬一内國に於て干戈騷擾に及候而者由々敷御大事に付此際舊藩士は申に不及人民狼りに動搖不致様鎮撫仕候義差當り肝要に有之候に付模様により一時解放奉願舊久留米藩同志の者と申合精々盡力仕天恩の萬一に奉報度決議仕居候處翌十九日に至り城中俄かに火起り私共懲役人一同水前寺へ御引移に相成途中追々町家へ延焼老若荷擔奔走不一方騷擾の様子親敷目擊仕候に付水前寺へ着の上不取敢懲役掛り坂本警部へ變動の根元御尋申上且私共鎮撫の志願逐一上申仕候處直に長坂警部を以て縣廳へ御上申に相成候同廿一日長坂警部御申聞の趣には其方共鎮撫の志願早速縣令公に上申候處萬志の段満足被思召候得共何分司法省の御預け人に候得は當縣限り解放候義には參り兼候併し事の緩急によりては隔機の所置も有之可候に付暫時相控へ居候様御申渡有之候儀に付御沙汰の趣拜承仕猶退而篤と勤考仕候處現今懲役人等は夫々役に従事候得共私共に於ては徒らに安坐傍觀仕候のみならず此際迄却て官之御保護を蒙り實に男兒

の可恥義に有之且戰端相聞事機に後れ候而者鎮撫之都合も有之何様方今燒眉の急に付再び長坂警部へ鎮撫の手箱等巨細上申仕私共罪囚の身を以て恐多候得共縣令公へ拜謁奉願直に愚存上申仕度就ては御船假縣廳へ護送被仰付候様相願候處拙者相考候次第も有之候に付暫時相待居候様御申渡に相成其後間も無く懲役人一同木山へ御引移の途中建宮に於て私共拾名暫時相控へ候様坂本警部御申渡に付路傍へ拜伏仕候處此節變動に付格別の譯を以て解放申付候條見込の趣を以て盡力可致猶平定の上者始末當縣廳へ可申出段御申渡に相成候に付一統難有拜承仕り猶私共兼て上申仕置候通り隣縣並に京攝間に奔走仕候哉も難計其邊は御差支無之哉の旨奉伺候處方向不取失候は十分盡力可致段御申聞に相成候因て川島澄之助本山岩之丞兩名は事情探偵且當御縣士同志の者へ私共持論申聞候ため相殘し置私等八名立田山を越へ徹夜直に差急ぎ二十二日夕久留米へ着區長鶴岡廣登同志の者に付私共歸縣御届同人に托し且鎮撫の義申談候爲同人宅へ參り追々同志等集會終夜談合仕翌日も所々にて會議仕鎮撫の議論略一定仕候猶隣境の模様等探偵仕候處秋月表助藩の氣味有之様子に付川口誠夫同表へ差遣候且川島澄之助本山岩之丞旅費等場合も無之候に付金子差送り且情實探索旁鹿野淳二御縣下へ差遣申候然るに最早御縣下

にて戰爭の報應續到來其間浮説流言等も不少久留米表殊の外人情恟々たる姿にて
 或は此節の職名義不明抑も鹿兒島縣令より鎮撫並に諸縣へ御達には西郷頼野
 等政府へ尋問の筋有之薩兵隊召連上京云々且中原尙雄等口供相添廻送有之候由然
 るに大久保内務卿諸縣へ御内達の趣には今般鹿兒島縣士擧擧は全く青年輩の所爲
 にて西郷等決して關係致候義に無之云々の由然者内務卿御内達鹿兒島縣令廻達の趣
 意離離致居候杯紛々の議論申立候族も有之候得共私共の愚見にて者假令萬一中原
 尙雄等の口供確實に有之候共西郷等徐々宛抑を断へ他志無きを表するの外無之然
 り唐突大兵を引率し國憲を犯し候而は事の是非曲直に不關干載不臣の罪難逃律感
 春の説の如く内務卿御内達鹿兒島縣令廻達の趣意違却致居候得共必定朝廷匆卒の
 際にて事實相違の廉も可有之何様當時人民方向に迷居候に付此節變動の義是非曲
 直明瞭に御布告無之而者士民の疑惑氷解不仕且朝廷御維新も日淺く休養生息の道
 も未嘗愚民の情乍恐兎角朝政を厭ひ皇化普及の場合に至り兼實に方今御危急の秋
 に付片時も早く人民安堵の御所分有之度杞憂の至りに不堪就ては申談の上朝旨伺
 として藤尾茂助大田茂兩名總督官様御本營福岡表へ差遣し猶鎮撫方精々盡力仕居
 る然處賊勢益猖獗漸々長驅の勢有之未だ宮様御着艦無之候に付又々一統聯合の上

井上達也川口誠夫等へ暫時國元の義託し置私井に樋口良臣上京の儀に相決し廿六
 日久留米發足三月四日着阪直に上京仕太政大臣三條公は樋口良臣曾て恩命を蒙り
 居候に付拜謁奉願縣地の實況篇と上申且私共愚存逐一上申仕候筈の處當時形勢切
 迫に付上京途中人員検査等嚴重に有之候様にて萬一途中にて彼是取取候而は素
 志も貫徹仕兼候に付幸に内務卿御下阪に相成居候に付内務卿へ拜謁相願候方可然
 相考直もに御旅館へ推参も如何敢候に付一應警察本局へ上阪の趣意且内務卿へ拜
 謁奉願度始末委細上申仕候處終に御拘留に相成因て猶警御縣に於て初發願立候鎮撫
 云々の義始終詳細上申仕候處警部より御申聞には其方共熊本縣へ鎮撫の義申立候
 に付解放致候義には有之間敢畢竟動搖に付一時解放に及候而已にて其方共謀解の廉
 も可有之就て一應裁判所へ差送り候に付同所に於て委細上申可仕被申渡六日裁判
 所へ被引渡早速検事局にて御尋有之候に付委細上申仕且何等の箇條を以て御拘留
 に相成候哉全體私共直に内務卿御玄關へ推参可仕の處當時罪籍の者に付謹慎相控
 へ態と警察署へ出頭仕候處豈圖んや却て御拘留に相成徹志も貫徹不仕甚以て遺憾
 の至りに不堪建言御採用無之候は、夫れ迄の分にて歸縣可仕然るに曖昧の義にて
 徒に御拘留に相成候ては國元の義も如何の形勢に推遷り候哉も難計實に心外千萬

に有之何等の罪跡を以て御拘留に相成候哉箇條明瞭承り度御尋申上候處何に様突
然上阪の義深き仔細可有之孰れ拙者共申談の上返答可致段御申聞に相成候に付不
得止其儘引取申候翌日再び糾問判事より御尋に付前日同様申上候其後判事より御
呼出に付田頭候處口書御讀爲聞に相成御印仕候猶判事より口達の趣に者其方共申
立の趣意篤と承り候處原々可罪可疑も無之因て檢事へ差戻し候に付同所に於て情
願の筋可申立段御申聞に付猶又私共情實申上元來此節の騷擾は實に不容易の次第
にて往年佐賀山口等動搖の比に無之苟も憂國の者は坐視するの秋に無之況んや私
共國事犯の特典を蒙り居候に付此節は是非盡力仕度微志にて六ヶ年餘囚獄に苦み
偶に歸郷仕候得共父母妻子等へは緩々對面談合も不仕只管公事を先にして當地迄
馳上り候處徒らに御拘留に相成時日遷延遂に微志も空敷水泡に歸し上朝廷に對し
却て不忠に屬し且父母に對し候ても不孝に當り實に進退維谷の場合に付何卒右口
書を以て朝裁奉仰度不然ば私一人御拘留に相成良臣義國元へ御歸被下度又は巡査
にても御差添兩人共本縣へ護送被下度旨相願候處拙者は糾問致候は職掌にて欺願
取次候譯合に參り兼候に付孰れ申立の趣檢事へ談合可致置旨被申聞候十五日又々
警察本局へ被差戻候尤太田茂も御拘留に相成候然るに同人は宮様々朝旨伺取且建

第三 國事に關係せし藩屬

言の次第も御採用に相成更に私共一同へ鎮撫方盡力致候様御沙汰有之候趣に付一同
盡力仕度因て警察本局にて又々拘留御赦免被下度相願候處其方共申立の次第第一應
熊本縣へ照會致候に付夫迄の處囚獄係へ留置候段被申渡即日囚獄掛へ被引度候其
後追々情實歎願仕候に付内務卿へ御伺ひ相成候處暫時留置候様御指令有之候由に
付最早私共微志も一と通り貫徹仕然上御取捨は上の御評議に有之候得ば臣子の職
分聊相立候義と觀念仕爾來は一層謹慎相加へ終に六月十一日迄同所へ罷在即日御
當縣へ御引渡に相成申候右は履歷の始末に御座候然るに森尾茂助太田茂は御本營
に於て御召使に相成外六人は親戚保管に相成居候由私共兩人は入獄被仰付候元來鎮
撫の義は公然御聞届の上御解放の譯には無之候得共緩急により御聞届に相成候趣
長坂警部より申聞有之且坂本警部よりも方向不取失候は精神々盡力候様御申聞に
相成因て私共不肖を不願周旋仕候處其術の未熟により却て御譴責を蒙り候姿にて
甚以慚愧仕合に御座候勿論御解放の砌歸縣の上宿元へ謹慎可致段御申聞に相成候
得ば屹度謹慎可仕候得共前文の通り盡力致候様御申聞に付徒に微力を盡し東西奔
走其末只今の爲體に立至り親戚保管の者有之一は朝廷御寛典に浴し父母膝下の孝
養を盡し一は空敷聲を吞て閉固の苦み上朝廷へ對し下親戚へ對し恐懼慚愧の至り

第三 國事に關係せし藩屬

に不構尤人才の賢愚實効の有無に付御所分の相違有之義は申迄も無之且私歩未だ禁獄年期中に御座候得ば入獄に付彼是申上候理は萬々無之候得共何角御不審の義共は無之哉と甚疑惑仕居候乍去大阪裁判所に於ては上阪の始末無罪無疑の御裁決を受け居候得ば今更御不審の廉は有之間敷と愚案仕候若重て鎮撫の義に付御不審有之候は、裁判所に於て公然御吟味の上相當の御所置被仰付度若又御不審無之候は、良臣義御寛典を以て六名の者同様保管被仰付度伏て奉願候、勿論私義は罪魁にて禁獄年期も永く外一同とは差別有之候に付敢て保管等不奉願候且此節鎮撫の義私主として發起仕本前寺に於て御解放願等萬事專一に周旋仕候末四方へ奔走の義も主唱仕候に付一統御解放後の舉動に付萬一不都合の義も有之候は、私一人御謹責被仰付餘人は御擔ひ無之様奉願候右は節々を以て上申可仕の處先頭木田茂を以て私共身柄御管轄に相成居候小野警部迄私共大阪にての口書御差廻しに相成候哉且一體の御模様奉候處拙者は其義存不申、孰れ掛りの者可有之猶履歷書差出候様御申聞に付大略先達て相認め差上置候尤當時御縣下變動後彼是御多端の際故至急御所分難被出來義は勿論に候得共何様私共情實未だ貫徹可仕義も可有之と愚考仕候に付敢て執事を冒仕候且私共四方へ奔走仕候義御當縣の御不都合に共は不

梅原義徳長崎の仕合に付何卒私共疑惑氷解仕候様御所分の程奉願候、頓首再拜
明治十年九月七日

禁獄人 島田 莊太郎

福岡縣令公明省 執事

縁で自分が小河先生に接して、國家の事に身を委ぬることとなりし以前古松先生の門に出入したとき迄は他の人々と同じく單に書物を學び且其教へを受けて文字讀み學者の群に交はり何の事もなく通つて居たのであつた其時迄は築島町の飯田琴吉と云つて、其家は御殿醫者のと篤と云ふ役儀を勤めた人の内、其二階を借り受け其處より明善堂に通勤し其傍吾々如き書物讀みの爲めに、只日探して外史の會を開いて居られたが自分等が専ら國事談に力を入れ色々な事に手を出し掛け仕事を仕懸けた後は、人の出入りも頻繁となり、二階にては諸事不便利も差支を來すこと多くなりしかば、總に大石村に引移らるゝこととなつた其家は船曳氏が世々奉祀する、大石神社の南方裏手に當り、人家離れの一軒家である、至極閑靜な別荘であつたが、此家は瀬の下町富安と云ふ浪人の作つた家で、先生も此家に引移られた後は、専ら國事に力が入り、他事を顧られぬと云ふ鹽梅になられたから、是迄真に書物讀みに依り込んで來た人々は次第

次第敬遠して、一人失せ、二人滅じ終に其足跡は絶へて無くなつたのに引き換へ國事を
談する徒は益殖えて菌集する事となつた先生名は簡二と云ひ、元下妻郡溝口村に清水
と云ふ醫者の家がある、此家に生れた人で、清水真人と稱したのであつたが後に亡父の
法名古松院何とか云ふ佛號諱があつたと云ふ事で、其古松の二字を取り、之を姓として、
自ら簡二と名乗つたと、折々話して居られた始めの程は、醫者の學問をする爲熊本に遊
び後江戸に出て、安井忠軒の門に入り、漢文を修め、大に進み識見偉輩を凌ぎ、詩文立所に
就ると云ふ、蘭梅で、忠軒先生の愛育を受け、厚遇を蒙つたと、屢々言ふて居られた、而して
先生の話に、余が國家に盡す上に持つた論と、忠軒先生の考へとは、全く違つて異なつた
所が多々あつたから、屢々其の意見を述べて、抗したと云はれた事、丈けは耳にしたけれ
ども、其異なつたと云ふ處の物は、終に聽かなかつたが、先生の言はるゝには、余も初めの藤
考へは、勤王佐幕と云ふ論で然うして攘夷をする、と云ふ事であつた、然るに、水戸藩の藤
田小四郎等が、筑波山に立籠り、義兵を擧げ、攘夷をする、と云ふ事であつたから、安井の塾
を飛び出し、之に投じたが、初めの程は、參謀見た様な事を、して居た處が、或る方面に屯し
た兵數凡百名計りの一團體があつたが、皆關東のアフレ者の寄り集りか、を作り拵へた
兵隊であつたから、誰れが統御して見ても治まりが付かぬ、實に持て餘し者で、如何とも

爲し難く、皆手を束ねたのであれば、自ら乞ふて其隊長となり、之に臨んで統率する事と
なつたが、其以前内情を篤と取調べて置いたので、隊に臨むや否や、最も甚しきもの六名
を直ちに斬つて棄てたので、其他の者は其威嚴に畏服して、命令の儘に進退し、諸事節度
に従ふ事と成つたから、従前の懦弱は一掃して、實に見替へた強兵と成り、一方の用に供
せられたのである、此時の事は屢々言ふて誇り話しにせられたのであつた、又言はる
ゝに、あの時は、何様、鳥合の衆で、議論計り多く、動もすれば意見を異にして、相争ひ譲り合
はざる結果は、切り捨てたり、又は果し合ひと云ふ事計りで、折り合ひが付かす、ごたご
計して、一致を缺き、聚拾すべからざる事と成り、終に議論倒れ、内端頼れとなり、思ひ
にやると云ふ、工合になつて、幾つにも分離し到底見込が付か無くなつたので、余等の意
見を同する者は、一所になり、横濱に出で、夷人を斬り殺して仕舞はふと云ふ事に取り極
め、相率ひて筑波山を遁逃し、横濱に向ふて進み行く途中、一人運び、二人散り亡せ、跡に殘
りし人は、僅のひと成り、追手の兵は益々迫つて來たと云ふので、とても横濱迄は行き届
かぬから、思ひ／＼に落ち延び、時宜を見て目的を達する事に仕様と云ふ事にして、各々
姿を替へ散り／＼に落ち延びたが、余も何時しか捕手に圍まれ、危険に陥り、如何とも難
成ごとく成りしを、漸く脱け出で、江戸迄は出たが、筑波の落人が入り込んで居ると云ふ

久留米藩

評判が高く成り探偵は殿しくて捕手は何處にもよく行き届き何處では何人捕へられ
 爰では何人ぞ噂さ風聞が喧しく疵持つ身には猶更風聲鶴唳に驚き廣き江戸中に五尺
 の身が殆んど置き所の無い様に成つたのであるが筑波を落ちる時軍用金を取り出し
 肌身に付け纏はるゝ丈けは持ち出したから其金の有るに任せ今日は吉原と遊び間も
 無く品川に行き又新宿と一夜の中にも彼地此地と移り行き幾度と無く場所を替へて
 先きから先きに逃げ隠れ飲み廻つて其日其日を送り九で一ヶ月計りは料理屋に隠れ
 遊び廓内に寝泊りは仕て居たものゝ何時しかカッピキに喚ぎ付けられ夫れゝ手
 が廻つたと云ふ事で危険は日々迫つて今しも捕へられはせぬかと云ふ窮境に沈んだ
 のである或る日吉原の某樓に居た時は捕吏の手が既に廻つて如何にしても逃げられ
 ぬ事となりしに其時相方の娼妓が氣轉を利かせ頓智を出して漸く救ひ出して其れ
 から其場の虎口だけはやつと逃れ出たものゝ身の置場は愈々無く窮境に陥りて如何
 ども成り難いので此上は江戸を抜け出で身を全うするより外に仕方は無いと云ふ考
 へに或つたから江戸を抜け出づる事に種々苦心の末出掛け様として内端の事を探つ
 て見たが既に人相審が廻つて出入口には夫々繩を張つて嚴重に警戒してあると事
 で筑波を一所に出た者は江戸を離れ外に出様として出掛けた爲め却て出入口で捕縛

久留米藩

されて殺されたと云ふ工合でありしかば一步も動く譯に行かぬ去連江戸に居る事も
 叶はぬので最早自滅を待つ外に仕方が無いのであれば運命は是迄で有るかど幾度と
 無く諦めては見だものゝ爰で死ぬのも亦残念と考へ直し如何したならばと思ふて居
 る内不圖思ひ付いたのは山岡は兼て知り合ひの間柄であるから是に頼んだならば又
 好い工夫もあらう兎も角も相談して見様と思ひ山岡を訪ふて見た處が生憎鐵太郎は
 留守と云ふ事で有つたが母堂に逢ふて事情を打明し身を助け出して依頼した處が
 道は山岡の母堂丈けありて何の苦も無く聞取られ姑く考へ込んで居られたが其詞に
 貴方は捕えられぬ様にして江戸を脱け出て仕舞いさへすればよいと望まるゝのであ
 るかと念を推し差詰めて問はるゝから其通りであると答へた處がそれなら私が言ふ
 通りに成さるかど又推して問はるゝから決して異存はないと答へた處が下男部屋の
 方に行かれ極見苦しき古着の衣類を持ち出されたが其所彼所繼ぎ合せた者である之
 を着なさいと云いどうして其大小も着物も皆な捨てよと勤められた時はぎよつとし
 た者の云ふ通りにすると云ふたことであれば今更兎や角云ふ譯には行かぬので今迄
 着て居た衣服は脱ぎ棄てゝ母堂の與へられた着物と替えては見たものゝ借て思つ
 て見れば武士の魂とも頼み片時も身を離さるゝ大小を脱ぎ棄てゝはと稍々未練の心

起り決心が付き兼ね躊躇して居たのを母堂が見られて些し憚りを含だ氣色で言はるには未だ御決心が付かぬと見えすねへと言はれた一言の下に漸く決心が出来た大小そこに打ち遣りて仕舞へば母堂は又奥の方に行かれ間もなく油紙に包んだ金比羅社の守札を持ち出し其繩を取りて首に打ち掛け其札を胸の前に垂らしよく出来まじたねへと言はれ是ならば金比羅さんにも参られませうから無事に参りなさいと何々と打笑ひ興じて自ら門外に送り出されたので別れを告げて山岡の屋敷を辭し去り金比羅参りの姿となりやつとの事で江戸の園を抜け出て中仙道を経て京都に上り着いたと此筑波山義舉に關した顛末は先生が自ら書かれた著書があつた様で自分も曾て見たのであれば今は定めて溝口の清水の宅に存して居るで有うと思ふ扱先生が京都に出られた處が形勢は全く變じて奈何ともなし難き時であつたと云ふことで京都を出て長州に入り込みしも此處も亦面白く無いから同志と共に上方に出て仕事を仕様と目論見五六人合せ一艘の船に打ち乗りて海上をブラ付き嚴島最寄を徘徊して居た所が海賊と云ふ疑を受け廣島藩の手に捕へられ手厳しく吟味を受け屢々拷問にも掛けられたけれども藩籍身分は一つも明かさぬ又嫌疑の罪にも服し無かつたから處分する譯にも行か無かつたのであらう去述又教す譯にも行かず曖昧に付して只

第三 國事に關係せし流儀

半の中に打ち込んだ切りで後には吟味も何もせず其儘に打遣つて置かれ殆んど二年の星霜を空しく送つた其内慶應三年の秋となり天下の形勢は愈々狂ひ掛け何と無く勤王論は彌々頭を持ち上げたので藝州藩も薄氣味悪く成つたものか又は利用して何か仕様と云ふ考であつたが其の邊の事は分ら無かつたが何様俄かに出獄赦免の身となり役人が連れ添て京都に送り届け色々便宜を與へ呉れた然るに京都に於ては間もなく大政奉還と云ふ運びになつたので仕事も澤山になり草莽間に幅を利かせ終に軍務局に出仕することとなり其頃丁度藩知事公が軍務の副總裁と云ふ役になられたので久留米に歸参することとなり藩士に召し抱えられ御歸國の御供して歸國せられ明善堂の教官となられた是が古松先生の經歷談で其一斑を聞た儘記憶の内より思ひ出して書いたのである然るに虎口を抜け出で無事に京都に上られし事は何時も手柄話の一つに數えられて命と云ふものは如此大切にせねばならぬと云はれ死は鴻毛より輕しと教へられた古人の言は國家の爲めに盡しめせず命計り惜んで何事もぬ者に對しては此教の通り命を棄て仕事をせよと云はねばならぬが諸氏の如く朝がら晩まで何がなしに死にさへすれば夫れで武士の本分は立つ事の様に思ふ人々に對しては泰山よりも重いと云ふ教もあるから忍ぶべき時は何處迄も忍んで死なぬ様に

第三 國事に關係せし流儀

せねばならぬと誠め、且此時のことを引き出して、身の處し方は爾々と示して、常に誇つて言はるゝから吾々若手連中は之に首肯せず、批難攻撃を加へ、武士たるものが強と頼む刀を捨て、非人同様見苦しき姿となつて逃去り、萬一捕へられ縛り首にでも逢ふた日には、眞に犬死同様で、耐忍した甲斐も無い、只命が惜いから逃げたか、人とは思れぬ、然るに此の二つのものを幸に免れたと云ふのは、眞に僥倖に出たのである、當てにはならぬ、然るにその僥倖に得た處のものを、豫め知つて、居た様に思ふて誇つて言はるゝのは、以ての外の僥倖である、其頭は實に血氣盛んな者ばかりの寄合で、死ぬと云ふのを、手柄と思ふた位で、我劣らじと胸み合ひ、死を決した時であつたから、先生の此論を聞いて、甚だ快からざることに思ひ、此論を聞く度に、寄つてたかつて批難を加へ、且つ言ふに、吾々が筑波の義舉に加つて居たならば、寄手の奴輩を斬つて、斬つて斬りまくり、力が竭きたならば、色々な事は考へず、潔く死ぬと云ふのが、武士の面目、本領である、武士たるものは、名を貴ぶべきものであれば、其名を汚さぬ様に、人にも惜まれ、又感せられ、後の世迄も、其譽は残さねばならぬ、そうならば、其志が無にはならぬ、何時迄も朽ちぬから、後には後繼者が振ひ起り、其志を繼いで、屹度成就させてくれる、それに何ぞや、自分

第三 國事に關係せし義勇

が借しくなりて逃げ隠れ、武士たるものゝある間敷きことをして、漸く今日まで生きながらへて居る、夫を自慢振りて誇つて言はるゝのは、死に損したのを隠す爲に作り飾りして言はるゝのである、先生に向つて、吾々は皆、齋味喰の様に云つて、屢々辱しめやうとしたので有たけれども、先生は何時も笑つて頓着せず、平氣の平左で徐ろに口を開き、此問答のある度毎に、教へて言はるゝには、君等は、まだ死生の間に出入して、是と謂ふべき仕事をした事は無いから、其間の消息も何も知らず、経験も無いので、死生の間の事を最安く心得てさう云はれるのは無理ならぬ事である、全體人は死生の間に立つて、仕事した人で無ければ、死生の間に出入せず、又其仕事をしたと云ふ事も無い身であらぬ、然るに未だ曾て一度も死生の間に出入せず、又其仕事をしたと云ふ事も無い身であり乍ら、兎や角論じて得意顔をなす君等も、亦彼の俗人學者の如く、人の爲した跡の事に關し、席上で論ずると同じく、往々の逸の事を言ふ者と、言はねばならぬ、君等は既に志を立て、國の爲に盡さうとする以上は、死は素より惜むべき者でない、と云ふ覺悟は、見事に付いて居らるゝから、死に處する時と場合と、仕事の上には、志士の眞髓、大丈夫の心事如何は、之を察知する丈けの識見は、豫々養ひ置て、生死の場に流み動かぬ様にせねばならぬ、爾々目的を立て、踏出してやりかけた以上は、一意専心、其事に執掌して、脇き目もふ

第三 國事に關係せし義勇

第三 國事に關係せし義
一三二
らず、向ふを見たり、道ると云ふ事は、諸君の言はるゝ通りで、道つて道つて道つて道つて返し、斃れて後已むと云ふ事は、至極同感で、志士たる者は、左様有り度い、さう希望はするけれども、又大事を思ひ立ち、重任を荷ふてやる以上は、穴勝ち其通りに計り、道る譯に行かぬと云ふ事もあれば、さう死ぬ死ぬと云ふことばかり、貴ぶ譯に參らぬ諸君も、漸く國家に盡さうとして、爰に踏み出し掛けた初めて、いあれば之れから先には、どんな事が出来て、さう云ふ目を見ねばならぬか、幾多の困難に出逢ふて、其度毎に死を決せねば、成るまいが、人は死に處するのが、一番大事で、今から斯うのさうのと豫め言ふて置く譯には、行かぬけれども、凡そ事は望み通りには成らぬ、又意の如く道りもされぬと云ふ事は、兼々覺悟して居らねばならぬから、直に死ぬ譯には行かぬ、若しも世の中の事が、吾考へ通りに成つて、うまく當つて其的が外れず、百發百中と順々に行けば、それは追ひ手に帆を捲き上げ、快よく進み行く船路と同様であらうが、我々が國家の爲に盡さうとする仕事は、普通尋常の事では無いから、其間には必らず道り損じ又は頓き倒れ、漸く起き上りてやれば、又失敗して後戻りする、と云ふ事があろうから、根長く氣強く、盤根錯節に逢ふ度毎に、不撓不屈の精神を研ぎ立て、諸事に打ち勝ち、勝つ工風を廻し、目的を立て、其見地に到達することを努むるのが、大丈夫の心事である、故に死ぬとか生るとか、又は些々たる武士の面

目など、云ふ小節小理屈に拘泥して、仕事をやる様では、話にならぬ、只々身には、重任を帯び、大事を荷ふて居るものと、據りを付て、身の處し方を考へるのが必要で、心を動かさず、感はず悔もせず、潔々乎として己の信することを、全ふせんことを、期すれば、夫れでよい、死は泰山より重きものと執持して見れば、容易に死なれぬ、死生程處し難きものはない、諸君も此理を辨へて、心に期する處を持して、失はぬやうにすれば、夫れでよいのである、彼、宋の文天祥も言ふ如く、慷慨死に趣くは易く、從容として、義に就くは難しと云ひ、又鴻毛泰山の譬もあり、死生の輕重は、國家に盡すべき、大義名分上、其人々が選擇して、自決せねばならぬと反覆丁寧に又懇々教へ諭されたので、後には先生の教を成る程と首肯した者もあつたけれども、中には服せず、我田引水論を持ち出して、吾々を言ひ伏せやうとせらるゝ附會の言であるなど、言ふた者もあつた。

第四 山口藩に使う

藩廳より山口藩に書状を差出さるゝ用事があると云ふことを聞出したから、自分は其便となり山口に行て模様を探り、形勢を視察し親しく奇兵隊の人々にも逢ふて話を聞かば得る所もあらうと考へ、其事を兩先生に謀り同意を得たから、其筋に内願して書状持ち飛脚となつた其同行者は磯砲小路に住める星野藤太郎と云ふ同志者で、二人同行することゝなつたが、古松先生は曾て山口に居られ同藩の事情に通じ奇兵隊の中には知人もありしと云ふ故諸事萬端差圖を受け、殊に大樂源太郎に逢つて委細を打ち合せ其考へをも聞けと教へられ、其他應答問難の仕方些細のことに至る迄綿密に示されたので、心強く勇み立出發したのである。其頃の道筋は三日路と唱へられた道を経て歩み行くのであれば、先づ松崎に出て山家に到り、冷水の峠を越へ内野飯塚直方小屋の嶺、黒崎と云ふ順序の宿驛を過ぎ小倉に出たのである。小倉は元小笠原家の領地居城なりしに、御一新前山口藩と兵を交へ戦を開きしに、利を失ふて豊津に引き退たので、小倉は勿論其最寄村落に至る迄、企歌郡は皆な占領せられ山口藩の領地と成り、其兵隊が所々方々に張番して、行旅の人々を誰何して居たのであつたから、吾々も藩籍姓名を告げ用

向を陳べたから、直に通行を許して呉れた。夫れより大里に出で船を備ひ下の關に押渡り、古松先生の教に従ひ阿彌陀寺町に至り、阿鶴と云ふ婦人の宅を訪ねた。其屋號苗字は勿論初めは阿鶴の母の名を指し訪問したのだから、其の名は覺へて居なければ成らぬ筈なれども、今は悉く忘れ、どうしても思ひ出さぬ。只阿鶴と云ふ娘の名のみは記憶の内に残つて居るが、何様此家は一家擧つて勤王志士の爲めに力を盡し、殊に奇兵隊の爲めには財産をも抛ち、之を助けたと云ふことであつた見ると、家の構造と云ひ間取萬端行届た模様で、最も廣々たる有様は曾て相應の資財をも有し、家業を營んだ俵はまた残り存じて昔を偲びしむるに足るのである。夫れに此阿鶴と云ふ娘の母は有名の女史夫であつたことと、之れに逢へば長州藩の模様奇兵隊の事も大概は分ると云ふ事であつたから、是非逢ふて聞く積りで訪ふて見た處が、生憎留守で今は長崎縣の知事澤三位の許に往きて久しく逗留し未だ歸り來らぬとの事であつたから、大に落膽したけれども、古松先生は曾て此家に屢々出入して厄介に成られたとの事であるから、其禮をも述べ、且つは無事に國家の爲に盡して居らるゝと云ふことを述べよと傳言の次第もあれば、之を娘に述べた處が、阿鶴も曾て母の傍で先生の聲咳に接し、顔貌は記憶して居たことと、吾々に對し一見殆んど舊知の如く、且曰く久留米の方々と聞けば猶更慇

しく思はれ又色々聞て見度い事もあり且は是非語をして置き度い事もあるからして
今夜は緩々して呉れど最とも親切に衷情打ち明けての語であつたから其詞に従ひ内
に入り話を聞くことゝしたが此家は娘と父なる者の二人であつたが其父は病に罹り
病床に臥して居たので察ながら何に角と指圖するに従ひ娘は立働成らぬ中から酒
肴の用意をなし遂に三人は鼎座となりて酌み替し飲み乍ら話して居るのに父は病床
より往事を談じ奇兵隊の重なる人々の事蹟又は失錯語に娘は父の詞に連れ其行爲を
包み隠さず有りの儘話をなし互に相槌打て笑ひ興じたのであつたが阿鶴は終に眞
木菊四郎の談を爲し頻りに其人と爲りを陳べ生前の動作言語風采の末までも事詳に
擧げ最とも慕はしく陳べて同人の死を悼み感極り情迫り忽ち泣き伏し暗涙に咽びつ
つ暫時の間は詞も無くて静いだ風情は聞き居た吾々も共に袂を絞つたのである察す
る所其情交は餘程深く關係も亦厚かつたのでは無かつたかと思はれた稍々姑くして
漸く吾に返り猶ほも話を續けて言ふにあの御方にしてなせ非業の刃に懸り最後の
死を遂げられたか餘りに口惜しいと言つては又泣き出し伏沈み終に菊四郎の話し計
りに成つたので倉卒に切り上げ其夜は爰に一泊することゝ翌朝は約束に従ひ町の
上手に聳へた丘の上に登り真木の遺骸を葬つた墓所に三人連れて参詣して香華を手

第四 山口藩に使す

向け幽魂を弔ひ慰め其儘別れを告げて立ち出たのである奇兵隊の事情は餘程迫つて
居たとは聞たものゝそんなに早く破れやうとは思ひの外有たから平常の様に歩行
き途中一二泊して小郷に泊りしに夜中何にやら騒ぎ立ち俄かに人馬惚々の聲が聞へ
管ならぬ有様であつたから何事ならんかと問ひしも只噂計りで風聞取りなりし
内夜は既に明けたから兎も角山口に行けば事情が分るであらうと思ひ宿を立出で小
郷關門に差し掛れば大門の扉は既に締切られ傍の潜り戸を些し計り明けて之れよ
り人が出入して居るのである自分等も其潜り戸を當てに往き掛ければ其前に焚火し
て暖を取て居た兵が自分等の近寄つたのを見て一人の兵が小銃を差向け一聲高く止
まれと云ふから藩籍と姓名を告げ用向を述べて通り抜け様とすれば其兵は前に立塞
り通る事は成らぬと制止して一步も先きに行かれぬ様にするので吾々二人は怒て之
に對し此所は人の通るべき道であるのに何故通る事が出来ぬか其譯を聞き度し吾々
は久留米藩より山口藩に行くべき使である是非通して呉れと云ふたけれども其兵は
強情を張つてどうしても通さぬから互に言争て居ると伍長とでも言ふべき者が潜り
戸を開けて出で來り而して言ふには此所は此通り警備して出入を禁じて居るから御
通し申す譯には參らぬ姑く待て居られたと云ふて門内に入り姑くして又出で來つ

第四 山口藩に使す

て言ふには、隊長が逢はるゝから此方へと云ひ、先に立ち案内をするので、其尾に付て潜り戸を入れば、正面にある家の中央に、最嚴重に構へ込み威儀取り繕ふて吾々に面し承れば、久留米藩より山口に行かるゝ御飛脚と云ふことであるが、此關門は政府の命に依り、人の出入りを止めて居るから御通し申す譯には行かぬ、定めて御文箱持参であらう、拙者が此處で受取り、藩廳に差出し、返事を戴いて御渡し申す様に取計ふから、夫れ迄の處あの小郷驛に待て居られたし、最とも烈しく述べ、且つきつ張り言ひ放つたのは、丁度部下の者に對し命令でも傳へるやうな口氣であつたから、吾々が之に對し答へたに、は此御文箱は山口藩廳に出で役人に親しく差出すべき者である、爰で御渡し申す事はならぬ、全體關門を鎖し、篝火を焚き、銃器を携へた兵隊を配置して警備と唱へ、吾々が藩命を帯びて行く者迄も、遮り止めて通さぬと云はるゝのは、何の爲め如何なる故で其通りにせらるゝか、其次第譯柄を篇と承り事に依れば直に引き返し其旨復命すべし、然らば藩は更らに山口藩に掛け合ひ、謂はれ無く止められた次第を取亂す哉も難計に付御姓名と其理由を承り度と迫り問た處が、隊長が言ふには、昨夜より内端に少々紛議が起きて、此通りにせねば成らぬ必要が出来たから、政府の命に依り出入を禁じて居ると、此度は稍辨解するやうな詞振りと成つたので、吾々二人は口を揃へて内端に紛議起つた

第四 山口藩に使す

と言はるゝのは、乃ち内端の争ひで、朝命が下りて此通りにやらるゝと云ふのでは無く、只内端の争ひの爲め之れに對し、内證でせらるのであらう、然るに何の關係無い久留米藩の使を押し止め迷惑を掛らるゝと云ふは、元々筋違のことであらうと切り込み、且つ山口迄行て用を辨せぬでは使命を全ふしたと言はれぬから、是非通して貰ひ度し、去連ごうしても通さぬとの事ならば、御文箱は持ち歸ると、反覆論難を試みた處が、隊長も獨斷で決する譯に行かなかつた者を見へ、姑く待て呉れと云ふて、別間に入り、間も無く出て來て御通し申す事にした是より山口迄は一と筋道でまぎらはしき所は無ければ、此際であれば案内者を付けてやると云つて、兵隊四人付き添はせ山口町迄送り届けられ宿に着いたら其旨を政府に届け出た者を見へ、晚景山根彦輔と云者が藩廳の命を帯びて色々な事を尋ね、御文箱を受取りに來たと言たけれども、明日藩廳に出で差出さうと答へ、而して紛議の起りし譯柄を委しく尋ねたけれども、一向要領を得無かつたのである、全體御文箱を持ちて諸藩に使する者は、飛脚と唱へ、輕輩の仕事で有るから、極輕く見られて居たのでありしに、吾々二人が色々な事尋ね問ひ終には、議論がましき談話となり、奇兵隊の事を言つたのには、山根も少々困つた模様で、内端の事情を打明くる譯にも行かず又口外されぬ事もあつたのであらうと思はるゝが、素々飛脚と輕蔑して居た

第四 山口藩に使す

から、何事も言はず、大抵にして歸つて仕舞た其夜は終宵人馬の騒ぎで安眠も出来無つたが翌日は早朝に藩廳に出頭して時の権大參事杉孫七郎と云ふ者に面會し度いと申込んだ所が、山根が出て来て用務中で逢はれぬから自分が承ると云ふて、正式の應接となつたので遂に御文箱を渡し宿に引取り、翌日出頭して返翰を受け取り是れで御用は済んだから、此上は早く歸つて實際の模様見聞の次第を藩廳にも届け、同志の人々にも知らせ様と考へ、山口を出發して歸途に就たのであるが、奇兵隊が破裂した譯は山根に聞かせられども、何とも不得要領で、只破裂して對陣して居たこと丈では物足らぬ心地もせられ、且は出立の際古松先生が大樂には是非逢ふやうにと云て添書迄も付けられたのに逢はずして還る譯にも行かず、逢ふて見たならば事情も分り、目的の在所も知れるのであらうと思ひ、其夜は元來た小郷に一泊して翌朝は早く宿を立出で、東に向ひて海道を迎り行けば、往還の中に矢張り篝火を焚き、小郷の關門を固めた兵に對した者と見へ小銃を組み合せ、兵卒三四名番兵して居るから、通り抜け様とすれば、其兵が誰何するので、姓名を告げ藩籍を告げた所が何に用在りて行くのかと問ふから、此邊りに大樂源太郎と云ふ人が居る其人に逢に行くのであると答ふれば、其兵が言ふには、大樂先生の家は彼處に見える森の中にある、あの屋根瓦の棟は先生の家塾で、是れから行けば餘り遠

第四 山口藩に就す

くは無い併し先生は二三日前山口に呼出され、其儘今に歸られぬから、行かれても留守である、其詞と云ひ話振りも嘘言では無いやうでありしかば、一寸當惑したけれ共此儘ではと思ひ、然らば奇兵隊の本陣に行き、隊長に逢ふて見度いから通して呉れ、且つ本陣は何の地に設けてあるかと問へば、宮市に在ると言ふから、其道程を聞けば凡六七里はあると答ふ、歩行して之に往復するならば三四日は掛らねばならぬ、その日を費してはと考へ、本陣行きは取り止め早く歸ると云ふこととした、此出來事は確か二年の冬なれば極推し詰りしとき、然らずんば三年の春に掛つたのであらうと思はるゝと云ふのは行き掛けであつたか、又は歸りの時か何れと確かに記憶せぬが、何に様下ノ關に泊つた夜、直向ひ合せの門司の岬に鎮坐せらるゝ、和布刈明神には、元日の朝若布を神前に供へねばならぬと云ふ事であるが、其品物は夜が明けぬ前に海中より刈り取ると云ふことである、夫れは大宮司が衣冠正しく着けて、手に鎌を持ち、海に臨んで歩行して進み行けば行くに従ひ、海は自然と二つに割れ、兩方に退く其割れ目を傳ひ、海中に入り、海底に生じた若布を刈り取り、之を神前に供して、元日の祭りをなすと、左も神變不可思議に阿鶴親子は本氣になり、其に口を揃へての話しに嘘で無く、眞の事に思はるゝのであれば、幸にも其夜が、乃ち其事のあると云ふ時で有たからして、好奇心は勃々と起り、其

第四 山口藩に就す

不可思議の状を親敷見て疑を晴し、神徳の有難き事をも知らばやと思ひ、最早其時刻にも成つたので、海岸に出て其様を見やうと言出した處が、主人が言ふには是れは見るとは無い、見た人は眼が忽ち潰れて盲目になるから、我君も見ることにはならぬ、全體見度いと云ふ心の起るのは疑の心のあるからである、神事は疑ふ者では無いと云ふて、類りと止むるけれども、其頃は血氣盛な時で、人がするなと止むれば、猶更仕度くなり、又見度いと云ふ意氣が、崩へ立つ時であつたから、なほに構はぬ見に行こうと言ひ募りたれば、阿鶴が言ふには、どう言ふて疑はるゝなら、現に盲目に成た者が、此下ノ欄に居る、夫れを連れて來ますから、其者の話を聞た上で、どうとかなさい、兎も角も呼びに行きますと云ふて仕度し掛けたので、同行の星野が云ふに、人が親切にあゝ云ふて止むるのを強て見に行くも及ぶまい、事柄次第では人の言を聞かず己れの思ふ通りにやる事もあらうけれども、御神の不可思議と云ふ事は、其儘にして置ても、御互が國家に盡す上の事には、何にも關係はせぬ事と思ふから、人の言ふことは聞かざうと、本氣になりて止むるの、で終に思ひ止つた、此事のありしを思つて、之に依り推て考ふれば、奇兵隊の破裂したと云ふのは、二年の冬から三年の正月元日に掛けての事であらう、夫れより歸國して書狀を差出し、見聞の次第を藩廳に届出で、兩先生にも有し事の顛末を話し、同志の人々にも

第四 山口藩に使す

一四二

告げたので、人氣は彌々烈しく成つたのである。

第四 山口藩に使す

一四三

第五 當時の狀態及征韓論

當時吾々同志者間で云爲し又は計劃を立てた所の者は種々様々に入狂ひ思ひ、に成り個々別々に遣り掛けたる狀態であるから斯うであつたやうであつたと極めて之を一相に言ひ述べ難く又其間に生じた議論は多岐に涉り區々に出で統一を缺た點も多々あつた様に思はるゝのであれば其施設されたことを一と纏めて書く譯にはどうしても參らぬ然れども當時の狀態を明かに人に知らしめんとするのであれば夫れ是れ寄せ集め摘み取て爰に擧げて見ると云ふのは殆んど皆一致した當初の目的で一致を求め其力を擧げて以て仕事をすると云ふのは殆んど皆一致した當初の目的であつたと云はねばならぬ夫れ故に吾々は志を同する者を探し求め人を増し募りて其力を大にせんことを努めた夫れと共に又一方には藩政の改革に味を容れて吾々同志の望みを遂げ目的通りに遣らうとした其間の苦心は並大抵の者では無く大に奮闘努力同志の力を一にしたのであるがその間の議論と云ひ計劃施設又は手段方法等は中々盛な者で其事柄を夫れ、實地に遣り掛け負けず劣らず互に就てしたと云ふ工合であつたのであれば何にも知らぬ門外漢又傍觀の地に在る人々は其遣り方に驚き

非謗の論も湧き出たが因循姑息の人々には又疎暴過激家と目せられ或は虚構の説を捏造して人を惑す杯と擯斥せられ一時は殆んど狂人視せられて寄り付く人も無かつた様であつた其時のことを今から追憶して見れば自分乍らも猶爾るが如く思ふ節々もありどうして斯く迄烈しく遣り又遣り切つたのであらうかと往事を回顧し其譯を考へ今の道理に合ふやうに之れを述べて見やうと思ひ記憶を辿つて見たが恰も痴人の夢を説くど一般連續もせず理にも合はず附はば尻も口も合はぬこと計りて何が何やら其の譯と云ふものは一つも解らぬ然れども其當時に在りては自分は勿論吾々同志者間の人々も國家の爲めに盡そうとして志を立てた以上はさうせねばならぬものと信じ又さうするのが臣子の本分で遣りさえすれば志は貫き誠は通ると信じて疑はず又國家の爲めに盡さんとする者は其通りにせねば目的に達する事は出来ぬと心の眞底から眞に然う信じて疑は無かつたのであるから命掛けに遣り掛つた其仕事は何様一心不亂で脇目も觸らず只眞直に思ふた通りに言つたり行ふたり又は竊かに企てたり思切つた仕事をして互に相競ひ我劣らじとしたので人がどう言はうが斯う言はうが其様なことには些しも頓着せず構ひもせず只一と筋に思ひ込み國家の爲と遣り掛けたから俗人の眼に映じた所のは本氣の沙汰では無く氣の狂つた人々であ

第五 當時の談話及征韓論
一四六
ると思はれた。云ふも無理ならぬのであらう併し吾々が如此過激な論を唱へ、殊暴な動作を敢て爲したので、殆んど沈没した久留米の習風を打破り、次第々々に同志の歩武を進めた爲め何時しか勢力が出来て計劃も行はれ、仕事も増加して種々の變化を來し、終に藩難を醸成したる發端即ち土臺となつたと言つても善いことと思ふから、今其當時の状態を思ひ出した儘荒増を擧げて見ると、其頃差當り吾々同志者間の方向を一定し歩武を進め掛けたのは前にも述べた通り、山口藩に於て奇兵隊が既に本陣を宮市に構へ、本藩の兵に立向ひ各所に屯在して今にも砲火を交へ、戦を開て勝負を一舉に決しやうとして居ると云ふ事は、自分は現に見たのであれば其狀を詳に話したので、吾々同志の者は之に對し、援けるか助けぬか其方向を一にして何んとか進退を定めるは刻下の急務にして、差當り一決せねばならぬ問題となつたのであるが、奇兵隊と云へば其名は天下に轟き、且つ勤王論の主張者で、王事に勤勞したる者と言へば、知るも識らぬも皆指を長州の奇兵隊に屈することゝ成つて居たのであれば、御一新と成り、王政復古したる已上は勤王の實蹟も擧り、其功も亦顯はれたのであるから、恩賞にも預り、其功勞をも慰めらるべきに、其人々が兵を擧げて、何か仕事をしやうとするのは、萬不得已者に出たのであらう、必竟俗論家が其功勞を羨み色々な事を企て、無理非道な目に逢はせやうと

したから不得已兵を擧げて、之に對抗したのであらうとは、誰れしも想像して、同情の念を惹起した譯にて、之を見殺しにしてはならぬ兵を出して之を援けやうと云ふのは、皆々一致した考へとなりしかば、小河古松兩先生の指圖に従ひ、吾々も其目的の爲めに奔走盡力したのである。小河先生の爲人は、前に述べた通り、度量宏闊、識見偉曠を抜き、又能く人心を收攬するの手腕と、技倆と、徳望も自から備はり、人一度其温容に接して談話を聞くと、時は何と無く親み近づき、諸共に仕事をして見やうと云ふ念慮が、勤々と心中に起り、終に其人の用となる工合であつたから、同志の力は益々伸びて、彌々張り出した。古松先生は、霸氣滿々、議論風生、策略縱横と言ふべき才あり、詩も文も共に得意の技を有し、長短篇も自由自在に作り、文章は立ち所に就り、殆んど草稿を用ひぬ、なにをさせても手に餘るものは無く、實に口八丁手八丁とも云ふべき人で、其雄辯を振つて人と談論せらるゝときは、傍に人無きが如く、誰れも寄り付く者は無い、眞に一世の智勇を推倒し、萬古の心胸を開拓すると古人が言ふたことは、先生の如き人の言行を形容して言ふたのではあるまいかと想像せらるゝ位であつた。吾々同志者は、此兩先生の薫陶の下に立ち、徳と雅量と、策略辯論を習つて居たので、何時しか之れに感化せられて、世に立ち、身を處する本として、其志は益々鞏固となり、氣は彌々奮て、宇内を睥睨し、眼中殆んど人なく、獨立

獨行大道を邁歩するの概を呈し奮闘敢爲して進んだのである。當時は人々皆多少の氣概を有し御氣持と云ふ者を互に街ひ踞踏せず脚み合ひ又振ひ立て居たのであれば侍と云はず輕輩と云はず、苟も志有る者は町人百姓醫者も坊主も神主は勿論其他の者と雖均しく相集りて國事を談じ天下の形勢をも口々に論難したので、一般の氣風も大に奮ひいつ何時にやり掛けても差支ない様に成て居たのであれば、些し義氣を有した者は我れ劣らじと、皆兩先生の門に出入して其聲咳に接し談論を聞き天下の形勢を些しく了得すれば之を榮譽として人に誇り又自ら人物振ると云ふ鹽梅に成つて居たのであれば、兩先生の門は出入甚しくして殆ど織るが如しと言つても宜い位であつたから、兩先生の宅は恰も集會所見た様になり先生が在宅であらうが有まいが其邊の事には些しも頓着せず門に進入つた者は皆上り込み坐して居る中に一人來なかと思へば又一人二人と成りいつの間にか大勢の人となり一所に打ち寄り談論を試み意見を戦はせ、長居する者は朝から晩迄坐り込み入り來る人毎に相手となり其日々々を送つた云ふ工合で、其談論する所のは皆痛憤激烈意氣衝天の勢で天下の形勢を論じ又は研究し或は意見を戦はせて互に言募り口角池を飛して一步も譲らず斷乎として自説を主張する等の有様でありしが其間無責任の言は一人たりとも發せず皆實行如何を

久留米藩雜記

久留米藩雜記

顧み又互に相責めて之を論難するので有つたが先づ第一に自信の力を強くし何事に當りても踞踏逡巡せず斷乎として敢て爲すの氣象を揚げて論難したのでありしが其の論旨は當時の出來事の上に大なる影響を及ぼし關係した所のものも亦廣くして且大なるものが多々あつたと思ふから其内の一つ二つを摘舉し其梗概を陳べて見るのであるが是れは一寸解り兼ねる様であらうけれども能く味ふて見て貰へば當時吾等同志者が如何に自信を強くして事に當つたかと云ふ事は今から追想することも出来るであらう其論旨は至て簡短明瞭にして最も易く論決されたものもある、夫れは吾等が心の内に爾うし度しと考へさせねばならぬと信じて疑はぬ事ならば其事は事理に適し宜い事である、宜しいことならば乃ち義と云ふことになる、既に義と云へば、どう斯うと言ふに及ばぬ躊躇せず断して行へばよい又信じた通り思ひ切つてせねば信とは言はれぬ信と言ひ義と云ひ人の行爲の上には最も必用なものである、其信義を操り守り失はざらんことを努め國家に盡すのが有志の本分である、此様に論断して脚み合ひ切磋奮勵したのである、全體人として自信力が薄く斷行するの決心と勇氣が無いときは事に逢て逡巡踟躕し色々考へが出る、其内には必ず私心が萌し起つて感が生し心が動く、斯うなれば俗人と等しく何も角もやり切れぬ様になつて仕舞ふので

あるから斯くならぬ様にするには人の説や何かに耳を傾け見て見るに及ばぬ只己れの信じた所を取りて失はぬやうにすれば夫れで吾が事終る吾々は唯信じた通りに遣りさへすれば夫れで宜しい若し萬ヶ一吾が信ずる所の者に従ひ遣り掛けて見て遣り損ふた其時は一死以て之れに殉じ斃れて後止めばよい既に志を立てた當初から其邊のことに覺悟を極めて踏み出したのであれば死を以てすれば吾が事は足る然るに命を惜みて死すことを嫌ひ兎角云ふならばなせ國家の爲めに力を致さうと思ひ立つたか思ひ立たたのは間違であらう然れども武士たるものが一旦志を立て踏み出した以上は間違杯と言ふ譯には行かぬ餘り愚圖々々して居れば人に先んせられ時機は去り人に制せられて之に従はねばならぬことなる如何なる名案妙計も運疑遂巡して決行し兼ねる時は夫れが爲めに事は破れて成就せず假令拙策と云はれても断じて之れを行へば鬼神も辟易して之れを避くると云ふ諺あり吾々も一旦志を立て踏み出した以上はどうせ此身は國家の爲に捧げまつりし者で此身の在らん限り力を致し死して後已めば本懐の至り古人の教へにも斃れて後已むとあり吾々も亦何時死しても國の爲であれば思ひ置くことは更に無い唯死後で誰れか墓前に來て關仰の水を酌み華を手向け線香の一本も供して泣て弔ふ人もあつたならば夫れを望外の仕合せ歟

第五 當時の状況及征伐論

士の土産に安心が出来る若し萬一其名が竹帛に垂れ國家の爲めに死んだ者であること後ちの世の人の話に言ひ傳へらるゝ事ともなつたならば家の面目身の譽れ惜くも無い命を捨て甲斐あることなればどうの斯ふのと思ふて考へるに及ばぬ死にさへすればよい吾々も此命を捨て、國家の爲めになると斯う信じて死ねば此身は假令死して朽るども其精神氣魄は此世に永く長らへて亡びはせぬ必ず天に上りて靈となり何時迄も皇基を護りて居るのであれば後世の人は必ず復た其志を繼で起り立つ人がある其人が斃るゝときは又其後ちの人が跡から奮ひ起つて必ず其志を繼で仕事をし呉れる斯う言ふ工合に次ぎから次ぎに其人が出て來て事を成就させて呉れるから志は貫くと言つてもよい世の中の事はチャンとさう極つて居るのであれば心細くは無い吾々がさう信じて安心して死ねば吾々國家に盡した忠義赤誠の心は後々迄も此世の中に貽るので楠公の七回人間に生れ來て國賊を亡すと言はれた精神も丁度斯う言ふ工合であれば吾々も國の爲には死なうが生き様が殺され様が又は人を殺しても構つたものではない唯吾々が信じた通りどしどし遣つて國の爲めに盡せば夫れが忠義である互に決心の臍を確め益々節義の心を磨脚して決意を促し彌々切迫論となりて激烈の度は次第に増加する一方であつたから友達中で脾胃の弱い者や又は膽力勇氣

第五 當時の状況及征伐論

に乏しき才子風の人で、利害の念に敏く、功名にのみ心を傾けた人々は、自ら遠逝して逃
げ隠れ交際をも絶ち、終に兩先生の門に入らせざることとなりしかば、其跡に残りし者
は、純粹の切迫論者計りて、異分子がない様になつたから、早くやりたい、やりさへすれば
夫れでよいと言ふ人々計りに成つたから、何かないかと捜し廻り、見付け出しに出掛け
て所々を奔走したと云ふ有様であつた。又斯うすれば、國の爲めに成ると云ふことでも、
人から聞けば、己れの利害得喪杯には、些しも頓着せず、思ひ切つて遣つたので、此れは並
大抵の人々は、障らぬ神に祟なしと言ふ工合で、吾々に刃向ふ者は、至て寡く成つたので
あるが、其頃吾々の論に反對を試み、多少勢力を占めた様に思はれた者は、機會を待つと
云ふ議論であつた。此論を主持した人々は、其頃學者と云はれた人、或は其流れ系統を酌
んだ人々や、又は役人を永く勤めて、事勿れと思ふ人々等、世事に如才なき才子側に、専ら
主持せられたものでありしが、其機會を待つと言ふ論は、どんな風な論であつたかと言
へば、何事に對しても、受け身で待つと言ふ工合で、當時の久留米人の大部分は、大概此
の論に傾き、何事に對しても、手を出さず、當らず、障らず、高く止つて、高尙に構へ込み、仕事
をするやうな風に装ふて、何も手を出さぬ、其の僻色々なことを吹き立て、人のすること
を妨げるのであれば、吾々がする仕事の上にも、大なる障害を與へて、發達を鈍からしめ

第五 當時の狀態及征韓論

んとしたのである。夫故打も遣て置くと言ふ譯にも行かぬから、其説を論破するには、稍
や骨が折れたのであれば、爰に其事柄を擧げて見ると、此説を主持した人々の論旨及主
張した所のは、凡世の中の事は、何に依らず、機會と云ふ者がある、故に其機會に乗じ
てやらねば、何事も成就するものには、無からぬ、彌々仕事をしようと思ふならば、必ず其
機會の來るのを待つて、仕事に取掛らねばならぬ、夫れに過激切迫論者等は、其機會の來
るのを待たず、無暗矢鱈に進んで、遣らう遣らうとあせり立つて、遣掛けて居るのは、何も
知らぬ僻におんなことを遣るのであると、常に陰げ口を使ひ、且吾々同志者中の、誰れ彼
れと、其の人々の名をも指し、其短所缺點を擧げ、又は批評を加へ、あんな者等の爲すこと
には、同意するな杯と云ふ口振りで、以て、何も角も機會を待つてやらねばならぬと云ひ
觸らし、其機會を待つと云ふ論を一點張りにして、吾々の論に反抗したのである。此論を
一寸聞て見ると、何も知らぬ者は、最も至極の様に聞ゆるので、成る程世の中のことには、
機會と云ふものが、必ず有るのであらふから、之に乗じてせねば成るまいと、其人々の同
情を呼び起し、陰然として、吾々の向ふを張つたのである。全體此論は、何時の世如何なる
時にも出て、進取の事業に妨害を與ふるのである。然るに、其當時は、取分け此論が盛に唱
へられて居たのであれば、吾々も此論に對しては、大に辯を振ひ、心力を盡し、論難を加へ

第五 當時の狀態及征韓論

たので、今其要旨の一二を摘みて言へば、機會と云ふものは天然自然の間に生じて、向ふ
の方からぶら下つて、此方に向ひ、今來ましたと云ふ様に、出て來る者では、無い此方から
往て迎へ取つて、吾が者、とせねばならぬ全體世の中の仕事は、元々誰れか出て來て初め
ねば出來る者で、無い、初めは僅の人が爲したり言ふたりするの、段々進んで、終に世論
となり、大勢を制して、機會と云ふ者に成つて來て、誰が見ても解る事となるのであるが、
當初主唱する人も無く、主動者も無いならば、其機會と云ふ者は、いつ迄立つても、此世の
中に生れ出て來る氣遣は無い、譬へば勤王論にしても、初めの程は、微々たる者でありし
に、年を重ねるに従ひ、無分別者と云はれたものが殖へるに連れ、遂に王政復古と云ふ本
物に成つて仕舞つたのでは、無いか併し本物に成る迄の間、勤王家は世の中の人々に擯
斥せられ、其人々に對し、久留米藩では不忠不孝の者として牢獄に迄打ち込み、屢々殺さ
うとしたが、其時之を殺さうとした佐幕家の連中は、五卿が太宰府より歸京せらるゝ事
となり、形勢も既に動いて、復古となるの機會に逢着し、加之將軍軍は大政を奉還せられ
續て伏見鳥羽の戦も敗れ、大阪を棄て、江戸に走つたことも聞き、而して猶ほ舊時の夢
を結んで居たと云へば、機會と言ふは、どんな機會か、若しも其佐幕論者等が、王政は必ず
復古する、と云ふ機會が來ると云ふ事を豫知して居たならば、あんなに迄頑張つた佐幕

第五 當時の狀態及征伐論

論は唱へられ無かつたのであらうの、に、必竟機會を知ら無かつたから、あんなに成つた
のであらう、全體機會なる者は、機微の間に生じ、密に藏れ、忽ち來り忽ち去ると言ふので、
其迹を留めぬ故に、機を知る者は、夫れ神かと聖人は、重んじ、尊びし者であれば、機を知る
と云ふことは、甚だ以て六ヶ敷いこと、云はねばならぬ、然るに尋常普通の者が、其機會
の來るのを知る杯と云つて、之を待つて居ると言ふのは、實に疑はしいけれども、其人々
が機會と稱し、其來るを待て、其機會は、どんな風な機會で、どんな模様で來る者を待つと
云ふのであるか、又其人々が、世の中のこと、に對し、今はどうする積りで、機會の來るのを
待つと云ふのであるか、其事柄は、明らかに、擧げ示さず、唯機會が來ると云ふた計りでは、
當てにならぬから、待つて居る機會は、どんなものであると、明かに指示して貰ひ度いと、
論難した事も有つたけれども、明答を得ず、只機會が來ると云ふて、一時遁れの言辭を弄
し、責を免れやうと巧んだものである、故に吾々は、又切込んで言ふには、若し萬一機會の
來るのが解つたとするならば、多くは、其機會が、逸し去つた後、始めて氣が付て、あの時
斯くすればよかつた、と云ふのが、關の山で、皆過ぎ去つた跡の祭となつた時である、然る
に、一步を譲り、彼等が言ふ如く、機會なる者が、果して來るとしても、其機會を捕へて、我が
有とし取りて、以て利する心が、眞實在るならば、豫め用意して、構へ込み、さあ御出なさい

第五 當時の狀態及征伐論

どちやんと覺悟して待つ居ると云ふならば、宜いが唯機會を待つ待つと、口は針り唱へ、其身は何事もせず、只安閑と空頼み、袖手傍觀して、當らず隙らす、倚り付もせず、手も出さず、足も動かさず、其日其日を送り居るのは、丁度棚から餅が墜ちて来るのを待つのを、齊しく、或は甘ひ物が眼の前に轉がつて来るであらうから、寝ながら取つて食はうと云ふ甘ひ考へを根據とし、之れより刺り出した工夫論であらうと説破して叩き伏せ、其惑を解いたのであるが、此機會論者は、獨り機會を待つと云ふ論計りに之を用ひたのでは無く、何事に對しても待つと云ふ論でありしかば、久留米人士間の氣風には、尤も適合した、因循なる人々の間に最も適當なる辭柄を與へ、當時を感はしたのである、吾々も之に對し、猶論歩を進め、思ひ立つ日は、即ち吉日と云ふこともあれば、何も待つ所の必用は無い、只遣りさえすれば、有志のする仕事は是れで足る精神一到、何事か成らざらんや、陽氣の發する處は金石も亦透ると云ふ此の金言は、吾々の守るべき所、吾々は何か無しに遣りさえすれば、宜しいと、意氣込み、胸み合ひ、臍目も觸らず、只一直線に、驕直に進みしかば、其時の勢と云ふものは、中々勇ましき有様で、寄り付く人も稀れに、異論者は、彌々閉息したので、其状態は、中々筆紙に盡し難く、想像するだにも、尙ほ凛冽として、惰氣を一掃する心

第五 當時の狀態及症候論

地が今にせらるゝのである、扱其頃の藩政改革も既に實行せられ、士族の祿制も亦定まり、其階級の上にも一大變革が行はれ、家老職より輕輩に至る迄の間、曾ては幾多の階級に分れ、各々資格を異にし、尊卑の分も亦夫々立てられし、封建制度の部分は、悉く革り、家老職より御徒士に至る迄を一掃になして、之を士族と唱へ、其間は僅に上中下の三階級を設け、食祿は在來の者に斟酌を加へて、區分を立て、輕輩の内にも亦幾多の階級がありし者を、悉く廢止して、卒と唱へて、一掃となし、之れ等の者を悉く兵隊に繰り込み、日々練兵場に出して、操練をなさしめ、其仕方は、前にも一寸述べた通り、従來行はれた昔流儀の兵法で、遣た様に、旗幟の類を澤山に押立て、大鼓を打叩き、練り行き、いざ接戰を云ふ間際になれば、弓、鐵砲、鎗の三段備へになし、徐破急とか云ふて、法螺貝を吹いたり、鉦を鳴らし、之れを合圖に、進退器引をなす遣り方とは、打ち變つたものとなり、専ら英式操練とか云ふて、小銃のみに變じ、其取り扱ひと打ち方の方法は、當時の殿様が自ら工夫せられたと云ふ、千歳流になり、藩の士卒は皆な之れに従つたので、小銃の打方取扱と體の練り、方進退等は、規律正しく行はれ、又大小の大鼓を打ち鳴らし、笛喇叭を吹き立て、其調子で、足を揃へ、密隊を組で練り行く様は、如何にも見榮あり、又美麗で、従前の遣り方に比較して見れば、遙かに超絶し、是れならば、一號令の下に、進退は、見事に出來て、命令の通

第五 當時の狀態及症候論

成に成り行くのであらう然れども實戦に臨み彌々混戦となり鎗を削り一騎打ちと成
 つて互に命ちの遣り取りする其時には如何に爲す積りであるか其點に至りては一向
 心を用ひず等閑に付し去つた様である全體戦争と云へば其號令は一つに出で幾千百
 萬の兵と雖ども指揮者の意の如く進退懸引自由自在に恰も手足を使ふが如く紀律正
 しく一齊にやらねばならぬと云ふことは誰れしも同意で異論は無いのであらうけれ
 ど命の遣り取りや生死の岐るゝ街に臨み雌雄を一撃の下に決すると云ふ場合に至り
 指揮號令のみを當てにすると云ふことは到底望み難く且つ實地に行はれぬことであ
 りば其時其場に臨んでも狼狽せず各敵を制して勝ちを取らんとする其事を平素より
 豫め期して其氣を養ひ心を專一にして之に臨むことを教へ込み其期に臨んで動せぬ
 やうに養て置かねばならぬ斯くするのが兵を練るの第一義であるとは古松先生の持
 論で有た先生は何事にも能く研究せられたのであつたが用兵のことに至つては取り
 分け心を用ひ研究をせられたことである殊に筑波山義舉のときは自ら兵を率ゐ
 て實戦に屢々臨まれた經驗もありし故我々に對し其事を常に言ふて教へ諭され且武
 士たるものは先づ氣を養ひ膽を練り心を動かさぬやうに精神を磨き國家の爲めには
 死を見ること歸するが如く常々心懸けて居る様に教へ込み練り立て置くのが用兵上

第五 當時の戦況及征伐論

の必要である然るに英式操練には其事無く只外形の整齊進退坐作にのみ重きを置き
 て膽氣練磨の工夫杯は一切捨て、顧みず之を等閑に付し去るものゝ如きは殆んど本
 末を誤り輕重を取り違へて居る併し號令に従ひ進退坐作するの仕方はあれで宜いと
 するも之を補ふには明末石南塘が倭寇を撃ち平げし時用ひた兵書に紀効新書と云ふ
 者がある此書は東伍のこともあるが其中で最も必要に思はるゝのは練膽氣の一編で
 ある此編は獨り軍人兵卒の心得となるに止まらず吾々同志者に於ても常に讀んで精
 神の揺りを付け膽を練り氣を養ひ國家の爲めに盡す者の心得置くべき者なれば必ず
 讀過すべき者と教へられ且其書を與へられたから自分も之を精き讀み掛けて見た處
 が文字は左迄六ヶ敷者では無い文章も亦平易にして讀み安き者なれども其意義に至
 りては只朦朧として能く解し得られぬから色々工夫して讀んで見たれども其真味は
 如何にしても解からぬ且文章中には彼所此所不用の文字が幾許も入れて使ふてある
 其文字は讀み得らるゝけれども意義は確に斯うと了解されぬ然れども此位の者が讀
 めぬと云ふては外聞も悪いから讀めた風に裝ふて他の人に譲りて讀ませた處が其人
 も亦人に譲つたと云ふ工合で誰れも彼れも矢張り讀め無かつたから後には其事を先
 生に陳べて教へ乞ふたのである然るに先生の言はるゝには讀めぬと云ふのが本當

第五 當時の戦況及征伐論

なごであるの、本は其讀法を知つて居る人で無ければ讀める本では無い此紀効新書につき面白きことがあると云つて話されたのは先生の知人に福田と云へる名古屋藩の者があつた其人と先生との交りは並大低の間柄では無く餘程別懇で其人を信じ重んじて居られた様で屢々此人の話が出て其行爲を擧げ示し吾々を教へ勵まされた其福田の名は既に忘れて思ひ出さぬが隨う氣乍ら記憶の内に存して居るのは確か周一と秀一とか云ふた様である此人は學問もあり才も氣も兩つ乍ら備へ有した人で人並々には優れて居たと云ふことである其氣質を云へば人に負けると言ふ事が極く嫌ひで何事にも勝たねばならぬと云ふ性分であつたと言ふ事であつたが殊に議論に至つては最も其長所を誰れにも負けはせぬと自負し又實に其通りであつたこと其遣り方を其遣り方に至りては一種特別の者で人の遣り方とは全く違つて居たこと其遣り方を言へばいざ議論と云ふことになり互に議論し掛らんとする時待つて呉れよと云ひ其像別席に這入り込み頭から蒲團を打破り寝轉んで何か考へるのである暫時経て起き上りさあ善いと言つて議論に取り掛る些し込み入て面倒とても感じたものに對しては爲渡やそつとの間には起き出て來ぬ一日は息が一晝夜以上飲みも食ひもせず矢張り頭から蒲團を破り込み死人同様動の動きもせぬちやんと寝轉んだ儘にして容易

第五 當時の狀態及豫論

に起き出ぬ漸く起き出てさあ善いと構へ込み議論に掛れば前に乃向ふ者は一人も無かつたこの事で先生も此福田には一步を譲つて居られた様で屢々遣り込められたと云はれ且福田には閉口したとの話もあつた位であるから餘程辯が達者で議論は上手であつたに相違は有まい然るに先生は前にも陳べた通り中々の議論家で縦から行かうが横から押さうがどこから當つてもとても寄り付かれた者では無かつた而して得意となり其雄辯を振はるゝときはキヤツ／＼と笑ひ乍ら口を開けて絶へ間なく論せらるゝ其の能辯と來ては殆んど白鷺を鳥と言ひくるめた言ひ方で公孫龍が堅白異同の辯も斯くありしものならんかど自分は屢々先生に向つて論じたこともあつた今や先生の議論せられた當時の有様を想起して見れば其相貌が眼前に散ら付きいざ感傷を益すのである現に先生の議論を聞き又は自ら論難して意見を戦はせた人々が今尙は生きて居らるゝならば定めし自分と同感で先生の相貌を思ひ出し眼の前に見る心地がするのであらうと思ふ然るに先生が福田には閉口したと言はれ屢々論破せられたと述べらるゝ言を信じて考へて見れば福田と云ふ人は餘程の人であつたと言はねばならぬのである此人が彼の紀効新書を讀みし當時他の人々は皆讀み悪い讀め無いと云ふて尻引きしたとの事でありしに此福田獨りはなに人が書いた本なら人に

第五 當時の狀態及豫論

讀めぬと云ふ事があるものか、己れが讀んで見せると言ひ出したなりに、彼新書を展べ
て、すらすら讀む積りで、其席で直に聲張り揚げ讀み掛けて見た處が、其所にも支へ此所
にも隙りでも、どうしても能く讀め無かつたこの事でありしが、後にはなに讀めぬ事があ
る者かと云ふて、康熙字典を引張り出し、引ては讀み讀みては引き出し、一心不亂になつ
て讀んだこの事であつたけれども、到底讀め無かつたこの事で、終に我を折り、本を投げ
出し、是れは解かる様に書た本では無いと、負けぬ氣を出したと言ふ位の本であるから、
諸君が如何に苦心して讀んで見らるゝとも、讀めぬと言ふは無理でない、是れは明朝の
俗語を混せて書たのであれば、其讀法を知らねば讀め無いと言はれ、其後講義をして教
へてもらふ事となり、夫れより此練膽氣の編丈は、最も懇に反覆叮嚀、吾々の解かる様
にと、平らたく言ふて講義せられた而して、其傍には、山鹿素行先生は斯く、言ふて居
らるゝ、長沼の兵要録には斯う云うて有る、吉田松陰先生は、言はれたと、吾々の心掛
け守るべきもの又は行ふべき事柄は、一々列舉して教へ示され、且言はれたのは、長
沼氏は曾て久留米藩に召抱へられた人で、一時は用ひられたことでありしが、後
は終に用ひられ無い様になつたと云ふから、惜いことには、遺法も何にも今は残つて居
らぬ甚だ残念である、杯と言ふて居られた吾々も、此練膽氣の編は、大に研究したのであ

第五 當時の狀况及雜論

るが、其後吾々同志者が打ち揃ふて應變隊に入營した時には、凡三十人餘も同屋内に起
臥し、明け暮れの隙間には、銘々勝手に讀書したのであるが、靖獻遺言又は弘道館記述義
或新論杯を頻りに讀で、不審を正したが、此練膽氣の編丈は、皆打ち寄り、一所になりて
共に讀會し、互に義勇の養成に努め、切磋を加へ、且盡す所を明にしたのである、然るに此
練膽氣の編を以て比較するのは、甚だ以て恐れ多きこと、次第で不倫の嫌は、素より免
れ得ざる事なれども、思ふ所を遠慮無く申せば、丁度明治十五年軍隊に下だし給はりし
勅諭の御主旨に稍々類似したもの、様に思はるゝのである、其當時自分は取り分け之
を研究した結果、最も得意になりて、此練膽氣の編を口にし、之を唱へ、誰れに逢ふても、口
辭のやうに是れを擧げて、其人々と談論したものと見へ、明治三年此のことが既に三十
餘年も経過した後も、久方振り郷里に歸り、舊友の人々と逢て、往時談の出でし折り、先輩
山田義臣氏が、何時も笑ひ乍ら言はるゝには、君が紀効新書中、彼の練膽氣を擧ぎ出し、何
に付けても練膽氣角に付ても練膽氣と頻りに唱へて、人を鼓舞したことは、今尙ほ耳底
に残り居ると、屢々擲擧せられた位であれば、其當時は餘程口にしたものと思はるゝが、
吾々の如き末派の者に至る迄、兵事上のことに關しては、斯く迄心を用ひたのであるか
ら、兩先生の意中は如何にありしやと想像せらるゝのである、吾々も爰に述べた通りの

第五 當時の狀况及雜論

勢を以て邁進したので、人氣も彌々振ひ立、小河先生の徳は、一般に普及して藩論一致の端緒は次第に見られ彌々物に成り掛つたのであれば是より藩の兵力を擧げて、仕事をすることとなり、小河先生の持論に適し、同志者も皆其氣になつて居たのに、當時の軍務局總裁は木村三郎先生であつたが、先生は水野大参事初め、真木泉州翁等と並び立ち、其に總裁を唱へ正義の士の内では、大に望みを囑せられた人で、佐幕論者が藩政を握り、威權を極にしたときは、幾度も獄牢の中に打ち込まれ、屢々災厄に罹られた人で、御一新の後、後微されて軍務の判事となり、御用濟み歸國の後、軍務の總裁となり、閣藩望みを囑し、軍政の擧るを期待したのでありしが、其望は終に空しくなりて、吾々の説を入られ無かつた。然るに小河古松兩先生は如何なる譯か、木村先生に對しては、いつも冷やかなる言草計りで、餘り譽められぬ又水野大参事も、西原漢氏も、木村先生との間柄は親密を缺き、互に餘所々々敷く、動もすれば疎隔を生じ、乖離の狀を呈した様であつた。其原因譯柄は終に聞くことが出来無かつたけれども、自分等が屢、軍務局に出で、先生に對し時事を談じ、意見を述べ、緩急順序を論難した時のことを擧げて言へば、初めの程は、何時も先生に言伏せられ、すくなく歸つたのであるが、後には木村先生の常々口にして説得せらるゝ者と、其口辭事柄に對し、斯く言つて論難を試み、駁撃を加へたならばと、夫れ是

第五 當時の狀態及雜論

れど研究を重ね、又兩先生に教へられて、先生の弱點と短所に付け入り、やり込む工夫も付き、大に論難したのである。先生の論も後には餘程柔いた様であつたけれども、始終喰ひ違て居つた。其時の論旨を綜合して言へば、先生の考は矢張り受け身で、向ふから仕懸けて來るのを選び取り、と云ふ。久留米人士固有の特色を發揮せられた者で、丁度俗論家が常々口にして、吾々の論に反對した者と、同じきもので、謂はゞ保守退嬰の事許りで、何事に關しても手を出さぬと言ふ考へより、出たものと思はれたのである。後には沖岡氏が副總裁となり、吉田足穂が大尉となり、軍務の實權は悉く兩人の手に歸したのであれば、先生には餘り用事の無いことゝなつた。然るに自分は是れ等のことあるに先ち、御奉公を止め、兵隊を離れたのであれば、軍務局杯には猶更出入せぬことゝなつたから、兵制に關したことは、夫れ切りの様になつたのであるが、自分が御奉公を休めた其譯は、兵隊に組み込まれて居れば、前にも述べた通り、兵式操練に毎日追ひ廻はされ、其上御城の番にも出たり、又は諸門の警衛をも勤めねばならぬ。又藩知事公が良山御殿に御引き移りに成つた後は、其警衛の爲めに、府中町に兵隊の屯所が設けられたから、之れにも亦詰めると云ふ工合で、殆んど奔命に勞れ、思ふ如く立ち働いて、國事に従事する事が出来ぬ。且つ辛と云ふ御奉公は、餘り好まじき者でも無し、有難くも無いから、之を休めて、

第五 當時の狀態及雜論

閑散の身となり専ら國事に奔走せんとしたので三浦郡津福村より名養子と云ふことにして人を買ひ受け之れに御奉公の株を賣り渡し跡目を相續させたので漸く自由自在の身となりしかば此の檢束をも受けず恣に仕事のさるゝ様に成つたのであれば國事に關したことは何も角も専ら引き受け一身を拵め込み遣らゝ丈けのことは思ひ切つて遣り掛けたのであるは其の爲め藩難の生じた當時の出來ごとに對しては他の人々よりも其關係した所の者が割合に多く加之す小河先生に愛顧せられて機密の事に屢々參與したから其時有りし事の數々を今些しく詳細に書き立て綿密に言ふたならば當時の状態は猶更明になり混亂した事情の顛末も能く解つて藩難と云ふものは如斯く種々様々に入狂ひ又變化して居たのであるかと云ふことを知らるゝので有らうと思ふけれども悲いことには夫れ丈の力量も無く文章も亦書き得ぬ加之す既に遺忘して居る事もあると見へよう考へても思ひ出されぬ事があるから書記す譯に行かぬのは甚だ以て遺憾至極に堪へぬのである然るに奇兵隊に關したことは是れより先き高知藩の岡崎恭助と云ふ者が古松先生を尋ねて來た此人は先生の知人で世間にも其名は既に知られ草莽間に在りては多少幅を利かせ色々な仕事をした人物でありしに其人が京から久留米に來たと云ふのは京都に於て伊藤源助等が大村益次郎を斬殺

第五 當時の狀態及征韓論

した時此岡崎も其場に臨んで居たので京大阪の間に其身を匿す餘地も無く潜伏に窮し所々流浪して漸く久留米迄落ち延び來たりしは先生に頼らんが爲めなりしに幸に奇兵隊の事がありしかば専ら之に當る事となり豊津に出て消息を窺ひ緩急を見計つて出兵の時機を知らずする手筈なりしに奇兵隊は皆打負ひ一敗地に塗れ四方に散亂したと云ふことで其通知が來たから折角暇り詰めた久留米の人氣も爰に一頓挫を來たし鳥渡氣拔けがした工合であつた是れより我が久留米藩内に於て山口藩脱人の關係が起り掛つた此時岡崎が俳句に『燒けて行く跡から青む春の山』と云ふ句があつたが其頃は丁度春であつたから此の作があつたのであらう吾々同志者は折角樂しんで一仕事仕やうと色々目論見て居た事も悉く水の泡となり益々脾肉の嘆を起さしめ差當り爲すべき仕事を失ひ方向に迷ふた有様となりしが幸にも朝鮮征伐と云ふ論が萌へ出て段々物になり掛けたのであるが此征韓論と云ふのは世間に鳴り渡り誰れしも知つて居る論題で後には廟議も動搖して當路者の分裂を來し佐賀の騷動も之れが爲めに起り十年の戦役も亦之れに起因したと云ふても宜い位の大問題であるのを久留米藩に於て唱へられたと云へば聞く人々は定めて怪訝の念を惹き起し何そんなことが有るものかと一ト口に之れをけなす者もあらうと思はるゝけれども實際唱へ

第五 當時の狀態及征韓論

られ其用意迄もしたのであるから其頭末を自分が知悉して居る丈のことを爰に述べ
るのであるが征韓論云へば獨り久留米藩が當時之を唱へ出したと言ふ計りでは無
く天下の有志者即ち在野愛國の者は一般に唱へたもので殆んど輿論と云ふて好い
で征韓と云ふことは人心に沁み渡り俗人俗物を除く外苟も國家の前途を思ふ人々の
間には之を非とする者は殆んど一人も無かりしに當時の爲政者は之を等閑に付し去
り只内政を先きにするとか何とか唱へ外に手を出すことを一切嫌ふて内に畏縮する
政策を施した之れが爲めには幾多の志士仁人が身を殺して其の政策を破らんと試み
たのでありしも皆志を遂げず怨を呑で死したのでありしに爲政者は終に西郷迄も殺
して其畏縮政策を全くして以て外國の歡心を買ひ一時を彌縫して見たけれども國論
は之に従はず到頭廿七八年の戦役となり事は落着し掛けたのでありしが其征韓を主
唱した者は誰れで在つたかと今更其來歴を調べて前後を分つと云ふ様な事をするに
も及ばぬのであらうけれども物の順序は之を立て言はねば本末が明かにならぬ彼
の丸山仰樂其他各藩の後援に頼りての通りに運んだのであらう今其次第を擧げん
に當初佐田白茅氏が外務省の出仕となり朝命を奉し朝鮮に便し幕府倒れ主政復古の

政となりしことを告げ隣交の誼を修めんとしたのでありしに朝鮮は之に應せず加之
す之を拒み却て寄つても付け無かつたことであるが其事は一度ならず二度迄も
其通りであつたと云ふことであるが其實を云へば佐田は追ひ返へされた有様で重ね
重ねの國辱を招き奈何とも爲難きこととなりし故此上は兵を帥て彼の地に臨み其罪
を問ふて齊懲の典を擧げねば國の體面が全からぬと意見を具し復命したと云ふこと
であつた其事の顛末は詳細のことは知らぬけれども自分が親しく之れに従事して目撃
見聞した事柄と小河古松兩先生の談話等今尙ほ心に残り記憶の内に存在する者を寄
せ集め拾ひ上げて征韓論に關したことを一と纏めに述べやうと思ふ佐田白茅は素一
郎と云ふた人で自分が十四五の頃迄は屢々見た人で其風采相貌も目睫の間に殘つて
居るけれども談話を聞いたと云ふことは絶へて無く只久留米藩の勤王家の中でも錚
錚の聞があつた侍で今尙ほ生き存らえて居らるゝどの事なれば逢ひ見る事もあらう
けれども是迄は未だ曾て面會したことは無い故に征韓論に關した話も亦一度も聞か
無かつた同氏は佐幕家連中が政權を握りし頃は久しく牢獄の中に繋かれ辛酸艱苦を
嘗めた人で學者の家に生れ其の家學を奉じ志を立て國事に奔走し維新の後も徵され
て外務の官に就き前に述べた通りの始末となつたのであるが見識もあり學問もあり

且文章は最も得意の技であつたことなれば、定めて著書もあるであらうから、其中には必ず此使命に關した顛末も詳かに載せてあるに相違はあまいと思惟するのである。然るに同氏の主持した征韓の手段と久留米及び草薺間で唱へられた手段とは全く違つて居た。佐田氏の策は廟堂の當路者を動かして、而して後朝廷の力を以て之れを決行すると云ふ論であつた様であるが、久留米藩及他の藩々の有志の士又は草薺間で唱へられ、且劉策せられたものは全く之に反して居たのである。其譯は廟堂に坐して居る者は皆感病人の寄り集りで、外國に關した事と云へば、一から十まで頭を下げて、御機嫌計り取り、御無理御尤と平伏して、手も足も出さず、只内に畏縮して人民若くは憂國の士を苦しめるのであれば、其人々に對し、如何に頭を下げ意見を述べ、正々堂々大義を述べ論じて見ても、是れに應ずる丈けの頭を持たぬから、役には立たぬ、言ふても全く詮は無いと、頭から見括りて居たのであれば、久留米は無論其他連絡の各藩及び草薺間で唱へたものと、佐田氏の論とは全く根底を異にして居るから、其譯を述べるのである。是れも其頃のこと、覺へて居るが古松先生の側で何か仕て居たのに、中島武洲が來て、兵を連れ近々上京すると云ふことを話して居る、これは大斬奸と征韓のことを運ばざる爲めに、名を警衛と云ふに假り、豫じめ兵を東京に出し置き時機を見て活動する準備で

第五 當時の狀態及征韓論

ありしと云ふことであつたが、其議の起りは小河先生と中島で有た様であるが、其議も整ひ、中島は彌々兵を率て上京すること、成つたが、其跡で自分が先生に向ひ、中島は温厚篤實果斷に乏しき人物で有から、東京燒打ち大斬奸と云ふやうな過激な無鐵砲なことは、中島は到底やり切らぬ、愈々やる積りならば、今些し無分別者を選んでやらねば何の役にも立ぬと云へば、先生の言はるゝに、君はいつも口が悪いと云はれたことが有つたから、是れ丈けは覺へて居る、其の他のことは少しも知らない、中島も十年間の禁獄を申付けられ、丸山と一所に居たのであれば、其關係は餘程深かつたのであらう、田中慶介も中島と共に東京に行て居たのであれば、其時のことは定めて知つて居らうが、なに様東京にては思ふやうに運ば無つたので無爲にして歸つたのである、是れ又何時であつたか、其時日は確かに記憶して居らぬが、或る日例の如く、小河先生の宅に行き、坐敷に通つて見れば、未だ會て一度も逢ふたことのない人が、先生と向ひ合ひに坐し、最ども馴々しく分け隔て無き模様で、國事を喋々談じて居る、自分は其傍らに坐して聞て居たが、朝鮮に使用して不始末を招き致した事柄であつた其後、亦此人と兩三度程、一所に出逢つて同様の話を聞いた、此人は廣津と云ふ人であつたが、其名は覺へて居ない、併し、飄ろ氣な記憶の中には、潤藏とか俊藏とか何でも、シユンと云ふ音であつた様である、此人は小

第五 當時の狀態及征韓論

河先生と負けず劣らず互に辯舌を振ひ談笑して居らるゝのに、自分は何時も其話に氣を取られ、楽しんで聞いたのであるが、其風采と状態は、今猶ほ目眩の間に往來し、彷彿として其時のことを見ることがある。此人も久留米の人と云ふことであつたが、曾て長崎に出て久しく之れに住居し、外國の事情に通じ、殊に朝鮮の内情には猶更精通して居たこと、之に關して外務省の奏任出仕となり、佐田氏の副となりて朝鮮に使したること、之に關した意見を述べ、何時も慷慨悲憤の談となり、國辱を斯くの如くに招いたから、此儘にして置かれぬ、是非之を雪がねばならぬと、意氣込んで言つて居られたことを傍らで聞て居て成る程と思はるゝのであつたが、自分は何時も中途から這入り込み、先生と廣津と互に談話して居るのを側で聞て居るのであれば、首尾は全からず、此所彼所齟り散して聞た話であれば、如何に考へても、順序は立たぬ殊に三十餘年も経過した昔の話を、今から思ひ出さうとしても、思ひ出すことが出来ぬと云ふも無理では有るまいと思ふ。只記憶の中に残つて居るのは、如何に手を盡しても、使命を拒んで、寄せ付け無かつた、且つ傲慢無禮な言語動作もあつたこと、我が國の耻辱を招いたのであれば、此上は如何に口や詞で好みを修めやうとしても、到底目的を達すると云ふ事は出来ぬ故に、王師を帥ひて、國境に臨み正々堂々、其罪を問ふより外に手段は無いから、其事を痛切に論じて

第五、當時の狀態及征韓論

復命したけれども、廟堂の者は國の體面又は威信と云ふことを眼中に置かぬ、又大義名分と云ふやうな事は、一切辨知せぬから、彼等を頼んで國辱を雪がうとしても、到底覺束無き望であるから、切齒しての語も聞た、其頃小河先生の語が、今尙ほ耳底に残つて居るのは、此朝鮮使命の不始末が、藩知事公の御耳に達せしとき、御側の者に御沙汰に成つたと云ふのは、知事公の仰せに、予が家來で朝廷に微され、重任を帯びて外國に使し、一度ならず二度迄も行きしに、其使命を全くせず、國辱を招て還つたと云ふては、國家の恥辱と云ふ計りでは無い、久留米藩の面目の耻辱であるから、此上は藩の力を擧げて、朝廷に迫り、是非其辱の明くやうにせねば、國家の藩屏たる知事の職掌が立たぬ、若も廟議が資財と軍兵とに關し、問罪の軍を興されぬと云ふことならば、藩の全力を擧げて、其衝に當り、國家の爲めに盡さねばならぬと云ふ御意があつたと云ふことで、只さへ奮ひ立ち、何が有りはせぬかと捜し廻り、見付け出して居た吾々同志の狀態でありしかば、此の事を傳へ聞たので、意氣は中々鋭く、なに朝鮮の貧乏弱國は、久留米藩の力を擧げて、以て彌々遣ると決定すれば、同戚の藩々は直に力を戮せる、且草莽の士も奮ひ起るから、遣り掛れば、朝鮮位は一と揉みに揉み潰し、馬の蹄に八道を蹂躪する位は何んのことは無いと云ふ勢となり、俄かに朝鮮の地理兵制を取調ふこととなりしかば、第一繪圖の搜索

第五、當時の狀態及征韓論

に取り掛つたが古松先生は何處からか其圖を見付け出された其圖は水營杯の設けられた箇所をも詳細に書き載せたものであつた吾々は手を分けて之れを寫し掛つた先生は又豊太郎の征伐ありし時の情況と模様を詳かに調べよと云はるゝから日本外史に依つて色々話して居ると先生の言はるゝには外史は餘り概略に過ぎて解りにくき箇所が多々ある水戸藩で出来た征韓偉略と云ふものは朝鮮征伐の時のことを一と縷めに書た者で其引證正確征役の顛末も亦明かに記してあるからと云ふことであつたから其著書を探し廻り水天宮の真木に有りしことが分つたから之を借り受けて研究したのであるが其時先生の又言はるゝには我が國に最も關係を有し近接して居るのは獨り朝鮮計りでは無い臺灣と云ふ島も鄭成功の關係した所で我國に縁故も深いから之れも亦共に調べることよと云ふことになつた此著書は矢張り水戸藩で出来た者で臺灣紀事と云ふ者であつた此著書も亦先生が探し出して吾々に與へ讀ましめられた此の兩書は水戸景山公が川口と云ふ儒臣に命じて作らしめられた者である先生は常に景山公が夙に眼を海外の事に注ぎ朝鮮なり臺灣なり我國に關係を及ぼす者に對しては大に意を用ひられた事を屢々稱揚せられた扱征韓の調も彌々抄取り久留米藩はいつ何時遣り掛けても好い位に運んだが東京に於ては丸山作樂氏は其頭既に

外務省三等出仕となり勅任官の待遇を受けし身であれば廟堂に於ても多少幅も利き言論も容れられた時であつたのであらう其他にも征韓論を是とした人も有つたらうから佐田氏の論も彌々物に成り掛け征韓の議は次第に頭を持ち上げ稍々物に成り掛つたこのことが久留米迄聞へて居たのに鹿兒島藩士の横山正太郎と云ふ人が正院の前であつたか何處であつたか今は覺へて居らぬが然るべき役所の門前に於て履服して死んだ其懷中に建白する遺書が在つた其中に征韓のことを非としたと云ふことで之れが爲めに諫死したと云ふ噂になつて非征韓論を主持した人々に口實を與へ大に力を得せしめたので征韓の議は忽ち消え亡せることゝ成つたこのことであつた此横山と云ふ人は當時の噂では森有禮の兄弟であること云ふ其眞偽は分らぬが只風聞の儘記すのであるなほ此意見書が種に使はれて非征韓論者の勢力を助けた姿となりしが其意見書も直に世間に流布したから吾々も之を一見したが其建白書なる者は征韓の非を堂々と論じたこと云ふでは無く唯單簡な廉書を爲した様なものでありしかば其文章議論で人を動かし輿論を喰ひ留めたこと云ふのでは無く只死して以て諫めたのであるが又風聞したのは廟堂に居る非征韓論者が手段を運らし之を遣らせて口實を設け征韓論を抑へる道具に用ひたのであると眞逆そんなに迄奸智を弄し人を殺して我

意を推し通したと云ふ事は有まいけれども、此事ありし後は、廟議忽ち壞れ、奈何にとも爲し難き頼勢となつたのを見れば、或は風聞の如き事も全く無根とは言はれ無かつたかも知れぬ併し久留米藩の征韓論は前にも記した通り、ごく迄も藩の力を以て正々堂々其罪を鳴し、征韓の議を唱へ、公然仕事をすると云ふのが當初からの御策であつたから、此横山事件があつたからと云つて、左迄影響を及ぼしたと云ふ譯では無かつたけれども、山口藩脱人潜伏の事に専ら力を用ふる人々が出て、其回復杯を唱へ出したので、同志の力は之れが爲に分岐し、一致を缺きし有様となり、甚だ振はぬ様に成つたのである。草莽間では有志の士を糾合し、竊かに彼の地に押し渡り、事端を朝鮮に發したならば、我國も其儘に打ち遣りて置く譯にも行くまいから、何事なしに朝鮮に押渡り、遣り掛けが早徑と云ふ議論を主張し、實地に其計劃を施さんとして、船の用意に取掛つたものが、各所にあつたと云ふことであるが、其内に自分が聞て疊へて居るのは、元秋月藩の人が、天野某其名は既に忘れて思ひ出さぬが、ひよつとすると、惣助と云ふた様である。其人は長崎に於て、彼の有名な大浦後家の寵遇を受け、終に蒸汽船一艘を貰ひ出し、之れを取り繕ひ、同志の士と一所に乗り込み、朝鮮に押渡る手筈に計劃したと云ふ事であつた。然るに此船は所々に損所が出来、故障も多かつたと云ふので、直に其用に充つることが出

第五 當時の狀態及征韓論

來ぬ又何とか内端の事情もあつたと云ふことであるが、其の邊の事は、終に聞か無かつたが、如何の譯でか之れを熊本藩に賣り付け、不當の金を貰ひ取つたとやらで、互の間に行き違が生じ、後々迄悶着が残つたことは、吾々が熊本藩に御預けの身となり、彼ら地に下りて後、聞たことであつたから、記して置くのであるが、征韓論は、名も正しく、義も存じ、必要のことであつたから、苟も志有る者は朝と野に居るの別なく、皆之を主張したけれども、廟堂中或一部論者の爲めに、抑へ付けられて、終に行はれ無かつたから、後には、到頭大議論を誘ひ起す有様に、推移したのである。

第五 當時の狀態及征韓論

第六 高良山御殿封事を上る

藩知事公には藩籍を奉還せられたと共に、久留米城並に花畑御殿をも併せて朝廷に差出さるゝことゝ成つたので、差當り御住居に成るべき所も無くなつたから、高良山の蓮台院と稱し三井寺の座主が居た所が其頃は既に官に引き揚げられ明き家と成つて居たのが有たから、之れに御引移りに成り、日々乗馬にて、久留米城内に設けられた藩廳に通勤せられたのであるが、要路に立た人々は皆な前に述べた通り、勤王家計りで在つたが、其人々の中にも、今言へば積極で仕事をやると云ふ人と、消極の受け身で何事にも手を出さず、唯先方から仕掛けて来たならば之れに應ずると云ふ、久留米習性を帯びた人と兩者の間自ら一致を缺き、和協を失ふた有様が陰然其間に生じ、何に付け彼に付け事實の上には其状態が、ちらほら見ゆるやうに成り掛つて居たのであつたけれども、差したることでは無いから、等閑にして居たのであつたが、其頃小河先生は石垣に引き籠られた表面上に於ては隠居したと世間に言ひ觸らされ、且世事に關係を絶つた者の様に装うて居られた其石垣村と云ふは、元の竹野郡今の浮羽郡水繩村地内に在る石垣山で、山邊往還筋耳納山の麓水清く地は秀麗にして、兩筑の平野を一眸の下に收め、氣宇を養ふべ

き地にして久留米城下を東に相距ること凡五里なれば、餘り近いと云ふ所ではなく、交通も亦不便利な所なれば、城下にありし出来事が、先生の耳に這入ると云ふ譯は無い、然れども小河先生は藩廳内要路の人々の消息に注意せられたので、人知れず隠微の間に施設せられたこと迄も、詳に之を知悉せらるゝと云ふ鹽梅で、其邊の事に成ると、人が驚く程であつた或る日城内の先生の宅から急用があるから直に來いと云ふ使が來た、吾々は其時迄はまだ應變隊に居たときであれば、何事であるかと訝り乍ら六七名連立ち行つて見ると、先生が突然として言はるゝには、君等は豫々君の爲めに死ぬ死ぬと口癖の様云つて居るが、國家の爲めに彌々死んで仕舞い切るか、今眼の前に死なねばならぬ事が出来て居る、君等が此頃の模様を見れば、命が惜しく成つた様である、君等はどうする積りであるか、其考へを聞いて見度いと云はるゝから、ハテ何事が出来たのであるか、些しも見當は付か無かつたけれども、今更尻込する譯には行かぬから、之れに答ふるに、何事であるかは知らぬけれども、君の爲めに死なねばならぬことがあると云ふならば、今でも死んで宜しい死ぬ位のことは何んでも無い豫々覺悟して居る、其邊のことは先生が疾くに御承知に成つて居る筈であるのに、事新らしくも、死に切るか、杯と吾々に對して云はるゝのは、其の意を得ぬ如何の譯で、そんな事を尋ねらるゝのであるか、

甚だ以て心得難きことである。若し此言を一統の者が聞たならば、定めて立腹するのであらうと、口を揃へて述べた處が先生の言はるゝには、君等も知て居る通り、政府部内には一致を缺き、陰然意見を異にした者が有て、過般來水野大參事が病に罹り、久敷引籠つて居られたのを幸に、反對の人々が主となり、政府部内に改革を行ふた其事は外間には些しも漏れては居ない。單に詰所替へ手續變更と唱へられた者であるが、其實は決して詰所替に止まらず、政務の處理上に大變更を來し、其結果は權威の消長勢力の得喪に、大關係を及ぼして居る。其事を摘て言へば、知事公の詰所と大參事以下諸人の詰所は是迄並んだ所に設けられて居たのでありしに、此度は之を引き分け、別席となし、知事公は知事公の詰所とし、大參事は大參事と云ふやうに仕組まれた其他の者も之に準じて、別々に席を設けられたのみのことなれば、表面は何事も無く、是れ迄通りにして、餘り變つた事の無いやうに仕組まれたので、一寸氣が付き悪い其所が巧みに目論んだ者で、甘んじられた改革と云はねばならぬ何んとなれば、此改革の實を詳かに言へば、事務上の取扱は必ずしも大參事の手を経ず直に知事公の御裁決を受けて處理することの出來るやうに仕組だのである。それで大參事は有ても無くてもよい様にして、謂はゞ贅瘤見た様に見做して、隅の方に排除け、政務には立障らせ無いやうに工夫して施したのである。此

其六、高田山御殿封事の上

改革は大參事に於ては、一向に與り知られぬ事で、引籠中を幸に、他の人々が頼かに巧みて、大參事の勢力を殺がうとして施設したのである。御互も是迄一歩して力を盡せ、國家の爲めに盡す仕事も、往々意の如くならず、又思ふやうに行はれぬ事が、多々ありしかば、其折も節も時と場合之際しては、情迫り氣激し、心ならずも種々の事をも仕出かし、時々法度の外に逸出するので、其遣方仕方且つは言論舉動等、人の惡評批難を受け、俗人に嫌はるゝ點も間々あり、其度毎に群小の俗吏等は、寄つてたかつて、針小棒大に言觸らし、罵もすれば彼等の爲めに、意外の困厄に陥らんとした事は、是迄幾回であつたか、君等は其間の内情を知らぬのであらうが、其事を自分迄に、竊かに知らせ、與れた人もあつたから、防ぎ止むる手段を施し、其度毎に、大參事が陰に吾々を庇保してやられたのは、吾々の志を怨し、情を酌み取り、導くに漸を以てせんとせられた爲め、吾々の力も、今は意外に伸び加之、今日迄無事平穩に斯うして國の爲めに盡す事を得たのは、全く水野大參事の庇蔭である。今や大參事を敬して、遠け別席に置て、政務の上に手を出されぬ様に、仕組だのは、吾々が手の伸び無いやうに仕やうとした下心である。霜を履で堅永到るとは、此事であらう。古人の誠めは、謹んで守らねばならぬ。若し之を等閑に付し去り、此儘時日を送つたならば、彼等の勢力は順に加り、奈河にも爲し難き事となるに、相違は無い。君等は全

其六、高田山御殿封事の上

力を擧げて早く之に打破て置かねば、嗔勝の悔を招くのも、餘り遠くは有まいと思ふから、今より直に着手し、早ければ彼等も意外の出来事に膽を奪はれ、氣飢て防ぐの暇もなく、手を束ぬるであらう果してさうなれば元々の通りに引き戻し、尙ほ且此機に乗じて改革を迫り込めば却つて力を伸ばす端緒にも成り、禍を轉じ福となすの手段にもならんかと思はるゝのであれば爰が一事奮發の時力瘤の入れ場であると思ふ併し彼等も一旦施した改革であれば種々詞を設けて防ぎ止むる策を講ずるに相違は有まい、知事公も亦彼等の手前を斟酌せられ、容易く御採用に成ると云ふことは成り兼ねるのであらうと思はるゝから、折角やり掛くるならば尋常普通の手段で筋道踐んで遣掛けても到底破れぬのであらう、若しもやり掛けてやり損じたならば物笑の種に供せらるゝのみならず同志の勢力は忽ち地に委して、奈何とも成し難きこと、成るに違ひは無いから爰が奮發の仕方で、權胤を此一舉に試みねばならぬ、君等は身命を抛ち、激烈手段を執て成否を一舉に試み、思ひ切つてやつて呉れ、全體事は断じて行へば鬼神も亦之を避けると云ふことがある、又精神一到何事か成らざらんや、金石も亦透ると云ふこともある、然りと雖も、今断じて行ふてやり掛けても皆悉く思ふ通りに成ると云ふこと計りては有まい不幸にして志貫かず事は躓き破れて斃れねば成らぬ事とも成れば其時は君の

第六 高真山御殿跡を上る

爲めと思ひ些しも頓着せず、只信じた處を操り守り、やりさへすれば跡はどう成つても遺憾の點は有まい、君等も一旦志を立てやり掛けた以上は早かれ遅かれ、どうせ一度は國の爲めに死なねばならぬ身であるから、今死ぬと覺悟を極めてやつて呉れ、實は自分が其衝に當り、諸君を率ゐて斃るゝ迄、一所にやり度きものではある者の能く考へて見れば、自分も既に隱居の身となり、石垣迄引込んで隠遁したと云ひ觸らして居り乍ら、如此過激な事を遣り掛けては却て物咄と成りはせぬかと思はれる、點もあり且此度の事は、俺れが自ら進んでやらなくとも、諸君がやつて呉るれば、夫れで宜しからうと思つて諸君に遣つて貰うのである、俺れは又死を以てやらねばならぬ仕事はまだ、深山にあるので這回は諸君と一所にやらねば、又やらぬ方がよいと思ふから、俺れはやらぬ其代り弟を名代として、やらするから、諸君が之を助けて、やつて呉れ、諸君は常々君の爲めに死ぬとか、斬るとか、口癖の様に言ふて居るが、果して遣り切るかや、きれぬか此度が力の試し時、決心時であらう、彌々そうすることに成れば、良山御殿に封書を上り直に御裁断を仰ぐと云つて、御空關先きに坐り込み、御出での時を待て、封書を上り、其御採用の有無御示に預り度いと懇願して退かず、只其御示を待つ、若も其御示が無いと云ふならば如何に申付けられやうが、どう説かれやうが其邊の事は頓着せず、只御模様を

第六 高真山御殿跡を上る

何ふと申立て御を閣前を一步も退かず、動きもせず、ちやんと坐り込み決心を示して居たならば、或は御採用に成るかも知れぬ、若し萬一御採用に成らぬと云ふ事になり、引き取れと申付けられた其時は、其所が度胸の据へ時で、決して引き取つてはならぬ、どこ迄も懇願して見る、さうしても尙ほ御採用が無いと云ふことに成つて立退き方を命せられても、此方からは一步も立退かず、只頭平として懇願する、さうするときは追ひ拂はるゝ様に成るかも知れぬ、其時は皆、打ち揃ひ御を閣前を汚すより外に手段は無、君等が其通りにしても、猶志が貫かぬと云ふことに成つたならば、其跡は俺が引受け、又其通りにして、只管懇願をしたならば、其時は御受納に成て元々通りに成るやうになるかも知れぬ、其上書すべき封事は、既に此通り草按を作つて置たが、其措辭文章は兎も角、主旨要項に至りては、一つも漏れぬ様に舉げたのである、然れ共、十分の所もあらうから、其處は添削して、成丈宜いやうにせよと云て草按を與へられたから、之を携て應變隊に歸り、皆々打寄りて話し合ふ事となつた、初め吾々が應變隊に這入り込んだとき、一所に連れ立行た者は、確か三十餘人であつたが、此人々打寄りて先生の示された者に就き、評議を凝したのであるが、其議論は色々に分れ、各々見込が違つて、意見が區々に成つたので、段々詮じ詰り論じた結果は、政府の部内が然う言ふ事に成つて居るなら、やる

第六 高直山御殿封事の上

事はやらねばならぬので有うけれども、先生の言はるゝ通り、手強くやるぞ云へば、吾々三十餘人の者が、一所に連れ立ち、業々敷良山御殿に押掛けて封事を上り、強て御採用を願ふと頑張つたならば、上を憚らざる仕方となり、子犯の罪を招く嫌を來し、人の誇りを受くるであらうから、臣子の分として、は爲すに忍びぬ、又穩かならざる振舞であるから、今些し穩便の術を以てやらねば却て御採用に成り兼ねるのであらう、且政府部内の改革に過ぎぬ者を、大勢押掛けて藩知事公を要して強請するやうな振舞ひしては、甚以て好ましからぬ事であるから、一兩人惣代として、建白書を知事公に上り、御採用を願へば、事穩便の仕方となり、御上の通りも其の方が却て好くして、吾々の衷情も貫徹し、何とか御陰謀に成るで有らうと云ふ議論を執つて、動かぬ、吾々は之に反し、切迫の論を持ち、さうせやも掛けるならば、先生の言はるゝ通り、何處々々迄もやり遂げる精神で、其覺悟を示し、決心の程を見せ付け、驀直に成りてやり掛け、彼等の膽を寒からしめ、退引ならぬ手段を施してやらねば、吾々の目的を達することは到底出来ぬ、此度の事は、吾々同志者間の勢力がどう成るか、消長の上に大なる關係を及ぼすので、あれば斯う決心して、やり掛けたならば、知事公も、あの改革は、そう言ふ事で仕組まれたのであつたか、初めて御悟りになる端緒も、開け吾々の言ふ處に對し、成る程と御感じになるやうになるであらう

第六 高直山御殿封事の上

から、並大抵の決心では、知事公の心を喚起し之を動かす云ふことにはなり兼ねる。そ
う思へば普通一様の上書をする様な生ま温い考ではやられぬ若し此方の出方が弱
ならば、知事公の御心に左程重き事とは思召されぬのであらうから御威しも薄く果し
て然らば、渠等が一旦仕た改革を打破り元々の通り引き戻すには及ぶまいと云ふ事と
成るかも知れぬ夫れでやるなら一層の事に思ひ切り同志の全力を擧げて一致共同の
力を見せ付け遣らるゝ丈けのことをやつて強て御採用を願ふたならば其決心を誠と
せられ夫れ迄決心してやるならば能くゝのことで有らうと吾々の衷情を酌み取ら
るゝ事となるであらう此度の改革は一般の人々はまだ知つて居らぬよしんば之を聞
き知つて居た逆左程重大な者とは考へぬのであらう夫れと云ふも水野大参事がどう
ならぬ様子が斯うならぬ様が一向之に頼着せぬ人々が多い様であるから其人々の眼か
ら見たならば上書する計りでも穩かならぬ仕方と論じ吾々のする事を目して上を憚
からざる仕方杯と批評を下だすに相違は無い全體君に對し諫言を申し上げたり又は封
書を上り建白なぞをして其事を抑制仕やうと願ふのは元々尋常の仕事では無い既に
上を憚らざる心意は含まれて居るのに穩便にして之れを仕やうと望むのは抑もの
間違である全體普通の人々の欲する所の者を穿つて言へば仕事は仕度名は欲しい身

第六 高真山御殿書を上る

は全うして之を成し遂げやうと勝手な事を望む人々計りである吾々も既に正義や唱
へ其志を立て今や立通さうとする以上は第一俗論を破り悪弊を壊ち民心を一洗する
爲めにはどん／＼やらねば志は貫かぬ且吾々が此隊に這入り込む時はどうであつた
か來て呉れよ入隊して貰へば一般の引立にも成るからと云つて迎へられた鹽梅であ
つたのに來て見れば意外千萬なる取扱に逢ひ全く顛倒した状態を呈し要らぬ者でも
來たやうに思はれ厄介者と視られ殆ど繼子扱ひに成つて居るのであるから何事も出
來ぬとして體は束縛されて自由を失ひ奔走することも出来ぬ若し此儘に時日を経過
したならば益々仕事はされぬやうに成つて前にも進まれず後には猶更退く譯に行か
ぬであらうから進退殆んど度を失ひ奈何ともすることの出来ぬ状態に陥つたならば
只手を束ねて立往生するか若くは自滅するより外に仕方はあるまい如此窮境に陥り
苦痛に堪へざる今日であれば一層のことと思ひ切りやる方がよい若し萬ヶ一彼れ等
の隠謀を打ち破り禍心を取り控いで政府を元々通りに成し遂げたならば同志の力も
彌々伸びて何事もさるゝやうに成るであらう夫れを思へば一チか八チか乗るかそ
かやつて見やうや損じた其時は天命と歸むるは外に仕方は無いと云ふ事となり
出て上書する者は彌々決心の膽を固め爾は亂暴な話ではあるけれどもその頃は

第六 高真山御殿書を上る

此入氣が立居た時であれば斯う言ふ位いの論では爾う亂暴な事では思はなかつた
から斯う云ふ工合に成つて各々借する所を互に主持して相下らす其是非と當否を論
究したけれども何うしても落合は無かつたのは甚だ遺憾に思はれたから兩方の所論
を待も出して小河先生の意見を叩き決定を求めた處が先生も亦吾々が一致を缺くと
云ふ事には大に心配せられたけれども到底一致の運びに至ら無かつたから各々借す
る所に從てやるより外に仕方はあるまいと云はるゝことゝなり是迄折角手を携へて
應變隊に迄一所に加はり一致共同の力を擧げて仕事を仕やうとした三十餘人の者が
二つに分れ其一方は止まり其一方は出ると云ふので出る方に決着した論者は直に着
手し其翌日は彌々良山御殿に出で封事を上ることゝなり時宜に依ては如何に成り
行くかも知れぬと云ふので其夜は各々吾が我が家に歸り身仕度をなし心計りの臥
別をなして夜更けの間に復又隊に歸り來て其夜は跡に残りし人々と互に快く留送別
の宴を設け互に酌み替す酒に短き夏の夜はいつしか白らく〱と明け行き早東雲の空
を成り打ち振す間もなければ皆々用意に取り掛つたのであるが此度のことには精神を
籠めてやらねばならぬ仕事なれば先第一に身を淨め心の塵をも洗ひ滌き祇ひ盡して
赤心を貫ぬかうとするのでありしに幸に庭の面には築山が造られ其下に湧き出る泉

第六 高直山御殿封事を止る

の水を汲み止め港へてある其深みに入り皆々冷水に浴し宿穢を去り淨めて部屋に歸
れば夜は彌々明け暁日は明光をさして諸山の上を照らし吾々の心も亦一點の汚
穢なきに至りたれば皆々打ち揃ふて出立した其仕度は大概就付荷であつたが中には
白無垢を下に着込んで居た者も在つた位であるいざ踏み出すと云ふ間際に成つたが
自分等兩三人が一同を代表して總督初め參謀の人々に面し些しく考ふる所があつ
て今より良山御殿に出で封事を上る筈であるが吾々も大隊以來厄介に成り引立を勤
り作らば今も十餘人が一隊を組み自儘に隊を外れ行くのは定めて隊の法則に觸るゝの
であらうから夫れ相當の處罰を受ける事は素より覺悟の前である併し良山御殿に出
で封事を上る迄の間は猶豫を蒙り度いと冀ひ且是迄の禮を述べ暇を告げ一同打ち連
れ立應變隊の門を後に高直山に向ひ出で行きし其人々の數は確か十七人であつた様
であるが先づ先生の弟に邦彦と云ふ人は年は一番若く幼年であつたけれども先生の
代りて云ひ且地位も資格も吾々とは遙かに違つて上の階級であつたから此人を主に
推立て自分と杉村とは兼々多辯で何角に付け八ヶ間敷饒舌り廻つて居たのであれ
ば介添見たやうな風になつた其外は永延辰太郎奥村虎之助同弟の辻直次郎蒲瀬千田
島魁助青木善太郎佐藤喜久次佐々木輝之吉植木卯三郎彌吉貞介飯田輝之進夫れに會

第六 高直山御殿封事を止る

富逸器も加はつて居たやうに覺へて居る是では十四人若くは十五人にしか成らぬの
で後の三人か二人は不足して居るから誰であつたらうかと色々考へて見るけれど其全
はさうしも其姓名を思ひ出さぬ此十七人が一同連れ立て高良山の御殿に行き御玄關
の最寄に佇で藩知事公の御出に成るのを待ち親しく封書を上る手筈を立て居るとま
關に番して居た人々が来て何の用で大勢連れ立爰に來たのであるかと尋ね問はれ且
此所はさうして居る所では無いから直ちに立ち退かれない併し何か用があるなら其
次第事柄に依つては取次ぐ事もあらう申立られ度いと最嚴重に申し渡されたけれど
も吾々は親しく願上度いことがあつて知事公の御出を待つて居るから夫れ迄の間は爰
に居るのを許じて貰ひ度いと穩便に述べ其他の事は何にも言はずやんと御玄關の
傍らに控へて居つた然るに其頃は既に役人の名も變つて家扶とか家従とか云ふ名に
成つて居たのであらうが元は御小姓と唱へられた人が出て來て云はるゝには其方が
たは何か願の筋あつて出頭せられたとの趣であるが其願の筋は事に依れば取次で御
聽に達する様にしてやるから其事柄を詳しく申述べられよと言はれたけれども吾々
が之に答ふるには知事公の御出を待ち親しく封書を上りて御取り上げを願ひ度い其
爲めに一同打揃ふて罷出て居るのであれば御出に成る迄は何時迄も御待ち申して居

第六 高良山御殿封書を上る

るご答へた許りで其申付にも従はず只同じことを幾度となく繰り返す許りであれば
其御小姓も兩三度程來て懇に説諭せられた然れども頑として従はず中には既に地上
に坐り込んで決意を示し又は貧乏ゆるぎもせず屹立した儀御玄關の前を一步も退か
ぬのでどいの詰り其小姓の言はるゝには今日は藩廳に御出仕が無いから御玄關には
御出に成らぬ且知事公の仰せには何にござか申立る筋があるならば共に藩廳に出で
其趣を申立てよと其旨を申付けよとのことであるからそう心得られよと嚴呼として
言はれた吾々も之に答ふるに藩廳に願ひ立る事柄で無い是非知事公に願はねばなら
ぬことであるから御殿に推参したのである今日御出仕に成らぬと仰せらるゝならば
明日迄明日も亦御出仕に成らぬなら明後日といつ迄もいつ迄も御待ち申して親しく
願ひ立る筋であると申述べ居たのであれば其人も何て見やうと云ふて引き込まれた
が又出て來て言はるゝに知事公の仰せにぞう言ふ次第であるなら予が聴くことゝす
るが其願の筋は何事であるか予に願があると言はるゝ予が言ふことも亦聞くのであら
う若しも予が言ふことを聞かぬと云ふならば予に願出ることには無い筈であるから其
願の趣を聞き取りて取次げど御沙汰に成つたから各々方もそう心得られよ御願の筋
は何事であるか取次ぐからと申聞けられたので他に手段は無い已むを得ず封書を差

第六 高良山御殿封書を上る

出しつゝ取次を頼み夫れと共に申立てたのは御採用の有無如何は御示しを蒙り度いのであれば其事の判明する迄は爰に御待ち申して居ります其積りで御取次を願ふのであると述べ封書を渡した是れで一段落は告げられたから此度は其御模様を待つと云ふことに成つたので皆々御支那前の地上にもやんど列を正し嚴として坐り込み御探否如何と伺つて居る内色々な役人が入り代りやつて来てそんなことをすれば御上に對して濟まぬぞうしては成らぬ杯と言ふものもあれば又説諭の間敷ことを述べ立て注意を與へる者もあり中には何事の願かは知らぬがそんなに穩かならぬ舉動をすれば願ひで無い強情張るやうで御上の思召も悪くなるから願の筋は却つて貫徹せざることに成るであらう願書は既に御取次に成つたから穩かに引き取られた方が宜しからうと又親切らしく言ふて呉るゝ役人もあつたけれども何とも答へず唯御殿の模様は如何であらうかと御支那の中を只管ら窺つて居たけれども何の模様も無い且今迄持て居た供廻りの人々は皆な引拂つて仕舞うたから愈々御出仕に成らぬことも粗々分つた吾々は明日の御出仕迄は動かさずして待て居る積りにして居た處が程経て後御小姓が出て來て言はるゝには先刻出された書面は知事公の御手元に直に差出したのであれば皆々引取られたしと最も嚴重に聲高く言ひ聞かされた夫れで吾々の心に浮

んだのはあの封書を受取られてから最早時刻も経たのに斯う言はるゝのは書中のことを一通り御覽に成つた處が書き載せた事柄が不都合とか不埒とか思召されて不首尾の方に語じが進んだのであらうから此通りすげ無く嚴重に申聞けるゝに相違は無い果して爾うであるならば如何に仕やうかと自分が考へれば誰しも同じことであつたものと見へ互に顔見合せ眼で眼で知らせ心に決して答へたのには御申聞けは御尤なことであるけれども御採用の有無を承はらざる間は引取る譯に参りませぬ夫れ迄はと陳べ其上にて何れにか進退を決しますのであらうと言ふたときは皆々口を揃へ繰り返し只管述べて坐つた切り些しも動かぬから夫れならば伺て來ると言つて又引込まれたが稍々姑くすると又出て來て吾々に向ひ公の御沙汰であるから能く能く聞れよ封書は留め置く書中に載せてある事柄は篇と取調べて見ねば何共示されぬ若し萬一事實と云ふことであつたならば詮議に及ぶ次第もあらう若し又事實相違のことをあの通りに申立て居るならば吃度處分をするから其通りに心得よと申付けて置けと仰せになつたから爰は穩便に引取て命を待て居らるゝがよいと言はれたけれども猶願として動かさず坐つて居たから後には又命を傳へられ公の仰せに其方等引取らぬと申立つるならば乃ち余が命に従はぬのである余が命に従はぬと云ふなら

ば余に申立つべき事柄は無い筈である其邊のこと前と申聞けよと御沙汰に成つたか
ら各方も公の思召に従はるゝやうにと此度は悪篤町警備を分けて説示されたので
あれば吾々もそう願張つて居る譯にも行かず去御採用になるか成らぬか屹張り分
りもせぬにおめく引き取つた云ふては心に耻ぢ又他に對してあ言ふて出たの
にも引き取つたか云はれては言行は殆んど一致せぬ真にかるはづみに遣たと思
はれ夫れ見たがと人に後ろ指さされ笑はるゝのであらうと思へば自分獨りでは無く
誰れも同じ思ひに沈んだものと見へ誰れ一人進み出て答ふる者は無い只無言の儘首
を垂れて居たので其人の言はるゝには今申傳へた通りの御沙汰であるのに服し兼ね
ると云ふ事であるなら其旨を申立られよ取次でやるからと云はるゝので吾々も仕方
は無く不精無精に進み出で御示の趣は謹んで承りました此上兎や角申立る譯ではあり
ませぬが御採用の有無を今些し承り度と述べた處が其人の言はるゝには御上に於か
せられても差出された書中の事實如何を取調べ詮議をすと仰せ聞けられた以上は
既に御採用に成つた譯である諸氏の志は貫いたと云つてもよい猶精々盡力するから
仰せに従ひ速かに引取らるゝのが御上に對した禮儀であらうと言はれたのを聞けば
強情張りて居る譯にも行かぬから引取ると言ふ事にしたもの、猶其人に向ひ吾々も

第六 高良山御殿封事の上る

大勢打ち揃ひ御殿に推参して容易ならざる書面を差出しながら此儘に引取りまして
は相濟まぬ心持が致しますから一應は應變隊に引取り同所に於て一同の者は堅く
謹慎して御採用の有無を御待申すから其旨御執達に相成度いと述べ御殿を引き拂ひ
元の應變隊で一同は謹慎する積りで隊に歸り着けば吾々が出た跡でもやんと手筈が
付けられて居た者と見へ直に除隊と云ふことになり今迄居た處には居ることばなら
ぬと云ふことと成つたから此上は散りばらぬと云ふことと成つた甲斐も無く又自由自在に出で勝
手のよい所に打ち寄て話し合ふと言ふことも出来ぬ加之一所に謹慎して居ると申
立たことも虚言となるのであれば如何したらば宜いのであるかと稍々鬱鬱して心を
痛めたのであつたが幸にも同志の人々が吾々が良山御殿に出で封事を上つたと云ふ
ことを聞き傳へて走せ来た者もあり又々吾々がすることに同意は表して居たもの、
事故の爲めに一所に成つてやられ無かつた人達が吾々の消息如何を氣遣ふて高良山
の附近迄竊に來て窺ふて居た者もあり或は途中迄迎ひに來て居た者もあり或は應變
隊に走せ着て同情を寄せる人々もあつたから其人々の斡旋と小河先生の差圖と云ふ
事で寺町管行寺を借り受け之に居る事となつたのであれば吾々一同は隊の寄宿舍を

第六 高良山御殿封事の上る

引き揚げて之に引き移り其旨を御殿に届け出で一同謹慎して居たが其翌日になれば政府から御用が在ると云ふて呼びに來たので小河邦彦初め十七人の面々は皆打揃ふて出頭した處が政府に於ては此度の改革に些も關係せぬ謂はゞ中立の地位に立つた稻次右近九岡一學の兩氏が列座の席に於て尋問せられたのである其要領を摘て言へば今日は既に言路も開かれて居るのであれば何も申立の筋又願の趣があるならば豫じめ定め置かれた通り夫々順序を履み手續を経てやらねばならぬ然るに之れに依らず恣に良山御殿に大勢打連れ立ち推参して封事を唱へ書面を差出し強訴々間敷振舞ひをしたのは如何の心得で仕たのであるか又封書中に政府の役人が和熟せず互に軋轢して居ると云ふ事を擧げてあるが其軋轢したと云ふ廉々々順序を履ます直に藩知事公に書付を差出した詳細の譯を申立られよとあつたから吾々の答へたのには豫々定め置かれた通り夫々手續を履順序を踏んで居たならば其書面は必ず中途に滞り公の御手元に届き兼ねることゝなれば吾々の志は終に貫かすして意見は無になるに違ひは無いと思ふたから斯く仕なかつたのである且吾々が此度差出した書面の中に述べた主旨は是非知事公の御耳に達し御裁断を仰がねばならぬ精神であつたから直接に奉つたのである普通の手續に由らなかつたのは謂はゞ時宜に處する考へで良山御

第六 高良山御殿封事を上る

殿に直に封書を上つたので其仕たことが御上を憚らざる次第となるならば其御處分は素より甘んじて受くる覺悟であれば相當の御處分を蒙り度い又役人方が和熟せず一致を缺いた其次第は差出した書面の上に委しく書き載せて置きましたから御一覽に成れば直に解る殊更らに申述べの必用は無い併し書面中私共が申述べましたことが事實であるか事實で無いか其邊の事は毎日同じ詰め所に膝を並べ勤めて居らるゝのであれば其眞偽は私共よりもあなた方が却て詳かに御存じに成て居らるゝ筈であらうから私共に御尋に成るに及ぶまいと恐れ乍ら存じます然れども私共が知事公に上つた彼の封書中一々列記して擧げた事柄の内若し高々一事實に違つて居ることがありましたならば虚偽の申立をしたのであれば夫れ相當の御處分を蒙る事と決心して覺悟を極めて居りますから若しも事實で有つたならば速かに御裁決に相成る様御執達下されたしと詞少なに陳べて他の事を一切言は無かつたので先方では色々口實を設け吾々の意向を探り饒舌らせやうと試みられたので有つたけれども當初吾々が彌々封事を上ると云ふ事に決着した時小河先生の言はるゝには君等は豫々議論が好きであるからしなくともよい議論迄して口數が多いから平素兎も角夫れども宜しいのであらうけれども扱吟味の席になればそう饒舌では成らぬ唯聞かれた事に對

第六 高良山御殿封事を上る

して要領支け柄で言へば夫れでよい其他の事は一切饒舌らぬやうにせねば失錯を招くと言はれ其答辯の仕方及び答へ振り迄殘る限なく吾々に教へられたのであるれば愛ぞと思つて前に述べた通り答へたので其日は夫れで吟味は濟んだ其後兩三度程呼び出され吟味を受けたけれども答ふる所の詞は始終一貫前後同一にして少しも齟齬したことが無かつたので追て御詮議の次第もあらうから夫れ迄は銘々の家に引取て謹慎して居れと申付けられた其時分は既に内端の事情も解り小河先生から内々政府内の模様も漏らされた次第が有つたから皆々安心して銘々の家に歸ることゝ成つた夫れで暫行寺に居つたのは僅か三日位で濟んだ然るに此事の起りは前にも述べた通り水野大參事が病氣に罹られ久しく引き籠られたのを奇貨措くべしと或る一部の人が大參事を敬遠して其野心を逞しくせんと隱微の間に計畫した策略であつたのを小河先生は直に聞き付け之を打ち破り暗に水野大參事を援助せられた始末であつたが先生自ら其衝に當らず吾々をして之を爲さしめられたのであるが其建白書は先生自ら筆を執て書かれたものでありしが古松先生が之を見て大に驚かれ文字の遣ひ方と云ひ章句整然議論正確其組織と云ひ抑揚等一點の批難を其間に狭むべき餘地は無い且事實を網羅した有様と云ひ引證論斷の仕方は文章に巧者なる者にあらざればや

第六 高松山御殿を上げる

悪いのに此建白書はどうして此様に能く書けたのであるか文は氣を以て主とする云ふが果して然るのである實に近來の一大文章である其頃頻りに稱揚して居られたのである然るに小河先生は武人側で學問は深く好まれ無かつたのに如此稱揚せらるゝ文章を書かれたと云ふは乃ち精神が發揚して文章となつたと云ふのであらう想ふに此建白書を差出した仕方は實に突飛な遣り方で俗人の批評を招き疎暴の誹も蒙つたけれども軋轢の端緒を未然に防ぎ確執の迹を留めしめざるやうにしたのは吾々が小河先生の差圖に従ひ務直に進んで機先を制し而して成功を遂げたのであれば其顛末を大勢の人が知るやうになれば同志内の耻を人に知らしむる事となるのであるから之を極秘密に付した爲め差出した建白書の外に唯先生の書かれた草稿を一つ殘した許りで他には一切漏れぬやうにし其草稿をも亦皆々立會の上嚴重に封して自分の手元に預つて居つたのであつたが熊本より家に歸つたとき所々搜索したけれども遂に見當ら無かつた想ふに杉村敬之助が持て居るのであらうと考へられるが爰に轉載せる事の出來ぬのは甚だ以て遺憾の至りである此の建白書を載せて置いたならば當時の現狀も能く解り藩雜の資料とも成るのであらうかと思はるゝけれども最早致し方は無い建白を採用せられた結果は如何に成つたかと云へば終に内部の改革が

第六 高松山御殿を上げる

行はれて知事公と水野大参事の間柄諸所も元々の通りに引戻された然るに是れ等のことは眞に内部のことに止つたのであれば表面上に於ては何の改革もなきやうに思はれたけれども是れより大に言論を開かるゝと云ふこととなり新たに一局を設けられ議院とか名づけられた者が出来て其總裁には池尻先生が任せられ早川勘兵衛氏も出頭になり其他各地の人が被擧された者もあつた而して其の役所は田町泉屋の跡に設けられた此の家は松本何某とか云ふ浪人の家で久留米の城下では屈指の金持であつた其當時城下の評判では宇扱川の木屋に並んだ金持と云はるゝ位の家であれば其家造り構へも相當の者でありしが其頭主人は大阪に出て明き家に成つて居たので其跡に設けられたに様吾々十七人の者が打揃ひ業々敷く高良山の御殿に出掛け強訴がましき舉動をなしたけれども御咎めもなく又御怒りにも逢はず其儘で済んだのであるが小河先生が其頭吾々に向ひ言はるゝには君等が意見を採用せられてあの通りに役所が出来たから何か考へて毎日出て議論するがよいと戯れに言はれたこともあつたけれども終に一度も出たことはなかつた

第六 高良山御殿を上げる

良山御殿に封事と唱へ建白書を上りし始末も略ぼ思ふた通りに成りしかば一所に働いた十七人の同志者は個々別々になり我家々々に歸つたので一寸何事もされぬ様になりし故自分は又々古松先生の宅に通つて天下の形勢談にも加り其傍らには萬國公法の不審杯を聴て居たけれども應變隊に居た頭山口藩脱人のことに關し寺崎に對し不平を鳴らした結果は先生の怒りを惹き起し終に絶交の手紙迄も受け一寸悶着を生じたのであつたけれども直に解けたので先生は昔し通り分限なく教へらるゝのでありしが其他の人々とは意志が融け合はず互の間ごこにか隔意が生じた状態で和熟と一致は缺けたやうな工合で有た全體吾々同志者の状態を外間の者が觀れば何も角も協同一致和合してやつて居た様に思はれて居たけれども内端に入込み能く眞情を穿ちて見れば小河黨と古松黨と兩派に分れたと云ふやうな工合に成り折りと一致を失ひ和熟を缺いたことも有つた其本を糺せば小河先生の素論は藩を土臺に置き藩論一致の力を擧げて天下に仕事をすると云ふのでありし故其薰陶の下に立ち育てられた吾々の如きは其主旨を奉じ専ら斡旋したのであつたが古松先生の門に専ら

第七 豊後鶴崎に高田源兵衛を訪ふ

第七 豊後鶴崎に高田源兵衛を訪ふ

出入りする者は、之れに反して藩と云ふ事に餘り重きを置かず、又念頭にも掛けず天下の仕事は草薙の力で無ければ成されぬと云ふ工合で、何事に對しても、之れより割り出すのでありしかば、相方の間に屢々意見の衝突を來たし、意思疏通せず、互に乖離して紛争の起らうとしたことも折々ありしが、自分は其の度毎に居中調停の勢に服した積りでありしかども、小河黨と言はるゝ方に近ふして、古松黨の方に遠く殊に小河先生に最も愛せられて居たのであれば、小河黨々々と指目せられた然れども、古松先生にも亦昵近して居たのであれば、古松先生には、そう嫌はれもせず疎外さるゝと云ふやうに感じたことも一切無かつたから、隙があつて無聊に苦み、又用事が出来れば、常に通ふで先生に接近して居たので、古松黨と云はるゝ人々には、餘り喜ばれず、謂はゞ嫌はれ克もて憚らるゝことが屢々あつた然れども、其邊のことには些しも頓着せず、先生に計り接して居たのであれば、古松黨の内の二三人からは、尤も忌み嫌はれ、自分が先生の側に居れば、其人々は殊更らに先生を呼び立て、別間に連れ出し、何か竊かに私語して居たと云ふことが屢々あつたけれども、自分が考へて聞ては悪いことであらうから、其の人々がそうするのであらうと思ひ、些しも氣に掛けず、頓着もせず、又邪推もしては居ら無かつたが、何時であつたか、自分が先生の側に居た時、誰れで有つたか、名は忘れたが其人

第七 豊後藩に高田藩兵衛を助ふ

が山口藩脱人潜伏のことを話し出すと、自分を豫め忌み嫌ふた人々が直に口差し出し、壁に耳あり犬が居るかも知れぬ用心せよと注意を與へ、自分を竊に見て、又其人を見て口を止めたことが有つたさう言ふ工合のことがあつて、目立て氣の付くことが、幾度も有つたが、其事が何時しか小河黨と目せらるゝ、若手の人々の耳に這入りし者と見へ、其人々が自分に忠告して言ふには、古松先生の内で斯くかくと言ふ事が有つたと漏れ聞か、實に意外千萬なことである、其無禮侮辱は實に甚いから、其儘にして置ては、吾々迄も耻辱になると云はねばならぬ、君獨りで遣り切らぬと云ふならば、吾々も加勢して遣るから、其實否を正し是非を明にして孰れにか決せよ、且つ古松先生の内には、餘り行かぬやうにしてはどうであるかと云はれた位で有たから、自分は妙に感じ、却て人々を咎め相替らず通ふて居たのであれば、後には其人々も根氣負けしたものと見へ、是迄立踰越外した者が段々少くなつたやうに感せられた、自分も當初から脱人に關したことは餘り深淵に這入り込み關係せぬ方がよいと云ふ論旨を以て、常に其意見を述べて居たのであれば、餘り關係もしなかつたのであるけれども、此時分に成れば、脱人は次第々々人数が殖へ、彼處にも匿れ此處にも潜伏させたと云ふ有様に成り行き、最早騎虎の勢を作り爲して、奈何とも難成こととなりしかば、此儘に打遣つて置たならば、益々苦境に陥

第七 豊後藩に高田藩兵衛を助ふ

り、破綻は危度是れより起り掛かるで有らうと思はれ安閑として居る譯にも行か無い事と成つたから、小河先生に向ひ今迄脱人のことには、一切關係せぬ口も出さぬと云ふ積でありしかども、最早今日の現狀となりし上は愚圖くして居れば、脱人の爲めに禍を蒙り、手も足も出されぬやうに成つて仕舞ふで有らうと信するから、一層の事に思ひ切り回復と云ふ事に論據を定め、同志の全力を之れに注ぎ、一日も早く遣掛けやうと迫りて其意見を陳べて見た處が先生も成る程と同意せられ、古松に相談して見ろ古松の意見が無いならばもうそうせねば成るまいと云はるゝのでありしかば、古松先生に對し山口回復のことは如何になさる積りであるかと問ひ、彌々やるなら遣る遣らぬならば遣らぬと何れにかキツパリ極めて同志の方向を一にし、専ら之れに向て進むことゝし度いと迫つて論じた處が、先生の言はるゝには當初は真に遣る積りで有つたけれども、今來て居る脱人の内には、是と云ふべき人物は、一人も居らぬ又仕事の出來さうな者も無い、且遣るとしても、久留米の同志計りでは、どても山口に打ち入り、回復と云ふ事は出來ぬ、脱人等の考へでは、連合の各藩が兵を擧げて下の關を渡れば、直に内應する準備が出來て居るかのやうに言觸らして居るけれども、當てに成つた話で無い熊本の高田が愈々遣ると云ふ事になれば、鶴崎を根據とし、同人を推立て、其指揮の下に奇兵隊を糾

合し、之れに久留米豊津の兩藩が應援すると云ふ事となれば、山口の回復も危度出來る、然うなれば山口を踏段として、手を天下に伸ばし、成功を期することも出來るであらう、左も無くては、見込が立ぬ夫れで先づ高田を説いて同意を求め、同人が彌々踏み込んで遣ると云ふことになれば、見込みも立つのであるが、高田は容易に起つ人で無い、高田が彌々決心して遣ると云ふことになれば、回復策は行はるゝ、君は幸に高田に逢ふたことも有るからして、鶴崎に行き、高田を動かさし、夫れより豊津に廻り、河合小源太に逢つて、意見を述べ、兩人が彌々決心するならば、諸般の事を示し合せ、急ぎ歸れと云ふことゝなり、詳細なる添書を作られたから、之を持ちて行くことゝした、然るに一人りは物騒であるから、誰れか同行せよと云はるゝので、あれば、佐藤喜久次に同行を勧め、一所に徹行して出發した、其夜は豊後の日田に泊り、初めて筑後川上流の鮎魚を口にしながら、其味は中々美にして、何とも言ひ難い味で、終生忘れ得無い程甘かつたから、頻りに稱贊の詞を述べしに、亭主が出て來て、言ふに、今兩三日経れば、土用となる、土用の鮎は又格段の者であると言ふたことを、思ひ出して見れば、日田に泊つたときは、梅雨後土用に先き立つこと二三日前であつたのであらう、夫れより途中に二泊して、鶴崎に着た、鶴崎は細川藩の領地にして、土着の者も多勢居たと云ふことで、其人々を集めたのであつたか、又は他の人々を

第七 豊後編時高田源兵衛を助ふ

二〇六

も打混じて屯させられたのであつたか、何に様三百人位一所に寄り集りて有修館とか鳴へられ、其總裁に高田が成つて居た、高田は曾て古松先生の宅に來られし時自分も先生の傍に居て其話を聞て居た、其時は誰で有りしか、其姓名をも知ら無かつたけれども、何に後容貌魁偉言語寡く、而して犯すべからざる風采が、自ら眉宇の間に備つて居たのである、常並々の人では無いと思ひ跡で聞て見ると、先生の言はるゝには、あれが熊本藩の川土玄齋の高田源兵衛である、熊本本の川土玄齋と云へば、其名は天下に轟き、誰れ知らぬ者も無いと云ふてよい人物である、川土が當初藩を脱走し、山口藩の奇兵隊に入り、大に人望を博し、山縣狂介よりも、人が服して居たのであつたが、奇兵隊が小倉藩と戦を交へた時、熊本藩が小倉を援けた其節、高田は奇兵隊の内に入り、熊本藩の藩兵とは露知らず、之れと戦ふたのであつたが、後に聞て見れば、熊本本の兵であつたと云ふことが分り、同人が愈ふに、如何に勤王の爲めと云へ、現在吾が仕ふる所の藩の兵と戦つては、矢張り藩主に弓を曳き、敵對したと云ふ事になるのであるから、心に決からぬと云ふて、奇兵隊を辭し去り、熊本に歸り、其旨を述べて自首したのを、無情にも藩は直に獄に繋いだとの事であつたが、御一新と成つたので、其罪を許されたと、又曾て京都に於て彼の有名な佐久間象山が西洋馬具の鞍に打ち跨り、意氣揚々として過ぎ行く其途中、三條通りであつた

第七 豊後編時高田源兵衛を助ふ

二〇七

か、四條通りであつたか、何れと云ふことは今は記憶せぬが、何に樵人通り、繁き大道の真中、自中遠慮會釋も無く、刀を引き、拔き、馬上の佐久間を何の事も無く、一刀の下に之れを斬り殺し、悠々として跡をも見ず、立去つた其の舉動は、實に大膽不敵な振舞で、誰れしもの之れには舌を巻たすと云ふ話しもあつた事を聞いて居たので、あれば、途中より色々考へ、如何に言ふたならば、吾が説が立ち先方に成程と思はるゝやう述べ得る事が、出来るであらうかと心配して、漸く面會したのであつた、其時高田と同席したのは、副總裁のやうにして居た、古莊嘉門であつた、自分等は兩人に對し、來意を告げ、意見を縷々陳述し、奇兵隊回復の事、一日も早く、決着を付けて之れを實行せねば、時機後れて、必ず破綻を來たし禍を招くに相違無いから、久留米では彌々やる事に取極めやうと云ふ事になつた、あなには如何に成さる積りで有るか、若しも回復の策が行はれたと云ふならば、脱人は如何に成さるゝ積りであるか、と、兩道に掛けて述べ立て、其御考へを聞きに、古松小河兩先生の命を帯び、能々來たと云ふ事も述べ、愛ぞと思ひ、反覆意見を述べた、其論の概略は、今は忘れて思ひ出さぬ、只一つ覺へて居るのは、高田の答への内に、奇兵隊の内には、最早人物は一人も居らぬから、彼等を助けて仕事をすると云ふ事は、到底無覺束夫れに回復を謀り、山口を踏段として、仕事を仕やうと云ふのも、是れ又望み得べからざる事であると悉

く退けられたから、自分が其時切込んで述べたのは、夫れであなたを促し、あなたの手腕を待つてやる積りであると述べ、あ御決心を待つ、御決心にさへなれば事は忽ち決するからと追つた處が、只ニコニコ笑はれた事丈は覺へて居るが、到頭話しは付か無かつた其の後東京府の檻の中で、一所に成つたとき折り、其時の話が出て、あの時あ、切り込まれたのには、返答に苦んだ杯と笑ひ話があつた位であるが、終に要領を得ざりし爲め、鶴崎には二た晩か三晩泊つた、其内に中村六藏と云ふ者に屢々逢ふた、此六藏は廣澤參議の兵助を暗殺した者で有らうと云ふ嫌疑を受け、久しく尋ね人となつて居たが、終に捕へられて禁獄の處分を受けた人であるが、此人は中々の膽力家で、文才もあり書物も一通り讀めて、文章も出来、詩は最も得意で、古人の詩に江村秋八月と云ふ句があるのを愛し、江村秋八と改名して居たのである、自分が鶴崎に着た些し以前に、彈正臺の役人で巡察とか何とか勤めた土佐出身の者で、澤田衛守とか言ふ者が來て九州各藩の形勢を観察すると云ふこととなり、鶴崎に來たが、其實は脱人の舉動及其關係の事柄等詳細に取調をなしたと云ふことで、同人を生かして置けば、大害を醸すと云ふことで之を斬り殺す手筈でありしが、其評議區々にして、一寸決し兼ねた模様を中村は見て、太刀引き提げた儘何にも言はず出て行たが、間もなく歸り來て、もう遣つて來たと云ふ

第七 豊後鶴崎に高田源兵衛を助す

から開べて見ると、中村は澤田が宿に踏み込み、何の薄作も無く、一刀の下に斬り殺したと其敏捷果決には、誰しも驚き舌を巻きたと云ふことであつた、自分も此度こそと思ひ、能く鶴崎迄も出掛けて意見を述べたのであれば、是非高田を説いて回復の事を取り極めやうと考へ、餘程論難を試みたけれども、どうしても同意し無かつたから、すこゝに離れ去り、歸途豊津に行き、河合の信住居に一泊して、久留米に歸り着き、有りしことの顛末を、兩先生に陳べ、其後は自分も脱人を助け回復を謀ると云ふことは断念したから、其後は猶更關係し無いやうに成つた、其頃信州松本藩士と唱へ、金山二郎と云ふ者が來て居たが、古松先生を勧め、脱人命論を唱へ出した。

第七 豊後鶴崎に高田源兵衛を助す

第八 遊學の蹊躐

鏡山紀伊守を熊本に追ふ
同志若津先後屋を捕ふ

小河先生の宅から使が来て、直に來いと云ふ事でありしかば、往きて見ると、先生の言はるゝには、石垣は良い處で水清く土地は高燥閑靜にして、住居に適し、至て氣樂な處であるから、今姑くの處は往居して居る積りであつたのに、君等が此頃の舉動に、何に付け角に付け、只やりさへすれば、事は濟むと思ひ、手當り次第に遣ると云ふ評判で、藩廳内に居る同志の人々は、之に閉口して、どうと考へて置かねば、蹈み外しが出来て、遣り損するであらうから、善い考へはないかと相談を受けたから、俺は斯うくせられたならば、宜しからうと、其の事を答へて置いた處が、粗々見込も立つたからと云ふ通知が來たので、君等に爲と相談して、其事を取り極め様と思ひ、歸り來たのであるが、其話の次第は、是迄國家の爲めに考へ、色々遣り掛けて見たけれども、思ふ事の十分一も、實際には運ばぬ謂は骨折損の草臥れも、うけと云ふ鹽梅となつて、事は志と違ひ、目的には益々離れて、何の役にも立たぬ、而して人には嫌はれ、忌まれて居るやうである、當初御互が遣り掛けて、何ときは機會は天から降つて向ふから來るでは無い、此方から出掛けて作り出し、迎へ取

りてせねば何事も、此世の中に出で來るものではないと云ふ考へて、其時勢を作り出さうとした事は、並大抵の骨折りでは無かつたが、其信じた所の者は、一步も枉げず、遣れ遣れと云ふ決心で遣り掛けたものゝ、今では餘り手が擴がり過ぎ、却て仰び無い事となつたのでは無いかと思はるゝ、節々が多い、今姑らく時機を見計ひ、さうして遣り掛けたならば、却て其方が運びが宜しからうと考へ、古松とも相談して、俺は石垣に引籠り、古松は道界島に移る事となつたが、前に述べた通り、政府部内の人々は、君等がする仕事は餘り甚しいから、之に對し大いに心配して居る様子だ、就中吉田權大參事は、取り分け心配して言はるゝに、若し此儘に打ち遣つて置いたならば、必ず増長して、益々深か身に踏み込み色々な事許り仕出かして、失錯を招くに違ひ無い、若しも其通りに成つた時は、假令其人々の志を嘉みし情は酌んで見ても、仕出かした跡の事柄が、宜敷く無いと云ふことになり、其事が法度を外れたことになれば、俗論は忽ち湧き出て、怨せられぬ事となれば、何とか處分をして、取締りの道を立てねばならぬ、若しも斯くなれば、折角志を立て、國家に盡くさうとした其人々の心は通らず、而して政府は其人々に對し、實に氣の毒な事となるから、踏み外しのない前に、何とかして、遣り度いのであるから、よい工夫は有るまいか、あるなら言ふて呉れど、内々相談が有つた是れに、答へたのは、あの通り、矢々間敷言つて、過激な議論をしたり、又は思ひ切つたことをして、政府を困らせ、申々手も付けられぬ

やうに思はるゝけれども、あの内より六七名多くも十名計り、引き抜き之を外の方に
 出せば、其跡は左迄亂暴な事をやつたり又働くやうな者は有るまいから、十名計り外に出
 ざるゝ様に仕度いと、懇々其意見を陳べた處、吉田が言はるゝには、あの通り過激な議
 論を言ひ募り、亂暴な事計り爲して居る者を外に出したならば、出た先で亂暴な事を仕
 出かし、藩廳の迷惑を惹起すやうな事が有りはせぬか、果してそう言ふことになれば、却
 て禍を招く基となるから、其策も考へものであると言はれたとの事であれば、愈々外に
 出さるゝと云ふ事に、政府の議が決し、纏まるならば、御掛念にならぬやうに、小河が一所
 に出で、乾度取締りをなすから、決して御氣遣ひにならぬ様にして見せますと答へて置
 た處が、吉田も夫れなら安心が出来、彌々然うするならば、小河にやらせて見やうと政
 府の評議も、略ぼ内決したと云ふ知らせが来たので、鳥渡歸つたのであると言ふて、自分
 を顧み、君は豫々遊學を望んで居たから、思ふた通りに成つたと云ふてもよい、故に外の
 若手連中を連れて、先づ長崎迄踏み出し、其上では又々何んとか辭を設け、そうして外國
 に出掛けて遊ばうでは無いか、爰三四年間も外國に出て、形勢を眺めて居たならば、其中
 には必ず面白い仕事も出来やうと思ふ、夫れで一所に出る者は、誰れ々にしたならばよ
 いか、承應は柔術が上手で、武藝を嗜み、書物は餘り好まぬ、佐藤は讀書の力もある、蒲瀨は

家が八釜しいから、餘所には出さぬと云ふて有らう、其他の者は、誰れ彼れと名差し、指折
 り敷へられたが、杉村はどうせ連れて行かねば成るまいがと云ふて、些し氣遣ひされた
 様であつたけれども、此通りにして、人物の選擇に迄話は進んだから、自分が豫々望ん
 だ遊學のことも、愈々出来掛つたのであるかと思へば、此の上は、故障無く、能く運ぶやう
 にと思ふのであるから、先生に向ひ、杉村を同行者として連れて行かると、如何で
 有らうかと、其意見を切に述べた、其の譯は、同入も讀書の方が全く無いと云ふのでは無
 いけれども、何に様才智が勝れて、口癖が悪い、人の氣に入らぬことならば、殊更らに言ふ
 やうに思はれ、其上、人と和熟せぬ些細なことに氣を配り、心を取られ、八ヶ間敷言ひ爲し
 何事も破壊せねば、心持が悪い、又氣が済まぬと云ふ性癖を持つて居たのであれば、建設
 と云ふことには、適せ無いけれども、破らねばならぬと云ふ仕事があるときは、同入が之
 に依り込み、仕掛けたならば、向ふ一倍で遣ると云ふ特徴は、杉村の長所であつた、又短所であつ
 た、其當時の仕事は、大概破つて掛らねばならぬ仕事で、大部分を占めたのであれば、同入
 の長所は、吾々同志者間に於て大に持て囃され、杉村自身も亦大に得意になり、其長技を
 頼んで、益々自ら用ひたのである、故に同志者間では、働き手の中に、敷へられた人物であ
 つたけれども、惜ひことには、小さく計りして、緩急をも見ず、只思ひ立つた事は、感しか

れ好かれ無理にやると云ふ性分でこせしめるを仰へ様とすれば直にぐれて色々な事を遣る又酒癖があつたからして自分が御り嫌つたと云ふ計りでは無く、多くの人々からも皆嫌はれて居た併し自分は杉村と始終仕事だけは一所になつて共に居つたが此遊學のことだけは杉村を除いて置き度い考へであつたから先生に對し切に諫言したので先生も至極最もとは聞き取られたもの、今迄一所にした者の内杉村一人跡に残したならば益々不平を鳴らし彌々ぐれて種々なことを仕出かすに相違は有まいぞうなれば吾々が出た甲斐も何も無いのであるからして是非連れて行かねば政府の考へに適せぬ夫れに先生の言はるゝに俺れが一所に加はり行くからは君もそんなに氣遣ひするに及ばぬと云はるゝから其儘にして居ると先生は遊學の事を杉村に傳へられたか又は漏れ聞いたか其邊の事は確に覺へて居らぬが何様我々が遊學のことは真に秘密の内に計劃せられたもので未だ確定したと云ふ時では無い單に内端に崩へ出て漸く本物に成らうと仕懸けて居たときであつたのに此の杉村と云ふは曾て幼少の初り吉田權大參事の内に若黨奉公をして居たので豫々出入もするのであるから此の話を聞くと直ちに吉田氏に面し大いに不平を鳴らして終に其議を以て仕舞つた其要旨は遊學させらるゝと云ふのは政府の御好意に出たので有らうけれども

其實は我々を遠方に遠け同志者の力を殺ぎ何事もされぬやうに巧まれた手段に相違は無い夫れ程迄我々同志者を嫌はるゝならば吾々も亦其積りで覺悟の仕方も有る愈々長崎に遣して御覽なさい直に夷人を叩き殺して仕舞ふと恐嚇し其他にも何か言葉つたさのことで吉田氏も懸念さるゝこととなり折角親切に取扱をせられたことも夫れ切りになり成就し掛けた遊學は悉く一頓挫を來たして終に其議は取り止めになつた此の事有りし後は自分も杉村に對し其不心得を責め重ねゝの行き違ひが生じたので其後は互の交情も面白からぬ事となり相互の間隔意が出来て同志の調停を煩したこともあつた位であるが其ことは其儘で済んだが或る日古松先生の宅で田島清太郎と云ふ同志者此人は自分よりも年齢が老けて四五歳位は違つて居た先輩の有志であつたが自分を別席に招き竊に耳語して云ふには君はまだ知るまいが若津港に先鋒屋と云ふ奸商が居る此者は同志の爲めにもならぬ國の害になる奸物であるから早く取り片付けて置かねば同志の爲めに宜くない其の事の顛末は此の書に悉く書いてあるから君が其衝に當り同志の若手連中を引き纏め遣つ付けて呉れ國家の爲め同志の爲めであるからと云つて其書き付を自分に渡したから受け取つて調べて見たけれども其書付に書き載せてある事柄だけではどう見ても國の害になる奸商であると云

事は分り兼ねたから、道らうを暗ふ決心がどうしても附かぬから、誰れにも言
さず、たゞ獨三三日の間考へて居ると、永延が遣つて来て云ふに、古松先生の内で、先後
座の事を聞いたが、中々悪い奴で國の害をなす奸物である云ふので、あれは早く片付
る方がよいと著々言つて居る。若し全體どうする積りであるか、何故田島が言ふ通り、
世知かを先々に徳園府で居れば、同志の爲めにも成らぬと云ふことをあるから、早く遣
つて仕舞はうとやないか、何故そんなに困窮して居るか、と云つて頻りに迫つたから、此
の書付に懸心である事柄、丈では、彌々國家の害になる奸物であるを云ふ事は、例然し
て居らぬから、道る譯に行かぬ。此の儘遣り付けて、其跡で論が見事に立つかと云ふに、ど
うしても立たぬこと、思はるゝから、其内に道界島の古松先生の内に行き、其序に若津
に廻つて、篤くと聞糺し探索を遂げたならば、必ず明かに成るであらうと考へるから、此
書付は、自分が夫れ迄預つて居るそんなに急ぐことでも有るまいから、自分に任せて置
けと云つたので、其のときは、永延も成程と、自分が言を信じ、其の儘に別れた。然るに、其翌
日になり、小河先生の内から、直に來いと云ふ呼出があつたから、行つて見ると、等崎も間
もなく來て、二所に成つた先生は、我々二人を別席に招いて言はるゝには、鏡山、紀伊守が、
牢を破つて逃げて仕舞つた其遺書に、刑政局の役人等の取扱は、暴虐無道なやり方であ

つたから、此處は終生忘れはせぬ。能度仇を償ゆるから、さう思つて用心せよと云ふ様な
意味を持つた書面を残して逃がたと云ふ事では、鶴岡初め其他の者も、皆立腹して、
草踏み分けて、鏡山を見付け出し、甘心せねばならぬと云つて、跡追つ、駆け廻らぬと
けれども、どうしても解らぬ段々穿鑿を遂げて見ると、熊本藩の同志を頼り、之れに潜伏
して居る模様である。細川藩に依頼して召捕へて貰ふ事としたならば、捕へらるゝこと
もあらうけれども、さうすれば、熊本の同志を罪に陥れねばならぬこと、なり、氣の毒の
至りであるから、此の止は同志々々の力を以て、鏡山を召捕へた方が宜しからうと云ふ
和談が有らぬ、能く考へて見れば、政府が我々の力を頼み、其事をやらせて見やうと思
ふやうに成たのは、乃ち同志の力の些し、伸び掛り、政府に信せらるゝやうに成たの
で、有れば、之に同意を表し、同志の力を出して見やうと思ひ、君等二人を名差して、薦め置
た處が、政府でも彌々取り極めに成つたと云ふ事では、其事を君等に言ふて呉れど、事
ある、君等も迷惑ではあらうが、同志の爲めと思ふて行つて呉れ、手筈萬端は、鶴岡から、直
に聞けと云はれた。夫で寺崎に話し合ひ、どうしたならば、多少、躊躇した點も有つた。け
れども、先生が已に承諾せられた止で、事を分けての勧め方であるから、皆せぬと云ふて
は、先生に對して、濟まぬと言ふ射りで、無く、政府に對しても如何と思はるゝから、先づ行

事として、鶴飼に逢ふて話を聞て見ると、彌々行かねばならぬこと、成つたから仕度して居ると、此度は永延が、佐々木、佐藤、其他同志者三四人連れ立ち来て、言ふに、先屋の事は篤くと取調へねばならぬと云ふので、是迄待つて居たのに、君は明日から熊本に行くこと云ふことで有れば、あの事はどうする積りであるか、其考へを聞きたいと尋ねるので、自分はそんなに長く掛りはせぬ直に歸る管であれば、夫れまで待つて居て呉れ、そうすれば自分も考へを付けて歸る、且つ彼のことはそんなに急いでやらねばならぬ事でも無いからと云ふで、持重論を持ち出し、抑へ付けて置かうと試したのである。然るに同志者の内、若手連と唱へられ、切迫論をなした者の内では、自分は外の者より、年が一つ又は二つ三つと餘分に取つて居たのであれば、大概の事は抑へ付けて居た者の、皆少壯氣鋭の人々が寄り集つてありしかば、何か有つたならば、腕骨試しに遣つて見度いと云ふ事は、銘々の胸中に勃々起り居た時であるからして、早く遣り度いと迫るのも無理では無いけれども、肝心な書付は、自分が握つて誰にも見せ無つたから、是れ迄空しく時日を送り如何共難爲、只迫つた位であつたのに、生憎熊本行きが起つたから、此度は永延計りで無く、他の人々も一所に成り辭柄も出来て向ふの方が勢が強くなり、終に書付け文は見せよ、見たならば解るであらうと云ふこととなりしかば、終に拒む譯にも行かず、彼の書

第八 遊學の経緯

付を取り出して見せたところが、鳥渡見ても解らぬから、預り置き留守中に篤と調べて見度いと頻りに云ふので、夫れなら自分が熊本から歸る迄は如何なることがあつても、決して手を着けぬが、夫れが承知なら貸すが左もなくば、渡して置かぬと云つて取り戻さうとすれば、永延が言ふには、君が歸り来る迄は決して手を下さぬと、其時は眞實面に見えたから、それなら遣つて置くが、杉村には決して見せては成らぬ、其事も承知で有らうと、精々念を押して約束して書付を渡した、其の翌日は寺崎と一所に連れ立ち、熊本へと向ふたが、急ぐ道中であつたから、中一晩泊つて、城下に着き、直に住江甚兵衛と云ふ人の宅を訪ふた、之は古松先生の添書があつたから、其手紙を差し出し、面會を求めた處が、熊本の形勢は打て變つたもので、是れ迄勤王家と唱へられた人々は、皆退けられ、手も足も出されぬ境遇に陥つて居た時であるから、同氏も亦其嫌疑を避け、吾々に面會をも謝絶せられ、高田源兵衛の宅に行けと云ふて、家來に案内をさせられたので、高田の宅に行て見れば、高田には逢はれぬ、妻君が出て来て云はるゝに、主人は役所に呼び出された儘、今日に至る迄歸つては來ぬ、聞いて見ますと、既に牢の中に入れられたとの事である、云はるゝので、自分が鶴飼に於て逢つた古莊に逢はうと思ふて、其宿所を尋ねて見れば、同人も亦一所に召捕へらるゝこととなり、なつて、役人が其宅に臨まれたとき、妻君が氣轉を

第八 遊學の経緯

利かし捕手の役込を玄關に待たせて仕度をするからぞ甘く敷き嘉門をして隣家の塙を破り裏手より遁れ出で落ち延びせたと云ふ事であつた夫れで住江氏に敬へられぬ高田にも逢はれず又若莊も此通りの始末で一寸途方に暮れたので他の同志の夫々の中誰にか逢はせて貰ひ度いと云ふた處が其妻君は中々落付いた人で直に承知になり木村並藤富高喜福岡政衛門阿都蘭助と云ふ人々に面會さるゝやうにして呉れたから其夫人に逢ふて聞取し問ふて見ると高田が捕へられて獄に投せられたのは油田藩脱入に關係した事と云ふ好名義の下に色々な罪科を羅織して獄に下したのだと云ふ其類は横井派の實學黨を元佐幕論を主とした俗論家が合詞一致して藩政を執り勤王の志士を押籠めた其手始めに先づ第一に高田と若莊の二人に手を下し今にも手掛りが有れば其他不及ばし一網に打ち込んて捕へて仕舞ふとする危急の狀で形勢非なるのであるれば脱入に關した事は餘り談話を試みず只主要なる鏡山がこれに離れ内輪の模様を被つて見るに彌々匿して居るに相違は無いから面會し度いと云ふことを懐した處が先方の人々の答に間入が居る處は些し掛ければ鏡山に居る様に我等の舉動には藩が着眼して居るから油中連立も一断に行つて彼等も脱入等に候き討つられせん事を慮起すやも射り難いから今夜微行して共に連立もて行く事に守管を

するから夫れ迄待て呉れど約束が出来て其人々は辭し去つたその時で氣が付いたのは吾々二人共未だ會で鏡山には一面識も無いのに是非逢ふと云ふので約束した事を鏡山が聞いたならば必ず捕えに來て居ると感付くに相違は無い今から直に押掛けて行つたならば鏡山に逢はるゝであらう感圖々々して機會を失ふては成らぬと二人は仕度して直に出掛けて行く途中ハタと福岡に出逢ひしに同人が言ふには先刻御約束申したから其手筈に取り掛り取調べて見ると御氣毒なことに鏡山は用事があること云つて既に阿蘇地方に出た跡であつたから其事を傳へやうと思ひ態々出掛けた途中であること云ふことで其の答へは一と通り筋道立つた申分であつたから其儘別れを告げながら其の意を酌み心を推し量り見れば阿蘇地方に行つたと云ふは全くの虚言でまだ熊本に居るに違はるまいとどうしたならばと考へしも別に仕様も無かつた然るに同人等は後に神風黨と云はれた人々であるが此鏡山を庇保することになりし元と其の交りをつんだことを聞けば一朝一夕のことに非ずして餘程年を重ね因縁を深ふして居たことである其初めは何時の頃で有りしか世に彼の神風黨の巨魁と云はるゝ加尾榮太は勿論其他の人々も皆純粹の尊攘論者であれば外國を征伐せられた武内宿禰の神靈を祭りある高良山に祈願を籠め同志の中より代るゝ兩三人が月に一回は

必ず高良山に参拜して撰夷を祈つたこと、其の参詣の都度神宮鏡山大宮司の宅に立寄りしに、紀伊守も慷慨の有志で有りしかば、何時しか懇意の中となり、國事に關した事も、折り／＼話したと云ふこと、有りし故、此度牢を破りて久留米を脱出し、右等の人々を頼りしは、恰も窮鳥懐に飛入るの狀でありしかば、獵師も之を殺すに忍びぬと云ふ譬への如く、福岡等も容易に其人を渡さぬのであらうと、吾々も亦久留米に於ては同し境遇に落て居るので、却つて同情の心を起し、且つは武士の意氣地として、一旦話して疵蔭しものをおめ／＼渡すと云ふことも有まい、殊に武士は相見互と云ふことも有れば、其境遇と事情とを想察して、吾が身に引較べ思ふて見れば、無理に斯ふと云ふ譯に行かぬさりとて、國許を出でしときに、手に餘り又は届かぬときは、細川藩に依頼して、迄言はれた事もあれば、如何したならば、吾々の任務を全うし得るのであらう、吾々も有志者と云ふ名の下に、藩命を奉して來たのであれば、俗吏の手を假り、同志を頼したと云つては、武士の面目が立たぬ、假令藩廳の叱りは蒙ることも、其尤めを甘じて受くるより外に、仕方は有るまいと二人は覺悟を極めたので、鏡山のことには斷念し、夫れより只聯絡を結ぶことの話しを纏め、手持無沙汰な有様ですと云ふ國に歸り着き、有りし事の顛末を述べ復命した然るに、歸り着て見れば、同志の人々は既に刑法局の御白洲で、先後屋の吟

味をして居ると云ふことであつた、永延等が藩に若津に行き、先後屋を描へ吟味して見なければ、一向歸ちが明かぬから、連れ來り刑法局に引渡さうとした處が受取らぬ、而して役人等の言に、國家の害になる者であると云つて捕えて來たのは、實に國家を思ふた殊勝の仕方であるから、其事實を明かにして貰はねばならぬ故に、場所だけは貸與へてやるが吟味を遂げ伏罪したならば受取ると云ふこととなり、専ら刑法局に於て吟味して居るから、君も幸ひ歸つたので、明日から加勢して呉れよと、最も得意氣になつて陳べ、立且同意してやれと促し追られたけれども、自分には同意を與へず、加之、斯く迄約束して行つたのに、君等は約束を履まず、何故そんな事を仕出かしたかと尤め甚だ心得違ふ仕打でありしと、不同意を鳴らし、其失錯を責めたので、永延は却て之に激し氣色を替へ怒りを含んだ詞で、全體先後屋が事は、君が専ら任じてやる筈ではなかつたか、夫れに愚圖付いて居る内に、熊本に行きて彌々時宜を失ふやうに成掛つたので、如何にしたならば宜いかと思ひ、古松先生を道界島に訪ふて聞く筈であつた然るに、留守であつたから、其序に若津に廻り調べる筈であつたが、不圖手を下して捕えたのであれば、君は喜んで加勢するのが正常な事では無いか、夫れに不同意を唱へて斷るとは、以ての外のこと、却つて怒るが如き状態でありし故、餘りに及向ふても成らぬと思ひしかば、折

角君等が手を下して遣り掛けた以上は、人の手を借りず十分遣り給へ。乾度服罪するであらうからと云つて終に關係は仕無かつた跡で能く、聞て見ると、永延等が打寄り話に川島も近來彌々杉村の面白く無いやうに成つて居るから、言ふなと云つたに相違は無い、構はずに言はうと云ふことになり、杉村に言ふたこの事で有つた杉村は例の氣質でも、何れも構ふものか川島がどう言ふでも構はないやれと云ふたわけでも、永延初め其他の人々は古松先生に聞いて見様と云ふことになつたので、二人が主となり外に兩三人誘ひ集め、古松先生の寓居境界處に渡りしに、先生は上妻に行かぬと云ふ留守にて、誰れも居らなかつたから、目的は外れ方向に迷ふた有様で、空しく歸るも、鹿らしく思はれしに幸にも鐘多証に權平と云ふ人が居た此の權平と云ふ人は、義侠心に富み、王爺では無いに珍しい人で、勤王を唱へ先生が大石村に専ら居られた時、勇々來て先生と痛快に談論し、面白い話も折々出て、吾々も愉快に感じ、此の翁の話は何時か喜んで聞て居たが、其の歸り掛けには、いつも吾々を顧み笑ひ乍ら御馳走して食はするから、下も方にも來て見よ、甘ひ物が澤山有るからと繰返して述べらるゝのが、別れの詞挨拶見たやうに成つて居たのであるから、自分も何日か行て御馳走に預り度いと云ふ考は、時々起り、同志者とも其話をして居たので、あれば、永延等も定めて其積りで、權平の宅

を訪ひ御馳走の餘興に乘じ、若津迄飲みに行き、又其興に乘じて終に先後屋を捕へ、直に服罪さする積りで遣り掛けたのである、斯様な遣り方は、杉村が遣り兼ね間敷慣用手段であれば、乾度かく遣つたに相違は無い、然るに捕へて尋問して見れば、此方は書生計りで事には、狙れず頭覆せに遣り付ける筈で、一氣に遣り掛つて見た處が向ふは年も長じ、世故にも慣れ、一と際立て仕事した商人であつたからして、人にも嫌はれ、奸物と迄呼ばるゝ事と成つたに相違はないから如何に手酷く言ふて吟味しても、確實な證據を押へて居たと云ふでは無く、只不完全な書付を本とし口先で以て手易くやり付けやうと輕々と手を下したのが、乃ち失錯の本となつたのであらう、刑法局で吟味した模様を聞て見ると、先後屋は書付に對し、一々辯解して、淀む所も無く、言ひ開きて終に服罪し無つたから、政府に於ても杉村等を保護するの道も立たず、反坐法とか云ふ刑律に照らされ、杉村永延の兩人は可愛相にも一ヶ年間の禁獄に處せられ、庄島の牢に打込まれた併し、此禁獄に處せられた爲め、僅に一ヶ年の刑期を受けて済んだのであるが、若しも此刑に處せられずして外に居たならば、必ず自分等と一所に仕事をせねばならぬさう成つて居たならば、只では済まぬ、短くても三年又は五年位の處刑を受けたであらうが、自分も永延と杉村の二人が禁獄の刑に處せられた時は、甚た氣の毒に思はれ、早く出獄する様に

仕やうと思ひ雨先生に屢々迫つた事が有たけれど、未だ其運びに至らざりし内に却つて兩人から憐まるゝの身となり、永の年月辛酸を嘗めたと思へば世の中の事は實に靈翁が馬と同じく、昨日は人を憐んだかと思ふ間も無く、其人から却つて憐まれむと言ふのは、實に有爲轉變の時代であつた。

第八 遊學の経歴

二二六

第九 同志士米屋町莫屋庄助を斬る

古松先生は道界島と大石の兩所に掛け、彼地此地と常に往復して居られたものゝ其頃は種々の用事が疊積して居たので、大石の方に姑く逗留して居らるゝことゝ成つたから、自分は日々往て聲咳に接して居たが、何日であつたか、矢加部と吉田が何か竊かに耳話し坐よりつと立ち上り、自分を差し招き、此方にと云ふて二階に連れて行かれた故、従つて登り行けば、矢加部が先づ口を開いた。此の矢加部と云ふは、平次郎と稱し、上妻の新莊に居た人であるが、今は八女郡に居る矢部忠三郎の實兄で、先生の姉の子になり、甥に當ると云ふ者の、其年齢は先生と餘り違はぬやうに、年取つて居たやうで、學問も有り、見識も有り、辯舌と來ては、矢張り古松先生の系統を踐み、殊に策略術數は先生にも劣らざる事に達へば、直に胸に湧き口に溢れ外に出づると云ふ工合であつた。曾て先生が吾々の爲めに日本外史の講釋をして居られた時、他出留守の節は、此の矢加部がいつも先生の代りになつて其席に就き會話をやつて居たが、吾々の同席中に議論沸騰して、治まりが付かぬ時、此の矢加部は誰れ彼の差別なく、縦横無盡に快辯を振ひ切つて廻し、後には吾々を口先で翻弄すると云ふ工合になり、中々寄り付かれ無かつたが、其翻弄に逢ふた者

第九 同志士米屋町莫屋庄助を斬る

二二七

往々怒り出し坐を起つた者も有つたので、其語は後々迄も胎つて居つた之に反し吉田は其口が極く鈍かつたが、其名を藤太と云ひ野中村の住人で、御先手足輕を勤め、其頃迄は奇兵隊に入つて、何かの役を勤めて居たが、武藝は定めて嬉み有つたのであらう、然るに學問は餘り無かつた、只膽は据つて居た、而して重も苦敷き言ひ振りで、口を歪め、ネツツリ熱釣り意見を陳べ、議論を互に戦はせ、言ひ募り争ふ時杯は猶更熱心に意見を述べ考へを言ふのであるが、議論を互に戦はせ、言ひ募り争ふ時杯は猶更其口を歪ませ、執念強くもぢり／＼言ふて止めぬ之には誰れも閉口して、其氣根に負け、た者もあつた又は面倒がつて其意に従ふた者もあつた、又取合はぬものもあつた、此人は自分が知り合になる前に、左の食指の中段の處より切つて居つたので、其切り口には、いつも袋を冠らせて居つた、我々の同志中に指を切つて居たものが二人あつたが、其一人は此の吉田であるが、今一人は岩橋待香である、此二人は同志者中で其に一種毛變りの人物と目せられ同じく指を切つて居たが、此の岩橋は後に西郷翁の知遇を受け、死生を共にしやうと迄決心して、色々の事を仕やうと巧んだのであれば、十年の戦役に、彼の亂に投じ味方をせねば成らぬのであるが、味方をすれば名義に悖り志に違ふ、去迎西郷翁の知遇も、難賊止進退維谷りて居たのであつたが、西郷翁が彌々城山の露と消え亡せ

第九 同志士米屋町英屋庄助を斬る

られた事を聞いて、佛門に歸し僧侶となり、名を徹善と改め、袈裟衣を着て、珠數爪操り、曾ては寺に住んで死者の瞑福を祈りしが、今は朝鮮の釜山に移つて居る、吾々の同志明輩は多人數であつたが指を切つて居たものは僅に二人りである、此岩橋が切つた譯は、如何の因縁に出たのであるか、夫れを知つて居る者は、一人りも無いと云ふ評判であつた、此の二人は其風采容貌氣質と云ひ身長け素振り恰好に至る迄どうしてあんなに能く似寄つた者であるかと言ふのは、當時の衆評であつたけれども、議論の仕方詞付き杯は、多少異つて居たやうである、然るに此吉田が指を切つたのは、戯れ事の仕損じから、命の代りに成つたと云ふ事、同人が應變隊に居た頃、大勢打寄り色々な雜談をなして居た際、佐々木岩之丞と云ふ人があつたが、確か參謀とか隊長とか何様羽振りの利た役人で有つたが、其人の後ろに吉田が居た、其吉田は何の爲めにさうしたので有つたか、其譯柄は聞か無かつたのであるが、何でも此の吉田が佐々木の後ろから手を振り上げ、首を斬る真似をして見たと、確かに斯うと云ふ程の事では無かつたことであつたが、何様首切るやうな手真似をしたと、傍らに居た人が言ひ立て、何事をするかと、尤めて、人に知らしめた、而して其人は、吉田と豫、軋した人で、其交りも餘り面白くは無かつたことと、互に快からぬ中なれば、其人は之を大袈裟に言ふて、唯し立て、且つ言ふには、輕輩の

第九 同志士米屋町英屋庄助を斬る

身分として侍の上役に對し不埒な真似をしたのは上役を蔑如したもので、言語同斷の振舞ひなれば此の儘に打遣り置けば、秩序が紊れ威嚴が失墜する。加之他の者が之に見倣ふて上役を輕蔑するやうになるかも知れぬ、一般の見せしめ將來の戒めに手討に仕舞へと頼りに佐々木を勸め擲り立て、他の人々の同意をも促し、竊かに己れの遺恨を晴さうと巧んだこのことで之に同意するものも出來たが、之に反し不同意者も出て、夫れには及ぶまいと宥め又は切腹させよと言ふものもあつて、議が區々に成りし折、些し思慮分別ありし人が吉田を促し別席に去らしめ、而して佐々木を宥め慰めて曰く、吉田が彌々さうしたとしても、元々一場の戯れに出た事であつたに違ひ無い、夫れを尤め立てして、大業に言ひ立て同隊の者を殺すと云ふは、國家多事の際、あたら勇士一人を朱ふ辭になるのであれば、御上に對し餘り好ましからぬ事と思はるゝから、其罪を赦し、あやまり謝せしめ、爾後を戒め慎ましむれば好いといふやうな工合で、其評議が鳥渡抄取らぬ有様となり、決して兼ねて居た内吉田は別席に有り乍ら、火鉢の端に寄り添ひ、默然として居たが、何思ひけん左の食指を火鉢の角に押し當て、腰に差した脇差を引き抜くなり、ボンと其指を切り落したから、血は一面に迸り、濺滴として流れ出たと云ふ有様を呈したので、坐に有りし人々は不意の出來事に驚かさされ、皆々魂消て騒ぎ立ち、打寄り手

第九回 同藩士英皇御遊幸を斷る

當をするに云ふ混雜を惹き起したので、隣席に在つて評議をして居た人々も、之には驚き機先を制せられた鹽梅で、今まで争ひし模様とは打て代り、夫れ程までに決心して居るなら、もう夫れで宜い、と云ふことになり、手打も切腹も何もかも沙汰済みで、夫れ切りに此の事は済んで仕舞つたと云ふことであつた、扱て此の吉田と矢加部の二人が自分に對し二階の隅で何事を談じたかと云へば、自分に向ひ、君等が主張する藩政改革、藩論一致の力を擧げて、天下に仕事をすると云ふのも宜い、又寺崎横枕等が奇兵隊を助けて、山口挽回策を施すと云ふも、共に悪い事では有るまいけれども、今の遣り方と、其の模様とに依り考へて見れば、容易に爲し遂げ難いことと思はるゝ、夫れに付き我等が思ふ所は、此方から出懸けて、廣く天下の士に交り、各藩の人々と結び付き、共に力を盡せて遣らねば事は成就せぬと思ふから、内外氣脈を通じ、東西一時に遣り掛け、廟堂の人々を遣り集めて所を知らしめざるやうにするのが、目下の必要であると思ふから、もう手を分たねばならぬ時になつたやうであるが、内の事は君等と共に盡力したから、彌々見込も立つたから、先づ以て宜しいと云はねばならぬ、然るに外の事には、一向手が届いて居らぬから、吾々は國を出て、草鞋の身となり、各地と各藩に奔走して、連絡を付け一所に遣る事としたらば、屹度手が延びるであらうと信ずるから、吾等はさう決心したのである

第九回 同藩士英皇御遊幸を斷る

第九 同志士米屋町真屋庄助を斬る

が君は豫々出て行く云ふ論者であつたから此のことに對し異論は有るまい定めて同意であらうから一所に出やう夫れに付ては第一金策をせねばならぬので心當りの人々に手を付け金銀を試みたが其者等が云ふには國の爲めになることならば金は幾許でも差し出すが國の爲めならぬ奸商は人民を困らす者であれば之を除いて貰はねばならぬと頻りに望むのも尤のことと思ふから吾々が出て行く時は是等の者を夫れく取片付け出る筈である此事にしても君は異論は有るまいから一所に出るやうに仕やうぢやないかと全く頭ごなしに言ひ付けるやうな詞遣ひで相談せられ且同意せよと促されたのである自分も斯う言ふ事は初めて聞いた事でも有り突然たる相談に出喰したのであればをいそれと同意する譯にも行かず如何したら宜しきかと稍々躊躇し一寸返答に苦み決心も何も出来無かつたから先づ奸商と目する者は誰れで有るか又國の爲めならぬと云ふ事柄は如何なることであるか其譯を聞き度いと聞ふて見ると吉田は爰に書付があるから見給へと懐から取り出して渡したから受取つて展いて見れば廉書きにしてあつた其調へ振り書き方文面等は丁度若津の先後屋に係る罪状書と稍々類似したもので或は一つの手に成つたものでは無かつたかと思はるる位能く似寄つた者であつたが其人は誰れで有つたかと云へば米屋町の真屋庄助と

第九 同志士米屋町真屋庄助を斬る

云ふ町人であつた其書中に擧げられた事柄は確に斯うと云ふ事は覺へて居らぬが何さま其書付を展いて讀む中に考へが漸く付いたから終までは讀まず其の書付を其儘に置いて答へたのは自分も一旦志を立て國家に盡さうとする以上一日も早く目的を達するやうにし度い心は誰しも同様の事で早く何とかし度いと望む心は山々であるが藩論一致の事も段々進んで目的に到達する日も餘り隙取りはせぬで有らうと思はるゝ事が多々あるけれども吾々同志者中には色々な事に手出しては失敗して失錯を招く其度毎に跡戻り隙害が増して思ふ如く成らぬのであるけれども幸の事には全部に其害を及ぼさず只一部分に止まり大體の上には左迄妨害を與へぬやうであるからして今姑く我慢辛抱し着々實地に運ばせて居たならば必ず志も貫き目的に到達するであらうと考へらるゝ今日に當り藩を見捨て國を脱け出し草莽間に入り仕事を仕やうと云ふ事はどんなに考へても同意はされぬ且又國の爲めに盡さんとする吾々が金策する爲めに奸商とか何んとか忌はしき名を之れに與へ其者に對して自ら手を下し斬るなど云ふのは實に筋違ひの話であらうと思ふから是れにも亦斷じて同意はされぬ然のみならず自分が之に同意をさせぬ計りでない誰しも同様でさう有度いと思ふから奸商を斬る丈けの事は君等も思ひ止まるが宜しからうと面を犯して忠言を

述べた處が、二人りは既に決意して後自分に相談したものと見え、且つ二人共自分より年上の長者であれば何の小癩な若輩の身であり乍ら巧者振り長者に向つて諫だてどはけしからんこと、言はぬ計りの氣配で吉田は頭覆せに言ふに君は屹度同意するに違ひは無いと吾々は信じて居たから、大事を打ち明かし相談したのであるのに、君はさうしても同意をせぬ不承知とあれば今更仕方は無い併し吾々も一旦口を開き大事を明した以上は此儘に引く譯に行かぬと、詞鋭く意強く陳べ立て、且言ふに君も定めて覺悟して答へたのであらうが、彌々同意はせぬか、さうか、其邊の事をキツパリ返答をして呉れど、意氣卷き、惱りを含んで迫られた、一體此頃の狀態は殺氣滿々、脇差又は居常腰に差して、一時も之れを抜かず、差した儘にして居たのであれば互の意志が行違つて跡に引かぬ事となれば、ごんごんことが出来るかも知れぬと云ふ實に劍呑千萬の時で一般の人氣も猶ほ如斯氣風と狀態を呈して居たのに、應變隊に居た者又は我々同志の人々は取分け甚しく、斬らば突かうと云ふ氣概は、行住坐臥、揚眉瞬目、頃刻の間も、油断なく氣宇の間に滿ちて、互に後れを取らじと、常々之を心に懸け、些しの油断も無く立ち交り、共に覺悟をして居たので有れば有志者は實に疎褻悍戾、常規に従はざる者の寄合で出逢次第に交りをつんだ人々と云つても宜いやうで有たから、其頃篤實濃厚な君子風の

人又は敵愾の氣に乏しく、或は臆病者杯は殆ど逃げ隠れ吾々と交りをつたふ云ふ狀態であつたからして、其殘りは負けず劣らず、互に氣を以て、相凌ぐと云ふのであれば、自分の如き弱蟲と雖も、其の時分は矢張り是等の者と張り合ひ、力味返り負けぬ氣になつて居た時であれば、跡に引いた事は無かつたから、二人に向ひ、君等は怪しからぬ事を云つて人に迫り強て同意を求めやうとする様子であるが、本氣に成つて之を云ふか、將た試に言ふのであるか、君等が言に國の爲に成らぬ奸商であるから、斬て片付けねばならぬ、未だ一所に成つて遣らうと、其事を親友の自分に相談した然るに同意を表せぬのみならず、思ひ止まれと、切言して諫止する自分に對し、以ての外の言葉を陳べて、差詰り罪も報も無い同志に覺悟して答へよ、杯と慮外千萬なる言ひ草を以てするのは、事理顛倒した考へでは無いか、心靜かに落ち付て能く考へて見たならば、此位見易き事を取違へるやうな君等でも有まいに、道理に合はぬ事を言ふのは、何か爲にする考へから起つたのでは無いか、併し君等も此事は何れどか、決着を付けねばならぬと、彌々言ひ募るならば、幸に先生が下に居らるゝから、一所に行つて指圖を受けて見やうと言つて、其俱連れ立ち、行かうとした處が、二人は口を揃へて、既に口外したのに、君が不同意を唱へ、且思ひ止まれと、迄言ふから、此事が他に漏れ聞へはせぬかと懸念の餘り思はずも強く

言つたのであれば、心に掛けて呉れるな、只事情を酌んで呉れど頼りに陳べるのであつたから、自分も其儘に別る、譯にも行かず、二人に對し、君等も自分を其人と信じて、大事を打明し、相談したので有らう、夫れで川島も自信する處を陳べて、答へたのであれば、事は是れ切りで済んで居る、決して他人に話す必用も何も無いから、自分も口外するに及ばぬ故に、人に對し口外せねば漏るゝ氣遣は一つも有まい、只君等が緘黙を守つて他言せぬなら、外に漏るゝ氣遣は無い安心して居給へとの詞に、二人は夫れなら他言して呉れるな、先生には我等が時機を見て言ふから、君が直に言ふて呉れるなど口止せられた其後、二人には折々逢つたけれども、何の話も無かつたので、此事は思ひ止つたのであるから、何の音沙汰も無い事と思ひ、其儘にして居た處が、或る日先生の宅に行つて見ると、坐敷で酒宴が初つて居た、其有様は平常の模様とは頓と變つて居た、而して其坐には、吉田と、夫れに鐵砲小路の鹿毛松次と、野中の笠林太郎の三人が、服装美々敷綺羅を着飾り、謂はゞ薩張りした扮装で坐に居る、其中にも吉田は見事な袴を穿ち居るから、能く見れば、見覺への在る袴である、此袴は中々謂はれぬ在つた者で、自分は勿論杉村が大に企望して、先生に屢々追つて之を貰はうとして請ふたけれども、與へられなかつた、自分も一度は穿ちて見度いと思つて居たものゝ、先生はどうしても許されぬ而して極秘藏に

取り扱はれ、誰れにもやらぬと豫々言ふて居られたので有れば、後には我等の評議に、此袴は先生の御氣に入りの者で無ければ與へられぬ者で有らうからと、言ふて断念はして居たものゝ、皆竊かに企望はして居た、然るに此吉田が穿つて居るのを見て、自分も是れは變だと思ひ、先生に向ひ、あの袴は吉田に下されたのでありますかと訝り問ふた詞は、何と無く憚りを含んだ語氣で言つたのであれば、先生は笑ひ、答へて言はるゝには、あれは吉田が勝手に引出して穿て居るのだと、すげなく言はるゝ、其詞はどうしても合點が行かぬので、吉田に向ひ、君はどうして其袴を貰ふたかと、差詰めたけれども、吉田も亦おいそれと其譯を言ふ筈は無い、唯笑ひながら、一寸試に穿て見たのである、杯ごまぎらかして居た、扱此袴は先生が常々言はるゝに、是れは伊藤源助が穿つた者である、伊藤源助と云ふは、先生の友人で、奥州征伐の時、白河口より攻め行く進軍の參謀とやら、云ふ幅の利た役を勤め、連戦連捷、仙臺に打ち入りしに、伊達家は既に降伏になつた、然るに仙臺滞在中、伊達家に於て、態々職人に命じ、比類稀なる地質に織立て、進物にしたと云ふのが、此袴で、源助は常に之を穿つて、人に誇つて居たこととありしに、京都祇園町の藝妓が寄つてたかつて、之を懇望し、帯にして一度締めて見度いと、言ふ艶話をも具した袴であつて、源助は之を誰にも與へず秘藏して穿つて居ると云ふ事である、後に同人が

主謀となり、大村益次郎が奥羽の戦争も首尾よく済んで錦衣故郷に凱旋するの途次伊勢大神宮に参拜したとやら其邊の話は詳に聞か無かつたが、何さま維新改革の手始めに先づ第一に大神宮祠官等の祿を削り去り、機き取らねばならぬとやら云ふ話では又詳に聞か無かつたけれども、事の主旨は是れ等の者に給する處の俸祿は、猿の後手に握る丈けのものを與ふれば、夫れで宜しい其の餘は悉く減することにはせねば何事も改革は出来ぬ改革の手始めは伊勢にありと論じた云ふ話が本となり伊藤等は之を名とし謀る所有りしに、大村は京都に立寄り、妓樓に上り酒宴を催し居る際、此源助が他の人々を帥で斬り入り、手傷を負はせた其の時此袴を穿も居たりしが之を脱し、其時一所に其場に臨んで居た岡崎恭助に托し、之を先生に遺物として殊更に贈つたと云ふ事で恭輔は此の袴を齎し、久留米に落ち延び先生に呈したと云ふ來歴を持つた品物で實に珍しきものなれば皆之を得んと望んだも無理ならぬことで、前に述べた次第となつたので、孰れも断念したやうに裝ふて時機の到るを待つて居たのに、今吉田が之を穿つて服装美々敷出立つた酒宴の有様は妙に感じたので、色々聞て見ると彌々出て行くこと云ふ事で、離杯の爲めに設けられた宴席と云ふことが解つたけれども、眞屋のことは何の話も無いのであれば、定めて思ひ止まつたのであらうと思ひ、其儘別れたが翌朝は暗

第九 同志士 眞屋 眞屋 眞屋 眞屋

き取り、で、未明眞屋に、眞屋者が、遣入り、番頭を斬つて立退いたとの事有りしが、吉田等は思ひ止まらず矢張り門出の血祭をして出たのであるかと甚だ遺憾に思はれた四年の大獄起るや、吉田等も又京阪地方で捕へられ獄に繋がれた吾々は素より大罪を犯し、國難に殉ずる積りで、不得已あの通りの事をしたので有れば、極刑に處せられ鼎鑊も亦辭せず甘んじて受くべき罪科で有りしに、生命を保つて今日の世に身を全くすることを得たりしに、吉田等は却て死罪に處せられしは、眞屋に關したことの爲めならんかと思へば、甚だ遺憾の至りであつた然らずんば、只國を脱出して、色々計劃した罪科計りならば、如此嚴刑に處せらるゝにも及ぶまいのに、志した目的にもあらず、只國の爲めに盡さんとする門出の血祭をした爲めに、吉田は勿論鹿毛迄も二人共斬罪に處せられ、笠一人禁獄中病死したと云ふ其の笠の人となり人物は、自分も交り結び互に往來したと云ふ事が無つたから、委しいことは知らぬ鹿毛は、小河先生の門で折々出逢ふて、言語を交へ、談話も試みたのであれば、想察することも出来るが、何さま風采も能く品位骨柄申分もなく、爲人至て穩かな方で、品格の宜しい人物であつたやうである。矢加部も其時是一所に國を出て、上國に行き、共に草莽間に交り、大に盡瘁したと云ふ事で有りしに、後吉田等の忠言を一切容れず、惑なる舉動計り敢て爲したと云ふ事で、吉田等

第九 同志士 眞屋 眞屋 眞屋 眞屋

に迫られ終に切腹して死んだとか又忠言を容れ無つたから片付けたとか何とか其顛末は詳らかに聞く事を得無かつたが此事の有た次第を報知の爲め上方から福田市太郎が態々歸り来て先生に告げた其時自分は先生の内で用事をして居たから詳細な事は聞いて居ら無いが聞いた話は前の通で先生も吉田等が自儘に矢加部を殺した事は多少遺憾に思はれた點もあつたやうに見受けられたのであつたけれども最早や取返しに成つて手を下した譯は其際一覽した書付に載せてあつたのであらうから見る事は見たに相違は有まいけれども心を留めて居ら無かつたからして如何の譯柄で有つたかと云ふ事は記憶の内に残つて居らぬ然るに熊本曲四中久留米經濟談が屢々出た其折々に太田氏は久留米藩經濟上の事に種々研究を積んで居たのであつたから當時の事を互に研究した時藩札引換への事より久留米藩の楯織組織談となり無端も莫屋庄助のことに移りしが吉田等が手を下した其本も或は夫等のことに關聯して終に斯様にしたのであらうと言ふのは太田の考へであつたが自分も同様に思ふから其時の話の顛末と自分が成長する頃親しく目撃した所のもの等を寄せ集めて爰に述べて置くのであるが藩札引換の事は其當時殿に行はるゝ事となりしは乃義源院公が財政

第九 同志士米屋町英屋庄助を斬る

の整理に心を用ひられたもので其事を詳かにすれば藩政改革せられた本の根底をも是によりて窺ひ知らるゝ事が出来るのである其藩札引換の制度は當時各藩に於て孰れも行はれた事柄で有つたので有らうとは思はるゝものゝ久留米藩の如く一定の極りを付けて引換を履行した藩は餘り餘計には無かつたやうである故に久留米藩の藩札は常に一定の價格を保ち接近の隣藩に迄「ごし」通用して取引上大に好成績を殘して居たので有る今其梗概を述べねば其状態が明かに成り兼ねる明かならねば久留米藩經濟の鞏固なりし事も解せられぬので有れば爰に之を陳べるのであるが事實上に於て或は誤謬の廉が有ると云ふ事も亦或は免れ得ざる事にはあらずやと懸念せらるゝ事なきにしもあらねば見る人は其積りで見て貰ひ度いのである何さま義源院公の父上に當らせらるゝ大良院様と申上ぐる御方は當時國主大名中豪邁の聞へあつて諸侯中に幅を利かせられ負け嫌らひで何事にも派手やかにやらるゝ御性質であつたから御遣ひ捨てに成つた金子も餘程多く終に御勝手が不如意に成り否運に傾きしかば町方にては御用聞町人と云ふ者が澤山に出來て金の御用を聞き又在方では前納と云ふことを申付られ人民一般誅求に苦しみ藩士には渡る者も渡らぬと云ふ工合で如何とも難爲其結果藩札の相場に狂ひが生じて金紙の差は益々甚しく成たと云ふ事で

第九 同志士米屋町英屋庄助を斬る

つて居る此の役所に於て休日を除く外毎日、藩札と金員と引換へるのであれば朝から晩迄人が此の役所に箇集して引換へを乞ふたが其金高は一人一日に付五拾兩と云ふに定められて居たやうである。而して其引換へを請ふ者は男子の大人乃ちオトナで無ければならぬと云ふ事になつて居たから必ず大人が出て引換へを受けねばならぬ然るに引換へを請ふ者は日々多勢で朝から辨當持ち掛け引換へに出掛けると云ふ混雑であるから役所では到着順次に引換へてやる故に些しく後れて到りし者は殆んど一日掛りと云ふ鹽梅なので有れば大人の一日掛りの仕事に僅か五十兩を引換ゆると云ふは甚不經濟であるから子供を大人に仕立て之れに充てた全體大人と子供の區別は其當時に於てどうしたか云へば先づ年齢に依りて區別を立てるのが定則であつたから男子が十五歳になれば之を成童と唱へ元服する事となり前髪を剪り落し二十歳となれば初めて大人乃ちオトナの部に入る事が出来る然るに事故の爲め之れに依らず又は従はれぬものがあつた時は十六七歳迄も前髪を剪り落さぬ其時は矢張り子供の部類に組み入れられた之に反し十一二歳のものにも前髪を剪り落して二十歳になれば矢張オトナとなる故に前髪の有無に依り子供と大人の區別を爲すと云つてもよいのであれば此の金換に行く者は未だ十五歳に成らぬ子供で僅か十一か

第九 同志士米屋町英屋庄助を斬る

二で前髪を取つて二十歳になりオトナの部に入りて金換に從事したのであつたから久留米の城下ではまだ十五歳に成らずして前髪を取りし者に對し其人を指し卑下して金換二十歳と呼び大に侮蔑を加へたので其詞は其當時に於ては一般の稱號流行語と成つた位で有る由是觀之其當時金換への盛んな事は推して知らるゝ斯う言ふ工合で藩札引換への制度が常に實施せられたので久留米藩札は一定の相場を持続し些しも下落はし無かつた必竟引換金の準備が見事に出来て藩札の引換へが能く行はれて居たからしてさう成つたのであらう其當時久留米藩が兌換制度を立て見事に行つたと云ふ其基金は楯の實職の力に依つたのであつたから舊藩時代各地に楯樹植立に奨励を加へ保護を與へ産出する處の楯は直に買上げて之を大阪に輸出し金員に引換へ其金員を兌換基金に充て運轉を巧みにして藩の財政を整理した其手際と云ふものは中々至れり盡せり有る然るに此の運轉の術に當つて實務に従事した侍の上り役もあつたのであらうが實際實地に活動した者は町人である其屋は乃ち其術に當つたものである然るに其屋を奸商と呼び傲した譯は楯の生産者に對し内端金として歩通りを與へ其品は悉く受取つて大阪に送り出し直に賣拂ふて其金は受取つて居りながら蝦屋に對しては大阪表の仕切りが未だ出来ぬからと口實を設け其殘金をいつ迄も渡

第九 同志士米屋町英屋庄助を斬る

さぬ其間之を他に流用して利益を己れに收め、貪つたと云ひ、又は仕切り高を詐つて高下したと云ふのが蠟屋の申立て、奸商と呼び做し、國賊と云はれた本であつたのであらうと思はれる、且其頃在地に於て、稍々金融の利く者は、大概ね蠟屋と云ふ工合で有たら吉田等も金策を蠟屋に依頼した結果が、斯く言ふ工合になつたのであらうと思はる、然るに英屋も、其頃身代を大に伸し、黄金を持つた町入は、英屋に並ぶ者が無いと、盗賊判を受けた位の町人で有つたから、人の疑ひも惹き起し、嫌疑と猜忌の中に、奸商と言はれ、國賊と呼ばれ、斬られやうとしたのであらうこの事であつた。

第十 山口藩脱人の潜匿竝に助命論

若津先後屋に關係した永延杉村の兩人は、禁獄の身となり、又英屋を斬殺さうとして其の番頭を斬つた吉田等も、國を脱け出たので、過激切迫論を主張した者の爲す可き仕事は、一寸一段落を告げ、皆不始末を來したので有るから、吾々同志者のする事なす事に不満を懷き、隙があればと白眼み詰めて居た人々、又は俗論家の面々は、好機會とでも思ふたものか、其人々は稍々頭を擡げ出し、吾々を抑へ付けやうと、竊に計畫したこの事、有りしかども、水野大參事が政府に居られ、又小河古松兩先生共に嚴然として居らるゝのであれば、終に無事に済んで仕舞つたのであつたが、自分も鶴崎から歸つた後は、山口藩脱人のことには、猶更關係を薄うして、口も出さず、手も假さず、何等の加勢もせず、眞に傍觀の地に立ち、空を詠めて居たので有りしが、同志の士は前にも述べた通り、色々な事に手を出して、段々人が減じ、脱藩人に關した秘密の事に預かる可き人も無いやうになり行いたのに、一方では脱藩人の跡を慕ふて來る者も有り、又は招き寄せられて來たと云ふ有様で、其の人々は次第に殖へて來たので有しかば、是迄の通り我意を言ひ募りて、關係を絶つと云ふ譯にも行かず、其上古松先生の言ひ付も有りしかば、折り／＼驅け廻

り奔走し、又手傳して居たので有る、其間回復の謀議の席に列して與り聞いたと云ふ有様で有しかば回復策を運らす者の中間入でもしたやうに思はれて居たが、何さま寺崎三矢吉は久留米に居て古松先生の片腕ともなり、専ら其衝に當つて謀議に參與した然るに上妻の横枕豊助、中村彦次、師富進、太郎平彦助等の人々は、脱藩人等を現に潜伏させ、彼等と共に回復の策を講じて氣脈を通じて居たのでありしかども、之を實地に行ひ、實際に行はうとすれば、先づ第一に兵力を要するのであれば、寺崎は頻りに應變隊の同志者中、過激派に交りて結び、歡心を買ひ、其用に供へん事を努め、傍ら鼓舞作興して勢を付け、其人々の心を攪ると云ふ有様で有りしかば、人氣は彌々振ひ立ち、今にも遣り掛ねばならぬ状態と成つて居たので、其間に携りて居た人々は、彌々乘り氣になり、輕舉暴動も仕兼ね間敷き有様でありしが、古松先生は前にも述べた通り、脱藩人には人物は一人も無い回復の見込は到底立たぬと云つて、大樂等を齒牙にも懸けず居つたから、回復の事には餘り深入する模様は無く、只潜匿をさせると云ふ工合であつた、其頃信州松本藩士と唱へ、金山二郎と云ふものが先生を訪ひ來て、久留米に暫く逗留して居つた、此の姓名は何れ偽名であつたらうと思はるゝ、其頃有志の士で各藩を經廻り、奔走して國事を談じた者は、大概ね本名を名乗らず、勝手次第な變名を作り、唱へて居たので有れば、此金

久留米藩脱人記

山二郎にしても、孰れ之と同様であつたであらうと思はれたが、其風采容姿は其頃他より遁入り込で來た人に比較して見れば、一と辭有り相に思はれ、辯舌爽かに、識見も亦常ならず、能く當時の形勢を洞察した議論を持つて居たのであれば、先生は多少之を信せられた模様であつた、想ふに此の者は、渡邊昇が福岡藩の賈札取調の爲め福岡に出張して居つた頃で有りしかば、渡邊の手先に使はれて、遣つて來て居たので有らうと云ふのは、吾々が皆鑑定して居た所でありしが、此の金山は、盛んに脱人助命論を唱へて居たので、先生も亦之れに同意を表せられて、助命々々と盛に言つて居られた、助命とは、どんな譯かと言へば、大樂源太郎初め、富永有隣の如き、脱人中で、重なる者、其他騎兵隊の暴舉を企てたときの巨魁と目せらるゝ、幾多の人々は、見當り次第誰れでも、斯捨てゝも、差支ないと言ふことが、大政官より一般に布告せられて居たので、あれば、右等の人々は、いつ何時誰れから殺さるゝやも、知れぬことゝなり、危険千萬なる身の上となつて居たので有れば、脱人の身に取つては、既に死刑の申渡を受けた者と、同様の取扱を受け、實に愍然の至りであるからして、人々も之に同情を表し、脱人を庇保し、不得已回復の策を講せねばならぬ事となりし状態も有りしかば、古松先生も此の金山も共に言ふには、眞に脱人を助けやうと思ふならば、順序上先づ第一に、彼等の命を助けてやらねばな

久留米藩脱人記

らぬぞうするには早く断捨て御免の達しを取消す事に盡力するがよいと言ふ事であ
りしかば政府の人々は勿論、小河先生も亦之れに同意を表せられたので古松先生は渡
邊昇が日田に居るのに逢ふて、其事を打合せて手筈を立てると云ふ事となり此の金山
と同行して陸路日田に行かれたので有りしに、渡邊は筑後川を船にて下つたと云ふこ
とで行き違となり手筈は全く行違つて、一頓挫を來し先生は空しく久留米に歸られた
が、又長崎に往て渡邊と打合はすると云ふこととなりしに、寺崎横枕等は素より回復の
策に熱望して、専ら謀議を凝らして居た時でありしかば、其人々は大に反對を唱へ殆ど
内端壞れを見るの不幸を醸さんとする勢となつたのである。全體吾々同志者の交りは、
地位身分上下の隔て無く、又年齢にも拘はらず、交りを経て合同して居たのである。併
し年齢は左程迄差違が有つたと云ふでは無く、小河先生にしても其頃僅か廿四で、古松
先生は三十二、三、其他は皆年少氣銳の者計りで、長幼の序も至つて薄く、只志を同ふし、死
生を共にしたと云ふのが主になり、久留米藩の領内西は餘り無いが東は上郡から北は
兩郡より南の方は上妻は勿論三郡等其居處は各々異れりと雖も、志は同ふして國家の
爲には身命を抛き、力の有らん限りを致して、以て君に盡さんと只一筋に思ふ人々が打
寄り相集りて皆々足並揃へ、思ふ存分に遣つて居たときであれば、外間の者が一寸一瞥

第十一 山口藩脱人の渡邊君に助命論

して見れば互に隔意無く至て睦しく互に和熟したことを想像したのであらうけれど
も、内端に立入り内情を能く、搜り心の底を打ち叩ひて有りの儘に言へば第一小河
先生と古松先生の氣質性行は各々異りて違ふて居たにも拘らず、此兩先生は互に相提
携してやられたのと同じく、吾々同志間の者も亦之に類似して、互に相和して居たので
あるが、皆一と癖有るもの、寄り集りと來て居たのであれば、動もすれば一致を缺き、互
に乖離反目して、論議舌戦した人も有つたが、元々國家の爲めに仕事を一所に仕やうと
思ふて出逢ひし者なれば何か一仕事ある場合には又々元に戻り、一致協同して遣る
ので、其の力の鞏固なりし事は、斯く迄もありしかと自ら驚いて居た位で有りしにつ
き、外間の人々が恐怖辟易して、吾々の足許内情を洞見する事が出来無つたのであらう、吾
々も亦自信する處の念は中々強く、且つ見る所を固執して働きしかば、内端の混雜が表
面に迄顯れ見えるやうな事は一つも無つたのに、古松先生が脱人の助命を唱へ、日田に
行かれ、遂に長崎まで渡邊を追ひ行かるゝ事となりし時には、今迄回復々々と唱へられ
れた事柄も、稍々狂ひ出し、今迄古松先生々々と呼んで崇敬し、朝夕其の門に出入して、何
事も其の差圖を受け、又相談して劃策した連中も、此の助命の論が、愈々事實と成り、長崎
迄も行って渡邊と打ち合はせると云ふ事を聞いて、俄かに驚き出し、其結果は古松先生を

第十一 山口藩脱人の渡邊君に助命論

敬遠し、小河先生の方にのみ出入して、諸事差圖を受くる事となつた、小河先生が脱人に
關係せられた初めは單に潜伏をさせて助けてやると云ふ位の考へで有りしに、古松先
生は之に反し、回復をさすると云ふ考へで、以て色々劃策せられ、其後に至り見込みが無
いと言つて回復を断念せられ、終に久留米藩の力を以て、助命を朝廷に乞ふと云ふこと
となり、其の事に關し内端取籍ひの爲め、渡邊界と會見せらるゝ爲め、日田に行かるゝ時
迄は横枕獨りは其議に參與して居ら無つたかも知れぬけれども、寺崎は素より之に關
與して同意を表して居たに相違は無い、然るに先生が日田に行かれた跡で俄に非論を
唱へ出し、不満の聲を高ふして不服を鳴らすこととなりしは、必竟脱人等が此の助命論
を唱へ出されたのを聞き出し、回復の望みは已に絶へた者と考へ、是迄關係した人々を
煽動し、或は頼み甲斐無き者と嘲ら、怨み誹り、又は勵まし、或は鼓舞し、古松先生の舉動を
怪ましめ、且疑はせたのであらうから、寺崎横枕等は皆其氣になつて騒ぎ出し、先生を反
覆論者と云ひ立、批難を加へ、是迄足繁く出入して、回復談をなした人々は、一人も先生の
宅に寄り付かぬと云ふ有様となり、昨日の盛況に引換へ、今日は俄に衰へ、實に淋しき狀
態となりしは、人心の向背と離合の跡は、古今其轍を同じうするとは云ふものゝ、自分は
只書籍の上で之れを見て、成る程さう言ふことあるであらうと想像した位で有りし

第十、山口藩脱人の潜匿に助命論

に、今現に目撃して見れば、感慨四集、何共言ひ難き感に打たれたのである、自分は元々小
河黨々々寺崎等に目せられ、古松の門に於ては彼の人々に常に疎外せられ、稍々親密
を缺いたやうで有つたけれども、先生はさう取り分け立隔てをさるゝ摸様も無く、矢張
り齋育せらるゝのであつたから、常に出入して居たのであれば、此時に至りても亦相替
らず出入して居たから、先生もひどく喜んで、何異れとなく打ち解け、常に倍した教訓の
話も聞き大いに益する所ありしが、長崎に出發せらるゝとき、同志者三四人打ち連れ立
ち、先生の宅に行きしに、其夜は丁度仲秋明月の夜で有りしかば、置酒小宴、胸襟を開いて
往事を談せられた、然るに先生が住んで居られた此の大石村の宅は、一段に高き處に設
けられたもので、其の屋敷の下には、何も無く、只田地となり、西田つると唱へられた者の
續き地で、其田地を距てた先の方は、在庄島の村落となり、之れに立置めた林を距て、金
屏山を仰ぎ、其の山脈續きの前の方に張り出した者は、高良山で、其翠黛は目睫の間に迫
り來た心地する名山を詠め見、其上に差出づる月は、いと麗にして得も言はれぬ、其の
月光は坐敷一面に差し入り、角から隅に陰差す隈も無く、照り輝きしかば、對酒當歌と歌
はれた時、思出され、國家の爲めに慷慨する吾々は、朝露も管ならざる人生なるに感じ、
鳥鶴一聲南飛去る空は星稀れにして、月は益々明かに、横梁賦詩した英雄も、終に兵を京

第十、山口藩脱人の潜匿に助命論

久留米藩雜記

師に關することを得ざりしかば、昔の史蹟を談せらるゝ等東西古今の英雄談となり、先生の感慨は益々集りしものと見へ自ら立て其處彼處搜し廻られ漸く唐紙一二枚ありしを見付け出し、豫々使ひ古された硯箱の中にある水筆を齧り、揮毫して、觀月の舊作を書かれ、自分を顧み之は君に與へ置くこと云つて渡されたので、持ち歸り家に置きしが其後自分も捕はれ、家宅搜索を受けしとき、持ち合せた書類は悉く山口藩の役人等に奪ひ取られたこと云ふ事有りしかば、殘る者は無くなつたのであらうと思ひしが、思の外此書丈けは無事に残つて居たのであれば、幅物に仕立床に掛け見る度毎に、其時のごが思ひ出され、又先生を偲びて感慨を催し、いつも當時のことが、矢張り新なるが如く思ひ出さるゝのであるが、其時は

去年觀月萬感調	仲秋清光照累囚	今年觀月萬感調	累囚依然迎使秋
古人嘗有窮途哭	漫然心嘔量未優	古詩多詠秋色悲	却疑文辭多飾修
身爲累囚遇秋色	始信古人言不浮	大月揭出東山頭	清光浴々似款流
幽窓細照伶儂貌	懇使商量累囚愁	我嘗決志出故丘	長歎不用款久遊
但當天下多虞日	依然守獄過一周	身任窮海千里外	忠魂日夜想皇州
只豈不耐感慨多	併將秋色動百憂	月轉西廂益清幽	湛露零々風颯々

久留米藩雜記

鳥鶴一聲南飛去、 秋天萬里一泓油、 今夜晴色無遠邇、 亦知皇州入清眸、
 我欲攀月托我魂、 送之能至皇州不、
 右秋中仲秋作今年庚午仲秋小集談偶涉昔事當時獄中之情亦如新
 因書舊作似諸友

漢潭學人淵臣

先生も彌々金山と同行して、長崎に行かるゝこととなり、瀬の下より船に乗り、筑後川を下り若津に出で、諫早に渡らるゝ手順となりしかば、寺崎横枕等は彌々驚き出し、先生を引して渡邊舟に逢はせられたらば、如何なる事となるのであらうか、屹度よからぬことを引起し、取返しのかし、自ら先頭に立て、先生を道に要撃して殺さうと云ふ事となりし激の人々を、そのかし、自ら先頭に立て、先生を道に要撃して殺さうと云ふ事となりしが、全體大樂源太郎と云ふ人は、自身手を下だして、球暴激烈なことをしやうと云ふ人物では無く、唯人を捕て、思ひ切つたことをさする又するやうに、驚陶して、其の人々を奮起せしむると云ふ養ひ方には、至極妙處を得、餘程長じて居たと評せられ、自らも亦常々言ふた其の詞の内に、自分が心を付け、手に掛けて、十分に教へ込むならば、三十日も経てば、其書生は國家の爲めに、身を抛ち、如何なることに逢ふても、辟易せず進んでやる丈

の人に育て上げて見せると、廣言自負して居つたこの事、彼の大村益次郎を暗殺した者の内にも、大樂の門人が何人も有つたと云ふ事を聞いた由、是觀之は、大樂は人をして奮起せしむる特得の技能を持た人であつたらうと思はるゝ故に、寺崎等も亦其特技に驚化せられ、之れに心酔した餘り、今迄師と頼み、先生と迄崇め敬ふた古松先生を要撃して、殺さうと云ふ考へになり、其心を起したと云ふのは、如何なる因縁事でありしか、自分等の如き愚鈍なものはどう考へても合點が行かなかつたから、之を聞くや否や大不同意を唱へたのでありしが、幸ひにも小河先生が、懇篤親切な詞と衷情を吐て其不心得を説諭されたので行き違ひも生ぜず、何事も無く止んだので、先生も無事に長崎に行かれたが、其時も亦渡邊昇と面會され無かつたやうで、遂に又東京に行かるゝ事となりしかば、脱人と先生の關係は全く斷へ果てた様子となつた故に、其跡は小河先生が唯獨りと成て受け持たるゝやうになり、寺崎等は益々小河先生を擔ぎ出して、回復論者のやうに言ひ做し、色々の仕事をしたやうであるが、自分は脱人の事には、當初より餘り關係を付け無かつたから、詳細の事は知らぬけれども、先生の持論は回復と云ふ事に、餘り重きを置かれ無かつた矢張り、助命の方に重きを置かれて居られたのである、其頃脱人の中に島田助七とか言ふ者が來て居たが、元山口の役人でありながら、脱人を殺して潜伏者の相鑑を

第十 山口藩脱人の書置に助命論

竊み取り、自ら脱人と稱し、其真似して久留米に進入り込み、始終内偵したと云ふ事である、其頃山口藩より脱人召捕への爲め、役人が兩三度程來て、實地に就き召捕へやうとしたのであつたけれども、いつも其事が先き漏れして、召捕ふる事が出来無つたのであるが、其中に一度は先き漏れと云ふ事がしなかつた其時は、山口藩より出張し來た役人が、久留米藩より繰出した兵と一所に成り、横枕の宅に出張して兵を配り、家を悉く取り圍み、蟻の這ひ出る隙も無く、外を固めて家の中に踏み込み、召捕へやうとした時、横枕は些しも騒かず、從容自若として落ち、拂ひ隠匿し居つた事を明白に述べ、且言ふに、昨夜深更に及び、何某の宅に於て密議をなすことが、俄に出來たからと云ふて、皆々相携へて行た儘未だ歸り來らぬと、眞面目になりて陳べた詞は、眞實面に現れた言ひ振りでありしかば、山口藩の役人も欺かるゝとは思はず、疑ひもしなかつたので、家宅搜索も行はず、其儘に引揚げて横枕の宅を出て、指し言はれた何某の宅に向はんとする時、島田助七は現に脱人等と一所に其の二階に潜伏して、内應をすることに前以て約束をなして着手したのであれば、内外相應することに仕組まれて、手筈も整つて居たのに、其の捕手の者が、主人の横枕に欺かれ、已に去らんとするのであれば、助七は堪り兼ね、已れ二階に潜み居ると云ふ事を、其の人々に知らしめんが爲めに、坐り乍ら膝頭でどん／＼音をさ

第十 山口藩脱人の書置に助命論

世脱人の吾をば此處に居るぞ、言はん計りにしたることでありしが其時脱人等は既に決心した者と見え、捕手が二階に上り来たならば、刀抜き連れ斬り掛らんと各々身構へして太刀の柄に手を掛けて居たと云ふ有様でありしかば、助七も然のみ甚だしく騒ぐ譯にも行か無かつたと云ふことで、山口より捕りに来た役人は其音を聞き取らず、終に横枕が言を真と信じ其儘出て行つたから、危急の場合を免れた、斯う言ふやうな様子で、終に目的を達し無つたから、横枕等を山口に連れ行き十分に吟味を加へ、脱人の有り家を明白に言はせやうと云ふ事になり、其談判も進行して横枕父子と平彦助の三人は山口に連れ行かれ吟味を受くること云ふ事となりしかば、吾々同志者間に於ては、一問題となり紛擾を醸さんとしたけれども、政府と吾々間の事情は既に疏通して居た時で、横枕も奮つて山口に行き其成否を試みやうと望んだこと云ふ工合でありしかば、彌々山口に行き吟味を受くる事となつた然るに、覺助は其時意外にも、一婦人の助けに依り、虎口を免れ首尾能く歸國したのである、其顛末を横枕から聞いた儘の事を述ぶるのであるが、同人等が山口に着て見れば、藩廳の申付であること云ふ事で、殊更らに或家に個々別々一人り一人止宿させらるゝこととなり、覺助が泊つた處は、或家の裏二階であつたと云ふことであるが、其夜は現と幻のみ眠むりもせず、明日は如何なることなるかと色々

第十 山口藩脱人の藩廳に助命論

考へ居りし中、心も勞れ漸やく眠らんとする丑滿頭誰れとはなく、竊かに忍び来る其足音にふと目を醒し、驚くを推し鎮め息を殺し靜かに窺ひ居たりしに、刺し殺さんと忍び来る人では無く、矢張り一人の手弱女が竊かに忍び来て枕邊に坐し、自ら素性を明し、妾は曾て奇兵隊の某と契りを結び其寵遇も管ならず、借に何時迄も老を送る月日を樂しみしに、其某は先き頭彼の役人等に殺され今は亡き人の眞に入り怨みを吞んで死せし其人より妾は猶怨みある彼の役人等の宴席に、今宵は始終侍りしが、主は又妾が所夫として仕へまつた、其人の同志の人々を抜け隠蔽はれし御方と聞くからに、最と懐しく思ふ心の有丈けを打ち明し、明日の吟味には斯うと責め問ひ糺す杯と彼の役人等が竊かに示し合せて事柄はしかくとなり、残らず聞取りしものを御身に告げ知らせ参らせたならば、獨り御身の爲めならず國の爲めに助けられた方々の御恩に報ゆる筋ともなり、又殺された所夫の仇敵を酬ゆる女の念力も是れで届く事と成りなにかと、殘る暇無く心の底を打ち明け、一部始終の事を詳かに告げ知らせ、明ければ人も知りなにかと名残り惜しくも別れを告げ、妾は其儘消え亡せたり、横枕は茫然自失し聞きもせず、又知りもせぬ手弱女が夜中只一人犯し来たのは、内端の事を探らん爲め、彼の婦人を使ひ通し者にした仕業にはあらずやと思へば疑はるゝ節も有り、如何なることで有りしか

第十 山口藩脱人の藩廳に助命論

そ、只不審に沈みしも告げ知らせられたものは身に一々覺へある事柄計りて其節々に至るまで紛がう方なき事實なれば、よもや嘘偽りを言ふて此方のことを聞きに来た云ふので無く、只聞いた事を自ら述べたのみなれば、捜らんが爲めに来たでも無いと色々思ふ間も無く、夜は早や明け渡り時刻来ぬれば呼出しになり、吟味を受ける事と成つたのであるが、其事柄問ひ尋ねらるゝ次第順序に至る迄、女が竊かに来て告げ知らせた事に寸分違はぬことなれば、横枕は昨夜婦人の知らせを半信半疑で聞きしかども、皆覺へのある事のみなれば、答ふる筋道しかく、斯うと思ひ設けて出たのであれば、都合よく言ひ開き、甘く切り抜け退きしが、明日は復如何の吟味に逢ふのであらうかと思ひ煩ひしが、其夜も亦深更に及び前夜の婦人が又忍び来て、今日の吟味に答へられた事は斯く、と其事を述べ、且つ明日は斯く、言ふて責め問は、答ゆる事も出事まい杯ど、役人等が秘密に評議をなした廉々、頭末を殘らず告げ知らせて呉れたので、之れに答ふ可き詞も程能く作り構へて吟味受けし事なれば、又々都合よく言ひ開く事が出来た如く、此にして吟味を受けし日数は凡そ幾日なりしか、今は思ひ出さぬが、彼の婦人は夜毎々々通ひ来て、役人等の内端話と評議の次第頭末を悉く告げ知らせて呉れたので、答ふる詞も流し無く最も明に述べたので、疑れし事も解け無事に歸國したのである、全體横

第十 山口藩脱人の潜匿に助命論

枕は同志中でも膽力家で、剛は横着者で、詞寡く、其措辭は要を得たやうであつた、後東京府に於て吾々と共に玉乃の吟味を受けし時、彼は玉乃に譽められた上に、感心な者と稱せられ、拷問は何一つも受けた事はなく、而して刑期は僅かに三年で済んだと云ふのは、同人が答へし處、其宜しきを得た爲に出たので有らう、然らずんば、寺崎より重き罪に處せらるゝとも、決して輕き處分を受く可き罪跡では無つたのに、寺崎は終身の刑を受け、横枕は三年で済んだと云ふは、其差違も亦甚しいのであるが、要するに其答へ方言ひ振りは、全く宜しきを得たと云ふのであらう、同人が言ひ、吟味の時答へしものは、自分は庄屋で有れば、何にも知らぬ、唯古松先生が此人々は國家の爲めに忠義を盡した人々なるに、俗論家の爲めに殺されやうとするのであるから、助けてやらねばならぬから、世話して遣れとの事であれば、身に引き換へて助けてやる事としましたのであるが、忠義をする人を助ければ、罪人にならねばなりませぬかと、却て反問を試みたと言ふやうに述べたのであれば、玉乃も之れには一寸言ひ淀んで居つたことでありしに、終に言ふには、山口藩脱人等は朝廷を憚らず、藩廳に對し斯く、このことをして大法を犯した罪人である、其の罪人を庇陰したと云ふのは、取りも直さず、朝廷に對し、罪を犯して居るのであると言はれしに、之に對し、御示しの通りなれば、實に相濟まぬ人々で有つたと言は

第十 山口藩脱人の潜匿に助命論

ねばなりませぬが、私の宅に来て居た人々は、そんな人では無く、私等に對し忠義をせよ、忠義と云ふ者は斯くいふと懇切に教へられ、且其の人々の人品骨柄と云ひ些しもそんなに悪い事をし、又はなすやうな人々では無かつたやうであるけれども、御示しを聞けば天朝に對し、相濟まぬ事をしたと云ふ人々であつたと云ふことを知つて居たならば、疾くは斷つてあれ程迄力を籠め助けてはやりませぬだ者ぞ、後悔した眞似をなし、知らぬ事とは言へ、悪い事をした人を助けたと言へば、今更悔やしい事であつたと空とぼけて答へ、又回復のことに預つたのであらうと、問はれたのは、回復とはどんなものであるかと、反問し、其の説明を聞けば、何れそんな事で有つたで有らう、折々古松先生其他の人々が來た時又は同志々々打ち寄り、何やら竊かに話を爲し居るので有れば、何事であるかと思ふて、其席に加はれば、話はやむと云ふ工合であつたと、甘く扱ひ、百姓の哀れ悲しさには、何事も疎外されたと歎き、残念であつたと、啣ち甘く玉乃を欺き了はしたので、拷問にも掛けられず、却つて譽められ、其上刑期は三年で済んだと言ふ事であつた、これは脱人及び陰匿者の状態を知る爲めに記して置くのである。

第十一 藩命を奉じ豊後各藩の形勢を探る

藩知事公が上京せらるゝに付九州各藩の事情を詳かにし、形勢を察せらるゝ必要があるとの事で、人を各地に派出せらるゝ事となりしが、其頃久留米藩に於ては古松先生が脱人助命論を以て上京せられた後は、脱人に關した事は、表面上一寸一段落を告げたやうでありしが、横枕初め、其他上妻連中は、陰密の間矢張回復の事を益々計劃したやうであつた、又九州地方の天地は、獨り脱人に關した事計りでなく、種々なる論議が湧き返り、當事の政策に反對して、熊本、豊津、島原、竹田、秋月等の各藩有志者間、互に氣脈を通じ、連絡の策も粗々付いて居たのであれば、實際の状況を寫と取調べらるゝ事となつたが、今其事の表面上に顯れた者を一寸數へ立て見れば、先づ第一に山口藩脱人を助けて、回復を謀る事と之に反し、其様に内端喧嘩をなさんより、寧ろ進んで、征韓の事を速かに遣り送げ、國力を強むるのが今日の急務と論じ、實際上に於て之を運ばせやうとしたのに、廟堂に坐した當局者は、之を非とし、背せぬのは、必竟國辱と云ふ事も、何も知らぬから、同意せぬのは、忠義の士に非ずして、國の害を爲す者であるから、寧ろ其人々を一舉に斬り殺して、仕まはうと云ふのが、乃ち大断論と唱へられたもので、其手段方法をも亦互に打ち

合せ同志を糾合すると云ふ工合であつた是れに又薩摩藩を征伐するにあらざれば天下の名分が立たぬと云ふ論も一時は大いに勢力を得た論と成つたのであつたが古松先生の著はされたものに誅心論と云ふものがある。是れは薩摩藩を伐たねばならぬと云ふ譯が一寸摘み書きしてあつた其主旨は同藩が御一新開際に至るまで朝廷と幕府の中間に介在して權謀術數を弄し各藩を愚にし又箱紳公卿を殺害し或は志士を斬殺する等實に勝手次第な事計りして己れを利して居乍ら御一新の功は之を己に收めて我儘を働いた不臣の罪を數へ立て之を鳴らすと云ふ主旨であつた其時分の事を追想して見れば斯う言ふやうな事を言ひ觸らし又は書き立て、人心を鼓舞し又は作興して、各々仕事をしやうと巧まれた者も多々有りし事と思へば其間には間違つた事もあり又は殊更に拵へたもの、無いとも限らぬのであれば一概に斯うと極めて言はれぬのであるから廣く探り周く索めて當時の事を世に貽し度い者と考へて搜して見たが先づ第一山口藩脱人に關した顛末を書いたものには内証始末と照魔鏡と云ふ兩者が有つた此の書は奇兵隊が兵を擧げて本藩の當事者に反抗した譯が細しく書いてある。此の兩書は自分も寫し取つて家に藏して居たのであれば熊本から歸藩の後直に筐底を搜し索めたけれども一向見當ら無かつた其の他當時の事を書いたものが何かあつた

やうに考へらるゝけれども思ひ出さぬ然るに明治の初年愛國の志士が競ひ起り、當路者の施政に對し反抗を試み甚しきは之を覆へして更に新政を布かんと期した所以のもの、何に由りて斯く成つたのであるかと言へば尊攘の大義も滅茶々となり却て外夷の爲めに侮辱せらるゝのに、只安閑と安じて居る譯にも行かぬから萬不得已之を匡正しやうとした熱誠の極氣が激して抑ゆる能はず今は方法手段も何も選び探るに暇なく何も角も一所に遣り掛けたので悉く墮き倒れて失敗を招き奈何とも爲し難き事となり心ならずも此の聖代の罪人となり刑に逢つて殺され或は怨を呑んで空しく斃れた者も多いが又沈淪して僅かに餘喘を照代に保ちし吾々の徒もあるから往事を談じ過去を述べ當時の事は斯く／＼の始末であつたと其事柄來歴を今更擧げて述べて見ても却て失敗者の線言と却けられ其當時の事情を酌み是非を明かにして呉るゝ人もあるまいから、黙つて居る方がよからうとは思へども事實は事實であるから、之を枉ぐるに忍びぬ又眞正の史家が後世に出て當時の事情を直筆する事と成つたならば或は其參考の資料に供せらるゝ事と成るかも知れぬと思ふから、差當り彼の誅心論内証始末照魔鏡の著書丈けなりとも得度い者と考へ逢ふ人毎に問ふて搜して見たけれども手に入ら無かつた其頭師富進太郎が心當り有る歟のやうに云ふたから其搜索を托し

たけれども、今以て見當ら無いと云ふのは甚だ以て遺憾の至りである。何れ其内には、必ず見付け出して之を補ふ事となし度いのである。然らずんば我が久留米藩が山口藩の曾て唱へた尊攘の大義を、時勢の如何に拘はらず尚ほ其志を嘉みし、この迄も之を助けやうとした結果は、乃ち奇兵隊の脱人に迄其義を及ぼし之を助けて志を遂げしめやうとした結果が、乃ち久留米藩が全力を犠牲に供し、大樂等を庇保し、其身を引渡さ無かつた譯は斯うであつたと云ふ事を具眼者に知らしめやうと思ふのであるから、是等の著書丈けなりとも是非見付け出し世間に出さば隠れたる者が明かに成るのであらうと思ふ。全體歴史と稱して後世に傳へられた者を見るに、多くは勝つた者の歴史で、其人々の手に成り若くは其命に依りて作られたもので、皆悉く成敗の跡から修飾を加へ勝を占めた其人々の爲せし事を正しいやうに書き著し、他を悉く退けねば勝敗の跡が明かに成り兼ねるのであるから、負けた者を悪人であつたかのやうに書く弊がある。其證は論語の中に、子貢曰、紂之不善不如是之甚也、是以君子惡居下流、天下之惡皆歸焉とあり、古より失敗者の事は實際よりもズット其以上に悪く言ひ做して、失敗の事を明かにし、之に反し勝者の爲せし事は夫れ以上に譽めそやし、悪い事は無つたかのやうに拵へて言ふのは古今の通弊である。殊に近世の出来事に關しては、猶更甚しいやうに思はるゝ

第十一 藩命を奉し後世各藩の形勢を探る

二六六

即ち是れ迄正として尊び信じた事柄も、今は打て變つて顛倒し道理に迄反したやうに認められた廉が多々有り、又東西學理の變遷と如何とか稱して、一般の標準が狂つて、人の行爲も區々となり其據り所を同うせぬと言ふ有様だから、是非の分ち方も亦顛倒したのである。今日幸ひに生存せる人々は、其口を利用して、加筆削除又は訂正を加へ、體裁の好いやうに言ひ拵へる事も出来るので有が、其人々の内には、地位を得て權威を弄し、又は資財を積んで幅を利かし居る者等は、其聲聞高く響るて何事も臆らじくなり、加之學者と云ふ者多くは權門勢家に媚び、勝手に理風を付けて、一時を塗沫し、成敗の跡に理風をこぢ付け、人をして成る程さうであつたかと思はしむるやうに、さるゝのであるから、今は種々の現象が顯はれて居るやうである。扱て明治初年の歴史と云ふ者は、如何なる状態となりて世に現はれるのであるか、將た誤謬の儘後世に迄傳はる事となるかは、素より知らねども、真正の史家が出て、揮る事なく直筆する事に成たならば、必ず失敗者のなせし事蹟をも取調べ、參考に供し、若くは取つて以て當時の状態を明かにする事となりはせぬかと思ふに、連れ彼著書は勿論其他失意の人々がなした言行をも悉く網羅して資料となし、後の世の人の定論を待つて、見度いのである。然るに其當時天下一般の形勢は、右に陳べた如く、不遑不平の聲が全國に滿ち充ちて、人心は何れの地に於ても

第十一 藩命を奉し後世各藩の形勢を探る

二六七

穰かならぬのであれば、どうせ一度は雨か將た風か若くは霹靂一聲天地を震駭して志を貫き得ることゝなるや否やは素より豫知し難き事なりしかども、どうとか成らねば治りが付かぬからと、人皆其變動を期待したのでありしかば、此度藩知事公が御上京になるには、先づ九州の形勢丈なりとも最も委しく取調べらるゝ事となり、各方面に手を分ち夫々人を派遣せらるゝことゝなつた之が爲め、自分は豊後地方の各藩に派遣せらるゝので、目付役の和田堅吾後に長康と同行する事となり、既に發足せんとする間際友人飯田耀之進後姓を鹿子木と改むが來り言ふに、豊後地方には屢々往來して事情にも通じ且つ知音の者も多ければ、打ち合せを要する事も有り、又君等の爲めに、用便となるであらうから、是非同行して呉れよと相談を受けたので、和田と談合し、同行する事となりて、三人連れ立ち豊後各藩を廻つたのである。其時の困難話は後々までも、残つたのであれば爰に擧げて置くが、森の城下に泊り、其翌朝は早く出發して別府に向ふ手筈でありしに、森藩の役人及び有志者の訪問を受け、談話に時刻を移し、午飯過ぎなりしかども前途を急ぐ旅なれば、其儘出發したが、森と別府の距離は、凡そ八里餘り、遠き道程と云ふでは無いけれども、兩所の間には僅かに一つしか宿驛は無い、而して其前後凡そ三四里の間は人煙全く絶へ、村落は無し、鶏犬の聲だも聞えぬと云ふ、野山の中の道でありしか

第十一 藩命を奉じ豊後各藩の形勢を探る

ば、實に物淋しき場所柄なりしに、其の宿驛に着いた頃は、其日も既に暮れんとする、無月の空模様は次第に悪くなり、今にも降り出さうとするのであれば、雨を防ぐべき品々を整へんものと其宿驛中捜し廻つたけれども、傘と云ふ者は一本も無い、唯産一枚と竹の皮で作つた破れ甚八笠一つ、此の笠を熊本ではハツチヨ笠とも言ふ、夫れに油紙の極小なるものが一枚あつたので、此品々を漸く買ひ求め、三人に各々一つづゝ宛て嵌めて、別府に行かんとしたるに、其處の人々が言ふには、別府に行つて後日出に廻るより直に日出に行けば、途近うして且便なりと、頻りに勧めたから、其教に従ひ、徑路を辿り、辿り行きしが、間もなく、日暮暮れ果て時雨は彌々降り出し、折角買ひ整へて居た提灯の火は、何時しか消へ亡せて闇暗となつたけれども、再び點す可き術も無く、只野山の中の小逕を探り、窪みし所をさぼく、と辿り行く中、幾度と無く方角を取違へて、反對の方向に踏み迷ひ、又行き詰りて行かれぬやうになり、初めて氣が付いて、引き返す杯途は中々抄取らぬ、其上空は彌々掻き曇りて、星の光も無く、眞暗闇の中を探り行く足元は踏み踏まらずに、轉び、頭き仆るゝ、杯中々困難を極めしに、時刻は次第に推し移り、更け行く儘に、腹は空くなり、體は愈々疲れ果てたれば、足は進まず、野山路に憩ふ木蔭も無かりしかば、濡れ鼠の如くなりて互に踏み合ひ、我慢堪へして行け共、村里近くなりし模様は無

第十一 藩命を奉じ豊後各藩の形勢を探る

く夜は早や九ツ過ぎにも近く成りしと思ふ頃向ふの方遙に火の光りがちら／＼と見
へた時は三人共勇氣が俄かに出て足も渉取りしかば間も無く火のある方に着いたの
に其處は十文字の辻となり最寄りに家が一二軒ありしが其中の一軒がまだ寝もやら
ず男女打ち混じて笑ひ興する聲が戸外に漏れ聞へ火の光は戸の隙き間より外に射り
出たのであるから其破戸を推し開き内に這入り見れば男女打ち混じ環座して居
裡を圍み笑ひ興じて煖を取り居たのに吾々三人が這入り込みに驚き惟んで居た其人
々を推し分け遠慮會釋も無く其中に割り込み濡れた衣類を乾しつゝ食物を求めた處
が唯蕎麥が僅か計り残つて居ると云ふので之を食ふ事となつた然るに其の掛汁は魚
の羹汁をだにして食ふやうにして有つた是には閉口したけれども別に何も無いの
で仕方なしに之を食ひて空腹を際やしたが聞いて見れば此土地では皆魚の羹汁を以
て掛け汁とすると云ふ斯くして居る内着物も些し乾いたので目指す日出迄夜の内に
行かうと思ひ案内を頼みしに此家の中には男子と云ふ者は一人も居らぬ女子計りで
あると云ひ吾々の求めに應せぬ然るに男子が現に三四人も居るのであれば如何の者
であるかと問ふて見れば他方の人々が半の仔買ひに来て泊り合せた者とのことであ
つたから到頭尻を揺ることゝなり一夜の宿りを求めたが此家の内に夜具と云ふもの

第十一 藩命を奉し殿後各藩の形勢を探る

はたつた三枚しか無い其三枚も既に自分等より先きに泊り込んで居た者に貸し與へ
たと云ふ事で吾々に貸せぬと云ふのであれば其人々は既に夜具を引き冠り疊の角の
方に寝て居るのであるから外に貸す可き者は一枚も無いと云ふから後れて来た者は
吾等と同じく夜具が無いと云ひ居裡を圍み煖を取つて未だ眠らぬとのことで有り
しかば吾々も泊るならば之と同様にせねばならぬいやと云ふて出て行く譯にも行か
ぬので一夜を爰に明かす事としたが其時は恰度霜月で霰まじり突降る其中を犯し漸
く此家に着いたと云ふ時候柄であれば更け行く夜の明け方近くなれば寒さも亦一入
甚しく殊に小高き野原中に殆ど一軒家見たやうな茅屋の板戸は所々破れ壁も亦壞れ
落しし所には藁や蘆の類を吊り下げ杯して其破れ目は補ふてはあつたもの、其隙間よ
り漏れ来る風は中々鋭くしてぶ／＼と吹き荒む小夜中に着のみ着の儘居裡の側
に環座し又は寝轉びしも僅の焚火をたよりにして他の人々と一所に之を圍み困難を
感じつゝ夜を明かしたのである想ふに口清口露の兩戰役に従軍した人々は蠻界互寒
の地域に蒞み無人の境を跋涉した等實に想像の外に出で王事に勤勞した人々の話を
聞き之と比較して見れば物の端でも無いから擧げて言ふ可き程の事では無い然るに
業々敷艱難であつた杯と言へば餘程の弱蟲であつたに相違は無いけれども其時の自

第十一 藩命を奉し殿後各藩の形勢を探る

分の身に取りては、矢張り困難と思ひ其夜は實に堪へ難く感じたのである。全體人は境遇と決心の如何に依りては、其の艱苦も左まで艱苦とも思ひ感せぬのであれば、人の境遇と決心の付け方如何で、或る所迄は左迄苦痛と感せぬ又之と反對に大に感ずる場合もあるから、精神修養の如何は人生行路の本となるのであると、餘計の事迄も愛に述べて當時の事を追懐するのである。夜も愈々明け放れしかば、戸外に出て、向ふの方を眺め見れば、別府灣は足下に横り、一目下瞰手に取らるゝやうに接近して居ると共に、此方は斯くも高地に泊つたのであれば、別府濱脇の町々は無論指顧の間に點々數へられ、殊に日出の如きは、直に足の下に横り居るのであれば、是れ程迄も近い所と知るならば、一息奮發して行けば善かつたと悔ゆる詞を、殘し別れを告げ立出で、日出に行き、爰で飯田に別れ、夫より自分は和田と二人、杵築藩に行き、又跡戻りして、日出に出で、別府を過ぎ、府内臼杵の兩藩を経て、竹田に出で、入懸の赤坐彌太郎に面し、是れにて豊後各藩佐伯を除く外の藩々は、一通り済んだので、歸途に就き、久住山下の雪踏み分け阿蘇煙りを目の前に眺め、小國を経て、日田に出で、久留米に歸り着いたのは、十一月の末方であつたやうであるが、夫れとも十二月に入つて居たかも知れぬ。何様歸り着いて間もなく、日田の地方に百姓一揆が起つたのである。然るに此行中、各藩に於て逢ふた人の内には、此

人ならばと思ふた人も有つたが、其姓名は既に忘れた且談話した所の者も、思ひ出さぬ要するに、此度の旅行は、表面上藩命を奉じ豊後各藩の状況を視察し、其形勢を探ると云ふのが名義でありしかども、其實は徒に形勢を探り、状態を窺ひ知ると云ふ探偵如き事をなす爲に行つたのでは無く、吾々が國家に盡さんとして、主持した所の者を打ち合せ、せ且は逢ふた人々を勧誘して同意者を求むると云ふのが、内々の主眼でありしかば、自分も悦んで命を奉じ、奔走を辭し無かつたのである。然らば吾々が主持した所の者は、何であつたかと云へば、取りも直さず、真木泉州翁初め、久留米勤王諸士が唱へた尊攘の大義を實際に行はんと努めた、小河古松兩先生の考へに原いたもので有つたが、猶ほ之を詳かに述べれば、王政は既に復古し、尊王の大義丈々は漸く成就したと言はねばならぬが、攘夷と云ふ事の一段になつては、中々六ヶ敷事で、徳川幕府も之が爲めに困難に陥り、謂はゞ倒れて政權を返上したのである。故に受け繼いだ者は、直に攘夷と云ふ事に取り掛らねば成らぬと言ふが順序でありしに、攘夷所か益々接近して、屈從を重ね、一も二も無く、外人維れ尊び維れ重じ、心底から彼に倣ひ、殆んど仕へんとする状態を呈し掛つたのでありしかば、徳川幕府を倒し、政權を朝廷に收められた事は、殆んど無意味となり、丁度騙し討ちして、政權を奪ひ取つたやうな事となりしは、目的に反し、其上國體を益々傷

け破る事となつたのは、爲政者其人を得ざりし爲めに、斯くなつたのであるから、滿天下の人は其政策に不満を懷き反抗を試み、此の重んず可き生命をも顧みず之を犠牲に供して以て國家の爲めに盡さんと慷慨憤憤有志者を鼓舞し其に手を携へ以て目的を貫かうとしたのである。然るに攘夷と言へば今は笑ひの種となり、理に反り道に反し之を口に出すだも猶ほ普通の人に非ざる者のやうに言ひ做されて居るのであれば、自分も之を口外して世人に嫌はれ忌まるゝより寧ろ黙して時を待ち時機到來したる後之を口外するに如かずとは思ふ者の當時自分等が見て成る程と感じ聞いて誠と信じた攘夷の主旨と今世間に擯斥せられた攘夷の主旨とは、九切り論據を異にし解釋を取違へて居るやうであるから不得已、爰に一言辯じて其主旨を述べて置きたいのである。當時の境夷々々と聳く言ふて、騒ぎ立てた攘夷論者の内にも、緩急の差もあり、順序も異り又は方法手段と、鎖港の仕方等其論する所の者各々異つて、一概に斯うと言ふ事は出来ぬやうであるけれども、何れにしても、長崎に居た阿蘭陀人迄も打拂ふて、長崎港を鎖すと云ふた者は攘夷家の中では、一人も無かつたやうである。然るに攘夷せねばならぬと指して言ふた相手の者は誰であつたかと言へば、皆我に侮辱を與へ無理無體に開港を迫り強力を加へ、壓迫を與へ來た外國人である之に對し、徳川幕府は、城下の盟と云ふ屈辱

第十一 藩命を奉じ戦後各藩の形勢を探る

を受け乍ら假に結んだと云ふ彼の條約は、どうでありしか、相當の方法と云ふ事が出来たのであるか、誰れが見ても相當の者とは認められぬ、屈從の極、國を辱しめ、國體をも顧みず全く屈從して仕舞つたのでありしかば、天下一般の輿論は是非攘夷はせねばならぬと唱へられたのである。徳川幕府も之に抵抗し難く困難に沈んだ結果は政權返上となり、王政復古した以上、打ち拂ふ事が出来ぬと言ふならば、一日も早く條約の改正、打ち取りなどもして、國體を全ふせねば先帝の遺詔にも背き奉り、且は徳川氏を倒して政權を收められた事に對しても、全く無名義となり、然のみならず、外夷に關して、斃れた勤王志士の靈に對しても、遂かに相當の手續を経て更に條約を結び、獨立の實を擧ぐる丈で、權を我に握つて以て、左右せねばならぬと云ふのが、吾々の聞いた攘夷論であつたから、吾々は成る程と思ひ、さうせねば國體が汚るゝ事と信じて奔走したのである。然るに當時の爲政者中には、其條約の改正を楨俎の間に折衝して之を爲すと云ふ論者と、一つは國力を本として遣らねば、改正の事は到底爲し難きものとしたのであつた。其の論者中或る論者は、其國力は内を整へて、富力を増し強めてやると云ふ事となり、只管内政の事にのみ重きを置いて、一切外を視ぬ結果は、何事も外に對しては控へ目にすると言ふのは、終に畏縮して口も利かず、手も出さず、屈從し乍ら之を屈從と思はず、大義名分も悉く

第十一 藩命を奉じ戦後各藩の形勢を探る

棄て専ら外人の鼻息を是れ窮ひ言ふがまゝに振舞はして其歡心を買はんと努めたのでありしが吾々の先輩者は條約改正は樽俎の間に折衝してやらうと企てゝも言ふべくして行はれぬ望んでも亦得難いのであれば寧ろ外に向つて國力を擴め然して後之を實際に行はんとしたのであれば苟も名のある處義に従て國力を外に展べると言ふのが乃ち征韓論を胚胎せしめたやうであつた併し條約改正を全く拋棄し一に強力に訴へやうとしたのでは無く時來れば一日も早く遣らねばならぬと古松先生は常々言ふて居られた其結果自分の如き勞鈍の者に對しても之を調へよと言ふて與へられたのは漢譯の萬國公法であつた先生も此萬國公法には餘程心力を注いで調へて居られたのであれば自分も不審の廉々を屢々質した事があつたけれども其時迄はどうしても其意味を解し得無かつたから折々妙な事を言ふて先生に笑はれ其末懇ろに言論し教へられた事も多々あつた且此書丈けは篤と調へよと常々云はれたのでありしかば後に熊本幽囚中同藩士の木村弦雄と同獄したりしに同人は會つて長崎に出て副島種臣等と共に該書を研究したと云ふことでありしかば自分も同人に就き質議をなし又自らも苦心して公法を讀んだので稍々得る所も有り古松先生と再び逢ふ時はと楽しんで居たことも悉く水泡となつた然るに世間にて攘夷家と云へば固陋因循頑冥の

第十一 藩命を奉じ戦後各藩の形勢を探る

徒計りて外國の事は何も知らぬ只管之を嫌ふて一も二も無く悉く棄てゝ願みず何も角も退くる一方であるかのやうに思はれて居るのであるけれども決してさうでは無い只取捨する所の根本と心を各々異にして居るのであらうと思はるゝ何となれば我々は吾が國體と道を本として之を失はず其他は彼れの事を取ると云ふ主眼であるが他は我道も捨てゝ願みず専ら彼に倣ひ國體は眼中に置かぬと云ふ差違に由つて其嚮ふ所と取捨を異にし又爲す所のものをも同うせぬのであるが彼れ等は重きを彼れに置く結果攘夷と云ふ事迄も道理に背いて居ると論じたやうであるが果して然らば彼れと戦争するのは道理に背いて居ると云ふ結論となるやうになるのでは無いか此等の事に就ては其後大に論せんと企てたのでありしが日清日露の兩役を経た今日なれば既に無用の長物となつたやうであるから論せぬのであるが扱て條約改正は幾回も蹉跌したが真正の條約に改正せられ掛つた歩武は何時であつたかと云へば乃ち明治廿八年で日清戦役後である由是觀之ば外國と戦端を啓き國家の發展した事を中外に示した後にあらざれば改正は爲し難きものであつたと言ふ證據を挙げたと言つても宜しい果して然らば西郷等の考ふる通り其當時征韓の舉をなし國力を發展せしめて我が國の力を中外に示したならば明治の始めに條約の改正は出來たのでは無かつ

第十一 藩命を奉じ戦後各藩の形勢を探る

第十一 藩命を奉じ、戦後各藩の形勢を探る

二七八

たかと思へば有知無知三十里と言ふ所の騒ぎでは無い、二十年も前後したと云へば、其差違も亦甚だしく、九泉の下に其人々を喚び起して、此事を問ふたならば如何であらうかと斯ふ言ふ事を段々敷へ立て、明治初年より今日に至る迄の事を追究して見たならば、天道は果して是か非か、歎息の聲を發せねばならぬ事が多々あつて、古今同轍となり、只嗚呼と歎息するの外、今は言ふ可き詞は一ツも無い。噫。

第十二 吉田權大參事に隨從して藩知事公の御上京に御供す

豊後各藩事情探偵の事も済んで久留米に歸り着て間もなく、日田郡に騒動が起つたと云ふ事で、吉田權大參事初め、鶴岡少參事其他の役人が、大勢打揃つて日田に出張せらるる事と成つた。其頃山口藩脱人が、此處彼處に潜伏して居た時であつたからして、是等の人が、屹度加増して居るに相違は無い。左も無くば、尻押位はして居るで有らうと噂取り、風聞區々で、時節柄まんざら推量の話しても有まいと云ふ事となり、有志者の内より、一人を連れ行かると事となりしかば、自分は其選に當つて隨行を命せられ、日田に着いて見ると、其騒動は既に済んで仕舞つて、京中は至つて、靜謐に成つて居たが、唯氣の毒に思はれたのは、御郡代と言ふ役人が、居た時、年寄或は手代とか唱へられた家々は、先祖代々、其役儀を勤め、要路に當つて大に權威を振ひ、富有の暮し向で、家屋は廣大に構へ込んで居たのに、是等の家は悉く打ち毀はされ、見る影も無く成つて居たので、泊るべき家も無く、一寸困つたが、幸に草野某と云ふ人の家丈だけは、此慘禍を免れて居たので、此家に泊らるゝ事となつた。此の家も、矢張り年寄とか手代とか云ふて、他の人々と同じ役儀

第十二 吉田權大參事に隨從して藩知事公の御上京に御供す

二七九

を勤めた家筋で有つたけれども、平素人民を恵み可愛がつて居たと云ふ事で、人民も亦之を徳として、此の家丈けには手を下さなかつたから、無事に成つて居た吾々は各處を奔走して、内情を探つて見たが、脱人等が之に關係したと言ふべき跡は見えず、眞に百姓一揆に過ぎなかつたやうであつたけれども、其頃は何れの地も折り返ひの付かぬ時であつたが、其の中にも豊後地方は山口とは僅かに内海一つを隔て、向ひ合せになりし土地であるからして、脱人も方々に出没隠願し、人の耳目を惹き起して居た時であれば、謂はゞ風聲鶴唳に驚かされ怖氣は一般に生じた時であれば、此騒動が起つたと云ふので、屹度脱人が關係して居るに違ひは無いと、皆人の推量した疑が解けぬのであれば、日田の附近は餘程探偵を遂げなければ、どうしても解らぬ、夫れから一揆の起つた處に踏み込んで、取調べて見度いと申出で許しを受け掛つた所が、隨行の人々は皆々危み止むるから、自分が言ふには、元々一揆騒動と云ふならば、根も葉も無い事で、唯一氣にごつと起り立ち、暴れ廻り打ち毀して、甘心を求むるのであるから、其跡は大風の想んだ時と同じ事でも無い、若し萬一根が在つて仕掛けた事であるならば、必ず張本人が居らねばならぬ、居るならば其人に逢ふて聞けば直に解る、其人にしても、亦兵を起す積りならば、其原因は必ず人に話して同意を求めねばならぬので有るから、無暗に人に危害を

第十二 吉田權大參事に隨從して藩知事公の御上京に御供す

加ふるやうな事は決して有まいと思ふから、取調に行く事は許され度いと意見を述べたから、吉田鶴洞の兩氏も、夫れなら行つて見よと云はれたので、出て行かうとすると、獨りではと云ふ事になり、同じ隨行員であつた役人側の井上喜久次と云ふ者と同行する事となり、一揆の起り始めた目せらるゝ出口と云ふ處を指して行きしが、窺籠昇も居らねば、馬も無い、徒歩で行く沿道の村落は、大概一揆に加擔して騒動したと云ふ者計り居る處であるのに、其道々で其有様を觀察し、又は事情を搜り索めつゝ、行つたのであれば、短き冬の、目指す出口にはまだ行き届かぬ些し手前で、日は早や暮れたのであれば、先きには行かれぬから、或る民家に入つて、一夜の宿を求め、泊る事となりしが、先方では、大小差した役人風體の者が、騒動後初めて入り込み、色々の事を尋ね問ふのであれば、一揆の發頭人又は重なる人々を搜し索め、下手人を執へる爲に、來た者で有らうと誤り思はれて、其疑を惹き起した者と見へ、吾々が宿りし家の最寄りには、終夜警戒を加へられ、却て吾々に對し、恐怖の有様を呈して居た模様であつた之に依つて考へて見れば、彌々根も葉も無き事が分りし故、其翌朝は早々出立して、日田に引返し、其旨を復命したのに、吉田權大參事は、既に出發して、國に歸られた跡と成て居たのでありしが、鶴洞の言はるゝに、此度吉田權大參事は、藩知事公の御供して、上京せらるゝ事となり、不日出發になるの

第十二 吉田權大參事に隨從して藩知事公の御上京に御供す

第十二 吉田權大參事に遷徙して藩知事公の御上京に御供す
二八二
で急ぎ歸られた然るに傳言があるから能く聞いて呉れ、君も今は遊んで居るのであれば、東京に連れて行かうと言ふ事である、無論承知して呉れるであらうから、早く歸つて仕度せよと云はるので、兎も角も小河先生に相談して孰れどか返事しますと答へ、一人急行して國に歸り、小河先生に逢つて意見を聞いて見ると、先生の言はるゝには、君は常々外に出度々々と云ふて居たのを、是迄引き止めて居たのは、色々見込みが有つたからであるが、藩論も粗々見込が付いた此上は、東京の形勢等篤と知ねばならぬから、思ひ切つて出よ、其方が却て手が伸びるであらう、實は君が東行の事は、其筋の人からも内々相談を受けた事があつたから、勧めめて置いたのであれば、速に決心せよと言はれたから、豫め企望して居た事は、聞届けに成るやうに、先生から相談して貰ひ度彌々其事が行はるゝなら、直に決心すると答へた所が、先生の言に唯遊學と云ふては餘り取り留めの無い事では無いが、全體何が望みであるか、先方に言ひ向る次第も有るからと云はるゝので、東京に出て御用が濟んだならば、暇を貰ふて、開成校に入つて、今一應學問し度併し都合に依つては、横濱に行き、海軍の稽古を遣らせて貰へばよいと、打明けて相談した所、夫れは至極であらうからと云はれ、其事を鞫伺に相談され、鞫伺は又吉田氏に言はれたとの事で、同氏も承知に成つたから、彌々隨行する事となり、殿様は確か十一月の末つ方御出

發になつて、若津に下られ、諫早に御渡船に成り、夫れより陸路長崎に出られ、東濱町の屋敷に御滞在になりしが、吉田權大參事は、池尻葛草先生と共に、磨屋町鱈屋佐次郎方に泊られた、此佐次郎は、元福島町の者でありしが、長崎貿易の初めより、其貿易商となつて、資産を拵へ廣大なる家屋に棲んで居たので、あれば之に宿せらるゝ事となり、爰に泊つて居る事兩三日にして、飛脚船が上海から這入つて來た、其頃の飛脚船は、合衆國の人が持つて居た船で、三四艘計りありしが、横濱と上海の間、定期に航海して居たので、久留米より東京に行くには、一と先づ、長崎に出て、此飛脚船に便乗して、神戸を経て横濱に行くのである故に、藩知事公も長崎に出られたのでありしが、其飛脚船が來たので、之れに御乗船に成り、上等の半は殆ど買ひ切りに成つた模様でありしかば、中々業山な事でありしが、長崎を出帆して、肥前の外海を廻り、玄海灘も至つて、靜かにして下ノ關の海峡を過ぎ、瀬戸内海に入れば、天氣も好く、海上は彌々風、油を流したと、同じく、船の動搖は些しも無いから、離れ、彼れの差別なく、皆甲板に出て、徜徉して居るのであつた、自分は吉田氏の部屋に行き、附近の物を取り片付けて居たりしも、吉田氏が先きに立ち、戸口押し明けて入らるゝから、自分は片隅に寄れば、藩知事公も、御成りに成つて居るのに、驚いたが、逃げ場所は無く、其儘平伏して頭を下げて居ると、吉田氏が公に對し、是れが川島と云ふ者で

あぢますと申上げられたので、自分は屹度頭を下げて禮をする。公の御詞に、あのやま
ましい川島であるかと仰せられた時は、何とも云へぬ心地して、冷汗は腋の下からだ
らり流れ出たやうである。其頃迄は殿様と云へば恐ろしい御方と思ひ、夫れに吾々風情
の輕輩にては、御目通りと云ふ事は、決して出来ぬ夫に御詞が掛つたと云ひ、其御詞の中
に、やかましいと仰せられたのであれば、其頃刻の間に身慄ひしたやうであつた。其後は
何の事も無く、神戸に碇泊し、横濱に上陸する事となりしが、知事公には、東京より迎ひの
馬車が来て居たので、之に召されて、御出發になり、其他の人々は、駕籠で行かれたが、自分
等は皆歩行して行く事となりしが、往來して行く者を見れば、人を乗せた車を人が挽て
行くので、其形は區々で今のやうに、一定して居なかつたが、何様妙な者であると思ひ、
珍しいから試乗して見たいと、好奇心が勃々と起りしかば、川崎に行きし頃、雨は酷く降
り出し、雨具は持たぬから、乗つて見たい心地して、是か彼れかと選んで乗つたのは、丁度
觀音堂でも見たやうな風に作り爲した者を、車の上に乗せ、左右と後は、箱子を張り、前は
御戸張見たやうに、きれを下げた。夫れで雨の降るのに、乗り乍ら、諸所を見物して行
かるゝので、至極便利な者と思ひ、行々詠めて居たのでありしが、鈴ヶ森に差し掛りし頃
日は既に暮れて、雨は益々降り出し、道は悪くなつて、いと物凄みに、挽き手はまだ挽き

第十二 吉田樞大参事に隨從して藩知事公の御上京に御供す

慣れぬから幾度か危き目に逢ふて、其度毎に胸はひやくして、どうなる事かと危みし
に、終に迂り轉んだ拍子に、棍棒を取外づしたので、車は後の方に顛倒したから、起上つて
出やうとすれば、箱の中であるから、動かぬ。且又、硝子は滅茶々に破はれて、仕舞ふた
ので、車夫も意外の損失に落膽し、さめくと男泣きに泣き出したのは、疎忽を尤むる
譯にも行かぬ、却て心付を興へて別れた。是れが乃ち人力車を初めて見て始めて乗つた
時である。想へば二年の秋、東京に居た頃は、まだ一度も見ない事が無かつたのに、僅か一々
年餘りの間に、此道中に迄蔓延して居たのは、一寸驚いた。それで、東京は赤羽根の御上
屋敷に着いたのであるが、古松先生はまだ滞在に成つて居たが、吉富龜次郎先生も菊池
資五郎を連れ、共に遊學と云ふ事で、安井忠軒の門に出入して居られた。篠本廉藏は公用
人の役を勤め、他藩に對し、交際の衝に當つて居た。其頃の狀態は、草鞋と唱へた有志が、澤
山に入り込み、互に氣脈を通じて種々な事を爲て居た。就中丸山作樂等は、大に征韓論を
唱へたが、同人は元島原藩の者でありしが、其頃は既に外務省三等出仕とかに、勤任官
となり、大に幅を利かしたやうであつた。又古松先生の關係せられた山口藩脱人の事は、
豫期して往かれた通りに運ばぬ廟議も亦變じて、此度は河野敏謙と云ふ役人が、日田に
下りて取扱ふと云ふ事となりし爲め、先生も行かるゝ事となりしかば、見送りの爲め、

第十二 吉田樞大参事に隨從して藩知事公の御上京に御供す

本と同行して、高輪迄行き、或る料理店に登りしが其席には草莽の有志が大勢打寄り、既に離杯の宴が催され、大勢居たのであれば、何の話しも無い、吾々は門限が有るから、一足先きに別れを告げて、屋敷に歸つたが、跡で聞いて見ると、熊本の中村六藏を久留米に連れ歸られた此の六藏は、後に廣澤參議を暗殺したと云ふ嫌疑を受けて、久敷尋ね人と成つたのであるけれども、當時久留米に居たのであれば、東京の出来事に關係をなす筈は無かつたが、何か他に罪の在つた者と見へ、十一年頃處分を受けて、禁獄の刑に處せられた、扱て先生に別れて間もなく、或日篠本の宅から一寸来て呉れと云ふ使ひが来たから、往つて見れば、見慣れぬ人が篠本と對談して居る、初對面の挨拶して、其坐に加はりしに、篠本の言に、此御方は、越前丸岡藩の中島龍之助と云ふ方である、今から愛宕侍従及び秋田藩の連中と柳橋龜清樓に於て會合さるゝこの事で、誘ひに立ち寄られたから、君も一所に来て呉れよとの事であつたから、吉田氏の許を受け、三人一所に赤羽根の御屋敷を出て、歩行して居たが、兩國と云へば道も遠いので、馬に乗らうと云ふ事に成り、是寄の借馬屋に入り、三疋の馬を選び取つて、篠本と中島の兩人は、直に乗つたが、自分は愚圖々々して居たから、中島は氣の毒さうに詞を掛け、君は馬が嫌であるか、それなら駕籠にしたならばどうであるかと云ふて呉れたけれども、夫れには及ばぬと云ふて、馬に乗つて

第十二 吉田權大參事に隨從して藩知事會の御上京に備へず

行く事と成つたが、自分は輕輩の身で馬に乗ると云ふ事は出来無いから、乘馬の稽古は一度もした事は無い、夫れで躊躇して居たのであつたが、終に乘らねば成らぬ事と成り、二人の跡から喰付て見たが、何時しか振り殘され、自分獨りとなり、二人の姿は全く見へぬやうに成つて仕舞つたので、兩國はどの方向やら廣い東京の真中で、途方に暮れ、如何したならばと當惑して居た時、遙か向ふの方より中島が引き返し来て、君が馬は悪いから、いけ無いと云ふて馬を取替へ、此度は自分を真中に置いて、漸く柳橋に着いた、龜清樓には愛宕侍従並に家職の曳田源次夫に、秋田藩の中村惣助、吉田精一郎、其他三四人の面々は、既に來て吾々の到るのを待ち詫び居た模様でありしが、直に開宴となり、酒席杯盤の間、自分が馬乗り上手の談となり、時刻の後れたのも、亦之が爲めで有つた杯と云ふ、工合で坐興の一に加へられた此宴席に於て、色々な話があつたやうであるけれども、自分は其頃早く御用が済んだならば、遊學を願ひ出そうと、其事計り考へて居たから、心を留めて聞か無かつたので、何事であつたか、確かに覺えては居らなかつたが、後に東京府で吟味を受けし時、此會合は中々重大な者で有つたと云ふ事が初めて解つた、愛宕侍従と曳田は死刑に處せられたのであれば、餘程重き罪跡があつたのであらう、其外草莽間の人々とも交つたが、其人々の姓名も談した事柄も、今は悉く忘れて仕舞ふたが、東京に着して

第十二 吉田權大參事に隨從して藩知事會の御上京に備へず

から十四五日経つた無頼吉田氏が俄かに御殿から歸られ別室に自分を招かるゝから行つて見れば其言付に大島居が命を受けて大参事を呼びに今から出發する事と成たから御前も一所に往て呉れ御用の次第は大島居が道中で詳しく話す事と成つては居るが其荒増を言へば昨夜油屋先生が或る知人の宅を訪ふたのに山口出身の者が國に寄り集つて居たが番論一致の建白書を齎し木戸軍一郎が廟堂に差出した番面の主旨は久留米藩が脱人を庇保してどうしても渡さぬから山口藩の兵を以て久留米に臨み脱人を捕縛する事を許して貰ひ度いと云ふ事である若し聽許が無いならば皆々進退を決するに御廷に迫つて居ると云ふ事を竊に聞出し知事公に言上せられたから大参事を呼ばるゝ事となり大島居が其命を受けたが獨りでは氣遣はしいから川島も一所に遣はせと御沙汰に成たから其積りで仕度せよと云はれ且小河にも詳しく知らせよと云はれた間もなく大島居から催促が来てせき立てられたから仕度も大抵にして往て見るに最早仕度して居るさうして言ふには公も酷く御心配に成り今日出帆する飛脚船に乗つて行かねば間に合はぬ夫れで馬車を賃すから乗つて行けと仰せられ其馬車も既に御支圖前に待つて居るからさあ一所に乘らうと云ふて諸共に打ち乗つて出發した重知事公の御性質を吾々が申述べるのは恐れ入る次第であるけれども何

第十二 吉田藩大参事に國を離れて諸事公の御上京に御供す

事も人に負ける事云ふ事が御嫌であつた又派手やかな事は却て御好であれば此馬車も態々佛蘭西から御取寄せに成つたと云ふ事で其當時は殆んど比類稀なる者云ふ語句で折々三條公から借りに來た事があつた位の者であれば餘程見事な者であつたやうであるが吾々が此馬車に乗り横濱に着て見ると堀江八十首と云ふ人が吾々と同行しやうとして待つて居た同氏は親の病氣の看護の爲め歸ると云ふ事であつたから船中は三人になり無事に長崎に上陸し諫早に出て船を雇ひ切り早船に仕立て川を下り海に出掛けやうとするに空模様が悪く先に行かれぬと云ひ出した全體諫早船には悪い僻があつて何とか角とか言草を付けては船を出さぬ僻があると云ふ事を豫々聞いて居た然るに此時は瞬間を争ふて歸國する途なれば其様な事を聞いては居られぬ又事情も許さぬ例の僻であらうと思ふから遣らるゝ文け遣つて見よと命じて海の方に出たが船頭が空を望み見此荒しではとても航海は出来ぬ引返すと云ふて仕度を仕掛けたから大島居堀江の二人は口を揃へて是れ式の風に遣れぬと言ふ事が有らうか遣れぬ引返す事はならぬと叱り付け遣らせて居たが船の動搖は次第々々に劇しく成つたから三人は寝込んで居ると又引き返さうとするので皆々起き上り坐り込んで太刀引き寄せ跡に返すなら覺悟をせよと白眼み付けて言ふたので船頭等も覺

第十二 吉田藩大参事に國を離れて諸事公の御上京に御供す

借し、どうせ死ぬなら同じ事であれば遣れる丈け遣らうと云ふて矢張り元の如くやり掛けたが北風吹き荒み雨霰は次第々々に強立つ計りで船先が上に上つた思へば忽ち下り右に傾いたと思へば又左りと變る度毎に潮はさぶく船に注ぎ込み烈き止むる術も無く船子の一人は潮酌み出すのに忙殺せらるゝ模様でありしに船子共は何の恐も無く之をやつて居たのには感心な者と思はれた之に引換へ吾々は船頭を叱り付け無理無體に遣らせはしたが今にも覆りはせぬかと疑た儘船が傾く度毎に胸は冷やしくして、もう覆りはせぬか是れ切りかと、縮らめて覺悟したのは幾度でありしか中々危険千萬な事であつたけれども一旦言ひ出した以上は最早跡に引き退く譯には行かぬ我慢して張合ひ耐へ忍んで、どうなる者かと竊かに思ふて居たのに船頭が言ふに風は彌々暴れる計りで、とても風る氣遣ひは無い、旦那倒底いかぬもふ觀念せねば成りませぬと哀れな聲を出し、訴ふる如く又悲しむが如く、諦め兼ねた詞を聞き吾々も既に危険を感じ何時顛覆するかと氣遣ひしが、一大事の用務を帯びた身柄であれば命も亦大切にならぬのであれば、一旦覺悟をせよと迄叱り付けて出させたのであるから、今更弱音を出す譯にも行かぬけれ共自分は幸に船頭を叱り飛ばして居ら無かつたら、爰が出時と思ひ船頭に向ひ、どうすればよいか、よい様にして見よと言ふたから、方向

第十二 吉田樞大參事に隨從して藩知事公の如上京に御供す

を替へ元と來た所に向つて引き返へさうとしたけれども、中々思ふ通りに成り兼ねた全體船は向うへ引き返へさうとする其時に、往々遣り損ずることなれば、船頭も氣を揉み骨をもち、非常に心配した模様でありしかども、引き返すと云ふ事は到底出来無かつたので、只遣らるゝやうに遣ると云ふ事となり、此に方向を立直して遣掛けたので、半ば追ひ手のやうになり、船は矢の如く陸地見掛け馳せたので、僅かの間に陸地に着いた、其所は肥前の多羅山麓の一漁村であつたので、直に上陸して、乗り物を捜し求めたけれども、揃はず僅かに一艇の駕籠が有つた計り、其餘は馬が手に入りしかば、各々手を分けて之に乗りしが、自分は馬に乗る事となり、夜中雨霰と交り吹荒む強風に向ふて行き、或る宿驛に着きし時は、四肢悉く氷りて、殆んど我が物では無い心地し、知覺も皆失ふて、體も動かぬやうに成つて居たので、人に助けられて、馬背より下に降された夫れより駕籠に乗つて行つたが、佐賀の城下を通る時、夜は仄々と明け渡り、筑後の山上に耀く旭日を遙に望んだが、此日は乃明治四年の正月元日で、市中は孰れも戸を締切り、物淋しき風情を打ち詠めつゝ、佐賀の町を通り抜け、久留米に着いたのは、八ツ時頃で、大鳥居に連れられ、大參事の宅に行き、公の命を傳へ、御用も之で済みしかば、自分は別れを告げ、小河先生の宅を訪ひ、歸國した事の次第と、吉田氏の傳言を申述べ、東京の形勢をも告げた扱て

第十二 吉田樞大參事に隨從して藩知事公の如上京に御供す

大参事は病氣の爲め當初御供をせられ無かつたが其病氣も次第々々に快き方に赴き彌々全快の見込みも付き出發の期日も略定まりしかば一と足先きに出發して上京する事となり八九日頃出發して上京の途に就いた例の道を経て東京に着したのは十五日であつたやうに覺へて居るが其到着五六日前廣澤參議を暗殺した者が有る廟堂では久留米藩の着の手に驚いたので有らうと云ふ事を言ひ觸らしたので久留米の嫌疑を益々深からしめ形勢は彌々切迫して來た然るに廣澤參議は大樂等を餘り惡む人では無かつたから大樂等も却て頼みに思ふて居た位であれば脱人は勿論久留米藩の者及當時の有志者間では廣澤を惡んだ者は一人も無かつたやうであつたからして廣澤の暗殺は同藩の者が内々巧んで爲した者であるのを他の手で爲した者と云ひ做し事を構へたのであらうとは當時民間の輿論であつた然るに大参事は正月末に上京せられて除君盡力せられたけれ共其嫌疑は一向に解けず次第々々に進んで有栖川の宮は九州鎮撫總督に任せられ四條隆謨少將は巡察使に大垣藩の井田五藏と熊本藩の太田黒岩太の兩人が參謀となり熊本山口兩藩の兵を率ゐ豊後の日田に出張せらるゝ事となり九州各藩の兵も最寄々々各方面より久留米に向ふて出兵する事となりしかば知事公も大に驚かれ各藩の兵が各方面より久留米領内に入込み無理無禮な事をして人

第十二 吉田樞大参事に従從して知事公の御上京に御供す

民を怒らせ激して兵端を發かすやうな事に仕向くるに相違は無い若し之れに耐へ忍ぶ事が出来ずして被裂することゝもなれば朝廷に對し相濟はぬ事となるから乾度取締りをなし恭順の誠を表はさねば是迄盡した勤王の志は無になるのであるればと御命令があつて水野大参事は其御命令を齎し知事公の代理として國に就かるゝ事となり大島君も隨行の命を受け自分も亦大参事の申付けで一所に歸國する事となつたが大参事の言に若年の過激連中が驚々と騒ぎ立ち恭順の誠を致さぬやうな者があればお前は其衝に當つて知事公の思召を貫く事に盡力して貰はねばならぬから速れて歸るのであると言はれたので其命に従ふて再び歸國する事となつたのである。

第十二 吉田樞大参事に従從して知事公の御上京に御供す

第十三 東京より歸國の途次船中に於て

水野大參事の経緯談

水野大參事に隨從して東京を出で、歸國の途に就いたのは、確か三月の初めつ方であつたやうに覺えて居る。例の通り横濱から米國の飛脚船に乗り出帆したのであつたが、其翌日甲板に出て見れば、名にし負ふ遠州灘の沖合となりしも、此日は天氣も朗かに、風は靜かに、平穩な船路であつたから、さながら平地に在る心地して、乗り心地も至つて宜しいので、乗客は皆甲板の上に出で、彼處此處と逍遙し、三々五々打ち連れ立ちて話す者も有り、又は笑ひ興じて歌ふ等思ひ／＼、自適の樂みを取る有様であつた。自分も大鳥居と二人連れ立ち遊びしが、何時しか艙の方に進み行きしに、誰と云ふ事は知らねども、金モールを以て襟袖手首等を一面に飾り立て、金装燦爛たる軍服を着し、威風凛々邊りを拂ふ有様で徘徊して居らるゝ方がある。従者も連れず、附添ふ者が有ると云ふではなし、たつた一人である。自分は不審に堪えず、大鳥居に叩き誰であらうかと聞いて見たければ、

都屋に行つて見たが、留守である。何處に往かれたので有らうかと、其處彼處一面を尋ね廻り、便所迄捜して見たけれども、何處にも其姿が見當らぬから、若しやと思ひ、食堂の内につか／＼這入り掛り、向ふの方を見れば、食堂に憑り掛りて話して居らるゝ、其相手は是又誰れかは知らねども、紺飛白のやうな着物を着た大入道の大兵に打ち向ひ例になく椅子に凭れ、互ひに打解け合つた模様で、何やら談話して居らるゝから、自分が出て妨げをする場合には有まいと思ひ、跡すざりして食堂を立出で元の所に至れば、大鳥居はちやんと待つて居たので、其の事を話し乍／＼、又々一所に連れ立ち、食堂の明り取りから下の方を瞰して、大鳥居に指し教へ、あの通り眞面目に話をして居らるゝので、妨げしてはなるまいと思ひ、引返したと告げ、あの相手に成つて話して居る人は誰れであらうか、君は知らないかと問ふて見たけれども、大鳥居も亦知つては居らぬ、只さう誰ぢやらうかと云つた計りで、其誰たることはどうしても考へ出さなかつたから、其儘にして、二人りはぶら／＼歩行いて居る内時間も経たので、食堂を下瞰して見れば、話は既に済んで仕舞ふたのであらうと思はれ、二人の姿は最早見えないので、吾々二人は又連れ立つて、大參事の都屋に行き、問ふて見るに、軍服を召した方は有栖川宮殿下で、九州鎮撫の總督に任せられ、大阪まで出張に成る途次乗船せられたとのことで、謂はゞ久留米征伐の爲

め出陣せられる、總督の宮が既に大阪まで下向せらるゝ其の途次吾々は其の船に一所に乗り合はせて居ると云ふことである。夫れに又食堂に話して居られたのは誰れで有つたかと問ふて見ると大参事は笑ひ、大鳥居の貌を眺めお前はあの人を知らぬかと云はるゝから大鳥居は又々首を傾けて頻りに考へ込んで居たけれどもどうして考へ出さない模様であつたから大参事が言はるゝには知らぬ筈はない、あれが西郷だとは云はれたから大鳥居は驚いてあれが西郷のうと言ふたから益々笑はれたのである。然るに大参事は自分に向ひ部屋を締めよと言はるゝから其の通りにすると大参事の言はるゝには幸ひ西郷と一所に乗り合はせたから脱人に關した一部始終の話をして此度自分も藩知事の命を受け鎮撫の爲め歸國するのである。歸國の上は藩士一同をして朝廷の命の儘と云ふ、迄も恭順させて御處分を待たしむる筈ではあるが、四條巡察使の仰ひて下らるゝ兵は熊本と山口兩藩の者であれば朝廷の御恩召通り正當に遣るでは無く乾度朝命を矯め無理無體な難題を申向けて怒らせ若くは亂暴狼藉言語同断な振舞ひをなして激せしめらるゝやうな事共あれば如何に恭順を旨として忍耐しても終には之に堪へ難く何時しか兵端を開くやうな事になるだらうと思はるゝから鹿兒島の兵を一刻も早く久留米領内に繰り込んで右等の事の無いやうに取り

第十三 東京より歸國の途次船中に於て水野大参事の経緯

續めて貰ひ度い、若し萬一破裂して干戈に訴へねば成らぬ事と成た時は何れが先に手を出し又は出させて兵端を開き掛けたのであるか其前後曲直の有る處をも監視して貰ひ度いと篤と相談した處が西郷の答には鹿兒島藩も吾々も共に嫌疑を蒙り不逞の徒であるやうに思はれた故種々辯疏した爲め其嫌疑は漸く解けて久留米に兵を出す事は聞届けに成つた位であらば思ふ通りには行くまいけれ共御事情を承れば御氣の毒の至り御同感に堪へ無い次第であるから兵隊は直に繰り出し及ぶ丈の事は仕やうと受合つて呉れたから猶此度の事に就き十分盡力をして呉るゝやうに依頼して置いたのであれば僕が居らぬやうに成つて若し萬一の事が有つた時は鹿兒島に行き西郷を引出して久留米に来て盡力して貰へと言はれた後に鹿兒島から大山格之助が久留米に来て周旋して呉れたのは之に起因したのであらう。然るに船は何時しか紀淡海峽に入り神戸港に着いたので有栖川宮殿下も西郷も爰で別れ吾々は兵庫に上陸して一泊したのであるが又々飛脚船に乗り込み瀬戸内海を航した其時も前と同じく浪風は立たず至つて穩かなれば無聊に堪へ兼ね大参事の船室に打寄り色々の談話をして日を消したのである其の談話の内今尚ほ耳底に残り記憶の中に存して居る事は飛脚船買入の事であつた大参事が此度艦屋左次郎を連れて行かれた其譯は左次郎は役に

第十三 東京より歸國の途次船中に於て水野大参事の経緯

立つ者であるから色々なことをさす積りで有る故に横濱に於ては第一貿易上の事を取調べ其見込みを立てさせた處が同人が言ふには長崎に比較して見れば横濱はまた後れて居る夫れで外國人から勝手次第な目に逢はせられても當り前のやうに考へて居るから何事に對しても意氣地ない事許りして居る長崎のやうにするならば爲べき仕事はまだ幾許もあると云ふから其事を一々取調べよと言ひ付け跡に残し置いた其中にも此飛脚船は取分け都合がよいと言ふ事であつたから皆買ひ取つて仕まふて久留米藩で此通りに遣る事とすれば大層御國益に成るから買ひ取るには其直段は凡そ如何程であるか又手續はどうするのであるか其邊のことをも一と通り調べさせたが餘り高きは無い又手續と云ふても六ヶ敷ことは無いから久留米藩で買ひ入るゝには何事も有まいと思ふたので其の荒増のことは東京で政府に言上した處が政府でも大いに喜ばれて夫れは面白からうから是非遣つて見よと仰せられた夫れで船屋にも言ひ合めて其事を取り扱はする事としたから此度の事の濟んだ後は直に手を付けて見る積りであると話された然るに神戸から随行員となつた洗切の船頭と云ふ役を勤めて居た彌永健吾と云ふものも一所であつた此の人は専ら久留米藩の蒸氣船乗りの頭をしたと云ふこともあつた人でありしかば取分け力の入つた話であつ

た思ふに其後も岩崎が三菱を組織して航海業を營んだのは此飛脚船を買ひ取つたのでは有まいかと思ふ然るに飛脚船が長崎に着いて船屋に泊つた處が往き掛け連れて行かれた主人の佐次郎は取調の事がまだ濟まなかつたから横濱に取殘されたので吾々と一所に歸り來らぬから其家内が大参事に對し頻りに怨言を吐き不平を鳴すのに大参事は始終之に相搥打つて居られたから一場の奇談も出て坐興を添へた事があつた其翌日は早朝に長崎を立出で練早から船に乗り若津に航し若津から又川船に乗り筑後川を廻り住吉迄行くこととなつた此船の中では又一場の大議論が湧き出た其次第を揃んで擧ぐれば田地の持高に制限を加へ土地の兼併を抑ゆると云ふ議論で謂は土地の平均を保たしむる論と云ふても好い話であらう此の論は獨り吾久留米藩の人々の間にのみ唱へられた議論では無い殆んど天下一般に唱へられた當時の輿論であつた然るに大参事の意見は尤切り此の議論に異り吾々に一大刺戟を與へられ意味を一掃せられたのである其事の荒増は今尚ほ耳底に残り記憶の内に現存して居るので之を追憶する毎に水野大参事の人爲と職見抱負が當時の人々よりも一頭地を抽てゐたと云ふ事が窺ひ知らるゝ一端とも成るので有らうと思はるゝから爰に其荒増を擧げて書いて置くのである其時制限論と唱へられた議論の要旨を摘んで言へば土地

兼併者の土地を取り上げて待又は其他徒食のものに分ち與へて遂に就かしむると云ふ主旨から出た議論であるが久留米藩の改革も是非此通りにせねばならぬ又仕度い

三〇〇

を推かると共に先づ第一施政の手始めとして土地の制度を昔の通りにして兼併の弊害を矯正せねば諸般の政に妨を來し富者は益々奢り貧者彌々屈し兩者の間權衡を失するから復古の政とは云はれぬ全體百姓町人等が土地を澤山に兼併して居る云

三〇一

れば之に同意する人も多し、御前達の如き書生が口にして言ふ計りで無く、既に政府部内に於ても其の議論が起つて勢力は中々強く、而して實施を促されたから、とても喰止めは付かず詰りどうならうかと、一時は大いに心配もした程であつた併し自分が斯うして大参事の役を勤めて居る間は如何に此議論が勢力を得頭を持ち上げ置々と嘆き立て、追つて來ても決して同意はせぬ實地に行ひはせぬからと云はれ、尙も其次第譯柄を懇々説き示された事は悉く覺へて居らぬが其内に成程と思ふて聞いた事の自分の記憶の内に殘つて居る者を述べれば、貧富の等差と云ふものは世の状態で、人為を以て之れに制限を加へ均一平等にしやうとしてもさるゝ者では無い、元々自然の結果に出たのであるから、奈何とも成し難い併し兼併は餘り好まじき事では有まいけれども制度を立て之を抑へ之を均しくして、以て平等に仕やうとしても、さるゝ者では無い、却て無理が出来て國は治まらぬ斯んな議論は學者が常に言ふ事で、實地には適せぬ御前達のやうに何も知らぬ書生は之を本當の事と思ふて色々論じて居るが、實際には決して行はるゝ者では無い、今久留米にて高持百姓若くは町人又は其他の者が持つて居る田畑に制限を加へ、其餘りは悉く引上げて、仕舞ふたならば御領内には終に金持は一人も居ら無いやうに成つて仕舞ふ、そうならば中以下の者計りとなり、或は貧乏人の寄

り集りとなつて、國は全く貧困になる、さうなれば國はどうして保つて行かぬか、金が無ければ國は保たれぬ、其の金は誰れが持つて居るかと云へば高持である、高持は乃ち土地を兼併した者で有らう、然るに其土地を引き上げて仕舞へば高持と云ふ者は全く無くなつて仕舞ふ、そうなれば金を持つたぬ者計り多勢となり、貧乏人計りとなれば、眞逆の時に國はどうする積りであるか、幸ひに御領内には高持が有つて、金を澤山に溜めて居るからして、さあ云ふ事のあつた時は、いつも御用便に成つて居る、夫れで高持の兼併者は成丈け大事にして其金を使ひ棄てぬやうにして置かねばならぬ御一新の禰りにしても、木屋は一萬兩差出し、鐵屋は五千兩其他夫れ、献金したから、何事も無く朝廷に御奉公を盡されたのである、之に付いて話をして置く事がある、忘れぬやうにして覺えて後之を試めして見たならば、自分が言つた事に感ずる時が來るので有らうと云はれた、其事は、佐賀藩に關した事である、其話に佐賀藩に於ては、曾て是れに似寄つた事を實行して制限を立てられたのであるが、鍋島閑叟公と云へば、あれ丈けの御人物であつたが、何様田畑を澤山持つて居たもの、持ち地を削り取り、其兼併を仰へ止められ、謂はゞ平等となし、均一を保たしめられたとの事であつたから、學者間では大に之を稱賛して措か無かつたけれども、是れは實に無理な仕方である、佐賀藩内の在方百姓は、行く

行く我へて久留米藩内の一般は行々盛んになるに違ひは無いから此事は特に云ふて置く、忘れぬやうに記憶して後々に至り能く試みして見よと云はれた然るに吾々二人は先主となり又其の當時は此制限論を皆々好む事と信じ大いに口にして居た議論であつたから尙も口叩て言ひ暮り反復意見を述べて見なければ大参事は淳々と説いて言はるゝには夫れは學者の實務に迂遠な議論である之を御前達の如き養生が真に引き受けてさうせねばならぬ事と思ふて居らうけれども夫れは間違であること其次第をも懇々と説き示されたので今迄信じ切つた考も多少破れ掛り妙な事と感じたので二人其制限論の根據は既に破られて仕舞つたやうな心地したのでありしが其時の談話は之に止まらずして色々有つたやうであるけれども今は忘れて思ひ出さぬが何様上に述べた通り大参事はどうしても同意せられ無かつた事と佐賀久留米の藩本に關した事の顛末は能く記憶して居るから其荒増を思ひ出した儘書いたのである然るに當時輿論のやうに成つて居た衆情を抑へ止むる事を非とすると云ふ事は人の考へとは九切り違つて雲泥の差であつたが此話もそこへにやめて此度は住吉より上陸せねばならぬのであるから其大不便を鳴らし山浦渡のある所は餘り出過ぎまで回つて居るから水吐が悪い其上安武の土居が東西に流れ南北を絶ち切つたのは

第十三 東京より歸國の途次船中に於て水野大参事の論議

三〇四

久留米城下の爲めにならぬあの土居のある爲めに城下の害はいつも被るから久留米の政事は早く筑後川の洪水を防ぎ止め其の害を防ぐのが急務で山浦の曲りも早く取つて水の流れを真直にせねば洪水の害は免れない政府で愚圖々々して居るゝのは何の爲めであるか其譯は知らぬが早く筑後川の改修が行はれて居るならば此の船も瀬の下迄は行かるゝのであらうのに住吉から上らねばならぬと云ふのは大なる不便であると陳べ其の改修が早く行はれて居たならば此やうな事も有まいに大参事に迫つた處が大参事の言はるゝには御前達は何も知らぬ辨に色々な事を言ふて味を出すが大概ね空論計りである全體川は屈曲して流るゝのが當り前であるから此筑後川も屈曲して流るゝ夫れで勾配も能く付て川底も浅くはなつて居らぬから船の通ひも出来て一般の便利と成つて居る久留米の御領内は唯此の川で持つて居ると云ふてもよい夫れで此の川は大事にせねばならぬ然るに廻り目が大過ぎたり多かつたり又佐賀と久留米が互に土居を築き立水を防ぐから洪水の害を被る事となり實に困難を極め人民も亦大いに迷惑するので洪水の出ないやうにせねば成らぬが川を掘り直して真直になるやうにしたならば水吐きは能く成つて洪水の害は或は取れるやうになるであらうけれども川底が浅くなつて船は通はぬさうなれば一方に害を除い

第十三 東京より歸國の途次船中に於て水野大参事の論議

三〇五

て、一方に不便を受けざる事となるから、洪水の害は被らぬやうにして、川底は矢張り
浅くならぬやうにせねばならぬから、政府でも色々工夫して居るが、川を掘り直して水
の流れを真直に遣ると云ふ事は、政府部内に於てもさう云ふ論はあるが、自分は真直に
やると云ふ論にはどうしても同意はされぬ杯と話せられた内に、船は愈々住吉に着い
て上陸し、久留米に歸り着いたのである。熊本曲四中、筑後川治河の事と、兼併制限の話と
は屢々討論題となり、大いに研究せられたのでありしが、太田茂は筑後川治河策と唱へ
漢文を以て一大文章を草したのである。改修の事は今や既に實地に行はれし後の事な
れば、其利害は既に跡祭となりて居るから、言ふても詮なき事であれば、言ふ必要も無い
が、只川底の淺くなるや否の判断は、近き將來に實驗する事が出来るのであらう。然るに
土地制限論が論究せられたる事を述べれば、貧富平均の事は、人の稟くる處の資質才能
智識勇慮其他體軀の長短強弱等ありとあらゆる者に屬する者で、苟も銘々各自に異な
る所の者を、各自に具有した者を如何にして之を均一にする事の出来るのであるか、之
を均一にせずして、單に貧富のみを平等にせんとするは、其の本を同ふせずして末を等
うせんとする事なれば、人力を以て到底爲すべからざる者と云ふ事になつたので、終に
皆な大參事の論の通りに成つて仕舞つたのである。只だ佐賀久留米兩地の比較に至つ

ては、如何なる結果を呈して居るであらうか、其判断に至つては未だ之を詳かにする事
が出来ぬ。然るに明治初年の改革は、英断果決何事も破壊して、行ふ時代であつたから、彼
の土地制限の事も既に輿論に成つたのであれば、水野大參事が之れに同意して居られ
たならば、或は實施せられて居たかも知れぬ。果して然らば、久留米領内は、田地五町歩の
所有者に止り、其餘の地所は悉く取り上げられて居たならば、今は如何の状態となつて
居るのであるかと思ふ度々、大參事の事を思ふのであるが、今の人々が斯う言ふ事のあ
りしと云ふ事を聞いても、眞實の事とは思ふまいけれども、封建制の當時に於ては、土地
は皆な國守乃ち殿様の物となり、人民は只之を借受けて耕し、米を上納すれば善いと云
ふ取扱に成て居たのであるから、之を取上げやうが、どうしやうが、其邊の事には、些しも
頓着せぬ、どう仕やうが斯う仕やうが、夫れは國守の勝手次第である、と云ふ事でありし
が、廢藩置縣となり、土地の所有權を興へられ、又地租改正となりて、幾多の變遷有りて後、
初めて今日の如く、土地制度が確定したのである。若しも其當時、土地制限論が實際に行
はれて居たならば、久留米藩の領内は、今はどうなつて居るかと思ふに、連れ、大參事を思
ひ出し、其の折りには、又佐賀の事をも考へ見るけれども、久しく久留米の地を離れ、
他に出て衣食し、空しく其年月を送りしに、浮羽郡に來て舊久留米藩領内を見渡して見

れば山河は昔しど些しも異らねども吉井町の如きは屈指の金満家並べ田主九も同じく其他の村落にしても地方持ちの金満家は點々所々に住居し其他兩郡八女三浦の如き、孰れの地も浮羽と並び立ちて異なるの状なく、皆土地持ちの者は次第に殖へ行く有様となり、富力の状態も亦増進すると共に、貧富の差は多少懸隔の状あるを免れずと雖久留米地方の發展は著しき者と思はるゝ然るに佐賀地方の發展は之を久留米の發展と比較して見たならば其程度は何れを優とし何れを劣とし其勝敗の區別は明かに定め難く其原因も亦色々に分るのであらうが唯だ聞いたことを擧げて置くのである。

第十四 山口藩脱人大樂源太郎等四人を殺す事

大参事に隨從して國に歸りし時道中にての語に東京の事情は愈々切迫となり、巡察使は已に、目田に下向せらるゝ事となつて居るからして、久留米藩に手を付けらるゝ事も、餘り時日を経る事でも有るまいから、藩内の有志は勿論、一般の士民も定めて危機の心を起し、疑心暗鬼如何なる事を惹起するかも知れぬ、夫れに今又自分が歸國したといへば益々騒ぎ立ち、愈々穩かならぬ事となり、終に破裂する事ともなれば以ての外の事であるから、騒ぎ立たぬやうに前以てせねばならぬさうしやうとするには、一般の人心を他の方面に向はしめ、夫れに氣を取らるゝやうにすれば、人心も自ら落付き、騒ぎ立つ事も容易に有まいと思ふから、歸國したなら御城下町内は勿論、在町村方に至る迄此際芝居諸興行等を一時に許して、御領内を同時に賑かにする積りで有る、斯くしたならば、一般の人心は、之に向つて、定めて浮き立ち騒ぎ廻ることゝなるであらうと談せられた。全體久留米藩に於ては、大良院公の御時代には、御繁昌と言ふて、今の五穀神社最寄の個所に能の定舞臺を造られ、又其前の方には、町が出来て、新茶屋とか唱へ、酒樓高厦軒を並べ、是れには、藝妓なども置かれ、一般に賑ひ中々盛な事であつたと云ふ、其趣旨のある

所を竊かに漏れ承りしに、久留米の城下は肥筑平野の中央沃野千里の好位置を占めて居るのであれば、手段を設くれば、版富の土地と成るべき所で、物の集散離合殆んど九州の中樞と云つても宜しい所柄で、人の心を引寄せ、足を留むるやうにすれば、方法があるのに、其道具が備はつて居らぬから、人が来ぬと云ふ思召の政略から、さうなされたこの事で有つたけれども、其御趣旨を承け繼いで思召の通り實地に遣り遂げる丈の技術の有した者が、臣下の内に無かつた者と見え、財政上忽ち御困難を來たし、藩の經濟が立たぬやうになつて、奈何共無し難く、終に財政御困難の悲境に沈んだので、到頭御隠居になり、其跡を繼がれたのが、乃ち今は明君と仰がれて、篠山神社に奉祠せられた義源院公である、公は其財政困難を濟はるゝ爲めには、先づ第一に御儉約といふ事になり、彼の能舞臺も御取毀ちになり、酒樓高屋藝妓の類は、忽ち相止められ、一時賑ふた城下も、忽ち水打掛けたやうに物淋しくなつて仕舞ふたこの事である、又義源院公は御自身初め御家族方に至るまで、身には綿服を纏はれ、絹布と云ふものは、一切御用ひがない事となり、其の他音曲歌舞の類は、悉く停止せられ、一般人の酒宴會と云ふのは、只冠婚葬祭の大禮を行ふときには、眞に身近き親族縁家の者斗り打寄り、至つて手輕き酒宴は催す事が出来たので有りしが、夫れにしても制限があり、又宴席にて、肴の鉢數品物は二個又は三

個と定められたと云ふ工合であれば、打寄りて騒ぎ立賑ふと云ふ事は、何に依らず出来なかつたと云ふ極嚴重な御取り極めの中に、久しく棲息した久留米人なれば、御一新間際頃より、其制度が少々づゝは寛みかけて、芝居杯は折々許されたものゝ、全然解放されたと云ふ事ではなく、只緩したと云ふ位で在れば、賑ひ興がる眞意味は未だ會て嘗めたものは、穿ひから假令へ許されても、氣乗りはせぬ、矢張り愚圖つこのであらうと思はれたが、歸國せらるゝや否や、話に成つた通り、どこにも爰にも、直に許されたので、御領内は一時に騒ぎ立ち、此地にも、彼地にも、芝居狂言と云ひ、操り淨溜瀧又は祭文語り杯と、色々の遊藝者が、一時に雇ひ入れられ、種々なる興行事が行はれた爲め、其の賑ひは非常なもので、一般の人民は、是れに全く氣を奪はれ、殆んど浮き調子で騒ぎ立ち、賑ひ廻つて遊んで居る人々計りであれば、今にも藩難が頭上に墜ち掛り、城下は如何なる悲境に陥るのであらうかと云ふ時勢切迫の事も何も構はず、頓と無頓着であつた、夫れに引替へ四條少將隆訶は、巡察使の任を帯び、大垣藩の出身者たる井田五藏と、熊本藩の大田黒巖太の兩人は、參謀となり、熊本藩の兵と山口藩の兵とを引具し、日田に着陣あり、今にも久留米に攻め入らふと云ふ勢を示して居られたのに、久留米の状況は、案に相違し、至極穩かたで、殆んど太平無事の時と同じく、其處にも賑ひ此處にも騒ぐと云ふ状態であれば、職ひ杯

と云ふやうな状態は卯の毛程も外観には顯れて居らぬのには一驚を喫し張詰められた勇氣も何も抜け果てた。此事は當時兵隊の内に交り、要部の位置を占めて出張して居た熊本藩人某より後日に到り聞いた所の話である。扱て其賑ひ有りし最中、水野大参事初め、小河先生と澤四兵衛と云ふ三氏の人々が巡察使の廳に呼び出さるゝ事となり、其身柄受取りの爲めと云ふ名義の下に、大田黒殿太が熊本の兵百餘人を召連れて日田を發して、筑後川を船にて竊に下り、善導寺に上陸して、威を示し、兵端を開くや否やを試みたのである。此の事が久留米に聞ゆるや否や、有志者間の大議論となつた。要するに山口藩脱人に直接關係した人々は引續き呼出さるゝ事となつて居たのであれば、右三氏を渡すとすれば、其人々等も手を束ねて縛に就き、萬事皆休すと云ふ事にならねばならぬ。斯くなれば、是迄苦心慘憺した事は、皆水泡に歸するので有るが、右三氏を渡さぬ前に直に兵を繰出して、善導寺に來て居る兵を打拂ひ、日田に攻め込み、巡察使を追ひ歸すがよいと過激の論を爲して、其處にも打寄り、此處にも集りて、其用意を爲し、其議を建て以て政府に迫り、三氏の出らるゝのを拒んだのである。されど水野大参事と小河先生の兩人は斷乎として動かす其議を退け、且つ云るゝには、愈々兵端を開くと云ふ事になれば、先づ第一に自分等が首を斬つて後に遣つて呉れと言はれた位である。又悲しい事には、

第十四 山口藩脱人大参事等四人を殺す事

知事公が東京に出て居らるゝ其御留守であれば、丁度人質を取られたやうな鹽梅になつて居る。其上呼出しに成つて居る人々を渡さぬと云つて、兵端を此方から開くときは、其兵は元々山口熊本兩藩の者とは云へ、既に朝命を奉じ、巡察使の帥ゆる所となりし兵なれば、即ち官軍と云はねばならぬ。之に手向へば、即ち錦旗に向ひ發砲したと云ふので、忽ち朝敵の賊名を蒙り、天下の兵を引受けて戦はねばならぬ事となるのである。然るに我久留米藩は、天下に率先し、勤王論を主に唱へ、佐幕俗論家は既に斃れ、勤王の諸士が藩政に當りしに、却つて朝敵となり、煩ひを知事公に迄及ばし、且つ久留米城下を焦土の中に葬りなば、何も知らぬ一般人民を塗炭の苦しみ陥らしめ、悲惨の極に到らしむる仕方となるのである。吾々も暫く忍ばざるを得ざる所にして、志は事と違ひ、目的を失ふと雖も、今は恭順を表せねばならぬ時であると言ふ議論が多かつた。之に反し、吾々も折角やり掛けた以上は、一カ八カ遣るまでは遣つて斃るれば、夫れでよい。殊に是迄先生と頼み尊んだ人々を、をめぐり、彼等の手に渡したと云ふては、久留米藩の恥辱となり、天下の人士に對し、顔が立たぬ。どうせ一度は國家の爲に斃るゝ覺悟で遣り掛けた吾々なれば、跡はどうならうとも、斯うならうとも、男子の意氣地、朝命を矯めた奴原を片端から墨殺にして、錦旗を主上に返上し、如此者には、以來御渡しにならぬやうに遊ばされ度い

第十四 山口藩脱人大参事等四人を殺す事

と懇請すれば夫れでよいと中々盛んな議論であつたけれども兩氏の決心は頗る堅固なもので如何に迫つて論ずるとも同意を表せられなかつたから大部分の人々は其意に任ずる事となり愈々出て行かるゝ事となりしが其時水野小河兩先生が一同の者に向ひ云はるゝには自分等が出て行た後で侍等は必ず無理無體の難題を持掛け或は仕掛けて我に手を出させやうとするに違ひはない其時は閩藩の人士は如何なる事があつても之に忍耐して恭順の誠を表し一旦兵を引上げさせた其後に正々堂々廟堂に追つて無名の軍を起し一般を騒がした罪を糺し報復して今日の恥辱を雪ぐ事に勉めよと後々の事迄も言遣して彌々出て巡察使の廳に行かるゝ事となつたのであるが寺崎三矢吉はさうしても之れに服せず我が宅に於て應變隊の若手の中で最も過激論を主持した者を寄せ集め其論を主張し自から謀主となり兩氏の駕籠を途中に要し之を奪ひ取り直に兵を擧げて巡察使の兵を撃ち拂ふたならば豫々示合せた豊津島原其他各藩内の同志者は必ず響應して我を援けるに相違無い然る時は各地に潜伏した奇兵隊の人々も此處彼處より出て來りて之に會する事となるのであれば之等の者を糾合して日田を攻め取り九州の兵を引纏めて下ノ關に押渡り山口を乗取り之を根據地として義兵を擧ぐれば吾々が志望も達し仕事は屹度出來る今日は眞に遣り時と唱へて今

にも遣り掛けやうとして居る模様であると云ふ事が政府の人々に聞えたので高田初め其他の人々も心配して寺崎をどうかせねば治りは付くまいと云ふ評議であつた然るに自分と寺崎とは棲んで居た處も至て近く且は武田先生の門に一所に通ひ志を立てゝから後も小河古松兩先生の下に居て日々國事を談じ互に分隔てなく話し合ふ間柄なれば其取鑿め方を自分に任せらるゝ事となつたので如何にしたならば宜しかうかと考へつゝ我が家を指して歸り着いたが家に入れば同志の人々が何人も來て一所に寄り合ひ今日の場合如何に方向を決するか杯と大議論の真最中で互に意見を戦はせ兵端を開くか開かぬかどうするかと云ふ事で未だ決着は付かぬ而して議論は區々に別れて居るから先づ其議を一定せねばならぬので意見を戦はせた處がどつつまりは既に兵を四隣に引き受け國を圍まれた以上は如何なる方略と名案があるにしても到底勝算は立たぬ爰が忍ぶ可き時であらう云ふ事になつたから漸く寺崎の事に話が推し移り斯々の次第になつて政府の人々が心配して居らるゝから自分は今から寺崎に行き意見を戦はせ其決心を搜り而して後何れと相談しやうと約束して其人々は宅に残し自分獨り寺崎の宅を訪ふた所が應變隊の連中が大勢寄り集り坐敷一杯に居並び尙臺所の隅に至るまで滿ち現に酒宴となりしが寺崎は脱人に關係が最も

深いから、小河先生に次で呼び出されて居たのであれば、明日は早天に久留米を出で、日田に行かねばならぬ故に其離杯旁見立の爲めに來て居た者もあらうが中には進退を決しやうとして議論をして居る最中であつた其人々の内では、太田要藏、今村圓兵衛の如きは最も切迫論を主張し、寺崎とは親密なる間柄の者であれば床の前に此三人鼎坐して、首を鳩め頻りに話しをして居るので自分は玄關より上るなり大勢の中を押し分けて其鼎坐の中に入り、寺崎に向ひ聞く所に依れば、君彌々戰ふと云ふ事を主張して居るとの事で政府の人々も大に痛心して居らるゝが、既に機先を制せられ、機會も現に去つて居るのに、如何なる勝算があつて遣る積りであるか、先づ其考を聞き度いと追つて問ひ掛け見れば、其答に、爰で彌々やれば、熊本の同志者も三百名許りは來る、島原は藩を擧つて來る、豊津藩も同様で唯久留米で遣るのを待つて居る、其他各地方に潜伏した奇兵隊の人々も直に起り立て、山口の回復に取り掛る事となるから、久留米が彌々決心して遣れば、各藩は響の如く應じて、必ず旗擧げするのであるから、事は忽に成就するに相違は無いと信するから、其事を主張して決心を促して見たけれども、腰拔待計りで到頭兩先生を渡すと云ふことになつたのは返すくも残念である、爰が一旦奮發の仕時であるのに、役に立つ者は一人もない、臆病者許りであると諷したやうな語氣で云ふから、

第十四 山口藩大人、大隈、大野、四人を殺す事

自分も之には少々むつとしたけれども、其蟲を抑へ付て云ふには、熊本の同志が同意して彌々遣ると云ふ決心なれば、久留米の遣るのを待つに及ぶまい、三百名も有ると云へば、直に熊本城を乗取り、之れに楯籠り呼號したならば、九州は必ず響きの如く應ずるであらうから、熊本城を根據とせねばならぬのに、其大事な熊本を棄て、久留米に來ると云ふのは、何かの間違に出た議論と云はねばならぬ、夫れを眞に引き受けて居るのは、誰か故意に詐り拵へた流言で、當に成らぬ、夫れども熊本の同志が彌々城を乗り取り、兵を擧げると云ふならば、御互も同志を率ひて熊本に行き、天下の兵を引き受けて、一仕事仕掛けて見たならば、或は志を貫く手段ともならう、然らずんば到底見込は無いと、其利害得失を陳べ、反覆論難して居ると、傍に居たわいゝ連中は頻りに飲んで、何とかが角とか言つて居たが、既に酔が廻つた者と見へ、其語氣が次第に荒くなり、そんな事を饒舌る奴は、義氣の無い臆病者である、議論しても役に立ぬ、打遣り置けばいつ迄も叩くから、時が後れて機會を失ふ、機會は再び來るものでない、邪魔者の云ふ議論は聞くに及ばぬ、聞いて居れば居る程、迷ひが出て考へが動くから、聞かぬ方がよい、尙ほ兎角云ふならば、叩き出せ、打合つて居る隙がないと怒鳴り罵る者も有り、又些し離れた所に居た者は、片付けろゝと呼ぶ者も有り、其聲は次第に高くなり、今にも手を出す者が有りはせぬかと思

第十四 山口藩大人、大隈、大野、四人を殺す事

はるゝ位であつたけれども、何の事も無く、只口計りで、あつた其時分の状態を云へば、人の宅に行つて玄關に上る時は、太刀丈は必ず其處に抜ひて置く云ふのが、一般の禮儀と成つて居たが、脇差丈はちやんと腰に差して、頃刻の間も腰から抜く事はない、只指したまへて、進退坐作するのは、武士の習必ずさうして居たのは、真逆の時不覺を取らぬやうにされたもので、又心掛けのよい人々は、誰れしも左りの手は、いつも脇差の際股の上に置く云ふ工合であつたから、自分も常々其通りにして居たものゝ、其時は寺崎に對しては、勿論、其他滿坐の人々とも意見を異にして居ると云ふ事は豫期して、蹈み込だのであれば、どんな事があるかも知れぬと思ひ、少々薄氣味は悪るかつたけれども、どうせ覺悟して行つた事なれば、玄關に置く可き太刀も置かずして、坐敷迄引揚げた儘通つた位であれば、氣は十分に張詰め、些しも油断はしなかつたが、議論は益々痛激となるに従ひ、互に膝には引かず、言ひ募るのであれば、今にも手が出て破裂しはせぬかと思はれたが、自分も愛が辛抱、我慢の仕時と思ひ、氣に障る詞をも聞流し、さう云ふ事なれば、仕方が無いと云て、其儘暇を告げ立歸り、宅に着て見ると、若手の人々は、自分が歸り來るのが餘り遅くなつて居た爲め、若しもの事が出来て、隙取つて居るのではないかと云ふ評議になり、既に迎ひに出掛けやうとして居た時、有つたが、寺崎の内の模様と有し事の一部

第十四 山口藩家人大藏頭太郎等四人を殺す事

始終を話した所が、逸り男の若手連中計り寄り合ひ居た時でありしかば、自分が話を聞き、皆々口を揃へ、寺崎自身が明日出て行くを嫌ひ、人をそゝのかし、そんな事を云ふて、煽動するので有らうけれども、聞く人々は、真事と思ひ、本氣になりて、今から直に遣り掛れば、時刻もまだ早いから、間に合ふであらうから、遣らぬとも限られぬ愛で、破れ掛れば、何事も水泡に歸して仕舞ふから、寺崎に對し、思ひ止まるやうにせねば、甚だ氣遣はしい、今から我々が行て是非を論じ、思ひ止まるやうにする、若し萬一思ひ止らず向は煽動して、色々言ひ募るならば、もう仕方がない、國家の事には替へられぬ、其時は思ひ切り、寺崎を遣り付けて仕舞ふ、さうするより、外に仕方は有るまいと云ひつゝ、太刀引下げて、驅出した、其人々は、井上足水、青木喜太郎の兩人は、真先に進んだ人でありしかば、其姓名を覺えて居るが、餘の人々は、誰々でありしか、今はどうしても思ひ出さぬが、其人々は、彌々出て行くのであるから、自分は、其人々を呼び止める寺崎も、彌々決心して、今から遣り掛ると云ふのでは、無く、例の煽動で遣つて居るかも知れぬから、君等も其積りで、寺崎と膝詰め議論して、其決心の有無を確めると云ふのが、專一であるから、他の人々には、打合はず、只寺崎斗りへ向つて話をすれば宜しい、他の人々は、現に酒氣を帯び、過激な事を云ふ人も有るのであれば、夫れ等の人々には、一切構はず、只寺崎と議論して、時刻の移り行くやうに爲

第十四 山口藩家人大藏頭太郎等四人を殺す事

して九ツ過ぎる頃まで邪魔して居れば雨先生の駕籠は必ず遠く離れて田主尤あたりまでは行くであらうから例令へ本當に遣らうと思ひ追ひ掛けても之に追ひ付く氣遣ひはないから九ツ頃迄妨げして居ればそれでよいもし萬一最後の手段を取らねばならぬ事になつた時は一人丈は如何なる事が有つてもどうかしてこゝ迄知らせに來て呉れよと約束して居る内其の人々は後をも見ず出てしまつたから其跡に残つた人々と話して其消息如何と待詫びて居たが中々音信がないからなせ此やうに隙が入るのであらうかと不審を懷き見に行かねば成るまいと言ふ者もあり又議論の最中であらう愈々遣るなら出るべき言つた通り一人は必ず歸つて來るに違ひは無い夫れ迄は待つた方が宜敷と互に考へを陳べ合て居た内九ツ時も空敷過ぎ丑三ツ頃近くなりし時其人々が漸く歸り來て寺崎も彌々明日は日田に出て行く事と成りしかば互に快く離杯を酌み替し別れを爲したから運くなつたと云ふ事で其夜は何事もなく濟んで仕まふたのである其翌日になれば寺崎横枕等最も親しく山口藩脱人に關係した者は皆刑法局の役人に護衛せられ日田の巡察使の廳に送り出されたのである其日は前夜の疲れで何處にも行かず宅に憩ふて居たのに大鳥居が止宿して居た所から今直ぐに來て呉れと云ふ使が來た全體大鳥居と云ふ家は代々下妻郡水田町に住居し水田天満宮に

奉祠した社人及び其領地を支配する爲に久留米藩から殊更に選抜して遣られた家柄で父は眞木泉州翁の弟で勤王の爲に斃れた人であれば皆吉は新に御小姓と云ふ役に召出された時久留米に出て呉服町の角に有つた緒方次平の裏坐敷を借り受け此處に棲んで通勤をするので其頃は只一人居たのであれば何かの話をするに至極便利な箇所なれば此の度の一件が起り初めてからは此所の家が殆んど寄合所見たやうになつて密議の場所であつたが其所から呼びに來たので何事であらうかと思ひ不審を懷きつゝ往つて見れば大鳥居は勿論島田樋口篠本吉田の人々が打寄り首を鳩め何か竊々話し合ふて居るそれに自分が顔を出したから此處にと云ふて招かるゝに従ひ其席に加はると島田と大鳥居の二人は此處ではと云ひつゝ自分を引き連れ離れ坐敷にぶつた處が大鳥居が云ふに君は知るまいが大樂はまだ久留米に居るぞどうしたならばよいか君の考へも有らうから來て貰ふたので有ると云はれた突然の事には殆んど當惑して答に窮したと云ふのは小河先生の話に大樂は最早久留米に居らぬから安心せよと言はれた事を眞實に引き受けて居たので今頃此邊りにならうついて居る筈が無いから何かの間違ひに出たのであらうと冷かに答へて言へば兩人は口を揃へ一昨日小河が日田に出て行かうとする間際になり吾々を別室に招き竊かに云ふには大樂等を豊後

地方に逃がして置いた處が昨夜深更に田中隆吉が宅に又々歸來すと云ふ事であるが、是迄苦心した事も何も皆水泡となつて仕まふて、奈何とも成し難きことゝ成つたが、跡の事はよいやうにして呉れど、沁々打明けての話で有つたから、どうぞかせねばならぬが、吾々も是迄親しく關係したと云うでは無い、よい工風も付かぬどうしたならば、捕へられぬやうにする事が出来るのであらうか、よい考へはないか、と事情を打明けての話を開けば、大樂は彌々居るに違ふは有まいが、自分も是迄多少關係はした者の、潜伏と云ふ事には、一向關係して居ら無かつたから、是と云ふ考へも出ぬ併し、愚圖々々して居れば直ちに捕へらるゝに相違はない若し萬一捕へられた時には、藩知事公の御身の上に係る一大事が起り、何事も曝露するのであらうから、早く決着を付けねばならぬと言ふ事は分り切つて居るから、一策を案じ出したのは、若津に千歳丸と云ふ藩の蒸汽船が來て居ると云ふから、之に脱人等に乗せ、自分は若手の人々と同船して、逃げて跡を暗まして、仕まふたならば宜からう、さうして愈々いかぬと云ふ事に成つたならば、臨機の所置をして、口を滅すれば、夫れで宜からうから、會計より金を繰出して貰ふやうにして、千歳丸に乗らうと言ふて居た處が、島田も稍々同意し、夫れはよい考へであるから、遣り掛けて見たならば、どうかと言ふに、大鳥居は首を傾け、些し懸念をした顔付で居たが、漸

く口を開き、其通りにして置いても、どうせ逃げ延びる事は出来まい、必ず捕へらるゝに違ふはない、そうなれば、何も角も悉く漏れて仕まふのであらうと、問答して居る内、目付役の者が、島田に逢ひに來て言ふに、昨日佐賀の兵が若津に押し渡り、千歳丸に乗込み、大砲を引卸し、其他機械に封印をしたと云ふ知らせが、政府に來たと云ふ事であつたから、其策も亦水泡となり、夫から話は又々元に戻り、どうすればよいかと云ふ事に成つたが、自分も百計既に盡き果て、是と云ふべき考へも付かぬから、彌々決心して答へたのは、もう斯うなつた以上は、仕方が無い、可愛相ではあるものゝ、どうせ片付けて置かねば、外に仕方はあるまいと云へば、他の人々も、此言を聞いて、皆一所になり、互に顔見合せ、さあ、川島も矢張り、御互と同論である、別によい仕方はないからである、と云ふ事となり、彌々其夜は、皆々手分けして、夫れ々やる手筈も既に整ふて居たのでありしが、樋口は其席に於いて、一番年長者で有つたが、頼に皺よせ苦笑し乍ら云ふには、彌々片付ける事に極めるか、實に殘忍酷薄な事を遣るじやないか、俺は同意はせぬ、今日迄助けて置いて、天下の事をも、一所に仕やうと、互に盟ふた同志の者を、もう仕方が無いからと云つて殺すと云ふのは、どう考へても、そうはされぬ、夫れを君等は忍んで遣ると云ふなれば、今から刑法局に出て、一部始終を訴へ出る、夫れでもよいかと云へば、島田は是に對し、夫れな

らどうすればよいか、誰でも片付ける事を好んで遣りはせぬ、君もよい考への有るならば、言ひ給へど、差詰めた處が、樋口は笑ひながら言ふには、先刻から云ふ通り、大樂等を御城の内に入込んで生米をかじらせ、姑くの間辛抱をさせ置いたならば、決して解る氣遣は無い、其中には事も落着して、兵隊は引揚げて仕まふに相違は無い、只夫れ迄の間に有から、遣り送げられぬ事は有まいと主張して居た處が、大鳥居が言ふに、さうさるゝならば、よい策のやうでは有るけれども、今の場合は、逆も遣り了する事は出来ぬ、御互もいつ何時に縛せられて、出て行かねば成らぬ事となるかも知れぬ、さうなつた後は、どうなるか、大樂が捕へられて、何もかも云つて仕まふたならば、さうするか、取返しは付かぬ事となる、と批難して居れば、樋口は猶も屈せず、彌々遣るならやれ、今から刑法局に出て訴ふると云ふから、島田は夫れなら、刑法局に出るがよい、本當に云ふ氣では有まい併し行つて訴へるならば、訴へるがよい、刑法局の總裁は、鶴岡ぢやないか、幾ら訴へても何の役にも立たぬと、互に、戯れ半分、雜談のやうになつて居る内、島田は自分に向ひ、君は昨夜寺崎の方に行つた留守の時であつたから、始終の事を詳かに知るまいが、實は昨夜大樂等に逢ふて、自裁の事を暗に示し、夫れとはなく、諷して見たけれども、吾々の衷情を、些し

第三十四 山口藩邸人、大樂、大野等四人を殺す事

はん計りである、且つ云ふには、長州に於ても、嘗て俗論沸騰して、奈何とも爲し難き苦境に陥り、正義の士は相難いで殺され、又は斃れしかば、普通の人々は、皆手を束ねて、殆んど斃るゝを待つ状態となりしに、高杉晋作は思ひ切り、兵を擧げて、頽勢を挽回したのである、今日の久留米の状態も、其時と寸分違はぬから、諸君が思ひ切りやれば、遣り終するの決心の時と、只に言ひ募る計りで、吾々の論には、一向耳を貸しては呉れなかつた、其時弟の山縣が兄に向ひ、其通りに御自分の考へ計り、言ひ張られても、藩は藩の御事情もあらうから、萬事御任せになつた方が宜しからふと、口を添へて云ひ出したのを沙に、一と先づ切上げる事とした、其際大樂が餘り言ひ募りて聞か無かつたから、遣つて仕まふかと、竊かに言ひ出した者も有つたけれども、四人を相手に、一間の内、遣り掛けたならば、此方に於ても、ひよつと過ちが出来て、多少の手削を負ふとか、何とか意外の事でも有れば、忽ち一般に知れ渡りて、隠す事も何も出来ぬやうになるのであるから、爰は忍ぶ時であらうと云ふ事にして、話は早々に切り上げ、兎も角も潜伏の手筈をするからと云ふて、誰は何處誰は何處と、各々手別して、夫れ々引分けて置いたが、今夜は愈々遣ると云ふ事に、話は纏つた者の、吾々は今日迄、大樂に餘り關係はして居らぬ、夫れに、吾々計りで遣つて仕まつたと言ふては、跡の事が思はるゝ、君は是れ迄、脱人の事に關係して居るので

第三十四 山口藩邸人、大樂、大野等四人を殺す事

あれ、君も一所に成りやつたと云へば、若し萬一此事が若手連中に知れ渡つた其時は、事情が流通するやうになるから、是非君にも知らせ、同意をさせて置かふと云ふ評議になつたもの、君は乾度不同意を唱へるであらうと云ふ論も出て、一時は云はぬ方がよいと云ふ事になつたけれども、國事多難になつてから以來何事も一所に話し合つて居たのであれば、此一事のみ話さぬと云ふては、吾々も心持が悪い、又藩知事公に關した大事な事も、君は知つて居るから、話をしたならば、乾度同意をするであらうと、自分も信じ、大島居も亦そう主張するから、來て貰ふたのであつたが、矢張り同意して呉れたと、其來歴迄残る方なく聞いたのである、扱て脱人四人の始末は、此通りで遣る事になつたが、外に諸藩の浪人が、何人も來て居たのであるが、其時は既に遁げ去つてしまふた跡であつたけれども、唯熊本の中村六藏と、美作の立石庄作の二人だけは、未だ潜伏して居たから、此二人も共に片付けて置く方がよからうと云ふ評議もあつたけれども、兩人は山口藩の脱人に關係したと云ふではなく、且つ兵隊杯におめく捕へらるゝやうな間拔の人物でもないから、自分に任せて貰へば、決して御懸念にならぬやうにして見ると受合ふたので、それなら任ずると云ふ事になつた、扱て其夜は各方面に於て、一時に片付けてしまふ手筈も整ふて居たが、自分等が受持たねばならぬのは、大樂源太郎で、是には

第十四 山口藩脱人大樂源太郎等四人を殺す

自分と吉田と、太田の三人掛りで遣る事となり、若い小僧の大樂が僕見たやうにして居たものは、鹿野淳二が受持ちて、其家の最寄り井上下川の三人で遣る事となり、大樂の弟山縣と、外一人は別々に引き外して遣る積りで、あつたけれども、或は二人一所に遣らねばならぬことゝ成るかも知れぬと云ふ事であらば、向ふは二人で、殊に選し相な者を一所に遣るのであれば、之れには、島田、大島居、樋口、篠本、山川口の六人になつた、其の方法は色々になつて居たのであるが、其の方角は西と南と北で、各其の受け持ち、其の方角に別れて爲たのである、我々が遣つた大樂は、北の方小森野村、高野八幡宮の裏手、筑後川の砂濱で遣るのであれば、自分は其の準備に取り掛り、時刻の來るのを待つて約束通りにせねばならぬ、然るに其時自分は人知れず、獨りで苦心したのである、夫れは是れ迄朝夕一處に寄合ひ、起臥をも殆んど共にしたと云ふ朋友に、此事を知らせず、加之ならず、其の人々が些しも勘付かぬやうにせねばならぬ、さうするには、一通りや二通りの苦心ではなかつたのであるが、幸ひに中村等を追ひ遣すには、各々手別してやらねばならぬと云ふ工夫が、付いて宅に歸り付て見ると、案の如く同志の人々は、自分が歸り來るを待つて居たのであれば、其人々に向ひ、中村、立石の兩人を此儘にして置けば、必ず捕へられるのであらうから、早々片付けて置かねばなるまいと云ふ論が有るから、一刻も早く

第十四 山口藩脱人大樂源太郎等四人を殺す

落ち行かしのやうにせねばならぬ、如何したならば宜しからうかと云ふ問題を持ち出して意見を聞いて見た處が、其人々の考へは皆去らしむるがよいと云ふ事になつたから、夫れ一々手分して追ひ逃す事としたので、自分の家に來て居た同志の者は、皆々出て行く事となりしに、自分は不快の狀を装ひ、同行を断つたのだ、他の人々は之を異と引受け呉れた其跡で直に仕度に取掛つたのであるが、彌々やり付けて仕舞ふた跡は、其死骸を、人の知らぬやうに隠して置かねばならぬやうするには、先づ地を掘る道具が入る故に、其鐵は自分が持ち出して來ると云ふ約束をしたのであれば、日の暮るゝのを待ち、鐵を携へて家を出たものゝ之を擔ふて行く譯にも行かぬから、手に提げて見たけれども、矢張り人目に立つ、如何したならば、目に立つ事のないかと考へたが、其頃は家を去つて他に行く時は、必ず袴を着けて居たので、其夜も矢張り袴を着けて居たから、鐵を袴の下に隠し、幸ひに雨天であつたので、傘を深くかざして、人の知らぬやうに忍んで、庄島から細工町に出て、大鳥居が寓居に到つた、然るに大樂は、其前夜太田が宅の原古賀に連れ歸り、潜伏させて居たので、太田が後から連れて來る約束なれば、自分と吉田と一所になり、櫛原の作門を出て、田圃の道を辿りつゝ、高野の濱に行つた、其時は、丁度三月十六日の夜で、連日の霖雨は、些しも霽間なく、是には一般の人々も、難儀を被り、且つ物騒な時であつ

第十四 山口藩脱大樂源太郎等四人を殺す事

たからして、人出と云ふ者は、至つて妙く、春雨はしよばく、と降りしきる、臘月夜の事、斯んな事をやるには、實に跳へ向きの天氣であつた、と云はねばならぬので、途中に於て、知る人には一人も逢はなかつたから、仕合せよしと急ぎしかば、高野八幡宮に間もなく行き着き、裏手に廻り、土堤傳ひ、笹藪の茂り、合ふ中を押し分け、身を潜め、太田の來るのを、今か〜と待つて居たのに、何時迄待つても、何の便りも音沙汰も無いのに、時刻は次第々々に更け行きて、早や九ツも過ぎ、玉滿ツ時に近く成りしかども、何たる事も無いから、若しや異變が起つて、斯く延引するでは無いか、或は途中で取り遁した爲め、隙ま取るのでは有るまいかと、二人は、惟み訝るに、從ひ、疑惑心も起り、安閑としてじつと待つて居る譯にも行かぬから、途中迄行つて見たならば分るのであらうと、竊かに話を仕乍ら忍び足で覗き見つゝ、行けども、何の音沙汰も無いから、八幡宮の森蔭迄進んで、之れに身を潜めて、霎時は待つて居たのでありしかども、何の事も無いから、鳥居の前に出て、櫛原の方を遙かに、朧月影にすかし、詠め見て居ると、誰と云ふ事は分らねども、傘をかざした者が唯一人、急ぎ來る者が有る、今頃此邊に、他の人が來る筈はない、屹度太田に違ひに有るまいが、太田なれば、必ず大樂と二人連に成つて來らねばならぬのに、獨りで來ると云ふのは、益々變だ、併し他の人であるかも知れぬから、知られぬやうにせねばならぬと

第十四 山口藩脱大樂源太郎等四人を殺す事

言つて竊かに私語しつゝ退いて身を森蔭に又潜ませて居ると其人は森蔭近く来て吉田々々と小さな聲で呼び歩行くので吉田は又小さな聲を出して茂さんよと云ひつゝ吾々二人は森蔭より一所に出て口を揃へ大樂はどうしたらう取り遣しやせなかつたらうと差詰めて問ふた其答の有る迄は實に氣は氣で無かつたが太田はそううろたえた模様でもなく徐ろに答へて言ふには宵の内よりちやんと用意して待つて居る内約束の時刻にもなつたから其積りで直に連れ出そうとしたけれども蟲が知らせた者か一向に動かぬぞうして色々の事ばかり云つて居る内時刻は彌々推し移り如何したならばよいかと思ふて居る所に幸ひにも柳瀬三郎が来たから竊かに其手だてを打明し柳瀬に遣らす事としたが獨りではと思ふたから松村雄之進に逢ふて荒増の事を話し其手筈を言ひ含め漸く四人連れとなり原古賀の宅は出たもの、途中に於て動もすれば外の道に行かうとするのは必竟自分が居るからそうするので有らうと考へ付いたから用事が有ると詐り三人に別れを告げ夫より捷徑を辿り急いで来たから漸く先に成つて居るのであらうもう追つ付け二人が大樂を連れ此八幡宮に来るからと云ふて居る内向ふの方に人聲が微かに聞ゆるので吾々三人は土手傳ひに走り行き一番先づ初めに有る下り坂の藪の中に一人々々分れ別れに傘をもさゝず濡れた儘潜ん

第十四 山口藩人太樂源太郎等四人を殺す事

で居ると間もなく話聲は愈々近く成つて一番目の下り坂を降り掛け自分等が潜んで居る前に差掛つたと思ふ間も無く二人の内誰かは知らぬけれども直に遣り掛けハタと其人々が川端に走り行く咄嗟の間夜の事で有れば其の刺し殺した手段は斯ふと確かに見届けては居ら無かつたが自分は直に飛び出したけれども大樂は既に川中に依り込み水の上に斃れて居たのを誰か又後の方から之を斬り殺したので有る然るに出立の時よりちやんと約束がしてあつたのには大樂の首丈は是非持つて歸つて呉よと云ふ事で有つたから先づ首を打落し其跡の遺骸丈は砂濱に埋むる事としたのであるが血は進りて其處ら邊りを染めて居りはせぬかと夜の目には見分けも付かぬけれども考へて見れば定めて流れて居らうと思はるゝから其儘にして置けば露順の本となるので有れば夜の目には見えぬ處を探り川水を手に酌んで洗ふ者もあり又は頻りにしやくり掛けて居る者もあり或は雨傘を打擴げて内の方に水を入れ之をぐつと上の方より掛けて下り坂を洗ふ等思ひくにして居る内自分は持出した鍬で砂濱を掘り埋め所を作り掛けて見たが其の頃は日々雨は降り續き増水はして居るから掘る丈け脇の方より砂がすらく顔れ込みて廣く成る計りで一向に深くは成らぬので氣は氣でなく時刻は彌々更け行くのみに心はせかれやつきとなり急ぎ掘

第十四 山口藩人太樂源太郎等四人を殺す事

れば水は猶更烈しく出て穴は些しも深くならぬから後には總掛りと成り漸くの事で、
骸丈は漸く入れて埋め込み人の氣付かぬやうにする事が出来た夫れから大小と書類
の入れた風呂敷包と首とを提げ五人は一目散に走り出して歸りかゝつたのでありし
が人の首と云ふ者も餘り軽くは無い持ち重みがするから一人で永く引提げ行く譯に
は行かぬので代り々々持合ひ走つたのであるが當初手筈を極めた時刻よりもずつと
後れたから心は急かれ夫れに幾日も降り續いた雨の中の田の畦くろ見たやうな小徑
を辿り行くのであれば路面はぬら／＼して足は歩取らぬ其上降る雨も構はず傘もさ
さず濡れ垂れて走り續け夜の明けぬ前に漸く作門口より這入り込み城内に有つた水
野大参事の役宅に着いた此の役宅は元本庄一行氏の舊宅であつたのに大参事の移ら
るゝ爲め修繕を加へられた儘未だ引移りのない前に紛擾が起つて來たので明き家見
たやうに成り唯番人が居たので之に集まる約束であつたから行つて見れば皆々打寄
り環坐して居る其中には大徳利を据へ込み茶碗冷酒を飲み乍ら我々の歸り來るの
が遅かつたから今か／＼と首引き延べ待つたこの事で有りしが吾々五人連れ立ち歸
り着いた聲を聞くと島田は直に忍聲張り上げ餘り隙が入り過ぎて居るが取り遁した
のでは無いか仕損じたじやうなせそんなに遅く成つたか尋ね問はれた聲に應じ

第十四 山口藩元大参事大徳利を据へて居る四人を殺す事

三三三

て大樂の首を環坐の真中に差出し其儘其處へ置かうとすれば島田は手を差し出して
之を拒み一寸待つて呉れと言ひつゝ紙を廣げたから其上に首を乗せた處が皆々首う
な垂れ目を瞑り黙禮した儘一座閑として聲無く霎時の間は誰れも彼れも詞を出さ無
かつたが島田が徐々口を開き其首に向ひ困難も此極に至り奈何とも難爲百計は既
に盡き果て策の施す可きものは一つも無い國の爲め君の爲め不得巳斯の通りにした
のである追つ付け此怨みは酬ゆる事とするからどうぞ瞑目して呉れと言ふて居た傍
に誰れで有つたか盃に酒をつぎ手向して其死を慰めたのである然るに各々手を別け
て始末を付けた次第を聞いて見れば鹿野等が片付けた小僧は津福の墓場で深く割腹
したと云ふ事で其死骸は直に其處に埋めたこの事で有しが島田等の手で遣つた二人
の者は當初一人々々引き別けてやる積りで有りしかども彼等は已に推量した者と見
べどうしても一人々々に離れる事を首んせぬ且つ行くにも前後左右に目を付け氣を
配り些しの油断もせず一所に連れ立ち心を合せたやうにして行くのであれば一人々
々にやる譯には行かぬから二人り一所に遣つ付けねばならぬこと成つたが如何し
たならばよいのであるかと皆々心を痛め容易に手を下されなかつたのでありしが
そこに成ると川口誠夫本山岩之丞の二人りは戊辰前勤王論を唱へ藩を脱け出て京都

第十四 山口藩元大参事大徳利を据へて居る四人を殺す事

三三三

三三四
第十四 山口藩脱大參事大參事四人を殺す事
に走り兵馬傳徳の間水野大參事に隨從し或は切つたり刻んだり荒料理をする中に出入して膽力をも養ひ或は腕試し仕たこともあらう後には奥羽の戦に出て常々先鋒となり死生の間に立ち働き氣力をも練り上げて居たのである此の二人が主になり彼の二人を一所にやることゝ話も極まり彌々豆津の濱の渡し場に差し掛り砂濱を進み行く途端に其頭合を見計ひ二人一所に大刀抜き放ち直に二人に斬り付けた然るに脱人の一人りは直に抜き合せ前に居た大鳥居を目懸けて切り付けた處が大鳥居は直に抜き合せ受け留めたので手傷も負はず無事に済んでしまふたけれども其時は危機一髪若しも受損じて居たならばそれこそ大變であつたらうと思はるゝ其時の事を熊本幽因中後々迄も篠本が大鳥居に向ひあつた時は丁度芝居でやる切合ひ見たやうで有つたが其時は芝居と違ひ實に真劍の仕合ひで先方から切懸けて來たのを抜いて受け留めた時の手際は鮮かて閃電稲妻の光りて向ふ岸の肥前地方がありく見へ渡つた杯と戯れて言ふ位で有つたから真に危かつたので有らうが首尾よく仕了せて皆々無事に遣り送げたのは實に仕合せで天祐と言ふても宜いのであらう扱て大樂の首級は鶴岡弘登翁が是非一見せねばならぬと前以て約束が有つたこの事で有れば吉田と太田の兩人は首を携へ夜の明けぬ間に急いで翁の宅を訪れた處が翁は疑もせずち

三三五
第十四 山口藩脱大參事大參事四人を殺す事
やんと坐り込み嚴然として待つて居られたこの事なりしが首をつくと眺め見て是れで御互に安心がさるゝと云はれたこの事であつた夫れより太田は又々其首を持ち歸り大參事の役宅の押入れの中に入れて人の知らぬやうに仕たと云ふ事でも有つたが是れより先き自分は脱人等が所持した書類其他の者の散亂して居るのを一所に寄せ集め之を風呂敷に包んで居たのを島田が見てそれはどうする積りで有かと思ふから自分が受持つて始末を付けると思へた處が夫れなら君に任するから後の煩ひの來ぬやうにして呉れと念推しての話があつたから之を携へ歸宅すれば夜は仄々と明け渡り煙は既に起き出て籠の下を焚いて飯を炊て居られたから其側に行き風呂敷包を開き中には有つた書類を取り出し引き裂きては火の中にくべて焼棄てしまふたが此書類の中には大事な事を書いたものが澤山に入れた有つた事でありしかば家宅搜索を第一番に受けたこの事なれども既に焼き棄てたと云ふ事は略々解つて居たので有らうけれども或は疑はれたものと見へ吟味の時には誰れ彼れの差別無く川島が書類を焼いたと云ふのは全くの虚言で一時通れに遣つた事であらうから其匿した處を有體に白状せよと言ひ拷問に迄掛ければ有り處を言はせやうとしたこの事で松村雄之進の如きも或は是れが爲めに十呂盤責めに迄逢ふて半死半生の體に成されたので

は無かつたかと云ふ事でも有つたから、自分も早く捕へられて居たならば、松村等と同じく酷い目に逢ふて居たに相違は有まいけれども、幸ひにも此危難を遊れ、一度も拷問に逢は無かつた云ふのは、必竟鹿兒島藩に行つて居た留守で有つたからして、松村の如き酷い目には逢は無かつたのであらう。全體拷問の仕方、色々に分れ、其責道具も亦種々様々の物が有つたと云ふが、自分が知つて居るもの、内では此十呂盤責めと云ふのは、其時の責道具の中では、殆んど一番手酷い者であつたらうと思はるゝ、其作り方と責め苦しめる仕方の荒増を言へば、其十呂盤は、丁度物の輕重を衡り知る爲めに作られて居る、かん／＼見たやうな者で、其盤の上に人を坐らせる事と成つて居るのであるから、其の坐る所は、乃ち十呂盤球形に横に木を並べ、其木の上の方は、最も鋭く尖りて、刃物でも並べ立てたやうにして有る、其上に人を坐らせ、手は後の方に縛り上げ、之を後ろに立てた棒に括り付け、首も又動かぬやうに、其頭迄は皆結髪して居たのであれば、頭髪を矢張り後ろの方に有る立棒に括り付け、身動きは、些しもされぬやうにし、而して膝の上には、大きな石を載せ、ゆり動かし乍ら、さあ白状せよ、言はぬならばと云ふては、膝の上の石を揺り／＼責め問はるゝのであるが、黙して居れば、また言はぬか、言はぬならばと石を膝の上に幾個も積み重ねるので、向腰は、みり／＼いふて、頼るゝやうな心地がするとの事

第十四 山口藩成人大樂等四人を殺す事

三三六

で、脾胃の弱い人は、此の責めに掛けられたならば、有る事無い事皆な言ふて仕まふと云ふ、然らずんば、絶息する迄は、やり續くと云ふ事でも有つた、自分が捕へられたのは、時機が些し後れて居た爲に、此拷問には終に逢はなかつたのであれば、實際上の事は知らぬ、只此の拷問に掛けられた者の向腰は、見られたものでは無かつた、と云ふ事である、扱て鶴岡翁が大樂の首を見ねば成らぬと云はれ、又其首を見て、御互も之で安心がさるゝと、歎かれた譯は、どう云ふ事でありしか、又島田、大島居等が大樂は、どうあつても、生き乍ら山口藩の手には渡されぬと主張して、始末を付けたのは、大樂が捕へられて、白状したならば、藩知事公の御面會に成つた事も知れるのであらうから、そうなれば、直に御身の上、に煩ひの及ぶので、有るから、口を滅せんとするには、どうしても、生かして置く譯には、行かなかつたから、殺したのである、然るに吟味に逢ふた時には、皆々一致して、口外せず、唯唱へて言ふたのには、知事公が山口藩脱人は、久留米藩の領内には、最早一人も居らぬと、廟堂に對し、明言されたのに、居つたと云ふては、知事の面皮に關するの、臣子の分として、其の御言葉を実にせんが爲に、竊かに殺し、尙其死骸を隠匿して、武士の意氣地を立通す積りであつた、皆々口を揃へ吟味の度毎に、氣根強く言ひ立て、幾度も繰返して、終に大樂を殺した真意の有る處は、遂に隠したたのである、然るに斯ふ言ふ譯で、殺したの

第十四 山口藩成人大樂等四人を殺す事

三三七

第十四 山口藩脱人大塚藩士等四人を殺す事
であれば其死骸はとうしても人に知れぬやうに隠して置ねばならぬのに殺した事は
只一時の間に合せに砂を掘つて埋めて置いたのに、雨は日々降り續いて止まぬから、
後川の水は増す一方であらばいつ何時其死骸を洗ひ出して打洗す事となるかも知れ
ぬので氣は無かつたから、埋め替へる事としたが、大塚の死骸は吉田が蘆先の墓所
は法泉寺の境内に在るから其傍らに埋めると云ふ事に極めて竊に穴を掘らせ吾々
は夜陰に乘じ又高野の濱に忍び行き前夜埋めした死骸を掘り出し、銘々が力一杯に
張り込み荷ひ持ち歸り大参事の役宅の押入れに秘し置いた首を取出し、之を一所に成
して法泉寺に葬つたのである。又豆津濱で殺した二人の死骸は矢張り砂の中に隠り埋
めしたのであれば高野の濱と同じく増水に洗ひ去らるゝ恐れもあるのでは是又どうか
せねば成らぬが島田初め大島居樋口等本等は政府の要路に立ち、藩廳の衝に當りて多
忙を極めし隙なれば寸暇も無いので自ら手を下して死骸迄も取り片付けると云ふ事
も出来ぬので幸ひにも手を下すことには同意はして居り乍ら其時間には逢はなかつた
人々が之をやると云ふ事となり、確か田中隆吉、小川八、前田九一等其人々が死骸を掘
り出し、之を豆津の渡し場の下、肥前領分に成つて居る所に、其頭迄は灣形をなして、極
深き所が在つたから、死骸に石を結び之に沈めた是で漸く一段落は告げたのである。

第十四 山口藩脱人大塚藩士等四人を殺す事

第十五 同志士皆縛に就く

大塚等一列の者は、竊かに取り片付けて仕まつたから、兵隊が来て如何に搜索をなし嚴
密に取調べ、草踏み分けて尋ね廻るに到底捜し出さるゝ氣遣ひは無いと思はるゝが唯
恐るゝ所の者は手を下した事柄と死骸さへ見付け出されぬやうにして置けば夫れ
で以て吾々の考へ通りに成るのであれば其邊の事には精々注意を加へ、一つも手抜け
無く施設したのであるからして稍々安心して居たので有つたけれども、大塚は彌々久
留米を去つて他に出たと云ふ事と、又再び来た事は無いと云ふ證據が明かに事實の上
に顯れ能く其事が分からねば折角苦心した事も、水池に歸するのであるから、其邊の事
は如何であらうかと言ふに、當初脱人を引受けて潜伏させ、且つ色々周旋して便宜を興
へ同情を寄せた根本人は、古松先生で、其誘掖依頼により上妻の人々、中横枕を初め、其
の者が一致共闘して潜伏させ、又は色々計劃して同情を表したのであるが、久留米に於
ては寺崎が専ら其衝に當り奔走したので有りしが、先生が助命論を唱へて、彌々上京さ
るゝ事と成りし後、小河先生が受け繼いで、専ら指揮せられたやうになつて居たので
ありしが、四條巡察使が彌々下向さるゝ事となりしかば、脱人等を悉く去らしめ關係を

第十五 同志士皆縛に就く

絶つた云ふ事に成つたから、是れ迄關係した人々も、爰で一段落を告げ手が切れて仕
まつた云ふ事となり、此度下向せられた巡察使の廳に、是れ等の人々は皆呼び出され
て吟味を受くるので、あれば關係した所の厚薄は各々異りて、申立は違ふので有らうけ
れども、大樂が再び来た云ふ事は、素より知ては居らぬ筈であらう、久留米には最早脱
人は一人も居らぬと云ふ申立は一通り立つと思はるゝ、けれ共何處に行つたかと云ふ
事に成り、其行先に至つて、關係した人々の口が皆な揃ふて同一轍に出で、明かなれば
大樂等が久留米に居らぬやうに成つた云ふ事は、事實の上にも明かに成るのであらう
が、行先の一段に成れば、屹度口が各々違ふやうに成つて、區々に成るのであらう、夫れに
吟味の時には、拷問と云ふ者があり、之に掛けて言はせらるゝのであるからして、其人々
も平素の考へ通りには行かぬ、或は苦し紛れに種々な事を饒舌り、一時遁れの詞を述べ
て、不揃に成る段々責め立てられ終には、事實の内の事を少しづつ述べ、内にも先から先
きに移り行き終に、事實の有らん限りを言はねば、理が積まぬ事となり、知らぬ事迄も事
實のやうに言つて仕まふのが多いと云ふ事、實に拷問と云ふ事は、殘忍苛酷を極めた
者で、有つたが、其中でも前にも述べた十呂盤責と云ふ者は、又實に無理非道な者で、有つ
たが、今は見やうとしても、其道具は見られぬ、又聞いても、尙ほ實際果して其通りの者が

第十五 同藩士皆縛に就く

有つたのであらうかと疑はるゝ位で有らうと思はるゝから、其時の事を今日の人々に
知らせて置くも、時世推移の状態と明治初年は、國事犯の者を斯く迄もいぢめた云ふ
事を知らしむる上に、一助と成るのであらうから、先づ其荒増を述べて置くのであるが、
十呂盤責は前に述べた通りであるが、是に就いて思ひ出したのは、松村が十呂盤責に逢
ふた時、我慢をやり通して終に一事も言は無かつた云ふ事には、吟味した人々も却て
我を折つた云ふ事であつた、其拷問の次第、頭末は松村から聞いたと云ふでは無く、自
分が熊本在職中、其當時吟味した役人から直接に聞いた話であるが、其人の談に、あの位
ひ強情張つた者は他に一人も無かつたやうであつた、其強情をば甚く感じて居たの
であるが、松村は高良山の出張所で、さうされたのであつたが、松村よりも脱人の潜伏に
關係して重なる者は、皆日田に引き行かれて、吟味を受けた、其人々も皆松村の如く、強情
張つて口を割ら無かつたならば、あの通りに破れて、始末に丁へぬやうな事には、成ら無
かつたので有らうのと思はるゝ、事が多くありしかど、其通りに行かなかつたのは、甚
だ残念で堪まら無かつたが、尙ほ其當時の吟味の次第を一寸述べて置くが、先づ御白洲
と云ふて、謂はゞ廣大に嚴重に構へてある處に坐らせられ、初の程は柔かに出て、聞くの
であるが、吟味を受ける人の詞の内に、失言があるか、又は言ひ開き方が拙い、若しくは淀

第十五 同藩士皆縛に就く

三十三
第十五 同志士苦難に就く
む時は直に突き込まれて押へられ又異論な事を饒舌り居れば上げ足を取られて大事
な事迄も言はねばならぬ事となつて取留めが付かぬ去り迎撃して居る譯にも行かぬ
から其中間に處して甘く切り抜ける事は中々六ヶ敷い其間役人の意に逆ひ忤つて辯
じ或は條理を述べて役人を言ひ込めやうとすれば役人は直ちに怒り出し叱り付け又
たは罵詈譎諷聞くに堪へ無い言語迄も用ひて辱かしの尙ほ飽き足らずして命令を下
だし繩を以て高小手に手を後の方に縛り上げ打ち搦て白洲の片隅に打ち遣つて置
かるゝ事もあり又は後手に縛り上げた繩を高所に括り付け其體を中天ブラリに釣り
下げて置いて外股又は足と云はず尻の所等構はず笹らと云ふものを以て無暗に打ち
搦きそうして獄卒が言ふにはさあ有體に白狀しなさい白狀になれば直にお許しに成
る白狀しなざる方が身の御爲めである白狀に成らぬ迄はいつ迄もと言ふては又打ち
搦くと云ふ工合であるが其中には後ろ手に縛り上げられた手は頭の上迄も上るやう
に成るから手はなへて叶はぬやうに成つて仕舞ふ又鞭撻と云ふものが有つた夫れは
後ろ手に縛り上げ引き摺り倒し足を永く引き延し外股を笹らと云ふもので滅多無生
に打ち搦く是等の拷問を受けた者は多人數有つたが自分は此拷問にも掛けられた事
が無かつたから其味は知ら無いけれども現に掛けられて居た人と隣り合に成つて聆

朱を受けたから其有様は略々知つて居たが見てさへ堪へ難いのに實際之れに掛けら
れたならばどうで有つたで有らうかと思はるゝが古松先生の語にまだく酷い者が
有つたそれは木馬責と云ふもので有るが先生の朋友とか又は知り合で有つたとか其
姓名は聞いたけれども今は悉く忘れて居る何様其人が此木馬責に逢ふて死んだと云
ふのであるが其馬の作り方は人の乗るべき所の普通の馬の背なれば丸く成りて居ら
ねばならぬのに此責め道具に供せらるゝ所の木馬の背は丸く成りて居らぬ加之却て
尖らかして劍の刃のやうにして有ると云ふ事であるが之れに人を乗せ兩方の足には
重き石を括り付け之れを揺り責め苦めるのであるが此人も同じく其通りたされて責
められて居たが中々の剛膽者であつたから些しもひるむ模様もなく平氣で文天祥の
正氣の歌を高らかに朗吟して居たが一聲高く張り上げた刹那尻から裂けて體は眞工
つに成つたと云ふ事である此やうな話を聞けば身の毛も竊立つ心地はするけれど
も吾々が志を立たた時は此やうな話計りで互に勵み合ひ氣を強うし膽力を練つたので
ありしが是等の事は徳川將軍家時代の末造に政權を握つて居た役人共が勤王正義の
士を虐めた時に施し用ひた者で實に無慘な仕方であつたけれども其頃勤王論を唱へ
た有志者は此位な事に辟易する者では無く皆々志を確め氣が丈夫で自信の力も強か

つたので有れば此位の事は當然のやうに考へ生を捨て、義に就くと云ふ覺悟で甘んじて受けて居たのであれば辛抱も仕よかつたであらうと思はるゝが吾々が正義を唱へ掛つた時は既に御一新に成つて舊弊は革りて正道を旨とせらるゝので有れば如此殘酷な木馬責めと云ふものは無かつたので之れに掛つた者は一人も無いけれども、十呂盤責に逢ふた者又は釣り下げて打ち擲れ或は鞭撻を加へられ或は括り上げられて拷問阿責に逢ふたと云ふ者は中々深山な人数でありしが是等の出来事は明治の昭代には有る間敷き事のやうに、今時の人は考へるので有らうが御一新となつた後しかも四年の春に成つても尙ほ此拷問に掛けられた吾々の朋友は其爲めに後々迄も手足の自由を失ひ何時迄も不具者となり、今尙ほ生き永らへ昭代を謳歌して居る者も有るけれども既に其爲に命を縮めて終に黄泉の客となつた者も久留米藩丈けでも多人數であるが各藩を通じて數へたならば、これだけ有らうか想ふに王政復古維新の政體鞏固となり今日の如く進まんとする過渡時代で志士仁人が身を捨て、國家の爲めに盡した事が與つて力ありし者と云はねばならぬから、此やうな責め道具を悉く人に知らしめん爲に博物館にでも備へ置いて勤王愛國の志士が君の爲め國の爲めに力を盡した事跡と其人々を當路の役人共が暴横の極此のやうな者を用ひて斯くしたと云ふ荒

三十五 同藩士精神に就く

三四四

殆の事丈け成りども後々の人に知らしめて置いたならば人をして君國の爲めに盡す精神を益々奮起せしめ元氣を養ふ上に與ふる要具と成るので有らうと老婆心から切に思はるゝからさうして見度いのである其譯を一寸言へば今生れ出て文明の空氣を呼吸し何の手もなく成長し何事も自由自在勝手我儘にしてもよいやうに思ふて居る人々に我が國が御一新となり明治の昭代と歌はれ斯く安樂に成り行くやうに成たのは幾多の人士が身を惜まらず之を犠牲に供して以て不撓不屈の精神を奮ひ起し尊攘の大義を唱へ國の爲めに盡したので此通りに成つたのである先輩の歌に有る如く、
かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬやまどままし
と志士の決心は如此鞏固にして大義名分を明かにせんと欲し身を棄て、顧みず斃れども又繼いで起る者は次第に殖え終に復古の政と成り其基礎を築き立て國本を培養したのであれば今は旭日冲天の勢となつて如上の事は殆んど昔譚となりし事であるから述べても餘無き事と聽く人も嫌ふのであらうとは思ふけれども吾々は親しく過渡時代に生れ出て勤王諸士の流れを酌み君國の爲めに盡し今は失敗者の伍となり、今昔の感に堪へず有りし事の次第を後々の人に知らせて置いたならば或は參考の一助とも成りなんかと思へば心に浮びし事を取捨もせず數々挙げ示したので餘り横道に

三十五 同藩士精神に就く

三四五

三五六
第十五 國士皆縛に就く
道入り込み入らぬ事迄述べ過ぎた感に打たる、のであるけれども吾々も亦に陳々た
如く、殘酷な目に逢ひ、今は見る蔭もなき身なれども國家の爲めと只一筋に思ひ込み心
に信じてやつた事は、いつ迄も忘れられぬから言ひ過ぎたのである。然るに當時吾々同
志者の決心は如何なる事が有つても身に引き受けて始末を付ける覚悟は各々仕て
居たもの、扱て吟味と云ふ實際に臨んで見れば豫て思ひ設けたやうにはならぬ先方
から條理を逐ふて糾問されるれば知らず融らす間に口を割る者もあり又は拷問に逢
ふて何も角も言ふて居る人も有ると云ふ事が竊かに漏れ聞へたから安心されぬ事と
なり、大樂が事にしてはどう變ずる事となるかも知れぬ併し大樂が再び久留米に立ち
戻つたと云ふ事は、小河先生の外に知つて居る者は餘計には無い、誰々で在つたかど云
へば儘かに斯ふと云ふ丈けに覺へては居ら無いけれども立ち戻つた時初めて逢ふた
のは、田中隆吉で其次が小川納八と云ふ順序に成つて居る。然るに同人等は未だ巡察使
の廳に呼び出されて居らぬから大樂が事は隠して居るので有らうかと稍々安心して
居たのに田中が俄かに呼び出さるゝ事に成りしかば皆々打寄り評議と成つたが田中
が呼出されたのは乃ち大樂が再び久留米に立ち戻つた事が知れ掛つたのに相違はあ
るまい、果して其の通りで有れば跡始末を付けたことも必ず曝露するに違ひは無い、如

三六七
第十五 國士皆縛に就く
何すれば宜いかと云ふ事と成つたが田中が言ふには自分が口一つで以て國家の休戚
に關し同志の爲にも憂ふべき一大事を惹き起すのであれば如何なる拷問責め苦に逢
つても彼の事丈けは誓つて白状せぬから安心して呉れと斷乎たる決心で言ふのだが
一坐の面々も皆な其言を信じ斯く迄決心して行くからは如何なる拷問に逢ふても
彼の事丈けは白状せず、屹度やり遂げるで有らうと云ふ事となり、田中は彌々出る事に
なり、刑法局に出頭し、同所より護送せられて、日田に行く手順となつたから、吾々と別れ
刑法局に出た跡で下川藤介が來て此の事を聞くと、大いに不同意を唱へ、田中が如何に
強情張りて白状せぬと云ふて居ても先方では夫々系路を履み次第順序を追ふて問ひ
糺し、之れに加ふるに拷問を以てすれば、田中が如何に拵へ事を作り、言ひ紛らそうとし
ても、逆も逆がす氣遣ひは無い、必ず言はせらるゝに違ひ無い、若し言はぬとならば言は
ぬ譯がちやんと立つて居ら無ければならぬのに其譯は無いから、どう運るゝのであら
うか、兎ても逃げ道は有るまいから、詰り白状して仕舞はねばならぬ、果して然りとすれ
ば是迄計劃したことは悉く水泡となり、萬事皆休し、一番瓦解の元となるから、之れを未
然に禦がんとするには、可愛想では有るが一層のことに思ひ切つて田中を殺し、口を滅
し、吾々は知らぬ風に裝ふて居れば、あの事丈けは屹度隠し了するに違ひは無い、且田中

に對しては、氣の毒であるけれども、國家の事には代へられぬから、一ト思ひに斬り、そう決心して遣つて置けば、安心がさるゝと頻りに主張したけれ共、田中が言ふた事は此先きの事で吾々も之れには皆な同意し、田中が決心の模様も親しく視、且其詞は、猶耳底に残りて未だ消え亡せぬ時で、其上困難なる時に隔んで同志打ち仕たと云つては餘り好ましくも無い、若し又そうしたならば其爲めに却て曝露する糸口を開く事と成るかも知れぬと云ふ懸念もあつたからして、下川を慰め思ひ止まるやうに勧めたのだが、下川は只一筋に思ひ込み、どうしても背せぬ、そうして言ふに、此事丈けは是非思ひ切り決行して置かねば、必ず噬臍の悔を胎す事となる、諸君は皆々私情に羈され大義親を滅すと云ふ教を忘れて居らるゝから最早仕方が無い、諸君は諸君の考へ通りで宜からうけれども、自分は安心が出来ぬから、自分獨りで自信の念を全くせんと欲するから、諸君の手を煩はすに及ばぬ、幸ひの事には、もふ日も暮れ掛つて居る今から急いで行けば、十三部で必ず追付くのであらうから、あの暗がりでも一ト思ひに斬つて仕舞へば、夫れでよいからと云ひつゝ、刀引き提げ立つた時、島田は本氣に成りて、止め掛つた全體から言へば、島田の氣憤上、思ひ切つた事を遣るのに長じて居るのであれば、此のやうな事はなんの苦もなく遣りもすれば遣らせもする、或は見遁しにして置く位、事は何の事も無く思

第十五回 田中藩に就く

はるゝ人物であるのに、此の事に對しては眞に不同意で有つた者と見へ、下川に對し頻りに思ひ止まれ止まれと懇々言ひ諭した詞の内に、田中もあれ程決心して居る上は、如何なる拷問に逢ひ責め苦に陥るゝとも、あの事丈けは白状せぬで有らう、併し大樂は何處にも居らぬ再び久留米に立戻つたと云ふ事になれば、どうせ其居處が分明に成らねばならぬのに、明かに成り兼ねると言ふ事になれば、どうかしたと云ふ事に成らねば始末は付かぬから、始末を付けやうとすれば、御互夫れ迄と諦め、潔よく國難に殉するより外に爲すべき仕方は無い、どう決心し居ればよい、又大樂を殺した事は隠しすると云ふ事は到底出来ぬ、然るに今迄親密にした同志者を殺して、口を滅した、連當てには成らぬ既に分り掛つた以上は、何れの所からか分つて来るに違ひは無い、若しもそう成つた時は、田中を殺した事は何の役にも立たぬ、殘忍刻薄、卑怯な振舞ひをして、身を全くせんと圖つたと云はるゝ時は、男兒の顔が立たぬ、此事丈けは是非思ひ止まれと言ひ詞は切實にして、肺腑より出たのには、下川も終に我を折りし者と見へ、首を傾け、箱々雲時考へ込んで居たが、諸君も夫れ程迄決心を付け覺悟に成つて居るなら、思ひ止まると云ふ事となり、夫れ切りに成つて仕舞つたので、其跡は知ら無かつた、然るに自分は其翌日か翌々日か何日で有つたと云ふ事は覺へて居らぬが、政府の御用が有るから、出頭せよ

第十五回 田中藩に就く

と云ふ事であつたがらして、出て見ると長崎迄行けと云ふ事であつた其御用は藩知事
公の奥方は元有栖川宮家の姫君でありしが、番幕徳川家の御養女となり有馬家に御
住居と云ふて下嫁せられたので有りしが御一新に成つた後彌々奥方に成られ有栖川
宮に直接せらるゝ事と成つた然るに此度の事の起りしに際し有栖川の宮は總督に任
せられて既に大阪迄下向せられて居らるゝから奥方より親展書を總督の宮に差出さ
るゝ事と成つた其御文箱を丸岡一學と云ふて少參事か何か勤めた役人が上京の途次
長崎に船待して居らるゝと云ふ事て其人に届けねば成らぬ然るに久留米は既に各藩
の兵が四境を取り圍み出る事も出来ぬやうに取締が施され警戒が嚴重で蟻
の這ひ出る路も既に塞つたと云ふて宜い位で有る其中を潜つて長崎迄行くと云ふに
は些しは經驗も有り手慣れた者で無くては誤りを招く事が有るかも知れぬと云ふ懸
念から終に自分を其使ひに當てらるゝ事となり同行を選べと云ふ事と成り蒲瀬千
と同行する事を許され二人は久留米を出て若津に到りしに同所には佐賀藩の兵が大
勢入り込み船の出入り人の往復を嚴重に取締り藩士の出づるのを禁じて居たのであ
れば夜に成り竊かに川下に降りて船を出させ、諫早に渡り陸路長崎に向ひしに其中間
に二ヶ所計り見張所が設けられ之には兵隊が張番して居たのであれば堂々と藩名

第十五 同藩士等雜記

を名乗り何の苦もなく通り抜け長崎に着き、丸岡氏に御文箱を渡したので申付けられ
た使命は是れで一と先づ済んで仕まつた然るに當初此使命を受けた時藩廳に乞ふた
のには長崎に行き使命を全うした上は藩には歸らず直に鹿兒島に行き藩の事情を陳
べ援助を乞ふ事と仕度旨申出で其許可を得て居たのであれば鹿兒島に獨行する積り
で有つたけれども蒲瀬も同行し度い云ふ事となり丸岡氏の許可を得たので又二人連
れと成り茂木より船に乗り天草島の中を横断して薩摩の米ノ津に航し同所より陸行
して鹿兒島に行つた然るに自分等が久留米を出發するに先ち有馬孝三郎氏が正使と
なり其付添には山田辰三郎が行き又引繼き大島居吉と篠本廉藏の兩人も發足して
鹿兒島に向つたので有つたが鹿兒島に行くには必ず熊本藩内を通行して往かねばな
らぬのであるが熊本藩は如何なる譯で、どう成つて居たかは知らぬ共山口藩と同腹に
なり久留米藩を慮めやうとして居るので有れば何とか言ひ草を付け故隙を興へ時日
を費さすやうにして是等の使を先きに行けぬやうにするかも知れぬからと云ふ懸
念が藩の政府内にも有つたから自分等は長崎より船で行けば無事に目的地に達する事
を得るのであれば自分も政府に請ふて行きしに有馬氏の一行と大島居篠本も道中悉
なく無事に鹿兒島に着いて夫々手筈を立て大山格之助は西郷氏の代りと云ふ名義で

第十五 同藩士等雜記

既に鹿兒島を出發し久留米に向はれた跡で有つた然れども西郷を引出し其街に當つて實はねば兎ても時は明かぬので有らうと云ふので西郷に來て貰ふ事に談判して居る中同氏は獵に出掛け湯治して歸らぬとの事でありしかば山田は一人り其跡を尋ね慕つて獵場に往つたこの事で三人は空しく其歸りを待つて居られた時で有つたからして吾々が往つたのは無用の長物と成り何の役にも立たぬ事と成つたので有るが折角往つたので有れば當時の役人中最も幅の利た人で少參事とか勤めたと云ふ伊知地正治と云ふ人に逢ふて久留米の事情を陳べ其援助を乞ふたのであれば吾々の用事は夫れで済んだから滯る必用も無いので他の人々に先ち一と足先きに歸る事となり又蒲瀬と二人連れ鹿兒島を出立しふら／＼歩行て歸つたが其道程は凡そ二三里計りも來たと思ふ頃向ふの方より垂し駕籠が二挺來た之れに引續き野田與十郎と守永曆藏と云ふ久留米の御側方で劍術の達人と聞へた者が二人向ふから歩行て來たのにはたと行き逢ふたから其用向を聞いて見ると其答に大樂等に關係した人々は皆召捕へられ既に巡察使の廳に出て居るから關係の人々を呼び返す爲め鹿兒島に行く途中であるが君は長崎に行つて居ると云ふ事であれば彼地向ひ別途に捕手が差向けられて居る君はどうして爰に來て居たかと云ふ事となり且つ駕籠を呼び留め何か話し合ひ

の末自分に對し兎も角鹿兒島迄引き返せと云ふ事になりしかば一所に連れ立て又鹿兒島に引き返したが駕籠に乗つた人は本戸團藏と云ふ人であつた今一人は目付役を勤めた者であつたが其名は忘れて仕舞ふて居る然るに途々の話に大樂を殺した事が一部始終を皆白狀して仕まつたのは誰れ誰れで有つたと其姓名をも委く言ふて居たが今は委く忘れて思ひ出さぬなさま島田初め他の人々も捕縛されて吟味を受けて居ると云ふ事でありしが山口の奴等は終に高良山にまで出張して吟味の場所を設け實に殘酷極つた拷問を加へ日夜責め通しにして種々な事を言はせやうとして居る其中にも松村雄之進が一番酷い目に逢つて居るとの事であつたが兩人の話に君は何か大事な事に關係して居ると云ふ評判で有るからして歸つたならば直ちに酷い目に逢ふて吟味をさるゝので有らうから餘り急いで連れて歸らぬ方がよいと内々の話も有つたと云ふ事である然るに君の性質を知り氣風を詳かにして居る人々の噂には何かの間違ひで有らうと君は人を殺し相な氣質では無いのに殺す仲間であつたとは何かの間違ひで有らうと一般の評判である全體如何の譯合で有つたか杯と問はれ且つ蒲瀬が言ふに是れ迄何事も一所にして日夕打寄り寸時も相離れざる間柄なるにいつの間にもそんな事を仕たかするのならばなせ吾々に知らせず隠してしたか杯と尋ね問はれ

途々語り乍ら行く間も無く鹿兒島に歸り着き又々大島居等と一所に成つた而して爰に二日許り逗留して出發する事となりしが此度は蒲瀬と別かれ大島居藤本の兩人と自分と三人連れ立ちも國元より迎ひに来た四人と一所に成り七人連れ歸途に就き肥後日奈久迄は陸路を経て来たので有つたが同所よりは船に乗り込み若津に渡航する方が便利であるのみならず費用も亦減すると云ふのであれば終に船に乗る事となり同所より船出して三角の澳を經若津に向ふたので有つたが沙時の工合で若津には船は進まぬとの事で終に瀬高川を廻り掛つたが矢張り船は上ら無かつたから其の川尻に上陸し瀬高まで歩行する事となりしが其道には老幼婦女子が川岸を傳ひ三々五々群を爲して往き來する人が大勢でありしかば何事か有るのかと聞いて見れば今日は四月八日で釋迎の誕生日なれば甘茶酌み券々參詣する人々で有つた其夜瀬高に一泊し翌日久留米に歸り着いたのであれば丁度四月九日に成つて居る吾々の乗つた駕籠は直に刑法局に昇き込まれ初めて罪人の取扱を受ける事と成つた故母人にも逢はれぬ兄弟にも亦逢ふ事を許され無かつたが母人よりの送り物と云ふので役人の手を經て渡されたのは紋付の着物下着に成る白無垢の着物でありしが其傳言に若し萬一の事が有つた時は見苦しき振舞ひをしてはならぬ又是れは母の紀念教を籠めたものと思

ひ忘れ無いやう萬事氣を付けて謹めと言ふ事では有しどの事なりしが待つ程無く高良山の出張所に送らるゝ事と成り府中に着て見れば吾々が歸り着いた以前大山格之助が日田に来て大に論議し且つ其仕打が無法とか殘酷とか批難を加へ刺戟を與へたと云ふ事で四條巡察使を初め參謀の井田伍藏も之に閉口したとの事で終に日田を引上げ歸京したと云ふ事でありしかば日田表は既に瓦解したので高良山に出張して居た山口藩の奴等も獨り殘つて居る譯に行か無かつた者と見え其頭株の者は概ね引揚げて仕まふた跡で有りしかば吟味も亦中絶の姿となり吾々に對し何の事もなかりしが確か二々晚計り府中に寢泊りしたやうに覺へて居るが其後日田に送らるゝ事となり日田の宿に着いて見れば其隣りの二階に師富進太郎が居ると云ふ事では有し自分が來たと云ふ事を傳へ聞いたと見え師富は裏二階の瓦傳ひに遣つて來て吟味の模様成り行注意すべき事柄等々に呉れどなく詳かに教へて呉れた然るに同人は非常な鞭撻を受け拷問に逢つたと云ふ事で兩股の外面の皮は悉く破れたれ謂はゞ赤猪刺たやうで見るに忍びぬ有様で丁度血がだら／＼流れさうに想はるゝ位で實に二々目と見られ無かつた段々聞いて見ると當初脱人に關係した人々が巡察使の廳に呼び出さるゝ事となりしとき打寄りての相談に是れ／＼丈だけは如何なる責め苦に逢ひ拷問に

掛けられ之れが爲めに假令死す事となるも決して白狀は仕まいと堅く盟ひて約束をして置いたのであれば其約束に與り盟ひをなした者は必ず固守して居る事と思ひ師富は其約束を守りて居たのに平素は才子と呼ばれ人物と迄評せられ自らも亦豪語壯言して人をも凌ぎ人物振つて居たのに吟味の場に臨み一つ二つ打ち擲かれ縛り上げられた位の拷問に逢ひ度々を失ひ誓て約束して盟つた事も何も角も打忘れ誓を破つて人のした事迄も饒舌つて仕舞ふて居たこの事でも有りしに師富はそんな事とは知らず約束通りに實行したのであるに役人等は師富が關係した事柄は他の人々の口から既に白狀して居たのであれば其顛末は詳かに知つて居るけれども師富の口から其事を言はせやうとしたけれども師富がどうしても白狀し無かつたから役人に白眼まれ無暗に打擲かれたと言ふ事でも有つたが役人等はいゝ加減に虐めた後言ふには其方が言はぬでも誰れ彼は其方等と相謀り斯くしたと云ふ事を詳かに白狀して居るから隠してしても役には立たぬ有體に白狀せよと柔かに言はれた時は残念でたまら無かつたから之に答へて言ふたには然う事が明かに解つて居るなら此師富に御聞に成らぬでも宜しからうと述べて到頭言は無かつた全體其時の出来事に對し約束を守り誓を重じ各々口を緘して言は無かつたならばあの通り太甚しき大破裂には到らな

三十五 同輩士皆縁に就く

三五六

かつたのであらうと思ふが惜ひ事には責め道具を差付けられて怖氣を起し直に口走つた者も有り又は縛られたり打ち擲られたりして些しづゝ口が綻び掛れば又擲いては言はせ擲いては言はすと云ふ工合で段々酷ひ拷問に掛けられて言はせらるゝ或は之に反し何も言は無かつたから酷ひ目に逢はせられたと云ふ人も有る何さま其時拷問に掛けられた者の内で師富が言ふに一旦拷問に掛り辱められたならば何でも言ふてはならぬ言へば又拷問に掛けると云ふ工合に成つて取り留めが付かぬ事となるやうに思はるゝから拷問に掛けられたならば決して何も言ふてはならぬ又意地を立て通しさへすればよいから當初只一と我慢であると云ふて居たが師富は我慢し了したが他の人は此我慢が出来無かつた爲め罪は重く處せられ且つ人に迷惑を掛けた人も多少有つたと云ふ事でも有る自分も斯う言ふ話を聞いた其翌日は呼び出さるゝ事も成り此度は人の噂をして何のかんと言ふ所では無く自分も其衝に當つて試して見ねばならぬ事となりしかば何うすれば宜いかと考へても先に犯した罪は明々白々で隠し立てをする事柄でも無いので其まゝ吟味を受けた其時は既に山口熊本兩藩の役人等は既に引き上げて仕まつた後で有れば其吟味もはかゝ敷き事では無く實に取留も付か無かつたのであるが自分も初めて御白洲と云ふ所に引き出されて尋問さ

三五五 同輩士皆縁に就く

三五七

第十五 同藩士宿禰に就く
三三八
れたのであれば餘りまい心持ちでは無かつたけれども向ふが向ふで有つたからして其吟味も直に済んで仕まつて下げらるゝ事と成り御白洲を出て見れば久留米藩から護衛して来た者は一人も居らぬ見も知りもせぬ他の人々に護衛せられて其役所の門を出たが當初出て来た道とは丸切り違ふて居る方角に向ひ連れ行かるゝのであれば是れは變だと思ひどう云ふ譯で有るか考へつゝ歩行して居る間もなく一寸殿めしく門構へして在る所に連れ込まれたから妙な所と思ひ問ふて見れば此處は牢屋で有るとの事を聞き夫れなら自分も牢に打込まれる身と成つたかど初めて知つた位であつた然るに従前の牢は至つて手狭にして大勢の人を入るゝ事が出来無いと云ふので此度の事が起つて其罪人が次第に殖へるのでありしかば俄かに新築に取掛り漸く出来上つたと云ふ時で自分が其手始めに入れられたのである自分も入れらるゝまゝ新築の牢の中に只一人つくねんとして居た所が又連れられて来た人が有る之を覗き見れば佐藤喜久次で有つた直に入れられたので漸く二人と成り其日も暮れて夜に成りしかば二人は着のみ着のまゝ板敷に寝轉んで居ると間もなく又連れられて来た人が有る見れば田中隆吉である丸裸にされて入れらるゝことゝなり戸口から這入らうとするのを吾々二人は戯れに大喝一聲尻から這入れと言ふたから田中も朋友から戯れ

にさうさるゝと云ふ事は露程も知ら無かつたのであれば吾々が言ふた通り向ふを向ひて尻から這入り込んだ其時は役人も吾々も一所に笑ひ出したので田中も吾々二人を見て大變怒つて不平を鳴し一場の奇談となり互に笑ひ興じて居る内又々人が来るから誰れだらうか彌々賑ふ事と成つたと云ふので待つて居ると此度は吾々が入つて居る牢の中に入れらるゝのでは無く厚板一枚を以て中仕切を施された隣に入れられた其の人々は前田九一と石橋六郎の二人で有つたが以上は何れも新築せられた牢の中に入れられた者で有りしが在來の牢の中には横枕覺介と寺崎三矢吉の二人が疾くに入れられて居たが寺崎には實に面白き艶聞が有つたと云ふ事は牢屋中の大評判で有つた其次第を言へば寺崎が何日でも有つたか手厳き拷問に逢ふて體はぐちやぐちに成り歩行する事も何も出来無かつたからして獄卒の肩に凭れ悄然たる有様で牢に歸り來る途中邂逅したのは當時日田町で第一と評判された藝妓某で有つた其藝者は立留りて寺崎の有様をつくゝ詠めて居たこの事でも有りしがなに思ひけん其跡に錠り付き藁ふて牢屋に來り尙ほも門より這入らうとするから番人が押し止めた所が其藝者が云ふに今の人は是非逢はせて呉れ一生の願ひと切に追つた其衷情が面貌に顯れ獄卒の無情なるにも物らず之に感じ叱り飛ばして追ひ拂ひもせず程能く言ひ聴け納得

三六〇
第五 前志士曾根に就
さして歸り去らしめやうとして懸々説諭を加へたので有つたが中々聞入れぬ、只一と
言述べ度いから是非違はせて呉れど幾度となく繰り返し述べ殆ど理まぬ計りにして
居たこの事なりしも當時の彼は牢の中に入れられた者の親子兄弟夫婦の間柄と雖も
面會と云ふ事は一切許されぬので有れば況して此やうな事の有る者に逢はせられや
う筈も無いから其邊の事を篤と言ひ聞け論したから、識者も首うな垂れ、愛時考へ込ん
で居た風情で有つたが終に其まゝ立ち去り間も無く又來りしに、此度は我が黒髪を借
し氣もなく根元からふつり切つたものを携へ來り獄卒に差出しせめては是れ丈け
成りどもあの御方に届けて呉れど托したこの事であつた想ふに、其頃は婦女子と雖も
國家の爲めに盡した人々が斯く困難に逢ふのを見て同情を惹き起したと云ふ徴は、斯
ういふやうな類で、其他是れに似た事も多々あつた。

第十六 檻車東京に送らる

其當時罪人を受けて他に送る道具を檻車々々と唱へたけれども、其實車では無い、大概
駕籠に乗せて送らるゝのを其頃は皆檻車と云ふたから、爰にも亦之れに従つて書いた
のである、水野大參事が久留米城下を離れ熊本藩の兵に護衛せられて田主丸を經、吉井
に差掛かる頃作られたと云ふ詩に檻車云々と云ふ起句が有る、其下は忘れたが、窮通有
命自從容と承け行路傍聞麥波起、東山仰見月朦朧と云ふ、此窮通有命自從容と作られた
句は、自らの覺悟と態度は、其時の境遇を言ひ明かされた者で、其爲人をも想ひ見る事が
出来る、又誰れの作と云ふ事は既に忘れて居るが、其頃吾々中間で大に稱賛せられた詩
に檻車從一出郷關拘繫三年不得還、夜試戎衣寒凜々、朝鞭鞍馬雨斑々、夢中尋夢是猶夢、閑
裏求閑却不閑、獨向燈前先拭淚、數行過雁渡雲間と云ふのが有つたから、旁々書いて當時
の状態を偲ぶのである、自分も日田の獄に繋がれて僅かに二た晩か三晩寝泊りした翌
朝呼び出しが來たから、牢から外に出て見れば自分獨りでは無い、舊牢に打ち込まれて
居たと云ふ、横枕覺介と寺崎三矢吉の二人も、共に牢の前に出て居る、自分が出るのを待
つて三人一所に連れ立ち牢屋を出て吟味の在るところに到れば、直に白洲に引き出さ

三六二
三六三
三六四
三六五
三六六
三六七
三六八
三六九
三七〇
三七一
三七二
三七三
三七四
三七五
三七六
三七七
三七八
三七九
三八〇
三八一
三八二
三八三
三八四
三八五
三八六
三八七
三八八
三八九
三九〇
三九一
三九二
三九三
三九四
三九五
三九六
三九七
三九八
三九九
四〇〇
四〇一
四〇二
四〇三
四〇四
四〇五
四〇六
四〇七
四〇八
四〇九
四一〇
四一一
四一二
四一三
四一四
四一五
四一六
四一七
四一八
四一九
四二〇
四二一
四二二
四二三
四二四
四二五
四二六
四二七
四二八
四二九
四三〇
四三一
四三二
四三三
四三四
四三五
四三六
四三七
四三八
四三九
四四〇
四四一
四四二
四四三
四四四
四四五
四四六
四四七
四四八
四四九
四五〇
四五一
四五二
四五三
四五四
四五五
四五六
四五七
四五八
四五九
四六〇
四六一
四六二
四六三
四六四
四六五
四六六
四六七
四六八
四六九
四七〇
四七一
四七二
四七三
四七四
四七五
四七六
四七七
四七八
四七九
四八〇
四八一
四八二
四八三
四八四
四八五
四八六
四八七
四八八
四八九
四九〇
四九一
四九二
四九三
四九四
四九五
四九六
四九七
四九八
四九九
五〇〇
五〇一
五〇二
五〇三
五〇四
五〇五
五〇六
五〇七
五〇八
五〇九
五一〇
五一一
五一二
五一三
五一四
五一五
五一六
五一七
五一八
五一九
五二〇
五二一
五二二
五二三
五二四
五二五
五二六
五二七
五二八
五二九
五三〇
五三一
五三二
五三三
五三四
五三五
五三六
五三七
五三八
五三九
五四〇
五四一
五四二
五四三
五四四
五四五
五四六
五四七
五四八
五四九
五五〇
五五一
五五二
五五三
五五四
五五五
五五六
五五七
五五八
五五九
五六〇
五六一
五六二
五六三
五六四
五六五
五六六
五六七
五六八
五六九
五七〇
五七一
五七二
五七三
五七四
五七五
五七六
五七七
五七八
五七九
五八〇
五八一
五八二
五八三
五八四
五八五
五八六
五八七
五八八
五八九
五九〇
五九一
五九二
五九三
五九四
五九五
五九六
五九七
五九八
五九九
六〇〇
六〇一
六〇二
六〇三
六〇四
六〇五
六〇六
六〇七
六〇八
六〇九
六一〇
六一一
六一二
六一三
六一四
六一五
六一六
六一七
六一八
六一九
六二〇
六二一
六二二
六二三
六二四
六二五
六二六
六二七
六二八
六二九
六三〇
六三一
六三二
六三三
六三四
六三五
六三六
六三七
六三八
六三九
六四〇
六四一
六四二
六四三
六四四
六四五
六四六
六四七
六四八
六四九
六五〇
六五一
六五二
六五三
六五四
六五五
六五六
六五七
六五八
六五九
六六〇
六六一
六六二
六六三
六六四
六六五
六六六
六六七
六六八
六六九
六七〇
六七一
六七二
六七三
六七四
六七五
六七六
六七七
六七八
六七九
七八〇
七八一
七八二
七八三
七八四
七八五
七八六
七八七
七八八
七八九
七九〇
七九一
七九二
七九三
七九四
七九五
七九六
七九七
七九八
七九九
八〇〇
八〇一
八〇二
八〇三
八〇四
八〇五
八〇六
八〇七
八〇八
八〇九
八一〇
八一一
八一二
八一三
八一四
八一五
八一六
八一七
八一八
八一九
八二〇
八二一
八二二
八二三
八二四
八二五
八二六
八二七
八二八
八二九
八三〇
八三一
八三二
八三三
八三四
八三五
八三六
八三七
八三八
八三九
八四〇
八四一
八四二
八四三
八四四
八四五
八四六
八四七
八四八
八四九
八五〇
八五一
八五二
八五三
八五四
八五五
八五六
八五七
八五八
八五九
八六〇
八六一
八六二
八六三
八六四
八六五
八六六
八六七
八六八
八六九
八七〇
八七一
八七二
八七三
八七四
八七五
八七六
八七七
八七八
八七九
八八〇
八八一
八八二
八八三
八八四
八八五
八八六
八八七
八八八
八八九
八九〇
八九一
八九二
八九三
八九四
八九五
八九六
八九七
八九八
八九九
九〇〇
九〇一
九〇二
九〇三
九〇四
九〇五
九〇六
九〇七
九〇八
九〇九
九一〇
九一一
九一二
九一三
九一四
九一五
九一六
九一七
九一八
九一九
九二〇
九二一
九二二
九二三
九二四
九二五
九二六
九二七
九二八
九二九
九三〇
九三一
九三二
九三三
九三四
九三五
九三六
九三七
九三八
九三九
九四〇
九四一
九四二
九四三
九四四
九四五
九四六
九四七
九四八
九四九
九五〇
九五二
九五三
九五四
九五五
九五六
九五七
九五八
九五九
九六〇
九六一
九六二
九六三
九六四
九六五
九六六
九六七
九六八
九六九
九七〇
九七一
九七二
九七三
九七四
九七五
九七六
九七七
九七八
九七九
九八〇
九八一
九八二
九八三
九八四
九八五
九八六
九八七
九八八
九八九
九九〇
九九一
九九二
九九三
九九四
九九五
九九六
九九七
九九八
九九九
一〇〇〇

はごり云ふ風であつたか云へば左右の手を銘々の胸膈の前で交叉し其手首に此錠を嵌め込み之れに錠前をちやんと卸すのであれば手は夫れ切り不自由に成つて些しも動かない何事もされぬと云ふ仕掛けに成つて居た而して駕籠の外には麻苧で作つた縄の綱を一面に打ち覆せて最も嚴重に襲ふて有つた是れは徳川幕府の時代には天下の錠と云ふ事で重き罪人を遠方に送り届くる時には必ず如此爲したので有つたからして御一新と成つて後に至りても尙此制度を襲用して吾々に施し東京迄送る事と成つた者と見へ夫れで吾々も此網乗り駕籠に乗せられて昇き出された以上は彌々天下の重罪人と云ふ事は一般の人々に知れ渡り且は逃げもされぬやうに仕組まれたのである然るに今の國事犯罪人は此やうな取扱を受けやうとしても受けられぬ加之網乗り駕籠と云ふ者はどんな道具であつたか云ふ事もとても解り兼ねるので有らうと思ふが自分等が成長した頃迄は屢々目撃した者であつた彼の歌舞伎芝居の内に平井權八と云ふものが此の網乗り駕籠に乗せられて送らるゝ其道中で之れを破つて脱け出で猶も悪事を働きたがごりの詰り悪運も竭き果てゝあの通り嚴刑に處せられたのを見る度毎に網乗り駕籠と云ふものはあんなものであるかと恐れ怖れ詠め觀て自ら戒めて居たのに圖らずも今は我が身の上に墜ち掛り却て見る人々をして戒めの具

に供せらるゝ事と成つたので有るかと思へば慚愧の至りに堪へ難く今昔の感に沈んだのであつたが、斯く成りし上は、奈何ともし難く、昇かるゝ儘に、役所の門を出で外に向ひしが、吾々三人計りでは無く、同じ網乗り駕籠に乗せられた者が、幾個も幾個も續き立て昇り行かるゝ、而して其前後左右には、皆兵卒が劔付鐵砲を肩にして、徐々と歩行し、最も嚴重に警衛して行く、其人員は凡そ五六十名計りも有つたのでありしが、聞いて見れば、其人々は日田藩の兵隊で、東京迄護衛して行くとの事であつた、然るに網乗り駕籠が如此幾個も續き立て行く云ふ事は、恐らくは日田町の出来た後初めて有つたと云ふ鹽梅で有つたから、吾々が乗りし駕籠の過ぎ行く路筋は、殆ど人を以て築かれ、恰も山なす如き見物人が、いやが上に重り合ひ、蝸集して居る、其中を押分け、通り抜け、東方指して町を出離れ、田圃の中の小徑を辿り、彼地此地廻りつゝ、進み行くのであつたから、後先の駕籠幾許なりしやと數へて見るに、恰度十一挺と成つて居たのであれば、其人々は誰々で有らうかと、心の内に考へつゝ、搖られ、つゝ、過ぎ行く有様を詳しく見んとてか、沿道の村落より、吾もくと言はん許りの勢で、老幼相扶け、男女混み合ひ、先きを争ひ來て、惟しみて乍ら、駕籠の中を覗き込み、各々互に話をする、其詞の端に、漏れて聞ゆる所の者は、何處の人々で、何の悪い事をした人達で有るか、捕ひも捕ふて、若い人許り、可愛想に定

めて親達も有らうのに、此事を聞けたならば、嘸歎き悲しまるゝ事では有らうと、餘所ながら、老婆等の同情を、吾々に寄する詞の内親の心まで推し量りて、其身に較べ、搾り出す詞には、今まで何とも思はず、國の爲めとのみ思ひ込み、眼り詰めて居たのに、此詞を聞くに等しく胸も塞り、腸は裂かるゝ心地して、萬感交々、膝り坐ろに、故郷の空懐しく、雲井遙に詠め見て、彼方の空は何處か、故郷はあの方であるかと、尋ね問ふべきやすが、無く、昇る儘、山又山の重なる中に分け入らんとする、ので、眼界は次第々々に狭くなり、孰れを孰れと見分け難く、只々思ひに沈み、案じ煩ひし事のみ多かりしが、其頃は恰度四月も央となり、梢の花は散り果て、新緑は將に満らんとする、青葉蔭れの蔭暗き木間傳へに、鳴き叫ぶ山郭公の聲々はいとも哀れに、悲しく聞へ、彌々不如歸々々と血に鳴き渡る心地して、並々ならぬ旅の空に、此の聲を聞けば、胸は張り裂く思ひを催して、行き越し方の事迄も思ばれ、母人は如何なる歎きに沈ませ給ふらん、杯想ひやる心は届かぬのであれば、詮なき事とは思ひ乍ら、猶も愚痴の涙を胸に堪へつゝ、駕籠に揺られ、進み行く道も、抄取りしものと見へ、日も早や暮れなるとする頃、或る山寺に遣入り、庭の面に、駕籠昇き揺へられ、警固の人に促がされて、外に出れば、一所に連れ立ち來りし人々は、水野大參事を初め、小河先生、夫れと島田莊太郎、大島居菅吉、篠本藤藏、木田茂鹿、野淳二の七人と、自分等と一所

に逐れ立つた横柄の三人が之に加はりて居たのであれば久留米藩の人々は都
各十人と云ふ數で有りしに駕籠に入れられ一所に連れ立ち来た人は十一人でありし
は如何なる事かと聞いて見れば未だ會て一度も逢ふた事の無い人が一人加はつて
居る然るに水野大參事と小川先生は關係上一所に置くこと云ふ事は出来ぬ必す間を隔
て置くこと云ふ言ひ付けで有つたこの事で有りしかば別々の間に置かるゝ事となつ
た其他の人々は何れに居ても宜いと云ふ事で有れば残り九人は二つに別れしに自分
は始終小河先生と一所に居り又初對面の人とも常に一所に成つて東京迄行きしが其
人の名は古賀中郎と云ひ柳河藩士である柳河と言へば久留米留城下の地を南に距る事
僅に五里で其間道路平坦にして村落相接し交通便利の土地柄なるにも拘らず藩異な
りし爲め藩士は勿論人民の往來に至りても猶ほ稀れにして交情親密ならざりしは封
建制度の政策上殊更に爾かせし者との事でありしかども憂國の志士は其羈絆を脱し
陰密の間に相往來して交り結び事を共にしたのでありしかば柳河藩士の中にも
知人は多かつたのであれば例へば一面識は無いと云ふ人でも有つたとしても姓名位は
聞きもし又知つても居らねばならぬのにも知りもせず聞きもせず初對面であつたと云
ふのは如何なる譯かと云へば此の古賀と云ふ人は柳河藩士とは云ふものゝ其實柳河

第十六 櫻井東京に送る

三六六

の地に居たと云ふでは無く常に京都に住んで居たと云ふので有つたから知らぬと云
ふのも無理ならぬのである然るに吾々も小河先生其他の人々と別れて後ち初めて逢
ふた對面なれば有りし事の顛末を語らんとするに一別前の形勢と其以後の事は打
ち廻りし者で曾ては其力を致せて大業等を成し其の爲めには各々幾多の苦心を
重ね掛搦經營したので有りしに後には却て其身を犠牲に供し曾ては助け置いた其人
を殺して仕舞つたと云へば前後矛盾しこととなり殆んど志を同ふした者の中に
かした事では有まじき仕打で有りし事の顛末と其の成行事態變遷推移の結果等不得
已決行した事杯の話を深し更離ける迄も疑もやらず語る内にも其一夜の契りを
彌陰に籠め私誓の船に何時乗りて到るべき箇處に到り行くべきか其處にしを爰に結
ばんと思ふ隙も無く早や東雲の空となり鷺固の人々騒ぎ立ちしが間も無く又網乗の
駕籠に押し込められ藩士と思ひし寺をも後にして穢土へと向ふ行先は壁立つ山の峻
じき方に向ひつゝ谷間に分け入り流れに沿ふて上り行く其の聲水音を左に見たかと思
ふ間もなく何時しか右に見へ右かと思へば又忽ち左と云ふやうに成り行く駕籠の
内ぶらぶら揺られ押し渡り幾度となく右や左に飛び越へて次第々々に登り行
く峯の彼方はいとも高く雲間遙かに見上ぐる高嶺は名にし負ふ英彦山の神靈を祀祭

第十六 櫻井東京に送る

三六七

りし所と聞く嬉しさに、命は既に在りて無き、我身ながらも行先は猶ほ幸あれと祈る身の願ふ處は千萬無量數へても數へられぬ程ある其中にも、故郷の親しき人々は如何に思ふらん取り分け母人は、憂に沈ませ給ふらん杯と、思ふも甲斐なき事ながら、神のお慈恵のましまさば此心告げさせてやと祈るも切なる思ひに沈み斯くなる事と豫てより覺悟はしたものの、せめては事の一部分始終の荒増なりとも、母人に語り聞かせて置いたならば是れ程迄に思ふまじ、又思はせまじきものと思ふに連れ不孝の罪は猶ほ重く、身も世も有られぬ憂き事と胸のもやくや推し鎮め、詮なき事とは知り乍ら、繰り返しくする心の内、獨り詭言して是れも亦過世の縁と諦め給へ母人と神にも願ひ、かけまくも君の御爲め身を捨て、如何なる事をもせよとは、豫々父上と共に教へ示めされし事を、只一筋に思ひ込み、不束乍らも、君の爲め忠義を盡せし人々の、後へに従ひ、斯くくの事をせし事なれば之れも亦許させ給へ人の噂や取沙汰は素より取り留めも無き根無しごと、其評判悪口に、心を傾け惑はせ給ふな神も照覽ましますれば明かに成る日もあらうと、願ふ心を神に告げ祈るも悲しき昊天に號泣し、窮しては父母を呼ぶと云ふ事有りし文句を讀みし頃は、其言も心に切ならざりしに、今は我が身の上となり、いと切なる胸を抑へて、瀧龍に搖られつゝ行く程に、何時しか添田と云ふ處も過ぎ、其夜は香春の宿に

一夜を明かし、明ければ朝まだきに立ち出て、探銅所を過ぎ、呼野の山を越へ、小倉に着きしが、此處よりは船に乗り、直に送り出す手筈で有りしとの事を聞き居たりしに、如何なる手廻を誤りしか、船はまだ來て居らぬとの事なれば、其船を待つ事と成り、宿に着いたのであるが、其宿は昔由井の正雪が武者修業者と成り、小倉に來りし時、此家に宿り、主人の請に任せ指圖して作りし家屋間取庭作り迄、教への儘に作つたとの事でありしが、吾々も爲政者の爲に囚れの身となり、此家に宿り、寝泊りすると云ふは、何かの因縁でありしか、又は偶々出逢ひし事か、孰れに在りしかは知らざれども、爰には凡そ三日計り滞在したのであれば、今まで勞れし疲勞も醫やし、體も漸々達者に成りしに、和歌の浦九と云ふ船が迎ひに來たと云ふ事、之に乗せられ、小倉を出帆して、瀬戸内海の津々浦々や、島嶼の送迎もなつかしく打過ぎて、神戸を經横濱に立ち寄り、直に品川に上陸して、東京に着いたのである。然るに日田を立ち出で、小倉に着きし迄は、網乗り、瀧龍の内に押し込まれたのに、船中では別に之と云ふべき程異つた事は、一つも無かつたが、其船の足も餘り早くなかつたから、東京に着く迄に費した日子は、凡そ十日計りにも涉り、永の道中儘ならぬ旅行では有りしかども、無聊の餘談話に上りし者も、色々雑多な事計りで取り留めも無い、又有りし事を詳かに述べて見れば、一行の品位にも關し、囚人としては、如何敷

思はるゝので有らうかと思はるゝ節々も有るので、書き記し置かぬ方が好いのであらうと幾度か考へ躊躇したけれども、愛き中にも又面白き事も有り、又心膽練磨の工夫を其間にする事も出来、苦境に沈んでも猶ほ餘地と云ふものが有り、之を得やうとすれば得らるゝのである事も人に知らせ何につけても樂みはさるゝ者と、一興に供せられた節も有れば、人の是非褒貶と、其取捨の判断は、其人々に任せるので、其人の思ひ／＼に考へて見て貰へば、好いと極めて書くのであるが、網乗り駕籠と云へば、諸事萬端嚴重なる者で、身動きもされぬ程いと苦しき其中にも、工夫と云ふものは色々付いて、其苦を減したのである。畢竟するに、護衛の人々が同情を表し、心を用ゐて呉れたから出来たので有る。其事を述べれば、吾々が此道中を送らるゝ時は、恰も四月の半と成つて居たので、あれば今から云へば、五月の末か若くは六月初めに掛けて居たので、多少暑くなつて居た時で、網乗り駕籠の中に押し込められ、其上に手錠を卸されて居るので有れば、日に照らされて行く駕籠の中、日中の暑さには堪え兼ね、困り居りしが、其手錠の中から、手を抜き取る工夫も何時の間にか付いて、駕籠の中では、竊に扇子を使ふて、暑さを凌ぎ、護衛兵の目を盗んで居たのでありしが、後には寝て居る蒲團の中でも、抜き取つて、手を休めて居たが、熟睡するに従ひ何時しか、其手を蒲團の外に出し、自ら之を覺知せざりし者も有

第三十六 愛き事案に送らる

つたから、水野大參事は、屢々注意を加へられ、且つ自ら起き出で、之を庇はれた事もあつたから、餘り不都合な事も無かつたが、誰れで有つたか、便所に行く時、護衛の兵に向ひ、錠前を除けて貰らうて、便所に行かうとしたのに、生憎にも錠が狂うて居た爲め、錠前がどうしてもはまら無かつた。夫れに便通は急ぐと云ふので、大いに困難を述べて居たのに、一人の護衛が云ふには、あなたの手は其儘直きに抜けるから、抜いて御出なさいと云ふ事となり、大笑で互に打興した事もあつた。又無聊の餘り、雑談の種も、踢き果てゝ、色々の談となり、先きから先きに、移り行く内、血氣盛なる人々計りでありしかば、動もすれば婦人談となり、甚しき事に至らんとす。れば、其度毎に大參事の注意を受け、互に顧みて、慎んだと云ふ事が、屢々ありしが、何時で有りしか、大參事も我々の話を聞いて居らるゝ中に、言はれたのには、御前達に言ふて置くが、男子が女に戀着され、思ひ慕はるゝやうな事を、自ら歎ぶやうでは、國家の大事に任じ、其大任を荷ふて、廟堂に立ち、其身を辱めぬと云ふ技量がある者とは、言はれぬ。女子には、此方が慕つて居れば可い、向ふから愛せられたならば、からみ付かれ、身動きもされぬやうなれば、女の爲に、此身を誤り、終に思ひ切つた仕事は出来ぬから、女には愛されぬやうに、常に心掛けて居る方がよい。若し愛せられて、摘み付かれ、身動きされぬやうになつたならば、まさかの時には、決心が付き兼ねる。全體男

第三十六 愛き事案に送らる

子が志を立てて國家の爲に盡さうと云ふ赤心が在るならば、女子から薄情者と言はるゝ位にして居らねばならぬと云ふ談話が其際に有つた餘り、猥褻な話で有るやうであれば、之れを書き置くのも如何はしき事とは考へたが、武士の心掛けと、國家の事に任せんとする人の上には、婦女子に接する上に於て、大に心を用ゐねば、過ちを招く基を作り出すのであれば、其勸戒の具にも成りなつかと思ひ、人の思惑をも顧みず書いたのである。然るに俗人俗物で、國家の事を眼中に置かず、唯己を思ひ、我身を此世に全くせんと思ふ人々は、修養の如何を研磨する必要も何も無いのであれば、此やうな言を聞くにも及ぶまいけれども、苟も國家の事を思ひ、有爲の志ある人々は、此言に十分研磨を加へ、得失を考へ、身に引き較べ、踐み行ふべき處の者を求めて、貰ひ度い、憂國の志士が、往々末路を誤り、汚名を後世に流した其人々の事跡を、釋ねれば、陰微の間、戀と色に關する取捨を明にせず、僅かに一步を誤りし結果、奈何とも爲し難く、終に其志を無にした者も、澤山有るから、注意を呼び起す爲に、擧げたのであれば、其心を以て見て貰ひたい、又古賀十郎と云ふ人は、御一新に成ると、直に彈正臺に奉職して、少巡察使と云ふ役を勤め、大に輻を利かせたこの事で、彈正臺では當時立役で有つたと云ふ事では有る然るに、共同志者中の者が、熊本藩の横井平四郎、當時參與職と云ふ役を勤めた人で、在つたのを、斬殺したから、其

の人々は、死刑に處せらるゝ事と成り、既に斷頭場裏に引き出され、今しも首を刎ねられやうとする間際に成り、彈正臺の命と云ふ事で、其死刑の執行を差留めたと云ふ事では有りしが、其議の主眼者は、乃ち此の古賀と云ふ事では有つた、其名義とする處の者は、死刑に處する前には、必ず彈正臺の議を聞いて後之を行はねばならぬのに、一應の打合せもせず、恣に刑に處すると云ふのは、違法であるから、行ふ事はならぬと云ふので、之を差留めたのであつたが、其實を言へば、横井が天道革命論と云ふ書物を著し、革命を唱へたと云ふ事では有つたからして、其罪は天地間に容れられぬ大罪人であるから、之を殺してもよいと主張して、其人々の命を助くる手段で有つたと云ふ事では、其の著書を證據に持出し、甘くやり遂げやうと巧み、百方其著書を検索したけれども、皆目見當ら無かつたと云ふ事で、折角目論見た計畫も、凡て水泡となり、一旦手落となつた事は、夫々手續が立たず、云ふ事で、其翌日は、皆々斬罪に處せられたと云ふ然るに、彈正臺に於ては、横井が革命論を著したと云ふ事は、事實相違なき話で、現に其著書を見たと言ふ者も有りしかば、何れにか隠して居るに違ひは無いと云ふ事となり、此古賀は、其著書搜索の衝に當り、九州に出張を命ぜられたのであるが、表面上に於て名とする處の者は、九州の形勢視察と云ふ事で、朝命を帯び九州に向し、各藩の状況を視察した其傍ら、専ら彼の著書を見付け

出さうと努めた云ふ事でありしかども、矢張り見當ら無かつた云ふ事であつた其の頃の噂さ流言には熊本藩内の阿蘇家に其著書が秘藏せられ他見は一切許されぬと云ふ事でも有たから、百方手を盡し隠密に取調べたけれども其有無すら判然しなかつたから、到頭有耶無耶の間に葬り去られたと云ふ事であつた此の古賀と云ふ人は慷慨悲憤憂國の志士で、議論口を突いて出で来り能辯の聞へ有つた人で、其議論は次から次ぎに湧き出で趣味たつぷりと云ふ工合で、決して盡きる期がなかつたから、何時迄聞いても厭きが來ぬので、東上の途次大いに旅情を慰めたのである。此外時勢に關した事柄も色々聞いたやうで有つたけれども、大概ね忘れて仕舞つて居るが、此の事は一寸耳新しい異聞であるかのやうに思はるるから、聞いた儘書き置いたのである。又水野大參事と小河先生の言行に關した事は、藩難を醸し成した一大原因となり、大關係を及ぼすのであれば細大漏らさず、擧げ漏し度いと考へ前にも屢々記したけれども、猶ほ漏れたものゝ有りはせぬかと思ひ、此記事を書き初めしより以來、行住坐臥、隨さえあれば、思念して考へ出さうとしたけれども、どうしても思ひ出さぬ要するに水野大參事と小河先生を擧げ概括して云へば、久留米人の如く細心是れ慎み言ひたい事も言はず、爲したい事をもなせず、郷愿を裝ふと云ふ丈けでは無く、氣宇宏潤、細瑣を顧みず、洒々磊々、常經に羈絆さ

れぬと云ふ風で有つたから、久留米人の氣風とは、打つて變つて居り、一般の俗人には餘り氣受け宜い方では無かつたやうで有る併し、自分は水野大參事とは年齢も違ひ、地位も又皆に懸隔して及びも付ぬ間柄の身分で有つたからして、人物爲人を詳にする事は出來ぬ、其上唇咳に接した事は僅に數へる程の口時の間で有つたからして、其言行の詳細なる事は素より知つて居るやう筈が無いから、昔く譯には行かぬが、爰には只知つた事丈けの事を擧げたので、殆んど九牛の一毛どころか、其一毛だにも或は値せぬのであらうと思はるゝ、加之見聞したと言ふて書いた内にも、亦誤聞もあり、謬見が無いとも限られぬ見やう聞きやう言ひやうで、物事は色々成るのであれば、自分が書いた所も同様と思ふから、本書を繕く人は、其の積りで見て貰ひ度いと冀ふのである。小河先生の言行に關した事も、稍々之れと同じく自分が接するやうに成つたのは、明治二年の秋の頃より、四年の春に至るまで、足掛三年、其間九切り起臥を共にしたでは無く、只十數月間の日子に過ぎぬのである。四五百日の其の間には、南船北馬、西走東奔、寧處に暇無く、藩政改革多事の時より藩難を引起す迄の間、色々な事を目論見、又指示に従ひ、瞭さへあれば、日々親炙して、黨陶を受け、専ら信頼して働いたと言ふに過ぎざる事なれども、自分がする事爲す事、一舉一動悉く皆先生の意の如くになり、且つ身命をも顧みずして、國家の爲めに

盡した其間の出来事と之に關した事等自分が知つて居る所と爲した事は上に述べた通りでありしかば皆自分に關した事計りのやうになり先生に關した事は些しも無いやうに思ふ人もあらうが自分が爲した事は勿論言ふた事に至るまで先生の意思の外に出た者は無いと信じて居るから見る人もさう思ふて見て貰はねばならぬが此外尙ほ心得となるべき訓戒言論の類は山なす如く多々有つたのであるが其事の顛末を詳細に書き載せやうと考へ筆を取つて書き掛け見れば是れぞと舉げて書くべき者は絶えて無い如何の譯であるかと深思して見れば見る程小河先生の爲人人物が想見せらるゝので有る全體久留米に住する一般人士の意向氣風と云ふ者はどうであるかと釋ぬれば進んでやると云ふ事は至つて寡く加之人が進んでやる事に對しても之を忌み嫌ひ猜み且つ難辭を付けて其人をけなし又色々口實を設け排へ妨害を興へて成就を毀すと云ふは當時一般の氣風で何事に對しても一致協同と云ふ事は甚だ稀にして只受身で仕事をせず高見から見物傍觀し以て人のする事を是非すると云ふのは殆んど當時の久留米藩士の習風となり腦裏に沁み渡りて互に之を宜しき者と信じて居た人々が多數要部を占めて居たのであれば冒険敢爲奮進して以て毀譽を顧みず國家の爲めにやると云ふやうな無分別者は久留米藩士に於ては藥にしたくも無いと云ふて宜

しかつた狀勢で有つたにも拘らず其始息因循の徒を閉息せしめ藩論一致と云ふ勢を振ひ立て以て天下の愛に先ち前途を憂ひて一と仕事して國家に盡さうと進んで敢爲した結果は終に各藩の兵を四境に引受け既に兵端を開いて迄も志を貫かうとしたと云ふは獨り小河先生の力計りでは有まい水野大參事初め古松先生其他の人々も與つて力ありとは云ふものゝ小河先生なかりせば斯くの如く甚しきには至ら無かつたので有らうと思はるゝ其處になると小河先生の人物爲人は大した者と云はねばならぬ故に當時の人々が先生の聲咳に一度接して國事談を聴けば何となく其德に感化せられ知らず識らずの間働いて以て其用を爲したと云ふ鹽梅であつたのであるからして自分の如き我儘者と雖も先生の爲めに藩難の衝に當つて辭せず終には人迄も殺し跡始末を付けて悔ひぬと云ふ事と成つた一人の心は萬人と云ふ事あれば自分獨りさうであつたと云ふ事を推せば其他大勢多人數の者も同様で閩藩舉つてと云ふても宜いのであらう此事は定めて自分と同感同境遇に在りし者も多々ならんが要するに自分が小河先生の德に化せられ薰育に逢ふて如此事となりあゝいふ事迄もし出かしたとすれば其人物も推知せらるゝので有らう自分は餘り親炙し過ぎて居たからしてどう書いて宜いやら其譯は些しも解らぬから筆を棄てたのである

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて
熊本藩に御預となる

東京に着いたのは、確か四月廿八日頃と覺へて居るが、着府したと云ふので、駕籠から外に出て見ると、水野大參事と小河先生の二人は、何れの處に行かれたので有りしか、其姿が一向に見當ら無いから、能く聞いて見ると、何れの藩にか御預に成り、途中に於いて既に別々に成つて居つたとの事であつたが、跡に残りし我々九人の者は、戸籍と云ふて、幸橋の内東京府の裏隣に在つた、元南部藩の屋敷跡で、其頃は既に御殿も取り毀され、家は疾くに解けて、其跡に植えられた桑が、最早長して居たので、餘程年數を経たものであらうと思はれた然るに、表の方に板圍に成つて居た長屋は、外に幾棟も續いて残つて居つた、其の長屋の内に、檻と稱へられて、人を拘留して入るゝ爲めに設けられたものが、澤山並べられてある、其の檻の構造は、大きな箱見たやうに出来たものを、幾個となく列を作つて並べ立てられたものであつたが、吾々同行の者は、皆悉く之に入れらるゝ事となつた、此屋敷の跡地は、今は日比谷公園の内に成て居るのであるが、其頃は東京府の管轄であつたが、元は竊盜犯の罪人を之に入るゝ爲に、設けられたとの事であつた。

然るに俄に此度の大疑獄が起り、東京府で之を吟味すると云ふ事となつて、其國事犯の人々を之に拘繋するので、曾て收容した竊盜犯等を他に追拂ひ、吾々を入れたのであれ、ばどうした者であるかと思ひ、途方に暮れしが、中に這入つて見れば、古松先生初め、其他の人々も、大勢之に入れられて居たのが分つたから、稍々安心したのであつたが、我々よりも先に入れられて居た人々は大勢であつたが、其中にも、神原精二と云ふ人は、元増上寺の役僧とやらで、大いに勢力を得た役を務めた者で、名は圓海と云ひ、幕府瓦解の前、後大いに幅を利かせ、手腕を振つたと云ふ僧侶であつたが、其頃は還俗して、姓名をも前の如く改めて居た人である、又高知の岡崎恭助、堀内誠之進、京都の曳田源二、秋田藩の初岡敬二、此人々は、權大參事を勤めた人である、又同藩の中村恕助、丹波笹山の畑經三、柳川藩の廣田彦九夫、これに甲州の人々が、何人も來て居た、其内大番所と妙な姓を名乗る人も居た、其の他自分の檻の隣りに、東京近在の人、落合直言と云へる國學者も居た、越後の北山誠と云ふは、澤三位の家臣となり、本名は高橋と言ひ、越後では名望家で有たと云ふ事である、又越前九岡藩の中島龍之助、長崎の福田某、其他吾々より先に入れられた者は、幾人も有しが、吾々よりも後れて中間入りした人も、澤山に出来たのであれば、其人員は次第に殖へる一方、凡そ百人餘にも成つたであらうと思ふが、其姓名は惜しい事には、今は

悉く忘れて思ひ出さぬ甚だ遺憾の至りに思ふれども最早致し方も無い然るに此戸
籍の状態を擧げて詳かに述べたならば現時の人の心には腑に落ちぬ事計りて有らう
と思はるゝが何様此檻は人を入るゝ爲に拵へた者と云へば甚だ以て殘酷極つた者と
言はねばならぬ其作り方は丁度獸類でも入るゝ者と同様に作られたもので其概略を
擧げて言へば其檻の構造は二通りに成つて居るが一は廣くして大なる者一は小にし
て狭く作られた者でありしが其小なる檻は横も縦も各々三尺づゝと云ふ角作りで成
つて居た其高さは之に反し凡そ五尺餘に成つて居たのであれば自分が直立すれば丁
度頭が天井に届く位であつたからして五尺の上は僅か二寸餘で有つたのであるから
神原の如き丈々高く六尺も有らうと思はるゝ人は立つ事は無論出来無かつた而して
其内には小さな疊が一枚敷いてあつた其大ききは凡そ半疊敷と言ひたいが檻の外方が
凡そ三尺角であつたのであれば其中に敷き込まれ且つ脇の方にはどれ丈か餘地を存
して有つたのであれば疊は甚だ狭い而して檻の大なる方は之に反し縦も横も各六尺
で高さも亦六尺位は有つたやうである而して之には疊が二枚敷いてあつた此大なる
方も小なる方も上下は勿論左右と後の三方面には厚板を張り詰め前の一方は格子
作りとなし之を壁に仕切り其一半は出入りに充つる爲め之を又上下の二つに仕切り

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

三八〇

下の方に其の出入を低く小さく作り設け其の上の方と残り一半とは其に二寸角位の
角物を竝べ格子作りとなし又之には横に貫きを一ヶ所づゝ串貫に通してある其角物
と角物の間の距離はどれ丈かあつたかと云へば僅かに一寸四五分位夫より廣くは決
して無い其處より光線を取り入るのである又出入口は廣い方の檻は元が廣い丈け
夫れ相應に大きく拵へてあるから出入するに餘り窮屈を感じはせぬが狭い三尺角の
檻の方は其の幅が一尺四五寸位で高さは二尺位有つたやうである之れも亦角物で格
子作りになつた扉が設けられ其の内側には板を打ち付け中仕切りの方に當り錠前を
卸す所が出来て晝夜の別なく錠がちやんと卸して取締りが付けてあつた故に便所に
行く時は一々番人呼んで明けて貰はねば用足しに出ることは出来ぬ然るに檻の大
なる者は凡そ二十個計りも有つて之を表通り大道の方に向け竝べて有つたが此の長
屋は昔から設けられた者で高窓作りになり其格子の内側には竹の簾を張り詰めてあ
る其窓の内際には又横に木を打ち付けて取締りを施してあつたが其所より明りを取
るやうに仕組んであつた三尺檻と云ふものは此六尺檻の後の方に互に後合せになり
凡そ四十個計り一列となし之れを長屋の中央に竝べ又其向ひ側に同じく三尺檻を三
十個計り竝べて有つたから都合三筋となり行儀よく竝べ立てゝあつた其外に又三寸

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

三八一

角位の柱を壁に並べ、格子作りにもも嚴重に拵へて、外圍を設けて有つたが、其角柱と角柱の間は、凡そ二寸位の距離にして、之より外間の明り、光線を取り入るゝ事としておつたから、中通りの三尺檻は、晴天の日は、兎も角些し曇天の日となれば、晝猶ほ暗く、従前一般に行はれた大文字の書籍すら、尙ほ讀む事の出来無かつた位であつたから、朝夕の書見は出来無かつた其の番衛を爲す者は、隱亡非人と云ふものが、内外に各々一ヶ所づゝ設けられた詰所に、三四人づゝ交代して詰めて居たが、圍の内側に在る者は、檻の中央に設けられた詰所に居て、兩便に行く者の呼聲を聞いて、一々鍵を手にして明けに行く斯う言ふ工合に成つて居たので、あれば、便所には容易に出られ無かつたから、之れには大困難を極めたのであつたけれども、仕方が無いので、皆な我慢して居た。然るに、寝るときは、どうしたかと云へば、大なる檻に入りし者は、餘り苦しみも感じ無かつたのであるが、小なる方に入れられた自分の如き者は、どうして寝たかと云へば、一方の隅の方に頭を向け、其次の隅の方に、尻を持ち、其次の隅に足を出し、「く」の字形に横になり、着のみ着の儘、寝轉びしが、倦み勞れが來て、寢直るときは、仰向きに成る。其時は膝を立て、足を枉げ、隅から隅に斜に成る。或は又膝を枉げず、其足を隅の方に、出して、高く上の方へ上げ、腰計り僅に伸ばして、其倦怠を醫やす等、種々工夫を運らし、色々施して、其夜々

々を寢明したのである。吾々が此檻の中に入りしは、前に述べた如く、四月の末つ方から、暑中を打通し、九月に成つて、小傳馬町の牢獄に移された迄の間、百四十五日、氣候は暖くなり、又暑くなる。一方で、風も入り、來らぬ蒸苦しき三尺檻の中、蚊は次第に殖へ、遠慮會釋も無く、喰ひ付き、血を吸ひ取るのである。然れども、蚊帳と云ふやうな贅澤な事を云ふて、願ひ立ても許さるゝ、氣遣ひは無く、又張る丈の餘地も無いからとて、蚊に喰はるゝ儘にして、打遣り居る譯に行かず、各々單物の類を頭から引覆り、蚊帳の代りに用ゐたのであつたが、後には單物位では防ぎか付かぬ、矢張り蚊に攻めらるゝのであれば、捨せ又は單物の類を二枚も打ち重ねて、蚊を防いだのであつた。然るに、吾々が此の檻に入れられて、如此苦めらるゝ、頭迄は筆紙墨の類を手に入るゝ工夫が付かなかつたから、蚊に吸ひ取られた血を復た取返し、之れを割り、火箸の先を小さくなして、楊枝の如く作りなし、其尖りを又噛みかじり、之れに血を染めて、筆墨の代用となし、詩歌の類を紙に書き付けたのである。其品は後々まで、自分の手元に幾枚も持つて居たから、之れを複寫して、巻頭に掲げ置き、度いと思ひ、筐底を捜して見なければ、一向見當らぬので、断念したが、蚊に吸ひ取られた血を、どうして取り戻したかと云へば、朝起きて見れば、檻の内側乃ち周圍に、何十疋と無く止まつて居る。其蚊は皆満々と肥へ、太り、血を貯へて居るのであれば、之を

一疋づゝ竊に瀧り其血を取つて腕の裏に在るイト底に入れ之れで血書したのである。又炎熱焼くが如き暑中三尺檻の中に打ち込まれた儘湯水も遣はせられず打ち遣つて置かれたのには大いに閉口した其時の状態を一寸擧げて置くが毎朝顔洗ふ丈けの水は小柄杓で汲んで二杯づゝは番人から興へらるゝのであれば其の水を兩手を合せて一杯づゝ掌の中に受けて兩度に顔を洗ふ然るに暑熱は彌々強く堪へ難き六七月の頃凡そ六十日計り如此殘酷な目に逢はせられ酷く虐められたけれども武士は嬉みと云ふことが常々教へら吾々も之れを守り奉じて居たのであればなに此の位のことほど平氣で我慢して互ひに勵み合ひ忍び耐えて居たものゝ心の内に物々生じ來る憤激不平は、どうしても之れを推し鎮め兼ね今にも返報して見せるからと切齒し乍ら忍耐はして居たものゝ身體は一面にごろゝと汗が出て氣分は悪くなり其の爲めに醫者に掛り藥用する者が段々殖えて來たのであれば湯浴の事を屢々願ひ立てた者も多々有りしかども玉乃と云ふ掛り役人は實に無情極まつた者で、どうしても取り上げて呉れぬ其儘に打遣つて置かれたが後には番人等も見ると見兼ね氣の毒な心も起つたものと見へ初めの程は柄杓で水を遣り、之れで顔を洗はせた計りであつたのに後に成つては其の水を小盤に入れて呉れるやうに成つたから先づ顔を洗ふた其跡の水の中に手

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に歸還する

拭を濡らし體をふき拭ふて僅に其油汗を取つて居たので有りしが七月の盆前になり、東京府の黒田權大參事が巡視して此の有様を親しく目撃し、且つ事情も委細に聞き取り漸く湯を湧かして呉れる事となり五日置きで有つたか又は一週間に一度であつたか其邊の事は確かに覚えて居らぬが一度づゝ入浴が出來るやうになりしかば體も滑着かぬやうになり、いくら清潔になつたのである。又食物は、どう云ふ工合であつたかと云へば竹の皮の内に飯を入れ其脇に澤庵漬の香物二切れと梅干一つ宛を一所に包み込んだ者を一日に三度づゝ興へられた朝は塗り腕に味噌汁の極く淡ひ者一杯づゝ吸はせられ、隔日又は二日置きか三日目に、晝一度づゝ煮しめ者を副へられたやうである。然るに其飯の分量が寡ひから腹に滿つる丈けはない、自分の如き小食の者は折々餘る事も有つたけれども、他の人々は常に不足勝であれば其人々は空腹を訴へ、中にも岡崎島田鹿野の如き強壯達者な人々は毎日毎度不足するのには、忍耐の力も薄らぎ我慢も出來無くなり、岡崎の如きは檻の中から大聲を發し、殘飯は無いかと怒鳴るが如く言ふて促し貰ふたのである。久留米の者は大勢で有つたからして互に有餘不足を填め合せ融通して其苦みを救ひ合ふた。然るに月日を送るに従ひ番人と段々心易くなりて、自由も利くやうになり幾分づゝか屈托を醫する手段も施されたのである。然れども矢張

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に歸還する

り餘に言通り地獄の沙汰も金次第である云ふ事に漏れなかつたのである其手段の荒増を擧げて云へば兩便に通ふときは番人を呼び一々檻の戸を明けて用便に出たが其間番人はちやんと其の出入口の前に立て其人の歸り来るのを待ち元の通りに入れて戸を締め錠を卸す其間他の人々が如何に呼び叫んで用便に出やうと乞ふても其の人が戻り来て檻の中に這入り其戸の締りをなした後に非ざれば他の人の檻の戸は明けて遣らぬ事と成つて居たのであれば折角用便に出て其傍ら屈托を醫して居やうと思ふても後の人に對し氣の毒であるからして用便が済めば直に歸つて元の通りに這入らねばなら無かつたら屈托も思ふやうに醫やす事が出来無かつた然るに番人と次第に心安く成るに従ひ自由も利き我儘もさるやうになり番人の目を盗み或は利用して次第々々にするく成つたのである其手段方法は色々巧みを弄したのであるが今其一二を言へば夕刻になり其處からも呼立て此方からも喚び出すと云ふ具合で便所に一時に出して貰ふのであれば番人は誰れは出てまだ這入らぬ誰れは出て居らぬと云ふやうな區分を知つて夫々覺へて居ると云ふ譯に行かぬのであれば檻の戸が締つて居れば其者は出ては居ら無いと思ひ其儘にするので有るから出して貰ふた者は其の檻の扉を自分で元通り表から戸締りをなして之に錠前を卸し又上草履を其前に踏

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預なる

み捕へ既に這入つて居るものやうに装ひ而して竊に廣い檻の中に入り込み其の一夜を安樂に明かすと云ふ者も有り或は唯遊んで屈托を醫す者も有り又は檻と檻の間に潜み隈れ竊に煙草を喫し或は話杯して居る者もあつたと云ふ工合でありしかば思ひくにさるゝ事が出来た中には吟味を受けた事を竊かに打合はせて善後策を運らした者も有つたが段々自由が出来るやうになり後は番人を頼み衣類等を醫いで金錢に換へ口鏡を興へ其殘餘の金を以て筆紙墨の類を買ひ求め或は外間と竊かに交通する事も出来た又其金で食物を買ひ入れて喰ふ事も出来た夫で夜になれば大福餅の溜かい者や又はチリンチリン蕎麥或はすし杯も手に入りて晝間の空腹を醫やし甚敷に至りては竊に酒を買ひ求めて飲んだ者もあつたのであるが其金を得やうとするには各々思ひを焦し考へを費したのであつたが久留米人は藩邸と交通の途は絶へて居たので如何とも施す可き手段無く只持ち合せて居た衣類杯を一つ二つ宛片端から賣代なして色々の者になしたのである掬て吟味と云ふ糺彈尋問は如何で有つたかと云へば口田表で受けた時の者とは雲泥の差違で丸切り異つて居たのである其次第を言へば此の度の掛り役人は玉乃世服と島本仲道と云ふ者で二人共東京府に奉職したもので吾々國事犯の者を取り調ふる爲めに特に其の掛りに命せられたとの事有つた

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預なる

が、其吟味の仕方は中々上手であつた。なにも二人共強情者で口が悪く、其の吟味の仕方は、どうであつたかと言へば、關係した筋道を追ひ辿り、段々聞き糺して行く内に、一寸糸口を見付け出せば、之を逐次に糺問し、終りには叱り付け、或は慰さめ勞り、又は詞を柔らげ、強めたり揚げたり抑へたり、其人をして、知らず識らずの間に、執らへ所を見付々の所論を聞き、其志を言はしめ、其人が得意となつて述べ立てる内に、執らへ所を見付出し、夫より推し問答を加へ差詰める。若しも其間に言葉が淀んだり又曖昧な言語を吐けば、直に縛り上げ、又は鞭撻を加へ、甚しきに至りては、殘酷な拷問をして、無理にどうとか言はせて罪跡になす。猶ほ何の罪もないと云ふ人に對しては、色々手段を施し、どうとかして押へ付ける仕方で、其遣り口は中々巧みな者で、實に話に成つた者では無かつたから、吟味を受けて、戸籍に歸り來た者は、皆切齒して、今日も亦玉乃奴か、どう言ふた斯う言ふたと、頻りに不平を唱へ、殘念がつて居たのであつたが、終に遣り付けられて、皆々伏罪して仕舞つた。其折我々一同の者が、打寄り話に、あの二人は政府に於て、乾度頭角を出す者となるであらうと、憎み乍らも皆々許して居た。然るに自分等の如く、脱人を殺した事に關係した者に對し、初めの程は前に述べたる如く、他の人々と同様に、嚴しい吟味を受け、酷い取扱ひを受けたやうで、有つたが、後になれば、其の仕方が些しく異り、吟味も段

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預りなる。

々進んで、彌々終結の間際になりて、玉乃島本等が言ふには、是れ迄理非を分ち問ひ糺し吟味を加へて、實狀を言はせやうとしたけれども、大樂等を殺した真意のある處は、どうしても言はぬ。唯藩知事が山口脱人は、領内に居らぬと、朝廷に對して言明したから、其言を實にせんが爲に、之を殺したと、其方等は皆々口を揃へ詞を同うして答へるのである。けれども、是れには深き理由があつて、其煩ひの藩知事に及ばないやうに、口を滅せん爲めに殺したに相違あるまいが、併し武士たる者が、主とし仕へた君の爲に、決心して遣つたのであらうから、此上如何に嚴しく吟味を加へ、假令拷問に掛けて言はせやうとしても、其方等は言はぬに相違はあるまいから、もう吟味はせぬ。只其方等の心事を察し、情を酌み取り、武士の面目を保たせてやる。然れども、恣に天下の罪人を殺し、之を隠蔽しやうとしたのは、恐れ入るであらうと言ひ渡され、是にて皆々伏罪したのであつたが、當初吟味を受けし頃迄は、實は憎い仕方で、其詞使ひ杯は切齒に堪へられ無かつたので有りしが、斯う言ふことを聞くに及んで、流石剛腹を以て自任した島田も、之には弱り込み、其他皆々志の貫いたのを喜んで、伏罪したのであつたが、其の通り伏罪することに成る迄、吟味を受けた日數は、凡そ百四五十日の間で、戸籍の南部藩の宿邸より、向ひ側に成つて居た東京府に、日々のやうに呼び出され、吟味を受けて居たのであるが、其の間には又

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預りなる。

面白き事もあつたのである。其はお絹と云ふて美婦人の聞へあるものが吾々と同時に、東京府で吟味を受けて居たのであるが、其の年齢は廿五六であつたやうであるが、随々控席で一所に出會ひ、其容貌に接し、戸籍に歸りて後、今日も亦お絹に逢つたと互に誇り話に供せられ、因獄の中無聊を慰めたのである。此お絹と云ふは、明治の毒婦高橋お傳等と並び稱せられた有名な悪婦であつたが、聞いて見ると、瑠璃とか言ふ大阪下りの俳優に關係して、之れに溺れ使ひ込んで金の尻が破れ掛つたとか云ふ事で、主人たる旦那を毒殺した事が、曝露して吟味を受けて居た時の事であつた。吾々も吟味が彌々濟んで、口書も讀み聞かせられ、處刑に逢ふ日も餘り遠くは無い。彌々近づき迫りしかば、其處此處に打寄り、擬律の研究が始つた。其頃は已に新律綱領と云ふ刑法が發布せられた後の事であれば、其律に依り、處分せらるゝのであらうが、他の人々は口先で談論したと言ふ位で未だ會て手を下して實地に遣り掛けたと云ふでは無いから、吾々が爲した事に比較して見れば、餘程軽く、吾々は現に人を殺したので、必ず嚴刑に處せらるゝに相違はあるまいとは、衆口一轍に出た論決で、一つも異論は無かつた。吾々も亦吟味を受けし折、玉乃等が言ふ意を味ひ詞の端々に見るゝものを推し測り考へ見れば、彌々以て然かと思はるゝのであれば、さう決心して彌々死刑に處せらるゝのを待つと云ふ工合であつたが、

第三十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

二三日経つても何事もなかりしに、其の後になり、明日は他の人々と共に、小傳馬町の牢獄に移さるゝ事となつたと云ふ事が、何處とも無く漏れ聞へたのであれば、各々臆別を爲す仕度に取り掛つた。然るに是れ迄無聊を慰め、且つは不平懣物の氣を遣る爲には、各詩歌文章の類を作り、又記念の爲に之を書いて、互に取り替へたり、或は寄り合ひ書を爲した者もあつて、夫れ是れの品物が、館々の手元に溜つて居たのを、其儘にして置けば、皆々官に没收せらるゝ事となるので有るから、誰か頼んで、竊かに外に出し、之れを久留米人に渡し、其家々に届けて貰ふと云ふ事となり、首を鳩めて密議をなしたので有りしかども、久留米藩邸は既に他藩の兵隊が警衛して、一切出入を禁じ居るとの事なれば、奈何とも成し難く、殆んど當惑したので有りしに、幸ひに自分が従兄になる宗野嘉造と云ふ者が、山下見付と云ふ御門の外に、寫真店を開いて居たので有つたから、之に送り届ける事として、番人に托した。然るに牢の中から、外に出す使は、鐵砲玉の使ひと唱へられ、遣つた者はやり切りで歸り來ぬ事が多いから、さふ言ふたのであらう。殊に吾々が右のやうに頼んだ翌日は、案の如く小傳馬町の牢獄に移さるゝ事となりしかば、是等の書類は、如何に成り行きしやと、其後折々思ひ出す度毎に話したるものゝ身は、儘ならぬ縛めの中に在りしかば、其儘に七年の星霜を経、十年の春家に歸り見れば、其時送り出したものは、疾く

第三十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

に自分の家に届けて居たのでありしかども、其書類の中に残つて居たのは僅か計りで、
其他の者は概ね散逸して見當ら無かつた想ふに吾々よりも早く赦されて出た人々若
くは同志者の人々が好みく、に任せ思ひく、に選り取りして持ち去つたのでは無い
かと思はる、併し現に残つてゐた左の詩歌は其の時の事と其の人々を追慕するに足
ると共に記念の爲めに成るのであれば、之れを幅物に仕立て、床の間に掛け、折々詠め觀
る其度毎に昔を偲び先き立ちし人々が、國家に盡し、又は身を思ひ其時の狀況を述べた
心事と志の程を想ひやるに足るので有れば、爰に擧げて置く。

神原精二

昨日煩襟今日快、天思不隔獄中人、雷轟電掣風兼雨、風送新涼雨瀟瀟。

囚中記事十首の一

無名氏草

右同

六月獄中腸似烹、誰能不作不平鳴、滿籠波影涼風座、欲置酒茶談此情。

無名氏草

初岡敬二

虛言買禍復誰尤、俯仰唯期無所羞、一氣浩然展書讀、亦知古道照心頭。

有感

無名氏

右同

露清風冷雁聲哀、屈指頻驚節物催、獄裡遙思今夜月、愁邊定照故山來。

中秋有感

隱士嶺松

奥田源二

櫻井のささのこりし若ばえは、よし野の花のたねとちりけり。

詠史

鷹友

右同

わたつみに太刀をさゝけて御軍の、もといそしみしあそこそあはれ。

古戰場

讀ひとししす

高田源兵衛

氷なす大和劔のさやに見えて、こどくに、とは身ひやすらむ。

詠太刀

言明

右同

仰見ればなにのことはもなかりけり、かみよながらのふしのしはやま。

第十七 東京府の吟味及感刺を受けて熊本藩に御預となる

詠富士山

玄明

古松先生
落月婆娑上紙窓殘蟲聲竭霜草底萬籟如眠乾坤靜清氣透徹吾胸裏不似塵土身栖々倦
來就寢日高起

冬 臆

蕉 蔭

北山 信

功名誤我竟如何閑却溪邨舊釣簑應有鷗盟賦枯隱世間無處不風波

因中權成

運 生

岡崎恭助

日花日雪如飛輪豈以分陰付欠伸病眼披圖撫歐人間何獨拿波倫

錄家兄之詩

松波千里

右同

抑名義者天下之名義也萬世之名義也生者一身之存也死者一身之亡也豈謀一身之生存
存憚一身之死亡而失天下萬世之名義哉

肥 繼 藩 米 留 久

中島龍之助

松波千里

武藏野の鬼のしこ草根をたちて繁れやしけれやまとなてしこ
戊辰のとしはるのはしめつかたよめる 武 臣

當時戸籍に留め置かれし人の數は實に寡からぬ人々で有つたが各々腰折れの一つや
二つ宛は必ず作つて志を陳べ心事を擧げて書いた筆の跡も亦寡くは無い夥多で有つ
たと云はねばならぬのに已に散逸した爲め自分の手許に残りし者は僅に此八人分に
過ぎぬ然るに其人々の作つた詩歌も爰に擧げた者の外にまだ澤山有つたので有らう
が爰に擧げた者に就いて其の意の在る所を推し詞を味つて見れば其爲人をも想像す
る事が出来るのである要するに皆君國を思ひ世を憂ふるの餘慷慨悲憤其言行は過激
となり意氣に任せ身を以て之れに當らんとした一念凝結して終に幾多の謀計劃策と
なり非常手段迄も敢行して以て目的を達せんと努めたのであるが其通りに迄も吾々
が踏み込んで仕やうとした其主旨の在る所の梗概を爰に擧げて人に知らし度いので
あるが餘りくだゞ敷から先づ岡崎恭助が小品文に就て述べるが文意の通り大義名
分の爲めには貴重の生命をも棄て之れを取らんとしたのである是乃ち我々が當時の

第十七 東京府の吟味及爲別を受けて熊本藩に御預となる

心事を岡崎が言ひ願はした者である。其他幾多の人々が其際作つた詩歌文章が、今尙ほ存在して居たならば、其人々の志も知れ吾々が盡した跡の心事も亦人に知らしめ、世人の感ひをも解く材料に供せられるので有らうと思へば、心當りの所を捜し求めたけれども、一向見當ら無いのは、獨り其人々の爲めに、惜むのみならず、世の爲めにも、亦慨歎に堪へ無いのである。なにも吾々同志者が眼中には、露程も私心と云ふものは無く、唯一筋に君の爲めに國の行末を思ひ憂慮に過ぎた結果は、敢爲に出でんとした爲めに、曾ては罪を蒙り罰に處せられたのでありしかども、吾々が信じて以て疑はず、生を捨て死を顧みず、之に赴いたのは、乃ち此名義と云ふ者である。此名義を重んじ、之を尊び守り、以て失はざらん事を努めた結果が、乃ち國事犯となつたのである。然るに只名義と云へば何事もなく今は聞ゆるのであらうけれども、岡崎が名義と書いた譯は、然るが如き輕々な名義には非ずして、其實は大義名分と詳かに言ふべき者であるのを、爰には之れを省略して以て、單に名義と書いたのである。其頃吾々同志者間では、如此往々省略して、口に唱へて居たのであれば、岡崎も亦之に従つて書いたのであらう。抑々大義名分と唱へた者は専ら國家と君臣の間にのみ用ひた者であるが、之を擴めて言へば、尊王攘夷も亦大義名分から割り出したのである。獨り君臣の分計りで無く、尊卑の分、内外の分、華夷の分等

三九六

三九七

であるが、猶ほ細かに分けて言へば、分限となり、各々守るべき者は、皆な此内に含蓋せらるゝのであるが、君臣の間に在る分は、最も大なる者にして、決して犯す可からず、之に又義と云ふ者を加へ、之れが爲めには、已に有した心と力、有らん限り身を捧げて、事ふる之を忠としたのである。故に我々が君に盡すべき者は、忠義となる。此忠義の道を守り重んじ、尊び踐み行ふのが、乃ち日本の臣民なれば、此の大義名分と云ふ事は、實に動かすべからざる所の大道にして、人倫の原く理も之に外ならずと信じて疑はぬ。故に彼の平等均一と唱へ、兼愛杯と云ふて、人事の上に差等を置かず、同一様にせよと云ふ論旨の如きは、吾々に於て一切之を許さぬ。人事の上には、悉く差等と義の制裁を加へ、名の分別を明かにし、踐み行ふ者を理とし、道として人にも勸め、且つ教へ導いて之に據らしめ、而して國家を泰山の安きに置かん事を切に思ひ考へ、社交上の宿題と風教の原く兼案等に對し、解決を興へんが爲め、意見を述べんと欲すれども、敗軍の將、今は世の容るゝ所とならず、只空しく天を仰いで浩歎し、地に伏して國家の前途を憂慮し、當時を追懐する毎に、其人々の作り爲した詩文を見て、竊かに樂み、又憂ひ悲しむ心を遣り、彼の人々をして、今日の現状を見せしめ、之を詩歌に作らしめたならば、其發する所の音韻は、豈嘗彼の如き詩歌小品文に止まらんや、必ず大に發する所の者ありて、此昭代に猶ほ頑冥を改めず、憂に

三九七

三九七

先ち憂ふるのであらうと思へども、今は幽明途を異にして談する事を得ぬと思ふに連れ、せめては志を同うし、世の容るゝ所とならずして、爲政者の爲め、困厄の中に沈み、曾て戸籍に入り、共に苦んだ其人々の姓名丈けなりとも、爰に上げて置き度いと考へ、幾度も思ひ出さうとして見たけれども、どうしても其姓名を思ひ出さぬ。吉田足穂は物覺えのよい性分で大抵の事は皆覺へて居つた。其上氣根がく、萬事に行き届く人、有つたから、確か戸籍に居た同囚人の姓名は勿論、其人となり又は行爲の梗概をも記して、其人々の小傳の如き者を書いて居たのを、熊本同獄中、島渡見たやうで有つたから、調べて見たならば直に解るであらうけれども、他に向つて聞きもせず、捜しもせぬと云ふ事にして、筆を取り掛けたのであれば終に打遣りて仕まつたのである。如此長々しく横道に計り入り込み、くだらぬ事を述べ立てたのであるが、又元に歸りて言へば、其翌日は牢獄に移さるゝ事となり、今迄住み馴れし戸籍を跡にして、小傳馬町の牢に送られた。其牢は舊幕時代に作られた者で、名にし負ふ天下の牢獄で、其造り構へ廣大にして、最も嚴重に見へ、其の取扱ひ諸般の事に至る迄、能く手が行き届き整つて居たのでありしが、自分も此牢に打ち込まれて、凡そ七八十日間、之に苦み、辛酸を嘗め盡したのであれば、其時の事は、肝に銘じ、如何に忘れやうとしても、忘られぬ事計りでありしかば、其時の現狀を詳かに

書いて別世界と目せられた地獄の有様を、人に知らせ自らも亦懋め、子孫の誠にも貽し度いと思ひ筆を執つて書き掛けて見たけれども、なにもさま三十餘年も経過した昔の事で今は世の中が丸で異なる有様となり、身は已に安逸の境遇に生息し得て、不自由も餘り感せぬのであれば、曾て苦みし事の半以上思ひ出さぬ。世の諺にもある如く、咽喉もど過れば熱さを忘るゝ、譬へど同じく何事も忘れて思ひ出さぬが、嘗思ひ出した者を摘み述べて見れば、首尾全からず、端切れに成つて居るやうで有るが、なにもさま半の表大門の扉は常に鎖され、只潜り戸から出入するやうにしてあつた。其潜り戸も亦出入の度毎に、閉閉したやうである。吾々も表門を這入り、向ふに進めば又門がある。幾個も過ぎて、どの詰り、大なる長屋作りの建物の前に至れば、其表格子の真中に設けられた入り口の戸締りを明け、其中に入られた。其時吾々が戸籍より一所に連れ立ち行つた者が二つになり、西と東に分れ、各々其方面に向つたのでありしが、其方にも亦中締りの入口が設けられて居た。之を這入り見れば、爰は揚り屋と稱へられた牢の前になり、其一半は敷臺となりて、板敷が設けられ、其板敷の前乃ち残り一半は土間となり、何も無いが、其續き隣りの揚り屋の前を過ぎ、向ふの方には、又中仕切りが設けられ、之にも同じく戸口が作られ、其所にも又締りが付いて居る。其彼方は板敷も何も無く、全くの土間である。其處に在る

の有名な無宿牢と唱へ、本牢と稱せられた者である。之は東西共同じやうに拵へられた事の事でありしが自分等は東一番の揚り屋に入れらるゝ事となつた此揚り屋に入つた人々は島田大鳥居篠本と自分が加はつて四人夫れに秋田の初岡敬二と豊津藩の二澤一夫を加へ都合六人に成つたが此揚り屋に入れらるゝに先立ち先づ第一に敷蓋の上に坐らせられ番人が大勢連れ立ち來り一人々々に袴羽織を脱がせ着物も亦脱せらるゝのであるが揚り屋入りする者に對しては先づ第一に上着一枚を脱がせ之を能く改め見て之を返し與へ之と引換に下に着て居る物を一時に悉く脱がせて改たむるのである故に下帯に至るまで脱いで與ゆれば一枚づゝ引き外し夫々改めて又與へらるゝから元の通りに重ねて着るのであるが袴と羽織は與へず之を番人が預ると云ふ事になり取り上げて仕まふので有る其の改めが濟めば揚り屋の扉を明けて其の中に入れられた揚り屋と云へば其の構造も取扱も牢とは丸切り變つて入り口も又異り牢の方は極く低くして立ち乍ら這入れぬ事の事でありしに揚り屋の方は高くして且つ廣く作られて居たから立ち乍ら這入る事が出来た而して其揚り屋の中の廣さは幅が三間位入りは四間も在つたで有らうが其の左右は板張りとなり表と裏の前後は三寸角位の角柱を並べ立て格子作りとなり前面の真中に入り口が作られ之を

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に預りたる

御戸前と唱へ後の方には即ち兩便所に充つ可き者が一ヶ所外の方に張り出して作り設けられて居たが囚人が此の揚り屋に入れらるゝときは御戸前から入り込み來るので誰れ彼れの差別無く一人づゝ直に便所の前に連れ行き坐らせて其の額を板敷に摺り付け便所に向ひ禮拜するやうにさせるのである若しも其頭が高くして下に至らぬ時は引連れて來た奴が傍から直に手を差出して其人の頭を抑へ付け板敷にゴツリゴツリと言ふやうにする是が濟むと其人を牢屋の前に一人づゝ呼び出し而して其人々の罪科來歴を一々聞かし委しく言はせるのは丁度亂問でもするのと同じく而して其間ひ方が中々面白い娑婆ではどんな事をしたかと冒頭に聞き初める全體牢の中では役人から申付けが有つたと云ふ事で斯んな可笑しい事はされ無かつたのであつたが他の囚人に對しては一々此の通りに實行したのであつた吾々も入れられた其晩は見知り合ひと云ふ事で一人々々別々に各々知つて居る所の歌又は詩を歌はせられた牢の中の發聲は養生になると云ふ事で毎晩日が暮るゝと直に番人から許されるのを皆々放歌する事と成つて居たので有れば牢屋中一時に騒ぎ立ち賑ふのである然るに前に述べた東京府の吟味を受けし頃折々一所に出會ふたと云ふ彼のお絹と云ふ女

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に預りたる

もいつしか隣り合はせの牢の中に入れられて居たのであるが其聲麗かにして高く通
り節も唄ひ方も共に人々に稱揚せられ毎晩のやうに暫時の間はお絹一人に唄はせ他
の人々は黙して聞いたのであつたが其聲は實に高く揚り何處迄も通り聞ゆるとの評
判で牢の中の慰みに毎晩唄はせられた其歌の中の文句に前後は忘れて居るが「首の
無いのも意氣な者」と張り上げて唄ふ其時の聲は凛々として響いて鳴り渡り些しも臆し
た模様はなかつたのである流石毒婦と言はれたのであれば度胸も亦堪はり決心も既
に付いて臆する氣もなくなりぞんな事に成て居たのであらうが其爲人が想ひ遣られ
たのである借も吾々が這入つた揚り屋にしても囚人が這入りし時着て来た衣服は悉
く観いで奪ひ取り之に更ゆるに極く粗末の者を與へて着せしめる若し其衣類が宜し
き者であれば牢の中に設けられた役人等が庄屋の命を受け銘々勝手に仕立直し自ら
之を着る或は貯へて出獄の用に供する杯實に酷ひことをするのであるが牢も揚り屋
も同じく庄屋と云ふて威權を恣にする奴が一人づゝ居る而して其座席は御戸前の方
の隅に疊を凡そ十枚程も高く積み重ね其上に毛布をか又は座蒲團の類を敷き詰め嚴
然と構へ込み指揮命令の權を握り居る而して朝と晩と又は何か用事のある度毎に庄
高坐敷から下りて戸前の扉の脇に坐し一人嚴然と構へ込み用事をなすのであるが庄

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

屋の次ぎには又次ぎに役人が段々設けられ其名も色々分れ職掌權限も亦各々異
つて居る庄屋の次ぎに居る役人に一番役二番役三番役と云ふやうに分れ又隠居と云
つた役名を冠つた者が幾個も設けられ穴の隠居とか隅の隠居又は若隠居と云ふやう
な鹽梅で其名の異なるが如く職掌と仕事が一々異つて各々受持が違ふ而して其役人
等が最も得意になつて喜ぶのは外から差入物の有つた時である何となれば此役人等
が其役柄職掌に依り之を分配するに其の多寡分量が各々異つて入りか違ふから喜ぶ
のである差入物と云ふのは牢の外から食物衣服手拭の類を入れるもの名である
而して牢の中の仕事は庄屋が實權を握つて居るもの、直接にやると云ふ事は滅多
に無い多くは一番役と云ふ者が庄屋の指圖を受け或は其意を迎合して實施の任務に
當る其他の役人は夫れに依り任務を持つて居る板敷を拭き掃除する者又は
便所の洗ひ拭ひ食物の取扱ひ湯浴の順序其他朝夕の挨拶式禮の詞等一定の極りがチ
ヤンと付いて居るから些しも狂はせはせぬ又紊亂すると云ふ事は出来無い之を犯し
又は反する者があれば夫々罰を與へると云ふ工合で牢の中にもチャンと規律が正し
く設けられて居る然るに牢の中で風呂に入ると云ふことがあるが其の入浴が中々に
面白い夫れは四斗入りの酒樽が幾個もく入れてある其四斗樽に湯を入れて後ち樽

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

を之に入れば、上の方に又四斗樽を逆まにして打覆せて蒸すので、其湯氣で浴する事が出来る。又牢の中で真に一番大切な者は何で有るか云へば、乃ち食物である。然るに官より與へらるゝ賄は、どう云ふ風に成つて居たかと言へば、毎日二度づゝ盛装飯と唱へられて木の曲げ物乃ち丸方に作りなしたもので、丁度木の柄杓に似て柄が無い。其の器物に飯を入れ、其の縁の高さ限り、計格を掛けて、摺り切り取つた如くしたもの一杯を一人に一個づゝ二度に與へられるのである。是が並囚人一人前の賄であつたが、牢の中の役人になれば、一人半分を與へらるゝ。夫れは曲げ物の縁の上に高く、山盛に盛り上げられた者である。然るに官からは人員の數に應じて與へらるゝものを牢の中では之を一廻めにして、三度に分ち、食ふようにするのであれば、並々の囚人には三分の二か若くは四分の三位しか與へてやらぬ。而して其残りも悉くへづり取り、是を役人等が分配して食ふ。我々も揚り屋に入られた初めは、殆んど玄米を炊いたような盛装飯であつたからして、どうしても食ふ氣には成らぬ。然れども試みにと思ふて食ふて見た處が、其時迄は咽喉を下らなかつたのでありしが、一日二日過ぎ、三日目からは漸く食はるゝやうに成つたかと思ふ間もなく不足するやうになり、空腹を忍ばねばならぬやうに成つた。然るに役人共は我々の目前でへづり取り奪ふて、銘々の腹を肥すのを見れば、惜しくもあり、又賄にも障つたから、どうかして見度いと思ふ淋しい心も折々起つて、堪へ難き

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に預りたる

時もあつたけれども、其度毎に自ら勵み戒めて、蟲を抑へ付け我慢したのであるが、實に境遇の人を移し、心を動かす事となるのは、真に驚く可き者である。吾乍らも自ら愛想をつかした。全體牢獄中の苦しみは數々有る其中で、一番堪へ難く甚だしき者は、何であるか云へば、矢張り食物である。身の不自由を感じ儘ならぬのには、實に堪へ難くて、道る瀬が無いと言はねばならぬけれども、是れ等の事は牢獄に入られた時より既に覺悟をして居るのであれば、之には諦めの付け方、其工夫も出來て、仕やう模様もあるが、食物に至りては仕やう模様に依りて却つて儘になり、左迄苦しい目を見ず、兎や角儘に成るやうな事もさるゝのであれば、望む心の折々起り、其氣が時々萌し掛ると云ふのも無理ならぬのに、現在我が眼の前で吾々の食ふべき者を奪ひ取り、私腹を肥やすのを見れば、淋しい心の起り萌すのも無理ならぬ事であるが、其處になると、平素養ひ立てた克己心を振り起し、客々辛抱したのである。又揚り屋は前に述べた通り、幅が三間で、入口が四間、其外に便所一ヶ所丈は張り出して居た。其手前に水流しと云ふ場所が設けられ、其所丈は低くなり、食事の跡始末をなす處に充て、其他水遣ひを爲す時は、此處でするやうにして有る。其他間の中に道と爲す可き者を板敷の儘とし、其他は皆疊を敷詰め、之れに囚人が朝又は晝晩と時刻を定め、行儀正しくチャーンと坐らせらる。役人等は各々自

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に預りたる

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に留置なる
四〇六
から坐する處の場所を廣く寛かに占領して之れに坐して居る。就中庄屋と云ふ者は一
人で廣々と坐席を占領して居るが其庄屋と云ふ名は外に對して唱へる名で間内では
只御頭々々と唱へられ坐す可き場所を廣々と設けた上後の方には又疊を幾枚も積み
重ね疊は空坐を設け夜に成れば此の上に登つて寝る。然るに役人を除く外吾々如き者
は大概追ひ込にして詰め込まれ一枚敷の疊に何人も寝せらるゝのでありしが吾々一
列の者は番人から申付られたと云ふ事で此上無き優遇を受けたのであつたけれど
も夫れとても亦一枚敷に疊は六人坐はせられ夜に成り寝るときは一枚の疊が手
に入り都合二枚になる。然るに牢の中の疊は普通の物よりも餘程小形に成つて居る其
狭い二枚の疊に六人寝ねば成らぬ夫れで三人づゝ兩方に別れ足と足を一人づゝ入れ
違へ各々横になり同じ方向に面して並んで寝る。若し寝直り仕度い者があるときは一
人寝直ると云ふ事はどうしても出来無いかから皆々示し合せ一所に向きを換へ寝直ら
ねばならぬと云ふ工合であつたからして一人りでも仰向きになり寝ると云ふ事は出
來無かつたので毎夜々々横に成る計りで寝ねばならなかつた此の一事にしても考へ
やうでは實に堪へ難かつた併し此苦しみも猶ほ優遇を受けた者の境遇である無宿牢
の話を聞いて見ればまだ酷い者で有つたと云ふ其一斑を言へば人が深山に殖へ

て大勢に成つた時疊は疊一枚敷に十六人迄は詰め込んで坐せると云ふ事である夫
れはどうしてさうするかと言へば囚人をして尻を付け膝を立て兩股を打擴げ其中に
前に居る者の脊中と尻を入れさせ如此段々詰め込んで行けば八人丈は一列に並べ
得らるゝのであるから疊一枚に之を二列に作らせる。そうなれば都合十六人となる疊
一枚敷の内十六人も詰め込まれて日がな一日蟲の動きもされ無いつの事であるが
唯兩便に通ふ時丈け稍其の屈托を慰する事が出来るのであるが滅多に便所に遣つて
は呉れぬとの事である其譯は喰ふ飯も寡く飲む湯水も亦至つて寡ひから兩便に通ふ
には及ばぬ飯はどろりして食はるか云へば彼の盛裝飯の切米の内より凡そ半分計
りへづり取り其跡に汁又は湯を少しづゝ注ぎ掛け之を與へ食はせる。而して早く
とせき立て急いで喰はする少し隙取り後るゝ者があれば例へば飯はまだ曲物の中に残
つて居ても其邊の事には一向頓着せず直に引きたくりて取揚げる其の殘酷なる仕方
と云へばとても見られた者で無いと云ふ事であつたが自分は終に此無宿牢と云ふも
のゝ中には一度も入れられ無かつたから實際はしない然るに水野大參事其他の入々
は確か十數日間如此状態を有した牢に入れられ實際されたやうである自分一人此牢
に入れられ無かつた譯は自分も今の如く體が強壯にして達者と云ふでは無く謂は

第十七 東宮の吟味及處刑を受けて無本藩に御預となる
四〇八
虚弱な方で有つたから離れしも未だ煩はぬ牢熱と云ふ一種特別の病に一掃早く犯さ
れた此の牢熱と云ふ病は半に一度入れられた者は早晩一度は必ず之れに罹ると云ふ
習はしがあるのであるけれども自分獨り他の人々に先つて此の病に罹つたと云ふは
よくの事で有たと云はねばならぬ自分も此の病に犯された爲め頻死の界に彷徨
て同志の人々に別れ只一人病牢に下げられたのである此病牢と云ふ者は徳川幕府の
時代迄は設けは無かつたが自分等が入牢する以前漸く設けられたのである其次
第譯柄を釋ぬれば御一新となり諸事寛かになり王化治く皇澤に浴する事となりしに
牢の中では從來と均しく病死する者が澤山である其表面上の調へに於ては大概皆病
死と云ふことに成つて居る然るに其實病死する者計りでは無く多くは殺されて死ぬ
るのである夫れは牢の中で病に罹り寝た者が出来るか又は差入れ物が一つも無い者
は實に厄介な者で手計りかゝり且つ場所を埋める邪魔者であるからして其者等を早
く片付け人を減じて置かねば新入者を迎ゆることも何も出来ぬ且つ他の人々に迷惑
を掛けるのである是等の人々に對しては色々の手段を設け片端からドシ／＼殺し
て仕舞ふと云ふのである其殺し方には種々の方法があると云ふ事であるが自分が聞
いて今尙ほ耳底に残り居るものを擧げて言へば病に罹つた者がまだ逃者で居て一人

の力で到底やり了する事の出来ぬと云ふものに對しては二人三人寄つて掛つて手取
り足取り體を押へ付け而して濡れ紙又は濡れ雑巾の類を口に打ち覆せて呼吸の止る
までは幾枚も打ち重ねて息の根を止むる又病の重き者には箱枕を幾個も重ねて高く
なし其枕を脇の方より足の先でボンと蹴飛ばせば大概息は止つて死んで仕まふ其他惡
ひ者の出遇ひ處であれば喧嘩口論擲り合ひ叩き殺すと云ふ事も多々ある斯う言ふ工
合で惡ひ事は仕競べせぬ方が損と云ふ場所柄であれば一人殺すも二人或は三人殺
すも死刑に處せらるゝ上には同一であると唱へ且つ牢の中では惡ひ事を成る丈け餘
計にした者が幅を利かせる處で一人殺した者よりか二人二人より三人と其實はさう
迄惡ひ事はせぬにしてもした風を装ふて威張り散らし又牢の中に入つたのは一度よ
りも二度三度と其入牢の度を重ねるに従ひ幅も利き度胸も張り思ひ切つた事も出来
て益々惡い事計りを巧む殊に重罪を犯した者の言を聞くに死罪に處せらるゝ丈けの
事は既に娑婆でして居るから此の上如何に惡ひ事をしても命二つ取らるゝ氣遣ひは
無いとすまじ込み思ふ存分に惡ひ事を仕競べせぬば夫れ丈け損であると云ふ鹽梅で
有つた夫れで牢の中の話と言へば皆な惡ひことを仕た事實を跡後へして空意張りに
其來歴自慢話し或は犯した仕事の上に互ひに批評を與へ或は手落杯を指摘し又は不

注意不行届の個所を互に擧げ示し研究に研究を加へ出獄後はどうする斯うする又復犯すべき方法手段を綿密に講ずるのであれば當時の牢獄は乃ち彼等が學問所であつた云ふても善い位である故に一度牢の中に入つた奴は其味を覺へ終生之を忘れぬから牢の中で身を苦しめ悪心の消滅を企圖し恒の心に返らしめやうとしても一旦牢の中に打ち込まれた以上はとて改悛の念杯が起らう筈は無い却て益々悪心を増長させるのみ事なれば並大抵の人が牢に入れば此の有様に驚いて氣は奪はれ膽は落ち體は直ちに弱り忽ち病に罹り難込んで死するか又は殺さるか然らずんば彌々悪人となるか到底浮ぶ可き瀬は無いと云ふのが牢の習ひでありしかば當時の人は皆斯く諦めて居たやうで有つたのに御一新に成つて其弊風を改め之を一掃せんとして色々申聞け殿達等も有つたこの事でありしかども因襲の久しき如何とも成し難く牢死する者の數が減するのでは無いから終に病牢の設けとなり病に罹つた者は悉くこれを爰に移して治療する事となり病者は直に申出よと殿密に達せられ若し萬一申出無い前に其牢の中で死んだ者が有れば如何なる理由と譯柄が有るも同囚人には悉く其罪に各一等を加へ處分すると云ふ事となつた故病人が出来れば直に届け出ねば同囚人は皆な罪を受けると云ふときであつたからして自分が病に罹り打臥す事と成り

しとき庄屋並に以下の者等が申合せ自分を病牢に遣らうと云ふ事になつた其時島田初め其他の同志者は之を聞いて背せぬ川島獨り引き外し病牢に遣りて人手に掛け介抱さするに忍びぬ止むを得ずんば吾々の内より誰か一人付添ふて行かるゝやうにして呉れさも無くば爰に置いて呉れど云ふ切なる言に庄屋も無慈悲に之を退くる譯に行か無かつたと見え二三日は其儘であつたから同志者の温かなる介抱の中に寝ねて氣も安らかに體も樂にして居たのに病氣は愈々重くなる一方で快方には些しも向はぬ次第々に頼み難くなるやうであれば他の人々に迷惑を掛け禍を及ぼすと云ふ見込でも付いた者が庄屋が竊に密告したものと見え番人が醫者を引き連れ揚り屋の戸前を明け庄屋を呼び出し此内に病人が居らうと云ふまゝ直に遣入り込み自分が寢て居る前に来て診察を施し直に病牢下げを申付られたのである全體牢の中から番人に申出る事がある其時は口で計りは云はぬキメ板と云ふものが有る之に其用向を書いて差出す此のキメ板と云ふはどんな者であつたかと云へば柵板で作つた者で其幅は四五寸長さは一尺四五寸も有らうが此の板に錐の先き見たやうな鐵の小なる棒で其先きの方は尖らぬやう丸く成つて居る者で板の面に字を書けば其處丈け回んで讀めるゝから番人は之に依りて牢の中の密事を知る而して其用事が濟んで仕舞へば板は

第十七 東宮府の吟味及處刑を受けて熊本藩に留置なる

元々通り返し與へらるゝから、之を温湯の中に浸して置けば、凹んだ所は又々元の通ふに成るから、板は幾度も用ひらるゝのである。自分も此密告に依り、彌々病牢に下げらるゝと云ふ申付が有つたから、島田等も盡す可き術無く、其まゝ互に胸を撫て別るゝ事となり、自分も口書は已に済んで居るのであれば、嚴科に處せらるゝ日も遠くあるまいのに、自分獨り病に犯かされ、今日となり、處分を受くる其の時に望み、此の體ではどうで有らうか同志の人々と一所に居て、處罰を受けるならば、氣も張り心も強く、安心も出来やうのに、獨りとなり別れ行くとは、未練の心も頻りに起り、生き別れでもする心地して、切なる思ひに沈みしが、申付られた事は如何共成し難く、番人に連れられて、病牢に行きしが、中に這入れば、曾て戸籍に一所に居た高知藩の上田静次郎が居るので、心強くなり、霎時坐りて談話したが、庄屋と上田が頻りに心配して、早く寝よと促し催すので、其の指圖に従ひ、寝る事となつたが、矢張り名の通り右も左も、どこもかも病人だらけで、枕を並べて寝て居る、其中に自分も加へられ、寝ることゝなりしが、寝る場所も狭く、蒲團と云ふても、餘分にあると云ふでは無く、一枚の蒲團の中に、二人り寝た者もあり、又三人も最合で寝た者もある、自分が寝せられたのは、誰れであつたか、只一人寝て居た其の脇きの方に寝せられたが、夜明け方、看病人が来て、些し寄つて呉れと云ひつゝ、自分の體を向ふの

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

方に押やり、今迄一つ蒲團の中に寝て居た者を抱へて除けるのであれば、其の譯を聞いて見れば、昨夜既に死んだと云ふ事、其死骸を取片付ける爲めである、其後も又死ぬ又死ぬと云ふ具合で、五日計り經つ内に、九人死んで仕まふた。此の病牢は餘り廣く無い、狭いのに、病人は一杯に成つて寝て居るから、枕を並べたものであるが、又は向ひ合ひに成りし者の中に、九人も死んで仕まふたのに、自分は幸ひにも、運命が強く、果報はまだ盡き無つた者と見へ、病勢も次第に薄らぎ、輕快に赴き、餘り日數も經ぬ間に起き上り、坐らるゝやうに成つた、其時話を聞いて驚いたのは、牢の中で病人が死んで行くのは、可笑な者で、一人が死に初むれば、又一人が同じく死し、次ぎから次ぎに、段々死んで行くのは、妙なものである、病牢で之れを連れ行く、或は誘ひ出すと云つて居る、故に見當を付けられた重病人は、大概取り留もなく皆死んで仕まふのである、夫れで自分も、其の内に數へ込まれて居た、其の譯は自分が當初病牢に下げられた折、チャンと坐り込み、屹度挨拶して話す様は、どうしても病人らしくない、然るに其の病氣の輕くない證據には、口中の齒が悉く熱の爲めに、眞黒くなつて居るので、熱度は愈々高まりて居るに違ひは無いから、熱に犯され、前後不揃のことを言はねばならぬ、然るにさう言ふことも無いから、皆々心配して早く寝かしたのである、生憎く其折は病人が死に罹つて居た時であれば、牢の中の暮

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

四一四
第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる
ひ傳へて其の人々の經驗から推して見れば自分も屹度連れ行かると有らうと皆々
心配して居たのに連れては行かれず却て止め役をして跡は夫れ切りとなつたと言ふ
事で今は彌々全快の端緒に就いたと云ふのであれば御祝の爲めに發聲して歌唄へど
云ふ事に成り無暗に強ひられたから今様の内に在る猿が三疋見ざる聞かざる物言は
ざると聲張り上げ唄ふて居ると、なんとなく騒々敷く變な模様で有つたが其中に歌は
唄ふて仕まつた然るに大變な事を惹き起したと云ふは、猿と云ふ事は牢獄の中では大
の禁物で猿を口外した者は重き罰に當てらるゝと云ふ事であつた其仕方は湯蓋と云
つて厚板で拵へた物が牢の内には幾枚も入れてある其板の幅は一尺長さは二尺五寸
位其厚さは一寸も有らうと思はるゝ其板の小口で力任せに脊中を打ち擲く、輕きも猿
三つ五つ重きは十又は十五も喰はせらるゝ、而してミツチリやれと云ふ二番役の號令
が掛れば猶更強く打擲く其数は十五も續け打に遣らるゝのであるから打擲かるゝ者
は、ヒイ／＼言ふて泣き立つるのを折々見て膽を冷やした事もあつたから、どうなる事
かと思ふて居ると上田の執り成して此度丈はと云ふ事となり赦されたが牢の中で猿
と云ふ事は何故禁物であるかと聞いて見ると猿は常に縛られて繋がれて居るのであ
れば之を我身の上の境遇に引較べ似寄つたのを悪んだとの事である又蛇乃ちクチナ

ウと云ふ事も同じく禁物である故に猿の事をヤエンと云ひ蛇を長ヤエンと云ふ其他
牢獄内の禁物と言ひ僻せ詞は面白きものあり可笑しきもの等今は忘れた自分も愈々
全快して心地よく成つたのであれば元の揚り屋に歸り島田等と一所に成り度いので
其事を願ひ出たけれども一向取上げて呉れ無かつたから其儘にして居る内に十一月
になれば大嘗會が行はせらるゝから必ず大赦に成ると云ふ評判が頻りに傳へられ、稍
々事實のやうにも言ひ做されたのは吾々が此牢に入らるゝ以前から死刑と云ふ者
が全く中止せられて居たから重罪の囚人は之を當てに歎んで居た處が豈圖らんや十
一月に入り間も無く死刑に處せらるゝ者が續々出來て昨日は何人殺され今日は何人
呼び出されたと云ふ工合で病牢に入つた者も安き心は無く、謂はゞ人心恟々として恐
れ戰慄し有様で幾日も／＼も打ち續き居りしが如何なる譯か其死刑がまた陸張り
止んで幾日にも涉つたので之で死刑は止められたかと安心して居た者ありしに、又間
も無く初つて來る日も／＼何人づゝか死刑に處せられたのであつた然るに十二月三
日になり自分に呼出しが來たから番人に連れられ病牢を出て行けば元の揚り屋の前
に連れられた向ふの方を見れば初岡初め他の人々も皆打ち揃ふて敷臺の上に坐
り込み最早衣服の下には腰にも腕にも夫れ／＼繩掛けられて用意は悉く整つて居る

自分獨り後れて着なが直に下繩を掛けられ他の人々と同じ敷臺の上に坐らせられ
た其時隣り合せに成つた條本が自分の耳端に口を寄せ竊かに言ふには今日は彌々死
刑に處せらるゝので有らうが絞罪丈はさう言はれても背せずとこゝ迄も切腹を乞
ふと云ふ事に皆々申合せたから君も其積りで居れと言ふ事であつたが間もなく連れ
出され外格子の前に出て見れば彌々幾個も並べ立てゝ有る數へ見れば彌々十九挺
で有つた其中に番人が来て一人々々の名を呼び立てて之に乗せられたが其時は丁度太
田茂と隣り合に成りしかば同人からも又前同様の話があつた其内に獄卒が来て彌々
の外面に繩を廻して括り付けたが前の方に並べて有つた者には繩を三筋掛けたが自
分等が乗つた者には唯一筋の繩で有りしに上役が来て其獄卒を叱り付け今日呼出に
成る囚人は皆三本繩であるぞ何故掛けぬかと云ふて直に三本繩に掛け直させたま
死刑に處せらるゝ者を乗する彌々には三本繩を掛け其他は一本と云ふ極り有ると
は獄中で屢々聞いた話で有れば自分等も一本繩で有た時迄はまだ望みが有ると
思ふ間もなく三本繩に掛け直された其の仕方にも亦變に思はれたので彌々嚴刑に處せ
らるゝに相違無いと思へば初め條本の傳言は何が根が有つて出たのであらうと察せ
られ最早頼みの繩も切れ果て決心の脚は漸く固つた初め病牢から呼出され揚り屋の

第十七 東京府の時味及處刑を受けて彌々藩に預けらる

前に行き申合せといふ傳言を聞いた迄はさうなるのであらうかと疑ひ惟々聞はゞ半
信半疑決心が見事に付かなかつたので妄想雜念は胸中に湧き返りよもや吾々を悉く
殺してしまふやうな事は有まいと自ら許す心も起りいやゝあゝ言ふ事もあつたの
であればもう諦めねば成らぬかと思へば猶更殘念にも亦口惜しく世を怨む心も起り
或は親や兄弟はと想ひやり殺された事を傳へ聞いたならばと跡々の事迄も色々思ひ
煩ひ方寸の中は彌々感亂して定まる所を失ひ此死生の間に隔み乍らまだ決心が付か
無かつたと言つては餘程の間拔であつたらうと思はるゝのであらうが其時の實際は
其通りで有りしに三筋繩に掛け直されるや否や其の彌々は一齊に揃ふて一時に昇ぎ
上げられ牢屋の門を出たと思ふ間もなく十九挺の彌々は中天飛ぶが如く走り掛つた
時彌々決心も付いて雜念妄慮は全く消え失せ心は清淨となり籠の中から覗き見て是
が娑婆の見納めかと詠め見る有さまは昨夜來續紛と降り續き遠近残る限なく積む雪
はいやが上に重りて恰も銀世界の如く何處も彼處も白皚々と眞白く眼に映する限り
俗塵は一つも有る事無く實に清淨瑠璃一點の汚物も見ぬ雪の中の路を踏み分けて昇
ぎ行かるゝ彌々の中いつしか胸のもやくやも消え失せて心境忽ち一如となり無一物
となりし其ときの心地は眞に清淨無垢なにごも形容し難き有様となり生れ來て物覺

第十七 東京府の時味及處刑を受けて彌々藩に預けらる

へした以來初めて如此事となりし事は今日より其時の事を回顧して考へ見ればどうしてあんなに決心が見事に付いたので有らうかと自分乍らも惟も疑はるゝ位まで成たのである然るに急ぎ行く路なれば瞬く間に司法省に走り着き門に進入れば、今迄一所に連れ立ち来た駕籠が兩方に分れ一方の者は直に内の方に進入つて仕まつたが是に別れた自分等一行の者は内門の外新に設け作られた建物の前に昇き据へられたので、自分も駕籠より出て其建物内に這入り見れば、島田初め久留米の連中は一人も缺けては居らぬ、只初岡が見えぬからどう成つたかと思ふが、竊に考へて居た其内に時聞は段々離れなれども何の音沙汰も無い然るに自分は病後で駕籠に揺られ無分も已に悪く且つ寒くもなつて堪へ難いので有れば言ひ渡しを受くる迄は持も堪えねばならぬと思ひ番人を頼み駕籠の中に敷いて来た蒲團を取り出し、背中に打掛けて寒を防がうとした其時誰で有つたか間もなく刑に處せらるゝ間際に臨み其様な見苦しい事はせぬ方がよいと止めた者があつた其時太田茂は側から進み言ふに決して見苦しい事無い大丈夫は今端の際に臨んでも身を大切にせねばならぬ其位落ち付いて居る方が宜いと賛成し且つ稱揚して呉れたので蒲團を掛けて貰つたが島田が一番真先に呼び出され、白洲の方に行きしが間もなく我々が控へ席から覗き見れば散らに見ゆる向ふの

第十七 東京府の味及盛利を受けて熊本藩に御預りなる

四一九

方に出て来て、役人に向ひ何か頻りに言つて居たが又復元の方に立戻り、白洲に這入り込んで仕舞つたから吾々は竊に私語して、島田は彌々絞罪を争ふて引き返したに相違は有まい、吾々も約束通り仕やうと言ふて居る内役人が出て来て、島田が争ふて居る所が些しも見へ無いやうに立切つて仕まつたので、猶更變に考へられ、どう言ふ譯で有らうかと云ふて居る内、一人々々呼び出され行つた切り、一人も元の席に歸り来る者は無い、其内自分の順番になり呼び出されて行けば狭ひ處を通らせられ、御白洲の潜り戸前に至り、佇立して居ると其引き戸が瓦落裡と云ふ音が捲いて扉が明いた其音は中々大なる聲で氣も奪はれ魂も亦飛び出さうとしたと云ふて宜い位な甚しい音がした、是は殊更に其音のするやうに仕組まれた者で有つたらうと思はれた然るに其處を潜りて、中に這入れば跡は又元の通り大きな音をさせて立て切る此潜り戸の内側が即ち御白洲と云ふ所で廣々と構へ幅は凡そ五六間長さは二十間餘も有つたらうと思はるゝ其土間一面に小判石を敷き詰めて有る其向ふの方は床が一段高く設けられ敷蓋見たやうな工合に板敷が段々に高く成つて居るやうに作つてある而して其内は又廣々たる坐敷になり是には疊が一面に敷き詰められて居たが其長さは凡そ二十間も有つたらうか是を又三つになるやうに中に仕切りが設けられ、襖が二ヶ所に立てられて、三ヶ

第十七 東京府の味及盛利を受けて熊本藩に御預りなる

四一九

所に成つて居た其後の方は皆障子を建て有たが其障子の中段に、一二ヶ所明いて覗き見するやうにして有る此建物は舊幕時代に造り設けられた天下の御白洲と云ふのであれは其規模の廣大にして威嚴を示し、田舎漢の場所慣れせぬ者は一寸膽玉を奪ひ取られ目眩んで躊躇逡巡或は度を決して驚いた者もあつたのであらう、吾々も日田を出て東京に着く迄の道中で水野大參事が言はるゝに東京に出たならば御白洲で吟味を受けて有らうが其廣大なるに魂消て驚くやうな事があつては品位が下る、武士の婦に關するから注意せよと吳々言はれた事が有しかば、此事は常に心に掛け、品位を墜すやうな事があつてはならぬと互に注意はして居たものゝ實地に臨んで見れば、心の中にギョツとしたのであつたけれども、若し前以て聞きもせず、覺悟もして居られ無つたならば、此廣大なるに驚き氣後れして措置を誤り心に恥ぢるやうな事になつたかも知れぬが幸に前以て覺悟して居たので有し故、そんな見苦しい事は仕出、かさず濟んだのでありしが、其小判石の上を踏んで向ふの方に至れば、敷臺の上に坐せられたが、其敷臺の下には荒蕪が一枚敷いてあつた自分が敷臺の上に坐ると間もなく、坐敷の後の障子が兩方にサラリと開く、其真中から引提げ刀で役人が悠々と出て来て、疊の上に坐る、其時後の障子は又元の如く、ピツシャリせかる、而して其障子の中間に在りし隙間には、人

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

の見る目が目許り幾個も見えたが言渡をする役人は大判事とか云ふて其時は一番上役人であつたと云ふ事であるが書付を目八分に捧げ、聲期かに讀み上げた其文は、
其方儀島田莊太郎の發意に同じ山口藩脱人大樂源太郎を殺害したる段不届に付と、其語尾をいよいよ強く聲張り揚げ讀み切つた其の時手早く敷臺より飛び降り、下に敷て有つた荒蕪の上にオチツて直に坐つた若しも此際まごゝして居たならば脇に控へた獄卒が直に引摺り卸すと云ふ事が甚だ不體裁となり、實に見苦しいと云ふ事を前以て注意せられて居たのであれば自分も不届と讀み切られたとき、直に飛び降り荒蕪の上に坐つたので體裁も整ひ順序も得たのである、大判事は又其次きの文に移り、
庶人に下だしと
讀み上げた其判那既に決心はして居たものゝ、絞罪であるかどうかと考へる間もなく、又其次の文を讀み聞けば
禁獄七ヶ年申付けると
讀み上げ大喝一聲下がれと言ひ渡された其時は、まだ此世の中に生き永らへて居らるゝのであるかと思へば、矢張り嬉しくてなにも言へない心地がしたのである、跡で聞けば皆々同様で有たと言ふ事で、斯う言へば既に決心が付き、難念妄慮までも全く消え

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

失せて胸中無一物となり、清淨無垢杯とさつぱりした事を言ふた其舌の根が乾かぬ間に又元の未練心が起り、煩惱に立ち戻り、生を悦んだと言ふ事になる、そうなれば實に前後不揃な申分で、決心が付いたと云ふのは、どう云ふ決心かと聞き度い、又疑ふ心も起り、前言は殆んど嘘の皮で真底から出た決心では無く、只上へ飾りに述べた者である、論ずる人も有らうと思はる、且つ自分ながらも、今はそう考へらるゝやうで、其譯は解らぬ然るに命は妙な者で、捨て、しまふて死なうと思ふても死なれぬ事がある、之に引換へ惜くて、たまたまぬどうしても捨て、悪い捨てられぬと云ふ命を持ちながら、到頭死んで仕まはねばならぬ事となつた者も有つた、有らうと思はる、故に吾々の喜憂も、夫れと稍々同じ事、有つたと言はねばならぬから、既に決心の付いた時は、心の中には、何も無い真に無一物の境遇となり、霧れ渡りて、一點の汚れなく、胸中亦澄み渡り、些の陰影も無いのであるが、若し障りが出来れば、其迹は復た元に戻るの、せ、一旦捨てた命も惜くなりて、棄てられぬので、往々未練を言ふたり、したり考へたり、色々の煩惱心が生じて、終に品位を墜す人が間々出る、さうなれば、人もそれ切り、有ると言ふことは豫々心得て居るので、有れば吾々にしても、死なねばならぬと思ふて、したことが、死なぬでもない事となつたからして、之れを喜び嬉しかつたと云へば、是れ又未練のやうに

第十七 東宮府の時及處刑を受けて豫備に御預りなる

聞ゆるので有らう、然れども自分等は決して未練な心から、そう成つたのでは無いと今に信じて居るが、其の判断は人々の決する處にまかせねばならぬ、全體死生の間に入出して爲す事は、席上で考へた通りには如何にしても行かぬ、其の間の消息と、平素の心懸け及び養氣のことは、好かれ悪かれ矢張り死生の間に出入して、一度位は眞切の仕事をしたと云ふ人でなければ、死生に處した時の事は話しても解り兼ねるので有らうと、餘計な事まで並べ陳べるのは、乃ち老婆心に出たもので、人は一度位、死生の間に立つて、國家の爲めに力を盡して貰ひ度いと思ふて、斯やうな事まで言ふたのであるが、扱て自分等は斯う言ふ、工合で命が助かつて喜んだのに引換へ、他の人々は、どう成つたので有らうかと云ふ事は、直に心に浮びながら、爪印を濟まし、獄卒に導かるゝま、伴はれ行けば、假り牢見たやうなものの中に入れられた其處にて、別後初めて、水野大参事、吉田權大参事に面し、其他の人々とも一所になり、話を聞いて見れば、小河先生初め、高田初岡、奥田古賀の五人は、御白洲を出たま、此の假牢には入れられず、直に駕籠に乗せられて出て行つたから、定めて死罪に行はれたので有らうと、其の事を聞いた時は、驚いて又妙な氣になり、どう云ふ譯で、そう成つたか、全く譯は解らぬやうに成つて仕まつた想ふに、彼の人々は、左まで重き罪を犯したでは無く、唯口で言ふて計劃したと云ふ位で、未だ曾て手を

第十七 東宮府の時及處刑を受けて豫備に御預りなる

下だして仕事を仕掛けたと云ふ人々では無い、吾々は現に人を殺したのであるから、吃度殿刑に處せらるゝので有らうとは人も言ひ自らも亦そう信じて居たのに、高田は十年と云ふ事で済み、其他の者は皆七ヶ年の禁獄となり、水野、吉田の兩氏と寺崎は終身であつた。他藩の人々も夫れく處分を受けた。其人々の姓名と年期は皆覚えて居たが今は忘れて思ひ出さぬ。併し皆庶人に下されて處分を受けたと云ふ事でありしかば、此度は出て来た時の取扱ひとは打つて變つた事となり、袴も羽織も皆奪ひ取られ、其上後手に縛られ、駕籠にも乗せられず、司法省の門を出て雪解の中の泥濘路を素足で踏み分けつゝ、歩行かせられた。一行中、水野大參事は既に決心して出られた者と見へ、白無垢の下々着に、黒羽二重の紋付を打重ね、其儘後ろ手になり、球數繁の中に立ち交り、吾々も一所に行かるゝ有様は、一際目立つて憐れにも亦情け無く、痛ましく感せられ、なにも言へ無かつたのである。大參事と云へば矢張り朝廷の役人で、藩知事を補佐し、下僚を統督する上には藩知事を除けば最上の役柄である者を、仇敵でも取扱ふ如くして私怨を恣にし、待遇の道も何も顧みず、武士は相互と云ふ事も頓と頓着せず、一同の者と均しく、司法省より小傳馬町に到つた。此道筋は、東京にて目星と云はるゝ繁華の所を連れ行かるゝので、心無き者も皆恠み立止り、野り氣に詠め見る者も多く、又は奥の方より走り出で見

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預りなる

る者も有しかど、何邊で有つたか、ふと氣が付いて見れば見物人の中に、首を垂れ、暗涙にむせんだ模様を呈して佇立した者が三四人連れ立つて居る。自分は一番後の方に居たのであれば誰れで有かと能く見れば、久留米藩人でありしかば、互に顔見合せて、過ぎ行きしが、間も無く小傳馬町に着いた。門を入れば、自分一人は引分けられて、元の病牢に入れられ、他の人々は何れの牢に行かれしか、些しも分らなかつたが、凡そ十日許り経たと思ふ頃、呼出しが有たから出て見ると、元と居た東京府の戸籍にまた入れられた。此度は六尺程の中に二人若くは三人づゝ入れられたが、自分は吉田、太田の二人と一所になり、都合三人で有つたが、一別後復た逢ふ事となりしが、其内に横枕は初より百姓牢と云ふ者に入れられたとの事であつたが、此百姓牢と云ふは、自分等が當初這入つた揚り屋の續きに在つた無宿牢とは九切り違つて居る。而して其建物は病牢の方に倚り、一廊を設けられたもので、其一構への中に有る牢で、寺崎も同じく之に入れられて居たとの事でありしが、寺崎は吾々と同日に處分を受けに出たから、跡の事は知ら無かつたと云ふ事でありしが、横枕は吟味の時、甘く切り脱け何も知ぬと言ひ通してしまふたから、罪は輕いと云ふ事で、自分等と同日に處分を受けず、跡に残つて居たので、吾々と同日に處分を受け死刑に處せられた人々は、此の百姓牢の前に來り、切り繩と云ふものに掛

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預りなる

け直され、斷頭場裡に連れ行かるゝ其有様を横枕は現に目前に見て、黙し難く耐らな
 ながつたから格子隔て、詞を掛けたので、小河先生は横枕の居る方を顧みて、
 たらちねにかくとつげなんことづても、そこにどう人しなれば、
 と一首の歌を口吟せられ、從容として死に就かれた。其他の人も各々辭世の歌が有つ
 たやうであるが、今は覺へて居らぬ然るに、小河先生の罪は、どう云ふ事柄が一番重くな
 つて、死刑に處せられたのでありしか、東京府で吟味を受けられたことの次第、顛末と、是
 に答へられた荒増の事も聞か無かつたから、どうした譯であつたと云ふ事は、一つも解
 らぬ。日田より東京に送らるゝ道中で、毎晩一つ處に寢泊りしたのであれば、其間の語を
 綜合して言へば、君等がした事は、何も角も俺れが指圖して遣らせたと言ふて居られた
 のであれば、あの時の事は皆悉く一身に引き受け、他の人々には、何の煩ひも及ばぬやう
 に言はれた模様で有つたから、東京で吟味を受けられたときも、之と同様で有つたらう
 と思はるゝが、あの氣質で有つたからして、推して考ふれば、猶ほさら其主意を敷衍し、是
 れを一身に引き受けられたに相違は、あるまい。故に大樂等を殺した島田初め、吾々より
 も、其罪が重くなりて、嚴刑に處せられたのであらうと思はるゝ。是れは後年の事である
 が、明治十八九年頃、東京にて或る久留米出身の裁判官の談話に、其當時小河先生等の罪

を取調べた人の話、小河と云ふ侍は、實に立派な人物であつた。あゝ言ふ者が英雄とか、
 豪傑とか言はれても、決して恥しくは無い人物で有らうと頻りに稱揚し、且つ言ふに、あ
 たら勇士を失ふた。大いに惜んで居たから、司法省に残つて居た口書を探して讀んで
 見れば、成る程小河の申立は、立派な言ひ分で、一點の批難を加ふ可き餘地は無い。あゝ云
 ふ人が久留米藩から、どうして出たか、あゝ言ふ大人物が、久留米藩から出たとすれば、肩
 身が廣い、惜しき事には、世人も知らず、郷里の人も之を詳かにして居らぬと、歎息された
 事を聞いた。夫れ是れの關係から出たので有りはせぬかと思はるゝのは、掛りの人々も
 先生を重んじ、特に他藩に預けたので有らう。然らずんば、秋田の初岡は、權大參事で有り
 しを、矢張り自分等と同じく戸籍に入れて、吾々と一所にしてあつたのに、小河先生計り
 は、之を取り分けたと云ふは、何か譯のあつたやうに思はるゝ。又高田は何の罪で殺され
 たかと云へば、殺す丈きの罪は、一も無かつた。と云ふ事で、軽く處分せらるゝ事と成つて
 居た。この事でも有りしに、熊本藩は、黨争の烈しき所柄、御一新に成つて後、間も無く勤王黨
 は、退けられ、之に反對した者の内、實學黨とか言ふ進中で、藩政の衝に當り、高田等の勤王
 家を恐るゝ事甚しく、且つ蛇蝎の如く嫌ふて、どこへ迄も押籠めやうとするに、高田が
 居ては、安眠する事が出来ぬと云ふ事、で、百方手を盡して、朝廷に取り入り、漸く殺したと

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる
四二八
云ふ事であつた高田が其時の辭世の歌がある、自分が熊本縣に奉職中、木村弦雄と屢々往來して、往事談の折り、同人も一書を著はし、九年の暴舉の譯と敬神黨の奉じた主旨とを明かにして、世の惑を解き、精神の在る處を詳かに述べて、人に知らずるには、高田の辭世の歌も必要との事、之を吉田足穂に聞いて呉れと云ふ依頼を受け、取調べたが、實際は只取次人であつたから、其辭世の歌は忘れてしまつた然るに、木村は血史と云ふものを著はして、敬神の譯を詳かに述べたけれども、銘々の小傳は終に著はしえ無かつたやうである、初岡の罪はどう云ふ譯であつたかと云へば、是れ又何も無い、然るに學者で且つ議論家で、其上慷慨憤事、に激して痛論する時は、如何なる人をも顧みず、直言するので聞く人は、之を誹謗の言と思ひ、玉乃等に憎まれ、終に禍心を包蔵すると云ふ、茫漠たる罪名を與へて、死罪に處せられた同人の詩にもある如く、虚言買禍と喝破して、自ら期したの、矢張り事實と成つたのである、與田は定めて、大斬奸論が主となり、其主人愛宕侍従も切腹を申付けられ、古賀も又其連累であつたらうと思はるゝが、此の古賀は横井平四郎を切つた人を助けやうとしたのが、根に成りて殺されたのであらうと、人々噂したのである、然るに其前後死刑に處せられた者を數ふるに、此五人の外、吾々が戸籍に移る迄の間、死刑の初つてから僅かの時日、有つたにも拘はらず、其間殺された者が凡そ七

十人計りあつた、吾々も戸籍に移つた後、十二月の半ば過ぎ、皆々が呼び出されたから出て見れば、自分等は禁獄中、熊本藩に御預けに成ると云ふ申渡し、有つた熊本と云へば高田を殺し、勤王家を慮める人々が要路に立ち、藩政を握つて居るので有れば、定めて酷ひ目を見るで有らうと覺悟して行つた、其人々は島田大島居、吉田篠本、太田鹿野と自分が加はり、都合七人一所になり、其他の人々は何れの藩に預けに成つたであらうか、其時までは些しも分ら無つたが、吾々一列は司法省で其申渡を受けた儘、直に熊本藩の兵に引き取られ、辰の口に在る熊本藩の上屋敷に至れば、又直に裏手の入江に用意し、有る小船に乘せられ、日本橋等の下を漕りて、海端に出で、爰で船に乗り替へ、横濱に行き、飛脚船に乗り移り、海上無恙、長崎に上陸し、或る宿屋に止宿する事となつた、然るに島田大島居、太田鹿野の四人は、東京を出發する頃より熱が少しづつ有りしが、船中にて彌々熱度が高まりしに、上陸の時は、彌々眞正の熱病に成つて仕まふたのでありしが、幸ひにも長崎より百貫に通ふ船の期日が間違ふたと云ふ事、更に熊本より迎ひに来るまで、長崎に逗留する事と成り、醫者の手當も行き届き、姑く爰で養生する事が出来た、其時自分は、牢の中で一番真先に、此病ひに犯され、其厄難も濟んで、今は既に全快して居たのであれば、半ば犯され、罹つた吉田篠本と力を戮せ、心を配り、看護に手を盡して居る内、熊本より迎

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

四三〇
第十七 東草原の吟味及處刑を遂げ、熊本藩に御預となる
ひの船が来た云ふ事、之れに乗せられ、長崎を船出し、野母の岬を經旋り、天草洋に掛
り、又旋りて天草を右に、島原を左に、其中間に在る早崎の瀬戸を進入り、有明の内海を横
切り、百貫港に向ふのでありしが、回顧すれば、九ヶ月前長崎より陸路茂木に出で、同じく
此早崎の瀬戸を經て、天草島の中を横断し、米ノ津に上陸して、鹿兒島に赴きしが、間も無
く警めの身となり、歸途日奈久より又船に乗り、三角の瀬戸を經て、瀬高に向ひし其時、
此沖を通り抜け、久留米に歸り着いたもの、家には歸らず、母人にも逢はず、其まゝ日田
に送られ、又東京に行き、幾多の辛酸を嘗め、命冥加にも、刑餘の身となり、長き月日を送る
可き熊本にと向ふ途中、また此有明の海を航し行くこと云ふは、何かの因縁で斯くも成り、
此海を二度通り、三度に及ぶ此度は、常々遙かに詠め見し温泉岳の姿をば、介は麓を通ひ
行く船の上に、真近く仰ぎ觀て、昔に變らぬ有様と思ふに、連れ北の方茫茫たる海原を隔
て、遙かに打ち見れば、朝な夕なに仰ぎ見し高良の山も、峯低く、微かに見ゆる雲間の中、髣
髴として顯はるゝ、其姿はいと懐しく、殆ど故郷に歸り行く心地はすれど、まゝならぬ
身にしなければ、徒らに望郷の念を惹き起し、空しく思ひを焦しつゝ、東に向ひ進み行く遙
か彼方を見上げれば、阿蘇の高峯に立つ題り、我身の上に引き較べ、行末を永く友とし、國
家と思ひを焦さんと、竊かに心を盟ふ間もなく、百貫港に着きしは、丁度明治五年の正

四三一
月某日は、確か七八日頃と覺へしが、百貫に上陸して、熊本に行く道程は、僅かに二里餘で
ありしかど、病人の體には、如何ならんかと、苦慮したれども、何の障りも無く、熊本に着き、
直に舊牢獄に繋がるゝ事となつた、此牢獄は、加藤清正の時に作られた者で、其扉は朝鮮
征伐の時、彼の地より持ち歸へられた者と、其扉の在る入口を、タンクワロと唱へたのは、
彼の地で、唱へた名を直ぐに用ゐられたと云ふ事であつた、果して然るや否やは知らぬ
ども、中々嚴重の者であつた、全體牢屋の構造は、小傳馬町の牢獄の如く、廣大に作られ、又
二重格子では無く、只一重に作られた角作りの格子でありしかば、光線の受け方も宜く、
室内は隅から隅まで明るく、殊に便所は間内の隅に、石で作られたのであれば、諸事都合
の宜き方で有つた、爰に居ること凡そ一ヶ月も經つた、其内に、久留米の藩地よ
り直に送られ、一所に御預けの身となりしは、樋口良臣、森尾茂助、井上達也、本山岩之丞、川
口誠夫の五人であつたが、之れを吾々と一所に置かぬ、殊更らに間を隔て、入れられた
から吾々も、親しく逢ふて、郷里の消息を聞き知る事も出来無かつたけれども、此人々が
來た後世間の事も、漸く解り、藩は廢せられて縣となり、他藩の人々が入り込んで、役人と
成つて居る事、又藩知事公も、謹慎の御身となられ、水野大參事は、青森の津輕藩に、寺崎も
同じく之に預けられ、吉田權大參事は、鹿兒島藩に行かるゝ途中死去せられ、古松先生は、

猶は東京に横枕は新海に鶴飼少參事は廣島藩に又久留米より直に同藩に行きしは前田九一田中隆吉下川憲介小川納八原行雄松村雄之進柳瀬三郎夫れに石橋六郎も同様であつた其他處分を受けし人々は凡そ百人以上に及んだであらうか其年限の短き人々の姓名も詳しく聞たのであるが今は悉く忘れて思ひ出せぬなにか十二人が熊本禁獄中或は合して間を同じ或は離れて別々となり舊牢に新年に又は懲役所の側に共に艱難辛苦を嘗め謹んで刑期の満つるを待ちしに圖らずも十年の戦役に特赦となり青天白日の身に早く逢ふて再び此娑婆世界の人に蘇り得る其間の星霜六たびを閲し永の年月を獄中に送り閑日月と樂しんだ此身は至つて閑なれども心は却て閑ならざりし事を陳ぶれば過ぎ越し方の思ひに沈みし時は心鬱して胸開かず若しや此まゝ果てしまふのかと淋しく思へば思ふ程實にやるせも無く身はかほごまで味氣無きかど託も嗟歎に沈むかと思へば又忽ち一場の經綸談が出て心を移し討論に花を咲かせ難數日に涉り鏡を削りて是非を争ひ口角泡を沫して一步も譲らず終に言語を交へざるに至りし時もあり又打ち解け話合ふ處世の談には力を費せ爾々斯うと二六時中就眠と三食の時と兩便に通ふ時刻の隙暇を除く其外は朝まだきに起き出で格子に向ひ端坐して東方の明け行く空を打ち詠め文字の見ゆるを待つ其間にも靜坐して心神を

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

鍛練し丹田に力を一杯に入れて呼吸を數へ氣を養ふ工夫もして來る日も來る月も同じ事のみ繰り返し文字の見ゆる頃となれば皆書を展へて眼光の紙背に透るを期し古人を尙友として心に之れを樂み默讀三昧に這入り鼻息をも漏らさず動きもせず只書籍に向つて居るのであれば一坐間として聲無く殆んど人なき者の如く沈まり返つたのであるが晝となり午飯を喫し了りし後に各々好む所に從ひ思ひの事をなし得る時間となるのであれば忽ち喧囂の場と變じ談話する者もあり又は讀書を爲して猶ほ止まざる者は此際に至り得意の音調を讀書聲裡に漏し之を弄する者もある其傍らには手習しながら之を聞き批評を爲す者もあり又は糊細工箱張り磨寫等思ひの仕業を自らなして兩益を得る者あり或は兩三人一隅に打ち寄り會讀し又質議して書解を求むる等其日を漸くに送る夕間暮れ無聊を慰めんと各々立て歩行き乍ら輪を作り間内をぐるゝ廻りて運動をする其間にも詩歌文章の腹案に沈吟して思ひに悩む者もあり勞れ倦み來れば雜談諸話に打解けて歡び互に頤を解き笑ひ興じた其爲體は實に愉快を極め何共形容し難き固圍の中の状態で苦み多き其中に樂みもあり夜は早く寝て朝は夙に起き昨日と送り今日と迎へ過行く日の積り重なる其數を數へ見ればもふ一句となりしがと云ふ間に月となり月を又積重ね數へる内年となり其年月の過

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

四三四
第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に預かる
ぎ去る有さまは、恰も駒の跡ま行くに似て、尙ほ早くあの事は去年でありしと言ふ間に、いつしか、一昨年となり、三年四年五年と、其年の年々數へて跡からよみ見れば、永きやうに思はれた年も甚だ短く、もふ六年も過ぎ去つたかと言ふ其間には、年々歳々唯同じき事を幾度も繰り返した計りで、他に何も異りし者は無く、春夏と過ぎ、秋を迎へ、冬の短き日だも猶ほ永く感ずる年の中の一日は、實に永き者で、一日千秋と思はるゝ位、永いのである。況して日の永くなるに従ひ、暖になるにつれ、年の中にも春は充ち満ちて、何となく長閑に、景色ばみ花は早咲き出ぬらん、發心の山の櫻は如何ならんか、定めて觀る人多からん杯と及びも付ぬ事迄も想ひ遣る其内に、いつしか其香は飛び來り、鼻に匂ふ心地して、浮き立つ心も、はや春となり、人懐しく思ふのにつれ、熊本にては最寄りの家に、誰れか蜜蜂を飼し者ありしと見へ、年々歳々型の如く、其蜜蜂が何處よりか飛び來り、眼を遮りて、讀書を妨げ、心を外に散らしめ、誘はるゝのは、面倒也と追拂へば、直に逃げもするが、又戻り來て、煩はしくも幾度か逃げては、又元に戻り、眼の前に飛び廻り、翹翹する其羽音なるか、將た鳴く音なるか、何かは知らねども、ふんふんと言ふて、又險に迫り、戯るゝ其有さまは、心あり氣に思はれて、今は春なるぞと、殊更ら爾をして告げ知らせ、讀書を妨げるのでは、有まいかと思へば、儘ならぬ此身に春を懐はしむる蜂も、亦罪深く、情は仇と怒りて

追へば、隣に飛び移り、執念強くも同じ事を繰り返して、妨がるのであれば、其人も吾れと同じ思ひに沈み、嗚呼と嘆じて、漏らす其聲は、胸も共に千斷るゝ心地して、霎時の程は聲も無く、只俛首れて堪へ難く、其切なりし心情は、此境遇に陥り、儘ならぬ身となりて、斯る事に出會した人の其時ならでは、其真情と切なる思ひは、知る由も無いであらうと思ふ。春も過ぎ、夏となり、炎熱は左程まで苦しいと感じた事も稀れなりしが、秋の淋しき夕の空合はいと澄み渡り行く有様に、氣は彌々清く、物の哀れは今ぞ知ると言ふ境遇となり、あはれ悲みも、一入身に沁み、沁み渡り、故郷の空懐かしく、殊に入相の夕間暮肌身は寒く成るに付け、北の方打ち、眺め、彼方の空は、と格子に、兜れ、物案じする心の内いつしか、雜念起り、忽ち又妄想と變じ、心身を爲めに、惱まされ、幾日も、同じ事を繰返し、先きから先きに、其妄想は又妄想を生み出し、消亡せしめず、増長するので、後には、只つくねんとく、くだらぬ事を案じ、煩ひ、何もかも手に付かず、只茫然として思ひに沈み、體も衰へんとするその時に、之れを齧やさんと色々試み、工夫もして、研究もせられたのは、靜坐であつたその仕方は、靜かに坐して、丹田に力を入れ、其の雜念を捕らへ、妄想をどこへ、迄も追ひ詰めて、追ひ詰めて、また追ひ詰めて、餘地なき迄に追ひ詰むる其内には、必らず之れに打ち克つ、克己の工夫も出來て、終に無念無想の界に超入し、また有爲を轉じて、無爲と

なし、或は單に生ずる心を滅して、此境に從はしめ、境の通りに違はぬやうに成る、心を養ひ自適を得た其後は、心と境は二にして、一つとなり、些しの隔ても無く、一致同體となるのは、心次第と云ふ事が解りて、初めて妄想雜念も消失せて、心胸忽ち豁開し、四面玲瓏、心に蟠るものは、一物も無く、心神爽やかに歸したる後は、獄裡の苦みも時折り打ち忘れしが之を樂んだと云ふには、あらざれども、さして苦とも感じ無かつたと云ふ境遇に進み迫り行く、其間の工夫練磨切磋の跡と、之を應用して、此身を此世に處せんとする方法手段、又經綸の劃策は、精神籠めて研究した獄中の状態と、其議論は、後日の爲めにも成らんかと思ひ、一通り書いたのでありしかども、藩難に關した直接事柄でも無いのであれば、今は之を省くのである、然るに筆を擱て本章を了へんとするに際し、吾々同志者が久留米の爲めに盡した心事は、獨り既往に止まらず、現今將來に及ぼし、猶心を用いた其事の荒増丈は、爰に擧げて人の惑を解き、知らぬ人に對しては、之を知らしめ度いのである、然る時は、其衝に當つた人々の心事も分り、且は先き立ちし同囚の人々、殊に福島縣の開墾地に移住した森尾等の苦心慘憺、浮沈を其身に引受けて、王事に執筆した事の跡も分りなば、九泉の下、其靈を慰むるよすがとも成り得ば、吾々が久留米人士に對し、貢獻した事が、郷里を裨益する一助ともなりなば、熊本同囚人十二人の望外に出づることゝ

第十七 東京府の吟味及刑を受けて熊本藩に預けたる

思へば、生き残りし自分の身に取り、朋友の爲め、郷里の爲め、賦止し難いのであれば、爰に其要を摘み梗概を述べるに先ち、先づ久留米と云ふものを吾々が觀た處を述べ、之に應じた措置を言はねば、其事の明瞭を缺くのであれば、忌憚なく之を茲に擧げて置くが、全體久留米と云ふ土地は、如何なる所かと云へば、今も昔に變らぬ、肥筑の平野、茫茫たる真中に、筑後川に沿ふて建てられた城下で、四通八達、物資集散の好位置を占め、往々を送り來るを迎へ、出入隙なく、能く容れ、能く取り、又は與へて物に凝滞せず、推移り進み行く、手腕を弄すべき土地柄なるに、之に住んで居る一般人の氣風は、九切り之に反して、入るを禦ぎ出づるを嫌ひ、沈澱を旨とする状態、無爲を是れ希ふ有様は、昔より今日の如くありしや否や、將た近世に起りしものか、其邊の事は、素より未だ之を詳かにせずと雖も、吾々が觀たときの久留米人士は、皆些細の事のみを拘泥し、只小利害の末に、齟齬して、遠大の謀を無にし、且徒らに是非を較べ、互に之を論じて争ひ、人の美を濟すと云ふ事を最も嫌ひ、何と角とか、之れに難辭を付けて、ふち壞し、足元を探り、索め、其人を倒し、または妨げるを是とし、尊ぶ習風は、一般の人心に沁み渡り、各々之を是として、非とせず、疑ふ心も持たず、人の行爲は、必ず如此せねばならぬかのやうに心得し、結果相率ゐて、保守退嬰となり、其間嫉妬讒を起し、互に確執して、和協を缺き、尙ほ執念強く、之を持ち續け、折りが

第十七 東京府の吟味及刑を受けて熊本藩に預けたる

有らばと睨み合ひ其機に乗すべき缺點短所あれば直に付け入り俱に擠排した事蹟は久留米近世歴史を繕けば一目瞭然實に寒心の極痛歎の至りに思はるゝのである然るに吾々同囚人は皆悉く弊風に染ます悉く脱離した人計りでありしやと云へば決して然らず矢張り一般人と同じく之を有したのである只其間に於て厚薄と多寡の別と幾部分が磊落の氣を有したに相違は無いが吾々に於ては彼の習風を嫌ひ之を弊害と認め成るべく避けて近かざらん事を勉めた云ふ事丈けは一般の人と異つたやうである是を以て出獄後久留米に止り一所になつて仕事をしたならば相互の間に於て忽ち衝突し互に乖離する等の事ありて久留米の地に禍を貽すやうな事あらば後世の人をして轉た悲ましむる不幸を招くなきを保し難い寧ろ相携へて外に出で其根底を久留米以外の地に作り其地盤を鞏固にして國家の爲めに盡す事とせば吾々が久留米勤王家の系統を継ぎ進んでやると云ふ氣魄も未だ衰へざるに先ち之を事實の上に現はし培養することを得ば死者に對しても亦恥ぢず且は藩難後懐伏した人心を破り進んでやると云ふ端緒を開いたなら郷里の爲めに成るのであらうと云ふのが即ち福島縣安積郡の開懇事業となつたのであるが事は豫期に反し功は志と違ひ終りを能くせざりしは久留米人士の習風氣質は何れの處迄も喰付廻り執念強くも纏綿して相離れず除

第十七 東京府の吟味及是刑を受けて熊本藩に御預となる

去する事能はざる結果は終に同志々々喧嘩を打ち初め收拾すべからざる事となり根底も何も悉く覆つた有様となり當初志を立て進み掛りし目的は無茶苦茶に壞れてしまつたのは獨り同志の爲めに之を惜むのみならず郷里の爲めに惜まるゝ事と成つたと思へば如何に考へても慚愧の至りに堪へ無い事となつた是に付き一言述べ度いのは丁度十五年の春自分が縣令の渡邊國武氏に隨行して東京に在りしかば之を傍觀して居る譯にも行かず調停を試みねばならぬ事となり太田が東京に滞在し居るのを幸ひに日夕相會して善後策を講じ傍ら神原精二翁の後援もありし故時の農商務大輔品川彌二郎氏に面し喧嘩兩成敗論を持ち出し森尾太田井上松村の四人を開懇地より抜き取り夫々適所に地位を與へて用ゐられん事を切に乞ふたけれども同氏の狹量容るゝ所とならず却て太田の説客と疑はれ且つ太田は實に心得違ひして居るから之を抑へ付け動かぬやうにせねばならぬと言はるゝので自分は之に對し太田を壓へ付けさへすればよいと云ふ御考で開懇地の喧嘩を治めやうとせらるゝならば治りはせぬ益々甚しくなるであらうから太田等を助けて用ひらるゝならば跡は直ちに治まるであらうと述べ且つあなたの方で太田を抑へ付けやうとせられても壓へ付けらるゝ人物では無いと云つた所がな此品川が太田を壓へ付け開懇地を治めて見ると言ひ

第十七 東京府の吟味及是刑を受けて熊本藩に御預となる

椅子を離れ立つて間内を徘徊せられたのであれば、此のやうな人に打ち合つて、永く言ふても詮なき事と思ひ、辭し去つたが、開懸地は到頭夫れ切り治まりは付かずして、分難したのは甚だ惜まれて、歎息の外は無いのである。

井上達也の手記なるもの、嫡子岩記の携へ歸りたるものを爰に擧げて、藩難當時の參考に供しやう。又慶應三年藩を脱して、王事に勤勞した顛末は、久留米藩が佐幕に凝り固りたる其状態を見るに足るのであれば、是れ又爰に擧げて、當時の状態を知らしめんとするのである。

相止めたりと聞けば、何か心に掛り、明る早朝發足、實家に着いて聞くに、何か政府上に事起り候由併し事情詳ならず、故に益々物思ひ明る、十四日、急速歸り、妻に尋ね、初て事實詳かなり、鹿野淳二相侍り既に御向の爲一人立たんとすと、度々來る間直に馳出し、先づ印鑑返上歸るさに、大島居菅吉宅に立寄、諸同志と會す、爰に至り、水野大參事は官を免じ、小河真文と捕縛日田表に護送、知事殿には東京に於て、大御難儀、藩内えは長州肥後の兵追々繰込來、脱人を草を分けて吟味す、如何せん身體爰に谷まり、是大丈夫の死を以て盡す場なりと決心をぞ仕たりけり。

十五日、森尾茂助召連れ、刑法局へ出頭申付られ、則出仕す、是より森尾は日田表に送らる、同夜同志八輩、島田宅にて深更まで會す云々、明方歸。
十六日の夜、大島居下宿にて、大會議、吉田足穂、篠本廉藏、樋口良臣、大島居菅吉、島田莊太郎、本山岩之丞、太田茂川、口誠夫、鹿野淳二、下川、蘆助、柳瀬三郎、川島澄之助、松村雄之進、井上達也、小川納八、原行雄、兩名呼べ共其席に來らず、田中龍吉も同斷、右十四人、君の爲藩難を除ん爲死を以て、大樂源太郎にせまり、死を進むれ共敢て聞かず、止を得ず、源太郎弟子二人、惣て四人三方に引分かれ、謀り置き手分けして川邊或は野中に謀り出し、夜中是を討つ、外の手は少々暇ひしかども、一人に三人當ての事故、味方手負も無く、吾手には鹿野下川

三人にて能く説得致候故見事に切腹致す時述懐の歌に
今さらに何か思はむ武士のげふを限りの死出の山道

然れば事相済次第城内本庄屋敷に一旦相集る可しと議定せし事なれば後日相知れざるや見事に死體を隠し濟し本庄に歸りしか共二手の同志而來らず甚氣遣ふ處一手仕済し歸る追付又一手も來り何れも首尾能く相濟み歸宅の時既に東雲に相成右は大略筆紙に盡しがたければ萬分の一を記す。

井上達也

常備五番大隊一小隊長申付候事

久留米藩廳

辛未三月十九日

廿一日駿にて鵜池より福島に至る半隊司大津山爲次郎分隊司大友章一に申付深更歸廿九日刑法局より呼狀來る出局云々下川根三郎宅に宿す明る日金丸にて首藤千藏に逢て國家の爲大に談す次に狩野三男宅に同行の道にて太田久米吉刑法掛に逢ひ同行則刑法局に至る暫く滞在留中公然捕縛の名目定る是より府中町に護送に成りアタゴ前松屋下宿此時罪人凡四十名餘姓名略す二度吟味有て城内假揚屋に護送五月下旬庄島本揚屋に移る七月六日日田表に護送に成二度吟味有て終に豆田に入獄十二月十七

日自縣刑法局揚屋に歸る御處置家録召揚七年の禁獄申付られたり御書付失時に熊本縣に御預けに成正月廿五日熊本に着す本山岩之丞川口誠夫森尾茂助樋口良臣井上達也入數五名東京にて吟味有し同志舊冬爰に來れり吉田足穂熊本廉蔵大島居吉島田莊太郎鹿野淳二太田茂川島澄之助是一人卒なり七名惣て十二名此外卒の分は藝州に多く御預となる下川襄助柳瀬三郎松村雄之進小川納八原行雄田中隆吉前田九一鶴岡廣登等なり其外二年一年は尾張終身は青森縣水野正名寺崎三彌吉吉田博文薩州へ行く船中にて病死禁獄中に斃れたる者右の吉田水野前田大島居本山島田惣て六名なり川口誠夫鹿野淳二島田莊太郎本山岩之丞太田茂川島澄之助森尾茂助井上達也樋口良臣

其方共俄客年七月以來熊本廉蔵痢疾烈症に罹り追日疲勞危險の容體に陥りたる處孰れも御趣意を奉戴協力懇切介抱行届候段上申致置候處善く看護する者に褒賞として魚食等を加給す可旨御指令有之を以て常食の外一週間魚食を給す。

一日一度一人分魚食五十目にして一日一人分鮮魚百目充一週日間給す
但し一日一人分五十目にして二週間給するも苦しからず本人の望に任す可

禁獄人川口誠夫例ニ別紙寫の通申渡相濟候に付魚食支給之儀可執計尤量目の儀は相

添置候別紙の通可相心得也。

一月廿五日

聽 証 課

藩難之大意

藩難の起る一朝の故に非ず、維新の際舊主脚精治圖舊弊を釐革威武を振起す、藩内議論激昂遂に大に朝廷の嫌疑を蒙る、初舊主の西京に在りて選都之議起る、大臣某氏と議合せず、始めて猜忌を受く、既にして選都の議遂に決し、舊主先驅の命を蒙る、藩政未だ整はざるを以て、之を辭し、五旬の暇を乞ふて國に就く、延議以て時勢を觀望し、不良を謀となす、會々舊主疾に罹り、五旬の期を愆る、因て重臣を遣して遅緩を謝せしむ、延議以て欺罔となす、重臣彈正臺に就て、之を辯論す、而して嫌疑猶氷釋するを得ず、從て舊主軍務副知事の職を免せらる、幾もなく舊主疾を強て東京に至る、故に事漸く解るを得、留る數月にして國に就く、山口藩内訌在り、三月^午春、諸隊脱走兩筑の間に潜伏出沒往來し、竊に同志を募り、山口藩諸隊を恢復し、政府の曲直を正さん事を謀る、舊藩士往々其謀に與し、密に藩の有志に通じ、事頗る物議に涉る、各所搜索嚴密、冬閏十月、山口藩吏脱徒の舊藩内へ潛匿するを聞知し、舊藩に乞ひ兵を出して之を捕縛す、獲る所の者僅に二人、巨魁大樂源太郎等皆境外に遁逃す、其潛匿するや、二三有志の爲す所にして、舊主の實に知らざる所也。

終共舊主の嫌疑一朝一夕の故に非ず、此に至りて益々深し、辛未春正月、巡察使四條陸軍少將兵を率ゐて豊後日田に到り、遂に舊藩に入り、柳川藩福岡藩を巡察して還る、二月藩情按察として、有馬彈正巡察來りて藩廳に登り、政を視るに變革の宜しきを得、治體の朝旨に基を喜び、且脱徒の蹤跡政府と相干涉せざるを知り、直に去りて東京に赴き、上聞する所有んとす、時に山口藩大樂源太郎等を獲ざるを以て、深く舊藩の舉動を疑ひ、脱徒を庇蔭し、奇兵隊を回復するの隱謀在りとなし、之を罪案の大義とし、獻議して舊藩を伐ち、脱徒の巢穴を覆さんことを請ふ、朝議許さずと雖も、三月四條陸軍少將をして、師を率ゐて復日田に到らしむ、先鋒太田黒某、熊本山本の兵を率ゐて、直に舊藩内に達し、水野大參事の本官を免じ、捕縛日田に送る、舉藩譴責を蒙る、舊主方に東京に在りて譴責を蒙り、彈正臺に於て糺彈せらる、遂に兵を以て、赤羽根邸を圍み、其出入を禁ず、津和野前橋二侯、舊主兄弟の故を以て、憂懼特に甚しく、只舊主の厄を脱せんと欲し、屢來りて説く所あり、脱近の臣等亦出る所を知らず、竟に家從某書を辨官へ呈し、罪を水野大參事に歸す、故に此に至る、是を以衆情安からず、議論沸騰皆謂朝廷の意に非ず、山口藩天子を挾んで令する處安ぞ坐して其鈐掣を受んや、請ふ快く一戰を決し、彼兇醜を戮し、以て要路の森を清肅せん、若速に決せずんば、臍を噬んとすと、因て同志の士と謀り、衆議

を排して曰く、小忍びすして大謀を亂る者、是也。縱令事皆山口藩の手に出ても、錦旗の在る所焉。之に抗するを得んや、只哀訴以て至誠を表し、事定るの後、關に伏して冤を明にし、恥を雪ぎ、姦邪を黜問する未だ晚からざる也。是に於て同志士、日夜周旋死を誓て諸隊を鎮撫す、同志の士亦各四隣へ奔走し、舊主の他無を訴へ、人々自ら其力を盡す而して先鋒熊本山口の兵、舊藩城下へ迫り、分散四出、脱徒の踪跡を索め、村屋市街を蹂躪す。是に由て衆情愈激、動將に大事に及ばんとす。適々脱徒大樂源太郎、山縣源吾、小野清太郎并に源太郎、門人中村要助等四人、筑前秋月より窘感復來り、門を望んで投止す。勢ひ將に收捕に就んとす。願ふに此際脱徒をして猶内に在らしめば、舊主及大參事の獄立所に成り、耳脱徒捕縛の令素より朝廷の嚴に布く所にして、舊藩堅く潜伏の徒之れ無きを以て上申し、若今徒に捕縛に就かしめば、實に舊主大參事の失職となり、且藩士等恢復の謀議等暴露に及ばんも、謀り難く、同復云々、轉問之時に當因て竊に島田莊太郎、大島居菅吉、吉田足穂、樋口良臣、篠本廉藏、森尾茂助、太田茂、本山岩之丞、川口誠夫、鹿野淳二、川島澄之助、下川己之助、原行雄、小川納八、前田九一、松村雄之進、柳瀬三郎、田中隆吉、子井上達也等謀り、脱徒へ面會、國家危急の情態を述べ、自殺して形跡を滅せん事を諷する。雖も肯せず、此時に際してや、區々の藩内巡察使二藩の兵山野に充滿し、議論紛々、或は暴論を主張し、戰を欲する者

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預りなる

有り、或は後禍を慮かり、私に其身儉安を謀る者有、藩匿する者有、疵陰する者四分五裂、勢ひ將に掩ふ可らざらんとす。熟思するに、藩情初迫、此に至る、苟も一身を以て藩難に當るを得ば、平生の志願此に外ならず、且脱人亦愛國の士也、今復其藩怨讎の手に辱しむ可らずと、已むことを得ず、脱徒四人を各所に誘ひ、打果し、中村要助、白殺す深く其事を秘し、難靖まるの日を待て、自から其罪を明にし、誅に伏せんと欲す。實に三月十六日の夜半也、其後脱徒關係の徒追々逮捕、日田巡察使本營へ赴き、事頗る暴露に及び、終に掩ふべからざるを知り、廿六日相會議し、屠腹して一身を潔くせんと欲す。然れども、脱魁源太郎等既に死に就き、之を殺す者亦自ら死に就かば、藩の嫌疑益深く、舊主の罪之を明にする者無きを以て、恥を忍んで自首縛に就く。廿七日巡察使支營高良山へ護送せらる。是に於て同志等鞠問嚴酷、拷掠百端、慘毒勝ふ可らず。然れ共素より人々一身を以て藩難に當らんと欲し、粉骨碎身毫も辭する所に非ず。時に巡察使兵を薩藩に徵す、薩藩命を奉せず。參事大山格之助を便し、來りて巡察使に謁し、大に事の得失を論せしむ。且曰く、殘暴罪を羅織するは朝廷の意に非ずと、是に於て巡察使の兵、暴威頓に挫て、人々始て苛酷を免るを得。巡察使の兵日田に還る。是に由て人心稍安し。四月十三日城内に禁錮せらる。尋で庄島の獄に移る。是より前之通り、終に熊本に御預りせ成る。癸酉の春願に依りて、書を讀むを許さる。乙子の

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預りなる

四月廿六日懲役所に移る局長杉本氏の仁恕を蒙り非常の周旋を得留園中筆紙墨より燈火に至る迄一も乏き所無し日夜勉勵余力を残さず他日

天恩萬分の一をも報ひ奉らんと欲す。時明治十年正月薩州西郷勢肥後川尻迄押來り既に川を狭に二戰あり其矛先當る可らずと報知有り然らば爰も戰場と成らんとて水善寺に移る道にて早市中に火掛り天を燒已に身も燒んとす虎口を免れ二夜野宿の體此所も戰場に成んと御船に罪人を移さんと先に進め禁獄人官員押へんとして後れ行道にて禁獄全く是より國に歸十分天朝の御爲盡力有て鎮定の後又當縣に歸る可しと假に放免せらる勿論道中金も下され内を出しより五年振也此時熊本城下町家中は打交に立連ね有しが今日迄二夜三日燒つゞき薩州益進み來故勿論籠城の積り成れば本城より一里八方燒殘りし家々は官軍より燒拂十二ヶ所新に火掛り晝中の懸天夜の如し大小砲聲近々に聞へ竹のはしる音と數千萬の人啼きさけぶ音實に何にたどふ可きや吾輩維新の夏五月十五日東京上野の賊を攻落し寺に火を掛天を燒き數萬の官軍勝餘を舉し時も今日には増るまじと見ながら跡にして山鹿町に夜五ツ頃着すれば官軍は連て練込市中逃支度にて宿も無く是より晝夜通しに宿に着すれば家族親類朋友馳集り再生の者に逢たる如く喜びにけ

久留米藩雜記

り全體前年神風連の舉動此節の次第籠城の論巨細に書度思へ共後日世の人の知るなれば略す然れば明る日縣下に出頭城内市中巡廻するに一人も見知者無し同志朋友と雖も互に白髮の老翁と成り城壕埋りて市人家を作り實に他界の如し是より西京筑前肥後肥前豊後柳川と六方に手を分ち鎮撫或は搜索大に盡力奔走既に鎮定す。

申 渡

禁獄七年

井 上 達 也

久留米藩雜記

其方共後明治四年十二月禁獄に被處候爾來謹愼能に讀習字に勉勵し且同類互に切磋を加へ交誼懇篤屹度自反之實効相願れ候のみならず本年二月縣下へ賊徒亂入の際解放に臨み只管報恩の篤志を具陳し朝旨を奉戴し各自應分の力を盡し候段神妙の至に付特典を以て各本罪に一等を減じ但し刑限已に過るを以て直に放免す。

明治十年十一月一日

熊本 縣 監

夫れ人と生るゝや宜敷君と親とに仕へ國を思ひ民を愛し仁義忠孝の爲には身を忘れて盡せと我幼時真木和泉守保臣大人の教に随ひ糸竹の道を學ぶ暇に懇に教を受し事耳底に有て忘れずぞ有ける空願の世の人澤には有れど敷島の日本心の大丈夫は四十

第十七 東京府の吟味及處分を受けて熊本縣に留置となる
四五〇
餘り五人にして外に事問ふ人もなく、いと少なき其内を廿餘り五人の朋友は、年永く獄の内に繋られ、吉田丹波水野又藏、西原湊、早川與市、池尻茂左衛門、真木主馬、樋口半四郎、大鳥居二郎、同菅吉、山田辰三郎、山本實、柴山文平、佐田素一、園田三津次、姉川英藏、庄山舎人、下川根三郎、宮崎士太郎、内藤新吾、前田九市、黒岩種吉、木原貞助、吉武助左衛門等也、捕れ殘る人々は、大平山や筑波山、京長門に打集ひ、皇御軍に先馳て、皇大君の知し召御代になさんと、二つには、醜の夷を打ち拂ひ國の爲民の爲にと盡せ共、五月蠅なす東夷に支られかなた此方に玉き春命を捨てしぞ淺間しき、真木和泉守、同氣四郎、大鳥居敬太、加藤常吉、池尻茂四郎、同猛五郎、粟米陶司、中垣健太郎、原道太、半田門吉、荒卷要三郎、淵上丹二、同健藏、江藤種八、小川佐吉、松浦八郎等也、跡に残りし増荒雄の僅に有と聞傳ひ、常陸や大和隠岐、豐前又は柳川長崎より、間來る人と、齋藤佐次右衛門、北島四郎、伴林太郎、鬼谷怒廣、田彦九原、泰平、國祇太郎等也、共々打謀ひて御代の爲尙も真心盡せ共、力及ばずすべなきの極み、薩摩より火車の大船に帆を揚て、筑紫に居ます百數の大宮人を守つ、大宰府三條公壬生公、四條公、東久世公、西三條公、長門澤公、錦小路公を、指丁卯十二月に歸り給ひけり、吳竹の世は我、大君をよそにして、東夷が千代迄も、己が心をたくまじくせんご、さまんく、に謀ふ業に見習は、昔も今もをしなべて、賊人のみぞ、隈迄も、道の巷に横はる透間を忍び、

斯豈の關打越へて、の友と謀らふ道筋も、宰府五卿に隨ふ、水野溪雲、齋真木直人、井上善三郎、佐田剛之助等也、別れし跡は、ぬば玉の開地を辿る心地して、都の事と我が國の君と親とに、遠近の立木も知らぬ山中に、覺束無も思はへて、心斗は速れ共、幼き時養父に別れ職を勤め家を保ち、貧にして暇無し、愚にして學べ共進まず、然は有れど、がゝる世に、大君の御楯に立んと、内日さす都に登り、清き名を千代に、八千代に残さん者を、ご五たり、の友打集ひ草枕旅の装ひして、唐大和歌など侍にけり。
田中 九一 源 義正
述 懐
よしや身はいつくの野邊に、斃ることも、ないたゆむへき日本たましい。
本山 岩之丞 藤原屋義
同
君の爲めつくしの海を舟出して、都の花を見るを樂しき。
たらちねにかくと別れもつげなく、しらぬ旅路を行は誰かため。
五人同伴吐忠魂、靜拜二親辭、故園振爲萬民除、狡虜投身命報君恩、區々平昔志、今又爲相傾、投筆友忠士、持戈當賊兵、骸雖漂原野、魂欲護王城、聊報君恩重、不期竹帛名、川口 誠 夫 藤原常孝
同
あは波を加茂の川瀬に立せしと、ごゝるつくしを出立われは、
第十七 東京府の吟味及處分を受けて熊本縣に留置となる
四五一

第十七 東京府の吟味及處分を受けて熊本藩に預託なる

四五二

かしの實の二つなき身を今日よりは捨てそ我行たゝ君の爲
しこ草のしける道をふみわけて君か爲にといそく今日かな

同

鹿野 淳二 菅原利清

胡馬西來世未平又聞東海大鯨橫一身誓欲清皇極杖劍家向鳳城

同

井上 達也 藤原元春

君か爲めこゝろつくしの海山に潜むかたなく身はなりにけり

いや繁に茂けるしこ草踏みわけてみそきに行かむ加茂の川原に

加茂川によし仇波はさわくとも身はしからみと成りて守らん

于時慶應三丁卯年の冬十二月廿五日脱走定約の日になん有ければ妻には我家に娶りしより十有一年にして九歳の一女子有此間他行の節諸藩の雄士來る時は應接談判全く妻を以て致せし事成ば天下の形勢藩難の事情一として知ざる處なし氏の事は申も更なり本村川口氏は自身實家の事成ば弟兵庫を助け兩家を守り反ざる時は斃れて止むの赤心あらはれていとも頼母敷語りけるにぞ今は何をか思ふべき心靜に旅立の心の内の祝とて門出の盃を傾け酒酣に成る頃いつしか日も夕暮に成ればいとどさへ年経給ひし二親と朝夕すがる妻や子の行末頼む身ながらも忠義の道の重ければ山よ

り高き親の恩海より深き妻の緘袂にすがる嬰子を憐情無も振捨て行死出の旅昔も今も武士のものゝ習と思ひ切り宵の嵐に紛れつゝ友打連て我家をこそは出立ければ是より三丁目角屋に立寄是ぞ吾國に名殘數多に惜まれてまどひの酒の始りて暫しと思へど時移る吾等が今日の出立を知つる友も深にあれど一人夕に影さへ見へず偶に問くる人は徳永勝藏一人のみ世の事を共に謀らふ事の根を結び置つゝ立別れ宮の陣の渡にて四つの大鼓を舟中にて聞侍りて

今宵限り千年川邊の渡守行末たのむ暮の渡りは

扱五郎九より細道を入目を忍び行く程に廿六日東雲の頭秋月の城下に至り直に八丁越に打向ひ朝日と共に登り行く峯の岩穂に踏留り願見れば耳納山右りに見ゆる高良の山高根に渡る横霧の透間に見へし吾宿の邊り戀敷なつかしく思ひみだれて詠むれば今はの床も寢屋の戸も夕べの儘に妻や子が伏て鳴らんせめて世に又と相見ぬ面影を阻ての道の遠ければ叶はぬ事の恨みをば山と霧とに歩掛てうめき侍りける

古郷は今を限の詠めそと思ひやまるに袖そひちぬる

雲霧のかゝる浮世に立旅の路に鳴らむ妻子しそおもふ

我宿の邊り通は雁の音よ我まささくと親に告てそ

第十七 東京府の吟味及處分を受けて熊本藩に預託なる

四五三

名殘數多の詠をも、今を限りと急ぎ行く、先の泊りの當も無く、秋の日の短き旅の山中に紅葉踏歌鳴鹿の聲聞人も有ば猶我等が今の胸の中明日は枯野に露の風の散果し事の心を後の世に云置人し無りけり時しも頃は七ツに近し筑前小隈も打越て豊前河原てう處に近付て友は各勞れ果廿日前より大宰府や三藩の酒見上妻の郡柳川肥前大村掛て夜も晝も雨雪霜に打ぬれて寒きも忘れ馳廻り居に暇なく直に旅の路足痛めしも理り也中に入勞れしは鹿野川口二人なり河原に照す燈し火も遙に見つゝ日は暮て時雨降來る宵間に二つの手には杖をつき少し行ては道の邊に腰打掛て休みつゝ五つ頭河原町口關所^{にこそは着きにけり}此時關所に向ひ變名を名乗れば往來を乞則偽往來を差出す取開き包紙を指の股に挟み讀ける時に田中九一怒て曰く往來は大切成る物にて已に我藩主の御印有り不敬の致方其意を得ず御心得承度とて五人立向へば關守答もやらず恐々平伏早々御通有れと往來返濟す任すましたりと是を取納め辭々と問屋に至り我々は久留米藩士也急御用にて小倉表に罷通るなり一夜の宿を乞へば亭主の曰く然らば暫時御待ち給はれ役所に訴へ直に御下宿申付可と吾等答今宵一泊の事故達し申すに及ばず内分にて然る可し亭主の曰く兼而御達の御法も之有り是非共と云捨立出たり此方には甚迷惑ながらせん方無く相待處に直に役人打連來り

第十七 東軍府の時味及處刑を受けて熊本藩に預る

四五四

御客舎に案内厚き尊尊に預ると雖數島の國の内山の奥迄醜草の彌生茂る世なりせば武士は取はく太刀の紐の緒の打解やらで今宵もや國の仇成る人々召捕へんと來りなば太刀と命と續造と深く心極て臥しにけり明れば廿七日朝早く打立んとすれど川口鹿野得歩行と叶はず駕を調へ急げば程無長州より切取し紀邊峠の關所に至り吾等事久留米藩士にして方今天下の形勢を坐して觀るに忍びず都に登り勤王の爲身を捨んと過し廿五日の夜より國を脱走の者也御藩野村右仲君へ當時長州出陣所一封信も有り故御通し有れかしと述べければ其書御渡あれと云ふ則水野溪雲齋より的一封信を渡せば吾々人足駕迄露地口より庭に廻し坐敷に通し守人替るゝ懲ろ挨拶すらく其内呼野の本陣へ一人を馳て最早此關内に御入候上は幾百人の追手來候共入申さず御安心なされかしと語り暫く有て呼野本陣へ御越有と告來る元の如く出でければ兼て見習はぬ戎服を着し劔付鐵砲を肩へ筒にして五人の兵隊關所の前に並居たり先に二人後三人吾等主従六人の中にはさみ道の程半道斗りも行けば呼野宿本陣脇の役家に至りしは晝七つになん有ける吾等が爲の風呂の場は久方の空も曇る斗りにあをぎ立表を見れば水野より野村への書状を持せ本陣より小倉表に早追立しが明方七ツ頭歸り來る各は坐敷に列坐をなして田中云く最早御互の身鐵城に入るが如し今宵は永の勞

第十七 東軍府の時味及處刑を受けて熊本藩に預る

四五五

れ休め三盃傾けては如何と云へば尤也と亭主に依頼す亭主承り候とて難て婦人と兩人して山の如き肴臺を持出す各囊中薄ければ目と目を見合せ行先の手當も覺束無し心くるしくまじめ顔時に亭主の曰く追付本陣より重役御出也私取敢ず有合の品にて御酒差上可旨申聞の演説を聞き始て安心盃の數も重なれば本陣より山名惣兵衛増野五八郎外に一人忘れたり戎服にて來り是迄嚇かし御苦心成され候はん併尊王攘夷赤心報國の爲身を捨心の美名を千歳に残すは勇士の常成ば随分盡力成さる可し最早是迄御出の上は何萬の奸賊來る共一人も通す事有可らず必安心成さる可し此田舎にては更に肴もなければ共只酒のみ十分參らせんと是より大宴となり初會の人々も赤き心の大丈夫は千度も逢し心地して増野いへらく吾輩此處を通さざれば諸君如何なさるべき答て曰く素より大君の爲國民の爲命を捨し事なれば運を天に任せ抜刀して罷通るなど戯むれ永き月日の勞をも打忘つゝ夜深き床に臥にけり廿八日不斗目を開けば早五つに近しと驚き起き急ぎの道を早めんと云ひければ増野山名も早く來り居て支度相濟次第小倉迄案内申付置候とて名殘惜くも打別れ兵士一人先立て夕七つ頃吾藩の用達宮崎良助宅にぞ着にけり良助出向ひ此節は是非共御宿仕度は候得ども當時私宅は役場に相成り長州より野村右仲様始め數多の定宿故に私親類の方に申付置

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預りなる

四五六

候也と大の美宅に案内していへらく野村様には本藩長門守様 朝廷より御召の御祝儀として今朝早々御出に付御歸次第而會有可しとて當所は流石場所柄にて美酒美肴山の如く取出し都の空もよき風と深更迄酒宴の席に臥したをれ前後知らずぞ成にけり廿九日早朝野村來り昨夜は本藩の祝にて明方歸りし故拜顔を得ず云々水野君より君方御舟の事杯御頼に付當所に泊り舟全く取調へ候ても宜しき便船更に無く赤間ヶ關に掛合置し故彼の地に御渡りの上如何様共御周旋申上ぐ可しと又後より追手來り候共盡く取正し一人も通し申まじくとの言の葉にいよゝ安き心になん成りて早々打立兵士一人案内程無く下の關に渡り廻船方に着す暫く有て下宿に案内有て役人來り曰く昨夜よりの泊り舟今朝出帆全く差留吟味有し處何様時分柄に付宜敷便船も無し然りと雖も元朝には阿彌陀寺出帆の舟有り思召次第申付可し但し先暫く御滯留相成候はゞ宜しき便船も有らんかとの事成れ共素より急ぎの道の事成れば明後朝出帆致度願へば直に舟主を呼寄此御客は譯有御方々に付漢々も用心氣を付大切に送り不敬の儀無様にと申付られたり又前夜の如く變態に預り難談深更に及び當藩中御仁政の行届かれ君臣民船頭に至る迄精心一和し情の深き事言語筆に盡しがたし吾等此度の御恩さへ何を以て報ず可きやと人の國を羨み世を恨み國を憂ひ實に涙の袖をぞし

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預りなる

四五七

第十七 東軍府の徳及恩利を受けて熊本藩に御預となる

はるさは去りながら、梓弓春近付ば時を得て、谷の麓長閑なる都の春の花えみに笑て初音を大宮に名乗揚んと勇みけり。時なる哉長門の君も、大君より御召有らば、春駒に鞭ちて参らんと御觸有しと聞からに、打まどひして盃を汲交し、取交し、二階の窓を開けば、玄海灘より千重八千重立て寄する荒浪は、自由布花とあやまたれ、水をへだてし筑紫山高根の松の白雪や、心赤間ヶ關の海入日の影に輝ける其夕影色の面白き實に云はん方なし。早今年僅に暮れ果て、明る晦日七つ頃舟に乗込安かに坐す、明くれば慶應四年辰正月元日朝七つ頃より取さわき舟乗初の式始り、先舟主棚に登りて曰く、今日は天氣日柄も吉く、恵比須が浦の寶の山に、金銀古金を積みに往ふではござらぬか、加子同音にて夫はよう御坐らうやんざくをも梶やんざくも取梶やんざくも舟板をたき碇ををろす、學び終て船うた始、其不調子抱腹に堪ず、乗合の者と一同笑ひ出し、追々東雲近く成り、各身を清め、元朝神拜終れば、雜糞併差出す、時しも早六つ時に成りければ、天氣はよし、加子は各手をくばり、えいあふ音にて帆を捲けば、眞さまに當る順風にて、矢をいる如く出にけり。時に朝日も登り、四方の山雲も掛らぬ御代の春、目出度舟出をはへる。

初日影穴門の海ゆ帆をあげて、出る舟子のうたの樂しさ。

長閑き春の海原をいや走に走りければ、早須摩の浦にぞ至りける。時しも海士のつり船

の浪の間に、浮き沈みしけるを見はべりて、

須磨の海士のつりする船の浪の間に見えつかくれつ身のたくひなり、

日々天氣風も宜敷四方の景色は申すも更なり、東雲の頃明石の沖を行けるに、何時と無く浦々に霞の掛けそめたるを見てよめる。

見てしまに明石の浦のうららかに、棚引初る朝かすみかな。

既に正月四日黄昏の頃武庫も間近く見へて、各勇み立舟主も喜び斯様に宜敷追風は、一年に三度は候はずと、明日は早大阪に着なんと皆々詩歌音楽の譜を發し、武庫の湊に着見れば、日の丸の旗を揚し、徳川氏の蒸汽軍艦類拾艘、吾藩の蒸汽一艘、和船大小數百艘掛りて、湊せまくぞ見えにける。中を押分け長門の舟宿にあがれば、夫婦小聲にて御大事也と云つ、二階の一間に伴ひて恐震て云けるは、昨日伏見淀、大阪表に戦争有し、由昨夜此沖にても舟取有て、終に此上の薩摩様の屋敷に、船中より大砲打込みし故、皆御人數引揚に相成、尤徳川薩摩様の由伏見大阪の事は、海陸往來止りて、何の情實も分らず、此所も今も焼れなんと家族器類山中に隠し、只此場に震居候と語るを聞けば、吾等は已に敵中に有如何は爲んと謀る内、一人の加子馳來、私共の片舟此湊に泊れり。昨朝迄は大阪に有し處、戦争始りし故、加子一人を殘し置、事實聞定次第、當地に歸り來れと申付、逃來りし由告

來る舟主の曰く、然らば迎も御上京成難し、一先元の如く御引返し有て、長門守様近々御上京の御觸有願くは御一同御上京は如何答て曰く我等かやうの事も有らんかと其爲國を脱し皇國の御爲死を極めて急の道たとへ水火中をも馳登らんと云ければ流石に船頭長伐の節藝州小瀬川口にて、戦功も有し者故氣早に船中に連歸り、船の奥に吾等を隠し間道探索に馳出し終夜走廻り、明五ツ頃歸り來りて曰く千變萬化知人の方に聞合せ今朝一方の間道を得たり、去ながら道と云道は無由又晝の發足覺束無明朝夜を込當地去、攝津をはなれ丹波を打越、堅原に出で、京の六條に御入有ば今程は定て關所も有間敷併し御難儀なざる可是は正義の者の説成れば御安心なざる可と巨細に云けるにぞ、去らば明朝より其間道を急がんと明る六日七ツ頃より早食辨當も出來、身仕度なし、敵中を忍び出で、山道に掛る迄船頭案内して辨當を渡し名殘を惜み別れけり、夜の内、淡川を渡りける時昔の事を思ひ出して待りける。

みなと川深くむかしの忍はれて、けさの渡に袖そひちぬる。

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に預りたる

四六〇

四國近江あたり總て八百萬神の御札守、天降給ふ祝として、二八より六十餘迄、老も若きも男女打交三味線太鼓の調子に連れ踊り賑ふ有さまは、さながら狂人を見る如し、天降給ふ家の表毎に其神號を張り、坐敷には社壇をかざり、軒に一神或は八神も張出せる神々は、伊勢の大神宮、金毘羅宮、水天宮、熊野八幡祇園、春日天神、出雲の御祓、古金の大神神佛、俣注連繩等張紙に見へたり。

七日山中間道に立入道も無き山谷峰を踏越、岩に勝り終日苦み行暮て僅に家の有りしを見付、庄屋の方を尋行宿をこへば、亭主は留守にて、母人出で挨拶して私先年長崎に至り、歸るさに御國水天宮に参りし事も有り、旅の勞はつれない物にて、賑々御難儀遊ばさん、今宵御宿申上度は候得共、去る三日の戦争に伏見の親類家を焼かれ、大勢此家に逃來れば甚以て世話敷故、脇宿申付候半、先此方にて粗食を進上候也と、空腹勞れし宵闇に、さまよう初めの旅の空、此親切の言の葉に、辱け涙を打拂ひ、戦の次第を尋ぬれば、徳川勢大敗にて、數艘の首船淀の川瀬を積下し、早大阪も逃出し、京伏見大阪には、長門薩摩の官軍のみ満々たる咄にて始めて生たる心地して、英氣萬倍登天の思ひ、良しく有て、村役人案内して下宿に行んと立見れば、足叶はず、兩手にて片足宛敷居かき出し、一丁程の谷向ひ成下宿に良久して掛り着にけり、八日案内一人連れ、是より四里餘の山を越谷を渡り、い

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に預りたる

四六一

久留米藩雜記

よゝ高き峯に這ひ登り、四方の景色を詠むれば左に當る大山は、大比叡小比叡の山下し、霞棚引たへまより白砂の雪かとのみぞ惹れ、東は伏見、右は鳥羽、正月三日の戦争に、火の掛りたる跡々は、煙霞こき交て、久方の空さへ曇る有様なり。下れば直に堅木原程無く、京の六條西本願寺の末寺、東坊に目出度く暮に着にけり。田中氏當寺にて僧等家來中に、劍術教ふる中に幕府より捕はれ、本國に引渡され、三年を経て此節上京の事成れば、門人等厚くもてなし、此の寺に居る事三日なり。是より三條殿に至り、水野真木、佐田の三朋に會し、天下の形勢戦争の次第、奇談終日萬歳を祝ふ。時に當殿久敷く脱走の事成れば、萬事乏しくをはしければ、水野を始、吾等迄仕へんことを憚りて、薩摩の西郷吉之助君へ、水野氏より此の有さまを語られしかば、幸に當時人御き折柄、諸用御相談申上度、吾郭に只今より御引受申度と答ふ。水野氏の曰く御承知通りの藩情、故君を思ひ國を憂ひ、大君の爲國を脱走の者成れば、御藩の御世話に預り、當時自國に盡させ度願也と、西郷氏答て、如何様御尤也、兎も角も早々御引越然る可き也。十一月今出川北裏薩摩邸外西郷氏下宿に至れば、吉之助君より邸中には一大隊の兵を入置し、故せわしくも有らんかと、今出川泉屋に御下宿申付置候とて、人を出され、則打連宅に至れば、食事茶代薩邸より日々参り、是より日々三條殿に會議す、或日御所に参りつゝ、彼方此方に行巡り見るに、隅迄も荒果て、

草のみ生茂る、庭の内外に、國々より守りし兵士、犬霜のひざ打折伏て、大宮を守りけるを見侍りて、

久留米藩雜記

百敷の宮は荒てもしのふ草、榮えゆく御代のいろを見えけり。是より日敷不詳、岩倉卿御兄弟各藩の官軍を率て、東征出張真木直人土州雄士一人、筑前小野昇、佐田剛之助、吾等五人打連、真木保臣先生墓參の爲、天王山に赴けるに、淀鳥羽筋の道の邊は、去る三日の戦争に、町屋は焼討れ、賊の死體は道筋の邊に切り埋めたり。大君の御桶と成て死せし人々は、遙に見へし東山に御祭有りて、千筋の旗の春風に吹き靡かして見へけるは、我大君の知し召す、榮えゆく御代の始とて天を拜して、大山の峯の社に打登り、心長閑に詠むれば、南は名にあふ八幡山西を望めば、北山の麓に近き櫻井の驛古き昔の忍ばれて、落る涙を打拂ひ、もそろゝにはい下り、寶寺に着見れば、保臣先生の死屍を始めに埋れし古塚に、數千の紙の小旗を立有、切腹の砌には、夜遊の分ちなく、諸人參るを幕府より忌て、人知らぬ谷の深藪に埋め替し處に、尋行は、真木甲斐直翁の墓と有りて、絹や木綿の旗立て、人絶すこそ参りける。池尻茂四郎、原道太、松浦八郎等の墓は、印も無く、九人の友は、京都より品々備を持捧げさまゝ物の思はれて、涙の袖をしぼりつゝ、一首を侍りて、

足曳の大山本にうもれても山より高くあくる君か名、
暫し休らひ歸るさの道より櫻井の松を見て、

さくら井のしるしの松のものは、昔の事し間はましものを。
又淀の邊りを見やりて、

さら／＼に淀の川瀬の水車我思ふ世にめぐりおふかな。

寺町本満寺に於て、鷲尾侍從殿御親兵取立有しに、四十人餘屯す然と雖其長たる人なし
とて、吾等五人を迎へ度相談に及ぶ、水野西郷兩氏承知の上、本満寺に移る。○澤卿長崎鎮
撫勅により下り賜ふ、眞木佐田隨行す、今出川御門久留米受持に付き、山村源太夫等に、紙
面を以て天下の形勢御國家の急難御承知に候哉、否御答次第に依り、此方より參候が當
殿に御出候か、共に談じ盡して、國難を除き度云々、水野氏掛合あれ共答へず、吾同志五人
少しく議論違て二つに成、本山川口、吾と同論にて、本満寺より三條殿に引移、水野氏と四
人に成る。○有栖川宮様正義に爲有られ候故國の奸臣私怨を抱き、御前様の御母君様御
靈祭爲行られ候共、何の音信も仕らざりし故、宮様にも御快く爲有られ不も理也、然はあ
れど、正しく吾君の知らるゝ所に有らず、全く中にて奸臣の爲業成れば、水野氏の名代と
して、河原御殿に三度參り、詳らかに辯じ、終に塞りし道を開きし故、圓岡一學御前様御向

ひとして吾妻に下りし時、河原御殿に同行し、諸太夫に引合せ、甚都合宜敷是より直に出
立す。○龜井隠岐守様御上京、御見舞として四人參りし處、是も同く御郷藩情を思召、先年
御直書迄參りしに、則奸臣御正義を忌嫌ひ、中に謀り、御返書の文に曰く、國政は其國々に
て法有り、何ぞ君此國の政事を知らざらんや、御世話必御無用也と、かゝる事も有し、末成
れば、中々以御心も解かせられず、六ヶ敷中をも水野氏の盡力にて、終に目出度成にけり
薩摩長門も同じ事にて、實に苦心此時也、二月四日伏見の稻荷社に參り、永松與平、近藤信
太に逢ひ、相互にかゝる事も有らんかと思參しに、果して今日の面會は、則ち神の引合
せならんと思、道すがら世の中や、古郷の事共語合ひ、明日は當殿に參る可しと、契り歸り、水
野氏に如此と語り、有馬藏人殿兵を引き、伏見より太刀の引はだも取隠し、人の自に立さ
るやうに入京西の洞院に潜まれし由語れば、水野氏の曰く、今日の時勢には、五百の兵は
千にも見せて取扱ふこそ、將たる者の業なれど、且歎き且喜び、是ぞ國に盡す手掛也と、先
日今出川に申起せし通掛合しに、何の答も無く、明る日吉川左内、兄弟の内一人は、必ず隨
從せん、是は吾竹馬の友成れば、一筆起し候ては如何、水野氏妙作也と云はれ、直に云々起
せ共、何事も今出川に取合、因循して敢て答へず、嗚呼かなし哉、去年迄の眼にて、當時勢を
見し故、何の色さへ知らず、明盲人共云ふ可きか、隣む可しく、四日伏見より歸るさに、東

福寺の門前を過ぐるに、長州の人に逢て、宮田半四郎の事を尋ねしに、先月三日鳥羽の戦
争に深手を負ひ、當寺の病院に居られ、俟由開付直に川口、本山見舞に立寄り、而會せしに
年久敷逢ざれば、共に涙にむせび、暫し言葉も無りけり、良有て昔の事、故郷家内の事共、咄
せば、苦敷痛手に涙を拂ひ、いと喜しげに、君と別れしより、是迄處々に於て合戦せしに、薄
手だも負ざりしに、正月三日に勝戦の末、つ方玉藥打盡たる隊中に、玉賦りして立處に膝
に打込れし玉、今に貫けず、廿七戦目に、武運の盡たるか如何と、苦しげに見へにけり、五日
永松興平、近藤信太來る、今日の形勢、御國難の切迫を咄し、急ぎ歸りて、國家に盡せよと追
歸す。六日磯邊鹿之進奮發して、早朝來る、方今の事情を聞、始めて目を覺まし、大に驚き急ぎ
有馬氏に言上せんと馳歸る。七日亦來る、吾同行して西の洞院に至り、吉川兄弟に逢ひ、追
々情實貫通して、有馬氏にも今出川にも、始めて夜の明けたる姿にて、わざ／＼當殿に來
り、萬事問尋ねうろたへ、恐伏す。此頃隣國の大小名、幕府同意の奸臣等、朝命を以て召捕れ
或は切られしに、今出川の人々、世の事實更に知れざれば、昨日迄國元に差下したる飛脚
にも、辭けくも無き都の空、御上京の儀は、覺束無し、御見合せ然る可しと、言上せしが、今日
目覺めて、只今急御上京無くては、御大事也と、早追立、甚だ動搖云々のあやうき事實に、古
人の曰く、一髮千鈞を引が如しと、や云はんか、百に一つの有様を、叶はぬ筆にて、片言なが

第十七 東軍府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

ら書侍り置、子孫斯様成處はよく考へ見る可し。八日小野昇之助、中立賣筑前屋敷より深
夜に歸り、久留米壯士同志を募り、奸長不破美作と申者を討、其首を持家老に出し、言上の
始末當世無双の上作也と、又小野加賀事馬場惣進、其姓名書類も持參、今夕着京致したり
と、聞も敢ず、水野氏吾に行て、巨細に尋來れと、云も果てず、直に到れど、深更にて呼べ、其門
番答へず、如何共爲んすべ、無く引取明るを待て、至り馬場氏に逢ひ、書類を受取、蹄纏の席
に開き、雄士姓名、小河直文、松下彌助、高橋悦次郎、山田房次、渡邊富門、吉田半之助、山田小
平次、河崎啓吉、加藤道太郎、板垣太郎、徳永勝藏、中村庫次郎、早川勘兵衛、佐々金平、下坂剛之
進、川村作摩、菅谷要次郎、同岩人、吉村百助、妹尾末之進、林田瀬兵衛、島田莊太郎、中村虎彦、篠
本廉藏等也。
右之同志奮發せし上は、必 天朝國家の御爲成んど、水野氏、土州土方、楠左衛門、小野川口
本山六人、横手を打ち、仕たりやしたりや、都の空も古郷も同じうき世の雲霧の晴るゝ時
さえ無かりしに、今は早梓弓、春の光の影清く、照日の本の國振に、打返したる祝の神酒ぞ
と、一日飲で暮しけり、今出川御門受持免されて、御人數こそ／＼と歸りける。或日加茂の
社に参りて詠る、

君か代の久しかれとて、玉たすきかけて、そ祚る加茂の大社

第十七 東軍府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預となる

如是云侍りて今日少しく暇有ればとて川口本山三人打連是より吉田祇園大佛知恩院
杯に行廻る○宮田半四郎見舞として三條殿御醫同行水野氏名代に東福寺に至る宮田
痛次第に重くぞ成にけり○吉田博文君上京して東雲の頃當殿に参れしに流石兄弟深
情幽囚或は脱走して年久敷相見られし事も無りしに戸外にて吉田氏の一言水野氏の
耳に入丹波にても有らんかと言はれしに皆々驚き起喜はしさに火よ炭よと騒ぎ立ち
俄に興す爐の火も出来さへなきて呻ふ事のかしさに皆大笑ひとぞ成にけり是より
古郷の情實も詳に分り都の事は隅迄も道を開手を盡し置し事成ば一日も早く君の上
京をこそ待れける○水野氏始の名を丹波次に漢雲齋次に正名と云ふ吉田氏始め式衛
或は丹後或は博文と改めらる○近日天下の大小名の出入當殿の門前市の如し市中の
兵士雲霧の如し嗚呼昔何れの皇御代にかゝる目出度事の有けん我が敷島の國は云ふ
も愚か外國人もうるわしき日本櫻の花の色を見よや見よ梓弓春の光りに輝きし大和
劍を取佩て醜夷さだめん時を得て赤き心の大夫丈は猛く雄々しく見へにけり
主上二條の城に御行幸有り諸卿諸公數千の兵を引率し御供せり數萬の人道の兩脇に
拍手を打て拜禮拜伏す○吾藩の屋敷切通しに移る○吾公御上京直に参内目出度相濟
津和崎公屋敷に御入御面會終て妙心寺に御宿陣同志各御供せり○同夜水野氏を始吾

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預さる

四六八

等迄君より歸參仰付られ候事○宮田半四郎歸參仰付られ候使者として明る日東福寺
に至り君の命を演ければ重役出向ひ宮田氏を始め病人全く昨日國許に差下し候併し
今日仰の趣早速申送本藩より手數御答申上る可しとの返答也直に立歸り吉田氏の二
男十二歳同苗誠二郎君引連通天の紅葉杯見巡りけるに僧侶等は見へず只長門の人の
み彼方此方に往來せしを見て詠む
紅葉ばはなしともよしや敷島のやまごころの人や見ゆらん
宮田氏なる人は久留米通一丁目市人成りしが勤王の志有て國を脱走して大平山や筑
波山京都杯の義兵にも大に軍功有て終に長門に止り長征討の勲も奇兵隊の長たりし
が安藝小瀬川口に向ひ戦ふ毎に天晴勝利を得たりと是より猶々重く用られて惜哉辰
正月三日流鳥羽の戦争に十分の勝利を得たりと是より猶々重く用られて惜哉辰
度戦ふたりと此節始て疵を受終に重りて相果たり實家には妻と今年九歳小川岩吉な
る一男子有宮田脱走の時宿元云々有て予が家に四日潜み居たりし間四方山の嘯に押
移り大開記は全く讀じたる者也
吾公には萬事目出度く相濟しが筑前侯には御上京の砌り御参内も相叶はず故は奸臣
を用ひられ勤王の有志の士は盡る迄殺され加之五卿太宰府に御滞在中幕府に倭び甚

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預さる

四六九

だ害を成されし故三條殿にも参られしかども御面會無く終に七日経て参内相濟たり。天下の諸侯右に考へ合せて知る可し。

水野氏を始め又妙心寺に移る山田辰三郎山本實佐田素一同宿願佐々金平川村作摩妹尾末之進下坂剛之進追々来る最早世の事國事も心安しと思ひ侍り永々の苦を晴さんと御室の御所や嵐山杯見廻り、一日の間樂みたりき。

和泉堺鎮撫の勅を受、吉田氏と同行下る川口氏は水野氏と大阪に下り、本山氏は病氣にて京に有吾等已に都を打立、淀舟にて下りけるに天氣も長閑にして遠近に往通ふ船の帆は白妙の露かとのみあやまたれつゝ、身の上古郷の事杯思ひ出して侍りける。

帆をあげて行かふ淀の川舟の所さだめぬ身のたぐひなり。
難波の浦の淡路屋某の方につきてよめる
名にしをふ難波のあしのかすくゝに身を盡しても果ぬものかな。

大阪に五日を経て和泉をさして出立、天下茶屋も打すぎて早住の江の御社に着にければ住吉の松難波江の浦杯のしかくゝは昔の人のくさくゝに言もてはやせし言の葉もむべなる哉、今にかも春の夕氣色、神の御前も妙にして尊かりける玉垣の外に立見付みて霞隠れの海原や松原の萬つのみどりの色深く思ひ深めて侍りけるうた。

久留米藩雜記

住の江の岸の姫松千世へても、いろこそまされどき葉盛盤に。

既に日も七つ頃になん成ければ早々打立程なく大和橋に至れば堺より遠見の役人馳來り妙國寺の邊の下宿に案内す。是迄當地勅を受、土州藩鎮撫たりしが許し無き場所に夷人上陸して亂暴無禮の餘、土州人大に怒り、廿名餘海岸迄追つめ切殺す。其末夷人立合にて、土州人十二人の内十一人切腹す。一人に至り夷人見兼て押留たり、場所は所謂妙國寺の前、大藤鐵の脇に小屋を結び、血の付たる三寶棚にかざり、屍を寺の後に葬りければ、群參る人々の手向る香の烟りは天を曇らす事夜晝の分ちも無ぞ見へてけり。明れば處の惣役人拜願出、則相濟次の日舊幕役屋敷より海岸の臺場等巡檢相濟六日を経て吾藩の兵一大隊着船す。西原廣太郎澤瀬兵衛古賀喜三郎等の同志乘組來、次の日急御用出來早追にて上京す。四日目に歸、此夜勤王の御爲勤筋云々申立、大和藩玉井某當市中にて金策致す由役人より達す。直に兵隊廿人引進出張遊女屋に居けるを探り付談判せしに言語始末詳かならず、直に召捕、太宰府に送る。角力芝居同日に始り、日々役人案内す。故に一日づゝ見物、東征大總督有栖川帥宮様、駿河府中迄御進軍に相成、其方に吾藩出張の勅り下りし由堺の人数は大阪表へ急々引越候様、使者來る程に、吾も一同出張致度、吉田氏に願し處、國の事も未だ一定せず、加之當所大阪表にも雄士御人少き故、先出張の儀相止

可し併し主人自藩の事は如何成共苦しからずば、兎も角も敢て許さず再三押て同志の士も追々馳登候事成ば御都合は出来られ候半、吾は是非共速に東賊を平げ武運幸命有ば再會の賀を得んども止む可らざるの志願也とせまる。吉田氏も終に大阪に至り水野木村兩氏に談じ見るべしと云れし故直に早駕にて走り着すれば、水野氏は君の御前に出勤木村氏に談じければ直に君の御前に出で言上に及びしかば、其方此節參謀の任たり、其手に召使ふ可旨仰られ候旨、同氏告げるを佐々金平、川口誠夫、脇より是を聞兩人も同様仰付られ度旨、木村氏に迫りければ終に又願に出られしが、川口は同様相濟み佐々は相叶ず、甚殘念の體也、吾は早駕にて堺に歸り、君命の御趣意を逃けるを川村作摩、古賀喜三郎是を聞き出張の事を願しか、吉田氏許す終に大議論起り兩氏負と成けり。明る朝東雲より打立程無大阪に着すれば、總人員五百悉く身仕舞相濟、黄昏より淀船に乗込たり、于時明治元年三月廿九日也、御人數は伏見に一泊、木村父子、川口、子、諸方、岩吉五人は直に上京し、菊の章旗錦の背印を受取、大津驛にて惣兵出逢管の約定也、田中九一、鹿野淳二は京の寺町本満寺にて別れしより、此頃は二條城に移居候由、鹿野實父空閑勝右衛門同人を引連、出張爲んとて、吾等と共に京都に至り、西の洞院に呼寄同行すべき旨申聞せし處、彼の九一付添來り拒て許さず、空閑氏怒り、其儘打捨て吾等と出立す。

第十七 東京府の吟味及處刑を受けて熊本藩に御預せらる

四七二

第十八 結

久留米藩内に於て勤王と云ふ事は餘り忌み嫌はれた事でも無く、謂はゞ土地に適して好まるゝ事と思はねばならぬと、そう考ふる譯は、歴史上の關係であるが、南北朝の時、菊池氏が肥筑を殆んど領有して、征西將軍の宮を奉じ、皇家に盡せし事と言ひ、又後征西將軍の宮の御陵墓は八女の御側に在り、降りては高山仲細先生が幾度となく、久留米に來たられたと云ふのは、各地に往復せらるゝ途次、通過の便に依られた爲めに、屢々來られたと云ふかも知れぬけれども、何か見込が有つた爲めでは無いか、能く取調べて見たならば、屹度其の證據が出るので有らうけれども、今は書き残されたものも無いやうであらば、どうとも言へ無い。兎も角も、同氏が屠腹して死なれた場所と云ひ、其遺骸は寺町通照院に葬りて、其墓も現存して居るのであれば、夫れ丈でも、勤王の種は殊更に播き付けられたものと言はねばならぬのであらう。其後、義源院公と申上ぐる藩主が作られた詩に、

三過忠臣楠子墓、對公默誓我精神、一言欲述延元事、憤意塞胸淚滿襟、
と云ふやうに、悲憤の涙を注がれたのは、即ち勤王の思召を以て、祖先赤松圓心公等の事

第十八 結

四七三

を追想せられて、如此作られたのであらうとの事である。此やうに國守の志が厚かつたのであれば之に従つた臣子の面々は、公を補佐し、皆な勤王の志を振り起し、王事に執掌せんとしたのであらうが、御在世僅に三年にして、薨去せられ、對國公の世となり、要路の人々の間に、議論が割れて分立したと云ふ事でありしが、岡永嘉右衛門と云ふ人は、

祇應戮力報君親 洛蜀黨分終不振 請見無心造物者 花紅柳綠各成春

と云ふ詩を残して、國を去り、往く所を暗ましたと云ふ事であるが、此分立は、勤王佐幕の分るゝ元でありしか否やは未だ取調べた事が無い、自分は知らぬ、然るに此の兩詩は、記憶の儘に書いたのであれば、文字違ひ、顛倒した所も有らうと思ふけれども、致證すべきものも、手元に無いから、主意さへ分れば、宜しい事と思ひ、勝手に載せたのである。又其頃の事であつたらうと思はるゝのは、村上守太郎と云ふ人が、殿中で殺された變事が有り、又御家老脇とかを勤められた稻次因幡氏が容易ならざる事を言上したとか、言ふ事で、幽囚せらるゝ身となりしかば、其時因幡氏の兄たる、水野吉田兩氏も、亦共に幽囚せられ、木村西原の兩氏も、同様となり、真木泉州翁は何れ其時の張本人では無かつたかと思はるゝが、翁は終に弟の大鳥居氏に預けらるゝ身となつたので、久留米勤王家は、一と網の中に皆打ち込まれ、身動きもされぬやうに成つて、仕舞つたので有しが、十餘年も経過した

後世間にては、漸く勤王家の人々が、頭を掻げ出し、非常手段を執つて、志を貫かうとする事となつたので、泉州翁も文久二年壬戌の年、門人又同志を引き連れ、白晝切り火繩を付けた小銃を肩にし、水田を脱け出で、薩摩の方に走られたのであるが、自分は漸く十四五の子供の時なれば、見聞する所の者も狭く、又思考力も寡ひから、其時の事は、何が何やら一向解ら無かつた。然るに泉州翁の甥に當る大鳥居菅吉とは、輪番長屋以來の知り人であつた。又東京へ往復した時は、勿論熊本幽囚中に於ても、亦一所に居たので、あれば、泉州翁の事を折々尋ね問ふた事も有たけれども、大鳥居も亦幼年の時、時勢に關した事柄と頗末又は入り割杯は、些しも知らなかつたとの事で、有たから、聞く事が出来無かつたのであるが、只朝夕親灸して、其薰陶を受け、其志を鞏固にした等の事は、折々聞たやうで有たけれども、今は其事をも打忘れて、思ひ出さぬ。然るに泉州翁が水田を脱走せらるゝに先ち、父の理兵衛に従ひ、上京の途に就たのであつたが、途中に於て捕吏に追及せられて、國に歸る途中、筑前黒崎驛に於て、父は自刃せられた其の時の事を、兄の次郎が書た者に、勤王家の諸氏が批評を加へられたものが有たのを、熊本禁獄中之を、寫し取りしもの、今尚は篋底に有たから、參考に供せんが爲め、爰に擧ぐる事としたのである。

古松先生の評

文久二年壬戌春伯父紫灘先生家君某先生赴 皇室之難事敗伯父南走薩摩家君
就義於黑崎當是時夷患日深 夫子震怒數降樓夷詔幕府不奉欺罔凌犯莫不至天
下切齒愛國之士四方並起有聞幕府之罪之議而伯父及家君隱然爲西國之望
紀事之文貴綱目森嚴僕私加數十句爲全文之綱殊爲多罪由以加取捨俟知免

壬戌紀事

古松曰題當日哀慕錄忠芬義芳字名實的確然文字有品評之意自他人言之可
也自子弟言之恕不可也僕竊擬以哀慕錄之名者以爲人子之情也恭敬之名也
維時嘉永歲次壬子春三月余伯父真木保臣與數十名俱慷慨國事蒙嚴譴者十數
名官託伯父保臣於余父信臣曰嚴禁錮焉乃營一室於第之東北隅使居之而數以
使妾僕掌灑掃飲食之事伯父不肯曰余素肥滿若不勞身體恐至釀疾病乃自爲僕
妾之事而日夜勉勵又讀古人之書而審其可否曲直與亡活亂之迹以尙友古人嗚
呼伯父十有二年不以物喜不以厄悲亦空吟月與花朝慨歎
朝廷之委屏夕嘆息國家之衰微仰不於日月之明俯不耻於天下之人也辛酉之年
竊遺淵丹獻
天朝中興之策於條公何月何日北筑藩平野次郎來告

久留米藩雜記

朝廷之急伯父奮然謂家君曰余自幼慨歎
天朝之委靡汝之所知也苟食 皇國之食服 皇國之服者可不盡人事哉然
余未有解齒離謂之官必不許余欲竊脫走而趨
天朝之急他日有所大報於國家是亦一道也汝亦請命而上京焉家君作掌曰兄之
言大善矣然余不先於兄則事必難成自是日夜與伯父談策冬平野薩行而歸途暫
潛匿於余家諸藩有志之士來會者亦多焉壬戌之春薩藩橋口莊助柴山愛次郎二
士上京之道來於余家曰二月念五日吾三郎公子將上京事甚急也足下等亦速發
焉春二月家君託他事以請上京之命十二日從信任與信溫而發程此日也飛雪紛
紛不使余瞻望家君遺和歌二首於余曰卅能常乃旅豆波伊江度筑紫海乃深
心伊忘奈預又憂事能身仁積奈婆津毛禮賀志命乃加義理大江巨志毛見十四日
角照淵丹有策先發程及十六日官豫知有伯父脫走使東園村外之四方時四鼓伯
父乃奮然提鎗從淵謙吉助南走從兄拉追及之終共入薩焉官吏急追終不能及又
追家君於東至於馬關及家君告以伯父脫走之事曰有命速反焉家君爲不知日是
何故乎待余之此行而脫實可惡也噫悔不及此日竊招信任日可反道乎信任答曰
請聽彼數吏而行耳家君曰事已破矣兄復欲因必矣余聽此數吏去甚易然似輕蔑

久留米藩雜記

朝廷之急伯父奮然謂家君曰余自幼慨歎
天朝之委靡汝之所知也苟食 皇國之食服 皇國之服者可不盡人事哉然
余未有解齒離謂之官必不許余欲竊脫走而趨
天朝之急他日有所大報於國家是亦一道也汝亦請命而上京焉家君作掌曰兄之
言大善矣然余不先於兄則事必難成自是日夜與伯父談策冬平野薩行而歸途暫
潛匿於余家諸藩有志之士來會者亦多焉壬戌之春薩藩橋口莊助柴山愛次郎二
士上京之道來於余家曰二月念五日吾三郎公子將上京事甚急也足下等亦速發
焉春二月家君託他事以請上京之命十二日從信任與信溫而發程此日也飛雪紛
紛不使余瞻望家君遺和歌二首於余曰卅能常乃旅豆波伊江度筑紫海乃深
心伊忘奈預又憂事能身仁積奈婆津毛禮賀志命乃加義理大江巨志毛見十四日
角照淵丹有策先發程及十六日官豫知有伯父脫走使東園村外之四方時四鼓伯
父乃奮然提鎗從淵謙吉助南走從兄拉追及之終共入薩焉官吏急追終不能及又
追家君於東至於馬關及家君告以伯父脫走之事曰有命速反焉家君爲不知日是
何故乎待余之此行而脫實可惡也噫悔不及此日竊招信任日可反道乎信任答曰
請聽彼數吏而行耳家君曰事已破矣兄復欲因必矣余聽此數吏去甚易然似輕蔑

久留米藩雜記

朝廷之急伯父奮然謂家君曰余自幼慨歎
天朝之委靡汝之所知也苟食 皇國之食服 皇國之服者可不盡人事哉然
余未有解齒離謂之官必不許余欲竊脫走而趨
天朝之急他日有所大報於國家是亦一道也汝亦請命而上京焉家君作掌曰兄之
言大善矣然余不先於兄則事必難成自是日夜與伯父談策冬平野薩行而歸途暫
潛匿於余家諸藩有志之士來會者亦多焉壬戌之春薩藩橋口莊助柴山愛次郎二
士上京之道來於余家曰二月念五日吾三郎公子將上京事甚急也足下等亦速發
焉春二月家君託他事以請上京之命十二日從信任與信溫而發程此日也飛雪紛
紛不使余瞻望家君遺和歌二首於余曰卅能常乃旅豆波伊江度筑紫海乃深
心伊忘奈預又憂事能身仁積奈婆津毛禮賀志命乃加義理大江巨志毛見十四日
角照淵丹有策先發程及十六日官豫知有伯父脫走使東園村外之四方時四鼓伯
父乃奮然提鎗從淵謙吉助南走從兄拉追及之終共入薩焉官吏急追終不能及又
追家君於東至於馬關及家君告以伯父脫走之事曰有命速反焉家君爲不知日是
何故乎待余之此行而脫實可惡也噫悔不及此日竊招信任日可反道乎信任答曰
請聽彼數吏而行耳家君曰事已破矣兄復欲因必矣余聽此數吏去甚易然似輕蔑

有某日... 國家余不欲為之宜反道且曰余之此行也託他事以請命是偽君也加之官託保臣於

第十八

四七八

國家余不欲為之宜反道且曰余之此行也託他事以請命是偽君也加之官託保臣於
余最嚴矣然使之是背命也二者其罪重大無所遁余固不期再歸比及於國自及欲
以謝罪汝歸家告于母與兄而汝兄弟益奮勵以體余志拋身於尊攘則余亦願於地
下信任答曰余素欲與父同死生然今從于父就死則背父之志必兄弟戮力同心致
身於尊攘七死生與兄同之請幸安焉家君喜甚矣乃與杯曰是永訣之杯也汝快
焉信任謹受之傾數杯已而反道十九日將及筑前里崎驛家君招信任曰朕之欲汝
乘之信任乃乘焉行一里餘信任下馬以勸於家君又乘焉行數十里而荷者
忽驚愕呼信任曰汝走見之視中血流而家君已自刃信任涕泣呼家君三焉家君開
眼大聲應之曰余知入國境難自及故今急死汝勿涕泣必不可失尊攘之大志其言
切切懇懇而終無聲信溫亦到焉二人飲泣歎悲歎實極矣唯有松風蕭々甲之鳥
聲切々悲之而已至黑崎驛官吏私請葬遺骸於其地信任信溫不可終以遺骸歸國
官使埋之於獄之側嗚呼官驛命無可如何也而信任信溫終就囚角照淵丹又就縛
歸二月十六日四鼓發家道過古賀簡次余曰伯父已南走足下若遲延則必為縛簡
二愕然急馳還告于同志於是乎其夜獨陶酒傳原道古簡荒羊皆脫走余至員頭渡
邊氏達伯父脫走之事員頭謂余曰汝巨細書之來焉時夜四鼓歸家則東方既白此

以爾... 日大金庄舍下根淵諸皆為縛余挾細書伯父脫走之事到於員頭曰以汝有不審

第十八

四七九

日大金庄舍下根淵諸皆為縛余挾細書伯父脫走之事到於員頭曰以汝有不審
官託汝於余汝加謹慎乃與從兄真木文臣同禁錮于一室其夜詰問終與文臣異室
半夜喧囂眠醒甚疑之開目視之則衛余者五六名來焉嗚呼余之罪大乎問之於心
無可恥於天地者矣十八日員頭之臣來曰今將代席請來焉余與從兄行一室之內
以展隔之又別設席以展隔之余心疑焉須臾而有一人來者見之則余之母也嗚呼
余之母何罪天何不察之乎人何不察之乎而余之母與衛等談笑猶平素於是乎余
亦大安焉唯口夜前家君之無禍而已而詰問或連口或隔日詰問既終矣於是除屏
三人同席得少慰北堂之心而員頭渡邊氏每日必來談一日謂余曰汝等四句之間
幽居於一室恐心鬱矣余之北庭自有遠望諸俱衛來焉於是與母及從兄俱至北庭
遠望寶滿山崔嵬帶霞山蒼然猶媚寶山近望小森野菜花爛熳麴麥青々囚人始
知春色殆忘因苦立於此仰天口以長歎人事不同歸五月余病痲疾實重北堂之憂
苦惟恨天而已然員頭渡邊氏屢來於余之病床切々懇々常慰余與北堂無所不至
念八日員頭招余輩曰汝等歸家慎焉但禁他人之面會余等乃拜謝而忽然見弟信
任及信溫北堂及余愕然其無恙而見信任眼中含淚余心不甚安歸家問家君之
安否信任曰安矣曰安在乎曰以兄等在員頭故在穿懸慮余心少安之後北堂使僕

僕君不似奴
之北堂及余大疑之選招信任強問之信任雙袖掩淚不敢答北堂及余之心愈動搖
如夢如幻
信任漸拂涕曰二月九日家君已自歿且告遺言嗚呼嗟乎千載之遺憾天何使余此
極乎北堂忽然立席取刀將自刃余之輩愕然解之北堂大聲泣曰汝不知乎余有前
言信任亦泣曰家君就死之時再顧余曰惟恐有此事汝宜留之北堂若就死余如家
君遺言儲蓄思焉北堂乃斷髮塵曰汝等安焉余誤矣伏願汝等繼父之志矣六月有官
命曰宜葬信臣之骸於其土是以下川湘兵衛觀篇以父之骸歸余隨責中不能親臨
於葬地唯在家以終禮而已納詠歌二首於棺中曰筑紫海乃深心哀受繼武加婆彌
波濱仁打佐良須豆毛又憂事能加久真傳父仁津茂理氣豆志良婆和賀身爾衰波
麻志毛能衰終六月何日葬於水田來迎寺先塋之側嗚呼悲哉

嗚呼忠孝與起於一族余讀斯卷每至義氣之振輒腸將斷矣余於是始信文章
之口決不在結構字句間而唯在至誠云爾

葛 覃 敬 識

楠侯當櫻井驛警正行曰汝雖幼懈于學專求義理勿徒以識字記事為務嗚
呼此言也實楠氏一門忠義之所本也今大島居兄弟奉遺訓專心力求義理又

第十八

有實行自茲以後愈出愈遠大小楠公可遮期矣
白 茅 謹 評
油里近譯誠忠武鑑既數卷筆々動人今亦著壬戌紀事一族渾家丹心報國以
着鞭於尊攘其動人者是亦一武鑑而其事實自有出乎其右者矣余與信臣君
同行之學友其六年前之沒日而余今閱此冊子於此幽囚中自有不堪感泣者
矣又與油里幽窓間之桃花雨後得知氣而半開可觀焉亦自有不堪感慨者矣
拂淚閱了而後俱笑觀桃花以談天意人事之不可測者矣于時丁卯仲春旬九
赤 村 山 人 題
大島居氏閩族抱尊攘之志盡遭危禍所謂畏天疾威下此罪戾者乎天道果不
是乎予與信任同獄五年茲予偶臥病信臣亦繫他獄遭病恩赦出獄在庄島水
田邸贈其著書於信任警曰勿示他予謂一見信任固辭強奪之讀未央淚數行
滿病床嗚呼紫灘與予交情殊厚是以屢得而信臣居常感服其兄弟友愛韓々
共抱大志今讀此卷其兄弟之動靜云為泮々乎復粲然耳目之間嗚呼有此令
兄弟之阿爺釀此孽孽兒之兄弟精忠至孝却為危禍之階豈得不尤天平哉吞
淚阻勉苦讀了欲書一言於卷端體疲不能採筆履莊山敬功於枕上使代筆之

四八一

泣血不知病加一層

丁卯初冬念九日

屏山四人強病贅言

題託焉而聞此日也有飛使馳譯至自京師曰大將軍解印綬反政權於
廷嗚呼武門與而 朝權廢六百年千茲大鳥居氏闕族遭危禍延及我輩者
何爲乎夫何爲乎然不圖因中見復古如斯之速矣幸縑々保一生如我輩者
躍并歌至忘病苦也曩昔死勤 王令兄弟翁者亦豈不瞑目於地下哉痛快
之餘勞爾使筆不擱又勞書其次云

警東之發已盡而字句之潤亦至矣何待晚生之咏哉但文體似有未妥者姑表
愚見以請教耳

大義之事主孝之筆設畢肅然大書之於家譜後則血誠之所注其子其孫感泣
與義者必世々有繼矣豈非孝之大亦大者乎僕亦寫一本常置座右假其誠自
鞭策云

己巳秋八月 日

辱知古松淵臣妄批

真木泉州翁が水田の大鳥居を脱け出で薩摩藩に走り終に上京せられた其時は天下の

形勢も殆んど一變して勤王家の世となり直に攘夷もせらるゝのであるかと思はるゝ
位でありしに伏見寺田屋騒動となり劃策せられた事も悉く畫餅に歸して爰に一頓挫
を來したのであるが其末泉州翁初め出陣した勤王家の人々は皆久留米に歸り來たの
である孰れ其前後の事であつたやうに思はるゝのは水野木村の兩氏が赦されて世に
出らるゝ事となりしかば曾て幽閉せられた人々は皆悉く赦免せられたやうでありし
故牢屋は全く空虚となつた云はねばならぬのに北川衛守と云ふ一人は赦され無
かつたが此北川と云ふ人は矢張り並々の囚人では無く義源院公の御側に勤仕した人
で當時の噂には毒の入れあつた膳部を公に捧げやうとして露見したとか捧ぐるに忍
びず過ち作るゝ真似して膳部を悉く覆したとかにて此通りに成つて居たと云ふ事
ありしが其顛末は極秘密に付せられたやうでありしかば事實は解ら無かつたけれど
も何さま毒害と云ふ事だけは事實で有つたのでありしが其事が國事に關聯
を及ぼして居たのでありしや否や其點に至ては自分も未だ曾て取調をなした事が無
いから何共云へ無いが定めて込入つた關係を持って居たから赦され無かつたのであら
う然るに勤王家と言はれた人々は皆赦されて青天白日の身となりしかば北川とは全
く關係して居ら無かつたに相違は無い然るに赦されて出た人々は自分が家は兄貴四

人が一致して、刀研ぎの内職をして居たのであつたから、原道太、荒卷半三郎、中垣健太郎、半田門吉と云ふ如き、尖りと云はれた人々は、移り代り出入して、刀研ぎの爲めに、屢々來りて長坐せらるゝ事も有り、其度毎に痛快の談を聞き、慷慨悲壯の話もあつたのであれ、ば自分も子供乍ら之を聞くのを、樂しみにしたが、早く成長して、天保學を學び、尖りの中間入りでもしたならば、あんな豪傑にも成られ、國家の爲めに盡す事も出来るのであらうかと思へば、心の中竊かに思ひ慕はれ、羨しくも考へられた、其時の形勢を今から追想して、どう斯うと云ふて述べて見た處が、何の役にも立たぬ話である、尤め止める人も有り、又當時の眞情を穿も得て、成る程と首肯せらるゝ、丈けに書くことは、素より出來ぬのであるが、只見聞した所に依り、想像を加へて言ふて見れば、勤王家の人々が、伏見騷動後國に歸つた其砌り迄は、時勢も時勢で、鎖港攘夷の論も、開港論も、後々のやうに、きつぱり分れて、其是非を争ふた、と云ふ迄に、進んでは居らぬ、まだ、渾沌劍味の時で、公武合體論杯が行はれたのでありしかば、勤王家と佐幕派の間は、表面上に於て、餘り確執も無く、肌慥と云ふことも、さして甚だしくは無かつたやうでありしが、何れ其頃であつたやうに覺へて居るのは、城下の人々が、俄に騒ぎ出して、一般の人々を驚かした出來事は、家中の侍が皆惣出と云ふ鹽梅で、手に手に、拔身の鎗を掲げ、又は擔いて居る人々が、三々伍

々連立ち、幾手にも分れ、此處彼處と徘徊したのであれば、何も知らぬ人々は何事の起り初めたのであるか、と驚き、騒で、狼狽したと云ふ事、有りしかども、能く聞いて見れば、其人々は、真木泉州翁の宅を初め、其他勤王家と目せらるゝ人々の宅を取り、圍み、威勢を示して、恐赫したと云ふ事でありしも、拔身の鎗を其人々に擬したと云ふ迄には、運んで居ら無つたとの事であつた、斯言ふ、工合に、勤王家の人々が、侍の爲めに、如此苦しめられ、又侍は一致して、斯言ふ、舉動を取つた、と云ふ譯柄は、もとより知り難き事でありしかども、想ふに、兩者の間は、階級が異つて、實際絶無であれば、常に意思の疏通を缺き、投合を失ひ、感情の衝突上、何小癩な奴共と、豫々輕蔑せられた行き懸りがあるのに、一方では之れに屈せず、對抗して居た、際なれば、誰れか策を施し、流言を放ち、煽立た爲め、附和雷同の人々が、動き立ち、野次馬連の騒ぎとなつたのであらうと思はるゝ、全體人の行爲上、目的をきつぱり立て、方向を定め、之に向て歩行み出す志と云ふのは、どうせ學問をした人々でなければ、そう言ふ事に成り兼ねるのであれば、多くは學問學派の關係上、彼此向ふ所を異にして、各々盡す所のものを、同じうせぬやうに成つて居るやうである、然るに、久留米藩に於ては、稍々其趣きを異にし、學派藝術の爲めに、分れて兩立したと云ふては、無く、大體上地位に依つて分れ立つたやうであるが、尊攘の大義を唱へた者は、なせ侍

の内には寡くして、其以外の者に多かつたか又以外の者は、なせ尊攘論に傾いたか、兩者の内情に立入り、其事蹟に依り、試みに論じて見れば、侍は概ね舊例古格を保守し、其地位と現狀を失はざらん事を努め、専ら之を維持して、以て政體組織の變更を防ぎ、革新を拒んだ結果は、勢ひ佐幕論となつたのでは有るまいか、之れに引換へ、尊攘論を唱へた者は、當時の政治に不満を懷き、不平を鳴らし、之れに安んぜざる結果、其組織を更へ、舊例古格を破らんと思ふ、矢先好名義の尊攘論を擔ぎ出し、革新を企てたと言はねば成らぬやうでありしかば、他藩の如く、學問學派を本として、分立したと云ふでは無く、地位に依つて分れたから、兩者の間は、どうしても相容れぬことゝ成つたのであらうと思ふが、爰に些しく解し難いのは、佐幕論者である、何となれば、徳川幕府をどこゝ迄も推し立て行かうとしたのは、現狀維持で、其爲め、尊王を拒んで同意を表し無かつたと云はねばならぬ、而して徳川幕府の掟に對し、國體を全ふせんが爲めに、國法として定めたものは、外國の夷人は悉く打ち拂ふと云ふのが、徳川氏の設けた掟であるのに、其掟は守り難い事と成つたのであるれば、打ち拂ひのことは、強ち保守せずして却て之を改め易へやうとしたのは、即ち變通を許し、固守はせぬと云ふ事となつたのであるれば、其變通は、之を許したと云ふ點より論じて見れば、實に卓識遠見と云はねばならぬのに、其卓識遠見を持ち、宇内の大

久留米藩雜記

久留米藩雜記

勢をも、遂觀したと云ふ人々が、其一方には變通と云ふ事を些しも許さず、徳川幕府を只管維持して、何もかも之が爲めに犠牲に供しやうとしたのは、變通と云ふ事を些しも知らなかつた、頑固者流の爲す所と、殆んど異なる所のものは、一つも無いやうである、又時勢の進退上、領國の賑を破つて、港灣を開き、異種異類の外國人を入れ、其人と手を握り、相親み、相近づき、交りを結んで、共に立たうとした其弘量と云ふものは、實に見上げた見識活眼であつたと云はねばならぬのに、同胞相親むべき者に對しては、却て容れずして之を苦め、共に齒せず、或は牢の中に迄押籠め、又は非道な事をして、之を殺したと云ふに至つては、今から考へて見れば、どうしても、其意を得ざりしものが甚だ多いやうである、斯う云ふ工合の事を數へ立て、段々論を進めて、當時の出來事を推論して見たならば、兩者の論も、其他の論も、到底一貫した事は甚だ少ふして、多くは矛盾した者又は祖師したもの計りでありはせぬかと思はるゝのであるが、是は獨り、久留米藩に關した事ではななく、孰れの地に於ても、同様であつた事と思はるゝのであるが、其間久留米にては、世間の状態と些しく異つた様に考へらるゝのは、例の忌み嫌ひ、猜み合ひ、嫉妬と云ふ惡癖も加はりて、大に威力を逞ふした跡も有るやうであるが、元々久留米人士は、洒々磊落の氣象に乏しく、物々に拘泥し、又は愛憎の念が深く、酷く只目前の是非得喪に着眼して、遠大の

事を等閑に附し去つて顧みる事の無いと云ふ風習の中に生息し却て之を是とし信じて守つたやうに成つて居た當時の事なれば如此状態に陥つて惡結果を呈したと云ふのも無理ならぬ事と思はるゝのであるが其間に眞木泉州翁の如き人がどうして我久留米の地に生れ出られたのであらうか實に天下の憂に先つて之を憂ひ衆人の爲し得ざりし所の者を敢て爲して以て勤王の實を擧げやうとせられたのに群小陋見を持した人々の爲に擠排せらるゝの不幸を蒙り其力を伸ばすこと能はず終に天王山の露と消へ失せられたのであるが是に就て述べねばならぬのは明治十八九年の頃彼の歐化主義とか言ふ者が一世を風靡し都鄙遠近の別なく吹流れ荒れた時は實に非常な暴威を逞うし曾て尊攘を唱へた者は國賊で有つたやうに言ひ做され又取扱はれ殆んど死屍に鞭ちて之を辱めんとした際に、どう云ふ人の催であつたか其邊の事は詳にし無つたが京都山崎天王山即ち泉州翁等の屠腹せられた地に於て在天の神靈を祭られた其時松村雄之進も之に參拜したと云ふ事でありしに京都から久邇宮殿下が御參拜になつたと云ふことで其際松村を御側近く召され其方は久留米人と云ふ事であるが眞木和泉守の事に付話して置く事があると殊更に御沙汰になり泉州の人物を大に御稱揚あり而して後詞を更めて仰せられたのには眞木と云ふのは實にゑらい人物であつた

が彼の舊幕府盛なる時に當り忌憚なく討幕論を唱へ正々堂々其議論を建て千等に迫りて論じた其鋭鋒には當り難いのであつた今は世間で誰れ彼れと討幕論を唱へた主張者であつたかのやうに言ひ唯されて居るのを聞くのであるが予は其頃公武兩者の間に立ち親しく國事の衝に當つて居たのであればそんな事があつたならば予は必ず預り聞いて居らねばならぬのに其時迄は其人々の口から聞いた事は無かつた然るに眞木は正々堂々討幕論を唱へ朝幕兩立すべからざる理由も明かに述べて實行を論じたのは他に無かつたのであれば討幕論と云ふ者の發頭人は眞木であつたと云ふ事は予が言ふて置くから忘るゝなと懇に仰せられた言を承りては獨り泉州翁の名譽のみならず吾々勤王家の流れを酌み泉州翁を崇敬した者は勿論其他一般の久留米人に取つても面目の次第であれば君等も此仰せ言文だけは決して忘れぬやうにして呉れと松村は沁み／＼自分等に對して述べたのである又平野二郎國臣の實弟に三郎と云ふ老人が早良郡樋井川村片江と云ふ處に住んで居らるゝが此頃反古の中から見付出したと云ふ書付は國臣の眞筆に係るもので左に

吉田玄蕃様

當時天下の英才と奉存候は米藩の眞木和泉に而御座候其外にも定而數多可有御座

候得とも外に格別是ぞと申人は狹隘交に而いまだ見當り不申候

此書は亡父二郎國臣當時筑後久留米漱ノ下水天宮の神官眞木和泉守實名保臣を推舉の爲譜神家え謹白の草稿なり反舌の中より發見したるを以て其眞跡なることを證明せんが爲予が通稱を記し添書するものなり

吉田玄蕃實名重義と云ふは當時京都に於て藝華院宮の候人なり國臣が爲めには大由緒ある人物にして一新後狀と改白峯神社の宮司に被任たり

明治四十四年五月

七十五翁

平野三郎能得

泉州翁の事を詳細に取調べて書たならば後世を益するものが多々あるもので有らうと思ふけれども自分は後進生で未だ曾て其門に及んで教へを受けたと言ふでは無く殊に寡聞陋劣にして何事にも通せず又事理を察知するの明もなく只翁を想望するのであるが上に述べた久留宮の御口から親しく仰せられた御詞と平野國臣が手紙を以て吹舉した文意等を推し測り考へて見ても其爲人人物は當時の儔輩を凌駕し尋常普通の人では無く屹度千萬人に秀た英雄か若くは豪傑又は賢人君子と言はれた人であつたに相違はあるまいと思はるゝ然るに久留米にては勤王家を除く外の人々は翁を以

て天下の人物と尊重して崇敬を拂ふた者は幾何の人で有つたか餘り多くは無い、却て國家の邪魔者と思はれて之をいぢめさいなめ、手も足も出されぬやうに縛り上げ身動きされぬ迄窮境に陥れ其一生を終らしめんとした譯柄理由は前に述べたものゝ外猶ほ多々あるのであらうが要するに翁が天下の憂に先て憂ひ悲憤慷慨義に赴かれたのは沈澱した久留米人士の考へとは大に異りて其人々の期する目的と同じふせざる爲め容れられ無かつたのであらう又水野大參事初め、小河古松兩先生は如何であつたかと言へば泉州翁と稍々其趣を異にしたのでありしかども、一般人に歡迎せられた爲めに彼の如く力が伸びたと言ふのでは無く、只だ地位と勢力に對し或は不得已して服従したのでは無いかと思はるゝ然らば久留米に於て、人物人才と仰がるゝものは、どんな風な人であれば其の選に當るかと言へば、之れに答ふるに乃ち久留米と言ふ所を解決せねばならぬのであらうと思惟するので、聊か愚見を陳べて批難を求めんとする、夫れ久留米と言ふ土地は前にも屢々述べた通り四通八達山川地理の關係上、大人物が出て手腕を振へば、地理を利用して發達を圖るべき土地柄なるに悲ひ哉封建制度の組織上然るが如き手腕者が出るを許さず、好位地を占めて居りながら利用せず、却つて自ら其地域を狭小に限り、其の間の小天地に踞して、之れ甘んじ、些しも外に出る事の出來ぬ

久留米藩雜記

やうに自ら束縛して之に蟄伏し唯人の入り来るのに能く防ぎ止めたと言ふ政策を執りて之に誇り、只現状維持にのみ眼を着け心を配り、因循姑息を維し、尙んだ慣習の中に久しく養はれ、人心は益々沈澱して動かざりし結果は相率て保守退嬰となり、進んでやると言ふ考へは毛頭一つも無い故に、人がやることにしてもすることに對しても猶ほ之を惡み嫌ひ、忌み猜んだと言ふ當時の狀態が一般の氣風なりしかば、其中に立ちて人々から選ばれる、人物人才は只現状を保持する丈のの小理窟を並べ、一寸間に合ふ文才と技倆と辯論があれば夫れで良いから泉州翁の如く、現状を改め組織を換へ、王政に復しやうとして討幕論迄も唱へた發頭人は、彼時には到底容れられ無かつたと言ふも無理ならぬのである。然らば藩難の時は如何の狀態に變遷したのであるかと言へば、あの難局に陥る迄、異論者は一人も出なかつたやうでありし所以の者は、人才輩出して局に當り、上下一致心を戮せて非常手段迄も施して思ひ切つたことをする迄、少しの齟齬をも他に見せ無かつたので、吾々が久留米地を離れ去るまでの間は何事も無かりしが、其後に係る進取保守の關係は之を詳にすること能はず、今は既に明治も三十餘年を経過し、昔の偉は消え失せて跡を止めず、殊に吾々如き頑固者も姑息者も次第に凋落して其數を減じ、進新氣鋭の人々が日々、其員數を加へ、手腕を伸べ、陋習を打破したのであれ

久留米藩雜記

ば是迄の如く、嫉妬軋轢若くは猜み合ふ事柄と言ふものは一つも無く、此の競争場裡に馳驅して進取を圖り、互に努力する事となりしかば、久留米人も昔と變り、酒々落々氣宇は快濶にして物に拘泥せず、能く人と接して物を容れ、一つも城府を設けず、咄城を撤し國家に盡すと云へば、吾々も郷里の爲めに喜び且つ賀して、九泉の下先き立ちし人々を喚び起し、之を告げ知らせたならば斯くも速かに運び變化して進んだのであるか、且つ喜び驚き且は惟まるゝのでは無いかと思ふに、連れ、吾々も今日迄生き永らへた甲斐もあり、待てば甘露の日和とやらで、實に末頼母しく思はれ、大に力を得たのであるが、今日以後久留米で人物と尊ばれ、人材と言はれた人ならば世間に推し出ても同様となり、又世間に於て人物人才と言はれた者が久留米に入り來らば、擯斥もせず、忌み嫌ひもせず、喜んで之を迎へて容るゝこと、成つたならば、其の人も安んじて落着き、其才と智と技能を働かし、力量を見せて久留米の爲めに盡すのであらう、然らば泉州翁の如き大人物が今出ても、必ずしも久留米の地を去るに及ばず、居ながら天下の論を制することが出来るから、最早泉州翁の如き人が我久留米地より出來ねば成らぬ時が來たのでは無いかと思はるゝが、果して泉州翁の如き大人物が今や出ねばならぬ必要が生じて居る時でありしや否や、と言ふ其問題の當否を論じて解決を與へやうとすれば、矢張り泉州

決を與ふる其人があるのであらうと此頃は頻りに項門の眼を活開して久留米の方を望み觀其人は何處の里に潜んで未だ現れざるか若くは呱呱の聲を揚げ匍匐して將に歩せんとするの時なるか將た然らざるかと天を仰では渴望し地に瞞しては老人を追慕し過去を憶ひ現在を視將來を慮り悲喜交々羨り爰に筆を投じて言ふ所を知らす云

明治四十四年十一月廿一日印刷
久留米藩難記畢

九州大學圖書印

明治四十四年十一月廿一日印刷
明治四十四年十一月五日發行

著者 川島澄之助

東京市日本橋區下槇町十二番地

發行兼印刷者 今津隆治

東京市麹町區飯田町二丁目六十八番地

印刷所 公木社

著作
所
有

發行所

久留米市米屋町
電話一八五番
振替福岡五〇五番

金文堂書店

